

嵐山町議会平成25年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	16
陳情の委員会付託について	19
日程の追加	20
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
散会の宣告	34

第 2 号 (12月5日)

議事日程	37
出席議員	38
欠席議員	38
本会議に出席した事務局職員	38

説明のための出席者	3 8
開議の宣告	4 1
諸般の報告	4 1
一般質問	4 1
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 1
4 番 長 島 邦 夫 議員	5 7
5 番 小 林 朝 光 議員	6 8
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	7 8
7 番 吉 場 道 雄 議員	1 1 1
散会の宣告	1 2 4

第 3 号 (12月6日)

議事日程	1 2 5
出席議員	1 2 6
欠席議員	1 2 6
本会議に出席した事務局職員	1 2 6
説明のための出席者	1 2 6
開議の宣告	1 2 9
諸般の報告	1 2 9
一般質問	1 2 9
6 番 畠 山 美 幸 議員	1 2 9
9 番 川 口 浩 史 議員	1 5 0
1 番 森 一 人 議員	1 6 3
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 7 3
1 1 番 安 藤 欣 男 議員	1 9 8
会議時間の延長	2 1 6
休会の議決	2 2 4
散会の宣告	2 2 5

第 4 号 (12月10日)

議事日程	2 2 7
出席議員	2 2 9
欠席議員	2 2 9
本会議に出席した事務局職員	2 2 9
説明のための出席者	2 2 9
開議の宣告	2 3 1
諸般の報告	2 3 1
報告第 8 号の上程、説明、質疑	2 3 1
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 3
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 6
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 1
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 2
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 2
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 3
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 4
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 3
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 4
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 0
陳情第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 8 2
議員派遣の件について	2 8 5
閉会中の継続調査の申し出について	2 8 5
日程の追加	2 8 5
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 6
発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 7
発委第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 9
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 1
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 7
町長挨拶	3 0 5

議長挨拶	306
閉会の宣告	307
署名議員	309

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第196号

平成25年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月25日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成25年12月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番 森 一 人 議 員	2 番 大 野 敏 行 議 員
3 番 佐 久 間 孝 光 議 員	4 番 長 島 邦 夫 議 員
5 番 小 林 朝 光 議 員	6 番 畠 山 美 幸 議 員
7 番 吉 場 道 雄 議 員	8 番 河 井 勝 久 議 員
9 番 川 口 浩 史 議 員	1 0 番 清 水 正 之 議 員
1 1 番 安 藤 欣 男 議 員	1 2 番 松 本 美 子 議 員
1 3 番 洪 谷 登 美 子 議 員	1 4 番 青 柳 賢 治 議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成25年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

12月4日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(青柳議長)
- 日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 陳情の委員会付託について
- 追加
- 日程第 8 発議第10号 秘密保護法は廃案にすることを求める意見書の提出について

○出席議員（14名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
5番	小林	朝光	議員	6番	畠山	美幸	議員
7番	吉場	道雄	議員	8番	河井	勝久	議員
9番	川口	浩史	議員	10番	清水	正之	議員
11番	安藤	欣男	議員	12番	松本	美子	議員
13番	渋谷	登美子	議員	14番	青柳	賢治	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
岩	澤	浩	子	健	康	い	き	い	き	課	長	
青	木	務		長	寿	生	き	が	い	課	長	
植	木	弘		文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	
大	塚	晃		環	境	農	政	課	長			
内	田	孝	好	企	業	支	援	課	長			
田	邊	淑	宏	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年嵐山町議会第4回定例会は、成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○青柳賢治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番議員 佐久間 孝光 議員

第4番議員 長島 邦夫 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○青柳賢治議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

[安藤欣男議会運営委員長登壇]

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月27日に議会運営委員会を開会しました。当日の出席委員は、議会運営委員のほかに委員外議員出席者として青柳議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席をいただきまして、

提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、条例7件、予算4件及びその他1件の計13件と
いうことでございます。なお、議員定数議案も予定されています。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は、本日12月4日から12月10日
までの7日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

なお、一般質問については受け付け順として、12月5日に1番の佐久間孝光議員から
5番の吉場道雄議員、6日に6番の畠山美幸議員から10番の私、安藤まででござい
ます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日12月4日から10日までの7日間とい
たしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月10日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、
ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、報告1件、条例7件、予算4件及びその他1件の計13件であります。
提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提
出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として
お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配
付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月定例会から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付

しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項などにつきましては、町長宛てに要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成25年10月18日、吉見町の「フレサよしみ」において、埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員11名が出席いたしました。

平成25年11月26日、県民健康センターにおいて、埼玉県町村議会議長会主催の議会広報研修会に議会報編集委員4名が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、議員提出議案について提出がありましたので、報告いたします。発議第10号 秘密保護法は廃案にすることを求める意見書の提出についての件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、この件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第6号 道州制推進基本法案に反対する意見書の提出についての写し及び陳情第7号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書の写し、並びに陳情第8号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、第4回議会報告会を11月14日及び16日に開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報公聴特別委員長より報告いたします。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○青柳賢治議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成25年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告1件、条例7件、予算4件、その他1件の計13件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定くださいますようお願い申し上げます次第でございます。

次に、平成25年8月から10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、今年の嵐山溪谷は、ひときわ美しい錦秋に彩られ、たくさんの観光客でにぎわいました。また、木曾義仲公をえにしといたしまして、長野県木曾町並びに富山県小矢部市と災害相互応援協定を締結することができました。「義仲・バススペシャルトーク in 埼玉いざ、出陣！」では、駒王太鼓愛好会が出演をして、NHK大河ドラマ誘致の機運の盛り上げに一役買うことができました。

さらに、上田埼玉県知事の「とことん訪問」では、鎌形八幡神社の義仲産湯の清水を見学され、義仲の生誕の地、嵐山町の歴史に深く感動されておりました。

今後におきましても、木曾義仲公を通じて地域の活性化、広域観光の推進、情報発信等に取り組んでまいりたいと存じます。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 36ページをお開きください。教育委員会関係、2、学校教育関係及び3、幼稚園関係についてご報告いたします。

2、学校教育関係、1、就学時健康診断についてでございます。本年、来年度入学されます新1年生の就学時健康診断、菅谷小学校64名、七郷小学校15名、志賀小学校37名、計116名でございます。全員元気に健康診断を受けました。

3、幼稚園関係についてご報告いたします。その1、町立嵐山幼稚園児募集について、10月1日から7日まで募集いたしましたところ、4歳児45名の応募がございました。なお、他町村にお住まいで、後ほど1名入園の予定でございます。去る10月18日に入園説明会を行い、全員参加されました。

以上、ご報告いたします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 総務経済常任委員会より報告いたします。朗読をもって報告とします。

平成25年12月4日

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

総務経済常任委員長 吉 場 道 雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

観光の推進とそれに付随するインフラ整備について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「観光の推進とそれに付随するインフラ整備

について」を調査するため、10月28日及び11月21日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 10月28日の委員会について

当日は初めての委員会であり、嵐山町の観光資源を把握するため内田企業支援課長に出席を求め、説明を受けました。

観光案内パンフレットは従来のものではなく、今年の3月に総合パンフレットができ、観光案内に使用している。嵐山町の文化財については、教育委員会を出しているものを使用している。観光客に対しては、大型観光案内板2基、指導標を38カ所に設置し、対応している。

観光コースとしては2コースあり、1つは駅から農産物直売所、大平山、嵐山溪谷バーベキュー場、菅谷館跡、オオムラサキの森活動センター、史跡の博物館から駅に戻るコースと駅から学校橋河原、大蔵館跡、縁切橋、鎌形八幡神社、班溪寺、バーベキュー場から大妻女子高を通り駅に帰るコースで、点ではなく平面で回れるコースを設定している。これらのコースを散策していただくため、観光教会と町で協力して6人の観光ボランティアを育て、4月から観光客の誘導を図っている。

また、川の丸ごと再生プロジェクトでは、槻川の二瀬から小川町にかけて整備を始めている。

嵐山町マスコットキャラクター「むさし嵐丸」を活用した取り組みでは、ぬいぐるみ、ストラップ、まんじゅう、煎餅などを販売して観光資源としている。

課題として、観光資源が南部地域に偏っており、北部地域は少ない。日帰りの観光客が多く、滞在性、回遊性が乏しいため、地域の活性化の結びつきが弱い。今後は、観光コース内に地域商店や地元の農園などによる魅力ある商品の提供ができないか考えていく必要があるとの説明でした。

以上説明を受け、質疑を行いました。

主なものは、

(問) 観光協会に任せるのではなく、町は観光課をつくるべきだ。

(答) 観光協会のできるものと町のできることをお互いに力を合わせて進めていきたい。

(問) 花見台工業団地内には食品を扱っている工場があるが、観光客に食品の提供ができないか。

(答) 工業専用地域であり、難しい。

(問) 観光スポットをつなぐアクセス道など整備する考えはあるのか。

(答) 拠点をつくり、歩ける場所、自転車を利用する場所を考えていく。

などの質問があり、次の委員会では現地調査をすることとしました。

(2) 11月21日の委員会について

当日は北部地域の観光資源を認識するため、現地調査を行った。

調査箇所

- ・ふれあい市民農園しかむら いも掘り
- ・杉山城跡
- ・金泉寺 あじさい
- ・花見台工業団地第1公園、調整池周辺
- ・勝田梅林

以上の6カ所であるが、杉山城跡は文化スポーツ課で所管が違うことと、金泉寺は個人の所有であるので、委員だけの調査とした。

調査終了後、役場202会議室において意見交換を行い、今後の方向性を検討した。

主なものとして、

・民間が関係しているところが多く、町は今までどのように対応してきたのか話を聞いたほうがよい。

・花見台工業団地での工場見学が観光に結びつけられないか。

・今行っている事業は遊休農地の有効活用にとどまっており、観光の推進として考えたとき、産地化しないと難しいなどの意見があり、次は細部を調査するため、担当課長から説明を受けることとした。

以上、報告し、中間報告とします。

以上です。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔川口浩史文教厚生常任委員長登壇〕

○川口浩史文教厚生常任委員長 朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思いません。「記」とありますそれ以下から朗読をしたいと思いません。

1 調査事項

子ども子育てについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「子ども子育てについて」を調査するため、10月21日及び11月20日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 10月21日の委員会について

当日の委員会は、子ども子育てについてを調査するに当たり、各委員がどんな課題を持っているのか「K J法」により出し合いました。「K J法」とは、まちまちの課題をまとめ、全体を把握するのに有効な技法です。各委員が用紙に書いて出し合った課題の中には、子育て中の親への情報提供、通学区の見直しと再編成を進める、いじめ防止、人の痛みがわかる子どもに等々、全体で61もの課題に上りました。

これを同じような課題ごとに1つにまとめていきました。例えば「子育て支援」の項目に7課題、「学校再編・通学区の見直し」については8課題にまとめ、10項目に集約しました。また、集約した10項目に該当しない課題については、「その他」としてまとめることにしました。したがって、11項目、61課題になりました。なお、今後も課題が出てきた場合は、随時追加することにしました。

最後に、次回の委員会の進め方を話し合い、その結果、課題を調査するに当たり、現状の施策をこども課、文化スポーツ課及び健康いきいき課から説明を受けることにして、当日の委員会を閉会しました。

(2) 11月20日の委員会について

当日の委員会は、こども課、文化スポーツ課及び健康いきいき課における子ども子育てについて説明を受けました。

こども課からは、簾藤課長及び前田、藤永両副課長から説明がありました。

主なものは、

・町民ホールと北部交流センターで実施している集いの広場には1,000人以上の利用者があり、ふれあい交流センターでも200人以上の利用者があります。

・保育園では、ゼロ歳児保育の希望者が多くいるのが、昨今の状況とのことでした。

・小中学校の学校応援団は330人の方が登録されており、自然体験、生活体験などの学習を通して児童生徒が学んでいるとのこと。

・さわやか相談室の利用状況は、延べ人数で小中学生が600人以上、保護者が約800人、また教員も約700人が相談しているなどの説明がありました。

その後、質疑に移り、主なものは、

(問) さわやか相談に教師からの相談が多いが、どのような相談があったのか。

(答) 教え方や子供との関係が多いと聞いている。

(問) 産休、育休を法律より少なくとっているのは、どういう要因からか。

(答) 3年間休みがとれることになっているが、1年程度で復帰している人が多い。考えられることは、前は専業主婦のほうが働いている女性より多かったが、数年前から働く女性のほうが多くなったので、余り長く休んでいるとやめなければならない状況もあるのではないかなどでありました。

続いて、文化スポーツ課、植木課長から説明がありました。スポーツ少年団に町が支援しているのは、野球2チーム、サッカー1チーム、バレーボール1チームで、団員は合わせて142人です。また、指導者は60人とのことでした。ほかにも柔道、空手、剣道、バドミントンもありますが、独自に運営をしているとのことでした。少子化により子供が少なくなっているのと、厳しい練習から加入が進んでいないとのことでした。

放課後子ども教室は、地域の方、青年リーダー、そして子供たちがみずから考えたプログラムで活動しているので、子供たちに考えて行動できる力がついてきたとのこと。

町民体育祭は、保育園、幼稚園の幼児は、それぞれの園で考えた催し物等で参加しているが、得点種目では子供が入るものはお玉リレー（中学生3人まで）以外ないのが現状だという説明でありました。

主な質疑は、

(問) 放課後子ども教室に七郷小学校の児童が参加していない理由は。

(答) 距離が遠いのと、吉田集会所での「ふれあい学級」があるため参加していないと思う。

(問) 獅子舞など地域の文化の継承については。

(答) 越畑の八宮神社は後継者がいないため、現在休止中です。古里の獅子舞も一

時休止もやむを得ないところまで追い込まれましたが、女子も参加できるようにするなど、関係者の努力で続けられるようになりました。

などであります。

最後に、健康いきいき課、岩澤課長から説明がありました。

小児救急医療では、平成20年は49人でありましたが、平成24年は27人の利用で、減っているのは子供の人口減が大きいと思うとのことです。

赤ちゃん教室では、赤ちゃんとのスキンシップがとれない親がふえているので、そうしたことも取り入れているということです。ただ、保護者の参加率が第1子のときは高いが、その後低くなるので、今後実施方法を工夫したいと思うとのことです。

乳幼児健診では、待ち時間が長いと、朗読ボランティアに来ていただき、読み聞かせを行っているなどの説明でした。

主な質疑は、

(問) 熊谷市では子供への虐待があったが、町内にはあるのか。

(答) こういう場に来る子供は通常ないので、来ない子供について訪問して見ているが、現在はいない。

(問) 母親学級への夫の参加が多かったのはなぜか。また、メニューの追加は考えているのか。

(答) 夫の参加は土曜日が多い。また、メニューについては近くアンケートをとるので、その結果により考えたいなどでありました。

以上報告し、中間報告とします。

○青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○青柳賢治議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴特別委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 議長の命によりまして委員会報告をさせていただきます。

読み上げまして報告にかえさせていただきます。

平成25年12月4日

嵐山町議会議長 青 柳 賢 治 様

広報広聴特別委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

議会報告会実施について

2 調査結果

本委員会は、11月14日、11月16日に予定されている議会報告会について、10月3日、10月22日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 10月3日の委員会について

広報広聴特別委員会設置以前の報告会の決定事項として、日程は11月14日、受け付け、午後6時半から、開会、午後7時から、場所、町民ホール。

11月16日、受け付け、午後6時半から、開会、午後7時から、場所、ふれあい交流センター。

報告会の内容は、平成25年第3回定例会決算審査を中心に、主な議案、各常任委員会報告、その他の報告と決定しているが、再度の確認を行った。また、報告会までの委員会、リハーサルの日程も確認し、決定した。

委員会、10月3日、10月22日。リハーサル、11月6日。以後、報告会の進め方について審議に入り、以下のような意見が出されました。

・注意事項は、おくれて参加された方にもわかるように、張り紙、レジユメ等で対応をすべき。

・今回より広報広聴特別委員会であるので、従来の説明の部分を少し簡素化し、意見、要望を聞くのもよいのではないか（意見交換）。

・一般会計決算審査報告は、委員長と担当で報告内容を精査、委員長の代表報告

として写真を多くすべき。

・報告時間が少なくなったとしても、自分の聞きたいことがわかるのであれば、満足すると思われる。

- ・報告会、意見交換会、どちらを主にするのか明確にすべき。
- ・意見交換も必要と思うが難しい部分もあり、別の機会を設定したほうがよい。
- ・個人の意見は発言しないとなっているが、意見交換になると難しい。
- ・今まで各団体との意見交換はテーマが決定していた。
- ・報告会を40日後に控えた今、説明システムの変更は難しい。変更は今後の課題としては。

- ・報告資料への質問は必ず必要。
- ・改選後の報告会でもあり、報告での新旧役員の重なりがあるが、了解をされる。
- ・委員会報告、主な議案とその他の報告は、従来どおりで確認。

上記の意見が出され、確認をし、決定した事項は以下のとおりであります。

・多くの意見があるが、各担当より委員会報告を提出していただき、次回委員会での方向を決定する。

- ・公共、民間施設13カ所に報告会案内ポスターを掲示、議員1人1カ所を担当する。
- ・報告会案内を議員1人30枚、知人にPRをする。
- ・区長会議で議長より協力を依頼。ポスター等でございます。
- ・11月4日、嵐山まつり会場にて10時より報告会案内を来場者に配布をする。300枚です。

(2) 10月22日の委員会について

前回の委員会後、マニュアル及び各担当より提出された資料を正副委員長、議長、パワーポイント担当で精査、報告会資料として委員会に提出したが、下記の意見があり、検討、修正し、決定をした。

・前回の会議で、決算審査報告については委員長1人で概略説明をすとの流れであったが、報告資料の削減が難しいこと、議員全員報告会が前提であることから、資料作成者からの報告説明とする。

・決算審査特別委員会の中では、討論はなかったが、本会議での討論部分を主な議案説明の中で報告をする。

- ・議会報告会は行政報告ではないので、できる限り議会質疑Q&Aを入れる。

- ・金額の「万円未満」は切り捨てる。
 - ・国保報告で医療費の不正請求の件、病気別の医療費支出の説明を入れる。
 - ・自由討議の審議経過の報告で、休憩中に議会（議論）をするのは問題。議事録の作成が困難であり、見えない議会になるとの意見があり、議員全員で検討、修正をする。
 - ・賛成、反対の報告資料が理解しづらいとの指摘があり、次回より再度検討をする。
- 以上、修正を加え報告資料とするが、リハーサルで再度確認を申し合わせ、閉会とした。

(3) 11月6日の報告会リハーサルについて

全体を通しての流れを見るのが目的であり、1人の持ち時間の確認、わかりやすいパワーポイントの色使いについても検討をした。資料の指摘箇所として数字を多用する場合は、表での説明、主観的な表現はしないこと。数字を再度確認し、閉会とした。

(4) 11月14日、11月16日の報告会について

今回より土曜日の昼間の分を平日の夜間に変更してみたが、従来と参加者に変化はなく、2日間の合計で19名の参加でした。報告に対する質問では、10名の方から約25項目ありました。行政側からではないと答えられない質問もありましたが、議会への質問を含め、大部分はお答えすることができたと思われます。また、今後の課題として、議会と話し合う部分もあればとの意見もありました。

以上報告し、中間報告といたします。

- 青柳賢治議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 青柳賢治議長 ないようでございますので、お引き取り願います。苦労さまでした。

◎陳情の委員会付託について

- 青柳賢治議長 日程第7、陳情の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました陳情第8号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願は、文教厚生常任委員会に会議規則第95条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。陳情第8号の審査につきましては、会議規則第46条の規

定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第10号 秘密保護法は廃案にすることを求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第8、発議第10号 秘密保護法は廃案にすることを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。秘密保護法案は廃案にすることを求める意見書の提出について、提案説明を含めて上程をしたいというふうに思います。

まず、私は嵐山町の議会が住民に対して全て公開、また全て傍聴も認めるというのは、嵐山町の議会が持っている一つの大きなよいところだというふうに思います。こうした中で今、国会ではこの秘密保護法をめぐって衆議院では強行採決がされ、参議院ではきょう公聴会を開き、あした委員会、あさって採決という動きの中で推移をしています。

この秘密保護法に当たっては、国民から見ても何が秘密かも秘密になっている、自分が接した情報が特定秘密かどうかともわからないまま処罰がされる。この特定秘密の範囲は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報ということになっています。この情報の件数ですが、40万から42万件というふうに言われています。

その上重大なことは、秘密を指定するのが行政機関の長だということです。首相、防衛省、警察庁長官らの勝手な判断で、秘密の範囲を幾らでも広げることができます。この秘密にしておく期間は、指定期間は5年ですが、何回でも更新延長がされます。法案の中では、30年を超えても内閣の了承があれば更新可能ということになっています。修正案の中では、この30年が60年という修正案が出されています。

その上、情報漏えいをした場合、最高10年以下で罰せられる、また罰金も1,000万円以上も科せられる。執行猶予は、つかないということです。たとえ秘密が漏えいされなくても、未遂、共謀、教唆、扇動も広く処罰されることになっています。その上、適性評価では、家族、父母、子供、兄弟姉妹、配偶者の父母、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所など広く国民のプライバシーを根こそぎ調べ上げる国民監視の仕組みがつけられています。

今こうした中で、多くの団体や個人がこの反対の世論を広げています。今、連日国会を包囲し、この反対の声を上げています。ぜひ、この嵐山町議会においても、この法案を今国会で廃止にすること、この意見書を上げていただきたいというふうに考えています。昨日、鳩山町では、同じ文面でこの意見書が可決になっています。

それでは、提案理由を含めて意見書の朗読をしたいと思います。

秘密保護法案は廃案にすることを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

提案理由

政府は、10月15日、「秘密保護法」案を提出し、今臨時国会中に成立させようとしています。この法律は、国民の目と耳、口をふさぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の理念を根底からくつがえすこととなります。

よって、秘密保護法案は廃案にすることを求める意見書の提出を提案するものです。裏面をごらんになっていただきたい。

秘密保護法案は廃案にすることを求める意見書

政府は、10月15日、「秘密保護法」案を提出し、今臨時国会中に成立させようとしている。

この法律は、国民の目と耳、口をふさぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本理念を根底から変えてしまう時代錯誤の悪法である。

国会議員、地方議員の活動や一般国民の生活まで厳しく制限される内容を含みます。戦後、国民の努力で築き上げてきた国民主権の流れを覆す法律である。

よって嵐山町議会は、秘密保護法案は廃案にするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

提出先は、衆議院議員、参議院議員、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣です。

以上です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

安藤議員。

○11番（安藤欣男議員） 保護法の廃案の意見書の提出でございますが、今、国会で議論をされております。

この理由が、何か今、確かに議論はされておりますが、「国民の目と耳と口をふさぐ」という捉え方をしているのですが、現在国家公務員、あるいは国家公務員に限らず公務員には守秘義務というものがあるわけですが、そのことだけでは現在の社会の中では捉え切れないというものがある中で、こういう提案がされているのだというふうに私は認識しておるわけですが、今時代が、瞬時に世界に情報が流れる時代であります。そのことをどう捉えているのか、1点お聞きしておきます。

○青柳賢治議長 清水議員。

○10番（清水正之議員） この法案の中で言われているのは、公務員に対し関係する省庁から適性評価を行うというふうに言われています。この適性評価が既に自衛隊の中では行われました。どういう中身かということですがけれども、先ほど説明の中でお話ししましたけれども、この適性評価なるもの、家族、父母、子供、兄弟姉妹、配偶者の父母、子供、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所、こうした問題から始まって、その人に関する友達から、つき合っている人全てを書きなさいというのが自衛隊の中でやられた適性評価です。

その名前を出すだけではなくて、犯罪歴、懲戒の履歴、薬物の影響、精神疾患、飲酒の節度、借金の信用まで、こうした広い範囲で適性評価が行われる。本人だけではなくて、本人が持っている全ての友人、知人、家族、そうした広い範囲で、こうした適性評価の名前でそうした調査が行われる。

この調査は、書き出した本人には連絡が行かないという、そこまでは本人の了解を得ないで行われるということが、内容としては一番大きな問題。これを政府が全て管理をするということになると思います。

こうしたプライバシーの問題が、この適性評価の名のもとに行われるということが、公務員だけではなくて、一般国民も含めたそうした範囲まで及ぶということになるわけです。そうした危険を持っているのがこの秘密保護法の中の適性検査、既に自衛隊の中では、同級生から含めて全て名前を出しなさいという形で既に行われてきました。これは国会の中でも、その論議が審議の過程の中でやられていましたから、既に内容についてはご承知だと思います。

以上。

○青柳賢治議長 安藤議員。

○11番（安藤欣男議員） 適性調査というのは、結局公務員の秘密守秘義務、そのことの捉えが甘過ぎたと、そういう中で情報が、問題があったではないですか。それだけにこのままではいけないと、秘密にするこの保護をするものは、きちっとやらなければいけないと、そういうことなのだと思うのです。

ですから、諸外国からの対応が、日本が大変厳しくなってきたということの中でこの措置をせざるを得ない、そういう時代になってきたということだと思うのです。ですから、私は、瞬時に世界に流れるということに対してどうなのですかという捉え方をしたのですが、そのことは返ってきませんでした。

この秘密保護法案は、問題は、テレビを見ているとあるようなところもございしますが、ただ基本的には法案をつくっていかねばいけない、そういう時代に私はなっているというふうに認識したいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁はよろしいですか。

○11番（安藤欣男議員） 答弁はいいです。答弁は要らない。

○10番（清水正之議員） やらせてください。

○青柳賢治議長 清水議員。

○10番（清水正之議員） この法案の中身をもっと理解してほしいというふうに思うのです。この法案そのものは、今なぜあれだけ国会周辺の中で反対の動きがされているか。安藤議員の質問だから申し上げますけれども、この国会周辺の動きに対して石破幹事長が何て言ったか。「あの動きそのものは、テロ行為と本質において変わらない」という発言をしました。これも今大きな問題になっています。

官僚ではないから国会の答弁者にはなり得ないのだと思いますけれども、本来なら国会に出て、きちっと質問に答えるべきだと私は思っています。この石破発言が、この秘密保護法の本旨を言い当てているというふうにも言われています。

先ほど言いましたように、この法案そのものの、防衛省には数千億の開示されていない文書が残されているというふうに言われています。今度の法案の中で特定秘密に当たるといふものは、40万だとか42万だとかというふうに言われています。これだけの特定秘密をしたのであれば、我々の知る権利そのものが奪われる、私はそういうふうに思います。

国会にどれだけの案件があるか知りませんが、40万から42万の秘密を特定秘密として明らかにしない。先ほど言いましたように、この特定秘密として秘密にしてしまえば、更新を含めて一切明らかにならないというのが今度の法案の中身です。29年何カ月で破棄してしまえば、国民の前に何も出てこないというのが今度の法案の中身ではないですか。

おまけに、そのことによって秘密を漏えいした人だけではなくて、知り得た秘密そのものに対しても罰則が設けられる、こんな悪法があってもいいはずがない。その上、裁判にかけられても、本人には何でかけられたのか秘密になってしまうというのが今度の裁判です。裁判官だけには知らせるが弁護士には知らせない、本人にも知らせない、逮捕状にも書かれない、こんなことで国民の知る権利や国民の基本的人権は守れない、私はそういうふうに思います。

以上。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 質問させていただきます。

先ほど答弁の中に「42万件の秘密がある」というお話がございましたが、どのような秘密があるのか、その内容はご存じかお伺いします。まず、1点。

もう一点が、例えば市民とか町民の方が秘密を漏らした場合には、罰則があるのかお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

清水議員。

○10番（清水正之議員） 公明党さんも与党なので、この法案の提出者になっていますから、よく勉強してもらいたいというふうに思います。

この法案の中身そのものは、先ほど言いました。防衛、外交、特定活動の防止、テロの防止という4点です。

〔「違う、それだけはない」と言う人あり〕

○10番（清水正之議員） 同時に、誰がそれを決めるかということです。誰が決めるか、それは先ほどどういう内容かという話をされましたけれども、誰が決めるかによってこの範囲が際限なく広がっていく、だからそういう意味で、今言われているのは40万から42万件というふうにも言われています。その範囲の中で決めていくと、国会でも何をどういう形とするのかというのは、それぞれの所管官庁が決めていくというふうになっています。

それから、一般の国民がそういうふうになるのかと、特定秘密に指定されれば、国会の中でもさんざん論議がされましたけれども、基地をとる、あるいは飛行場をとる、そのことによってブログに載せて公開すれば、それが特定秘密に当たっているのであれば対象になるという答弁を森担当大臣、そういう答弁をしています。よくここは、自分たちの出した法案ですから、研究してみてください。

○青柳賢治議長 よろしいですか。

ほかに、どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 それでは、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「休憩しますか」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 では、暫時休憩いたします。再開は11時15分、お願いいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時17分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

初めに、反対討論、畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 6番議員、畠山美幸。秘密保護法は廃案にすることを求める意見書に反対の立場から討論をいたします。

11月26日に衆議院を通過した特定秘密保護法案について、一部のマスコミ報道には国民に誤解を与えているものがあります。この採決は強行ではありません。

〔「強行採決だ」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） なぜなら、野党であるみんなの党からも賛成を得ており、日本維新の会も採決を退席したものの、可決された修正案の共同提案者に名を連ねています。与党だけで一方的に可決したわけではないのです。これを「数の横暴」と呼ぶ人がいますが、全般的な外れです。

また、衆議院の委員会での……

〔「外れてない」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） 静かにしてください。

また、衆議院の委員会での質疑時間も44時間に達しており、慎重審議に値する時間をとったと言えます。

野党やマスコミの一部は「時間不足だ」とか「なぜ今なのか」と言いますが、議事録を見れば、野党議員が同じ質問を繰り返していることが一目瞭然です。

〔「中身がわからない」と言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） 今回の法案を現代の治安維持法などと呼ぶ批判があります。しかし、何の根拠もありません。この法律の目的は治安維持ではなく、国民の安全や国益を守るための情報が漏えいしないことにすることです。

そもそも守るべき情報が国家にあるという点については、与野党で共通の認識を持っています。個人でもクレジットカードの暗証番号は、人に教えられない秘密です。家庭でも会社でも公開できない秘密が必ず存在します。国家にも当然あります。特定秘密として想定されている数が42万と報道されていますが、そのうち9割は情報衛星の写真なのです。これは意外と知られていません。

国家の情報は国民のものであり、原則公開されるべきだという意見に私は賛成です。

憲法で保障された国民の知る権利は尊重されるべきです。ただし、公開することで国益が損じられ、結果として国民生活に重大な影響を及ぼす情報については、それを特定し、一定期間秘密にする必要があります。秘密に特定する情報は、なるべく限定的にすべきです。

今回の法案では、大臣や官僚が法律を恣意的に拡大解釈することを明確に禁じています。法の適用に当たっては、これを拡張して解釈してはならず、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない（第21条）は、公明党の修正案が反映されています。

この条文に対して、法律で拡大解釈が禁じられていても、政府が勝手に秘密をつくることをチェックできないという反論があります。しかし、政権交代が起こった場合、全政権の大臣が恣意的に特定秘密をつくったことは、すぐ判明しています。その危惧を犯してまで違反な特定秘密をつくることは、非現実的だと言えます。

公明党の主張により設置が決まった有識者会議も重要です。何を特定秘密にするのかという基準は、政府の外から専門家が入るこの会議で定期的にチェックされます。外部の専門家の関与があるので、政府は自由に特定秘密をつくることはできません。

〔福島でやった公聴会、どう捉えてんだよ〕

「そうだ。23日にやって26日採択だ」と言う

人あり〕

○青柳賢治議長 発言中は静かに。

〔それが国民の同意を得たと言えるのか〕と

言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） さらに、与野党修正で、政府は毎年有識者会議の意見に付して、特定秘密の指定解除や適性評価の実施状況について国会に報告し、公表することになりました。ということは、毎年この内容は新聞などに報道されることになります。秘密の具体的中身は出せないが、秘密の数の増減や適性であったかについては、毎年公開されます。

もう一つ、批判論点としてメディアの国に対する取材が委縮するというものがあります。国の特定秘密を取材したら、懲役刑など重罰があるので、萎縮するという主張です。しかし、今までのとおりの普通の取材活動で特定秘密を仮に入手しても、それを漏えいした公務員は罰せられますが、入手した側は罰せられません。

人に欺き、人に暴行を加え、もしくは人を脅迫する行為になり、また財物の窃取もしくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（第23条）などの違法な方法により特定秘密を入手した場合に罰せられることになっていますが、それ以外の通常の取材での入手は問題ありません。

〔「そうだ」と言う人あり〕

- 6番（畠山美幸議員） 国会議員すら特定秘密にアクセスできないという批判もありましたが、これも与野党修正で改善されています。国会に特定秘密情報に関する委員会や組織をつくり、漏えい防止対策をした上で、必要があれば米国議会のように秘密会形式で国会議員が特定秘密情報の提供を受けることができるような方向になりました。

政府は信用できない、法律の拡大解釈を必ずやり……

〔何事か言う人あり〕

- 6番（畠山美幸議員） 議長、注意してくれませんか。

法律の拡大解釈を必ずやり、運用で国民権利を犯すという意見を持つのは自由です。しかし、私たちはそういうことがないように全力を尽くします。

14年前に国会で大騒ぎになった通信傍受法は当時「盗聴法」と呼ばれ、マスコミの強烈な批判にさらされました。通信傍受法が可決された当時のマスコミ論調には、「これで国は勝手に国民の会話を盗聴できる道を開いた。戦前回帰だ」というものまでありました。あれから14年たちました。通信傍受は、薬物犯罪組織の幹部などに対し、毎年行われています。今これを「戦前回帰」と書くマスコミはありません。

通信傍受法に基づく犯罪組織に対する通信傍受は、毎年十数件行われ、その結果逮捕に結びつく成果も上げています。一般国民の会話を盗聴した例は、私の知る限りありません。いずれにせよ基本的人権の尊重は日本憲法の大原則であり、それを犯す法律をつくろうという人は、今の政権与党にはいません。

戦後68年、日本は成熟した民主主義国家になりました。戦前の統制国家の背景には隣組があり、憲兵がおり、特高警察があり、そのネットワークの中で国民の相互監視と軍部独裁による人権抑圧システムが形成されました。現代の日本はその当時と全く環境が違います。

〔何事か言う人あり〕

- 6番（畠山美幸議員） 戦前回帰や現代の治安維持法との批判にはかなりの無理があ

ると言わざるを得ません。とはいえ、「権力は、必ず腐敗する」という至言があります。国会議員は、この言葉を常に忘れず、肝に銘ずる必要があると思います。常に自戒の念を持ちつつ、国民の生命と財産、自由と人権を守るための政策を考え、実行していく姿勢を堅持していかなければなりません。

特定秘密法案の審議は、その舞台を参議院に移しています。衆議院の審議も足らざる論点があれば、参議院で大いにやってもらった方がいいと思います。衆議院での審議と重複しない重厚な質疑を期待しています。

批判は、大いに結構だと思います。批判や疑問を受けて政府は真っ正面から答え、さらによい法律にしていくことが大切であると思いますので、それゆえ私はこの意見に反対をいたします。

〔「何かよくわからないような討論だね」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

議員の皆様申し上げます。発言中はお静かにお願いいたします。

〔「そうだ」「余りにもひどいから言わざるを得ないよね」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 続きまして、賛成討論。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 特定秘密保護法を廃案に賛成の立場から討論をいたします。

特定秘密は、国民の目、耳、口をふさぎ、国民の知る権利、取材、報道の自由、表現の自由を侵害する危殆の悪法です。その危殆の悪法が衆議院を通過し、明後日にも参議院で強行採決がされようとしています。そもそも日本国憲法が定める国民主権のもとにおいて国政に関する情報は、主権者たる国民に公開されるのが大原則であります。

この法案は、防衛、外交、特定有害活動、テロリズムの防止に関する情報において秘密だということです。しかし、秘密の範囲が極めて曖昧であり、拡大解釈が可能なその他を対応している点も問題です。隠す先は、国民はもちろん国会議員や司法にも及び、チェック機能を働かせない徹底したものであります。そうでなくても国は、うそを言ってまで情報を隠そうとする体質があり、こうした悪法を変えることは重要な

ことなのに、逆に利用して、そしてさらに悪くして、国民の目に見えないようにするものであります。

うそを言ってまで情報を隠そうとする体質とは、海上自衛隊が那覇基地の建物を防衛秘としたことに、最高裁が2001年、秘匿の必要性を認めなかったことがありました。

訴訟は、自衛隊那覇基地に建設されようとしていた対潜水艦戦作戦センターの図面をめぐる起こされました。国は建築確認の手続で図面を提出し、那覇市が情報公開制度で市民に公開を決定、しかし、国は差しとめを求めたものです。国側は、図面公開の危険性として建物の耐久性などを上げました。これは「爆撃から攻撃を想定し、爆弾の威力を計算して設計した」とまで言いました。ところが、センターが入る地下階の壁の厚さは35センチで、一般の建物とほぼ変わらなかったわけです。爆撃からの攻撃など想定していない普通のつくりの施設なのに、国は裁判所をだましてまで公開を阻止しようとしたわけです。最高裁まで行くと、通常国側の勝利が一般的ですが、その最高裁でも公開を命じたものです。

国は、国民に知られても構わないものまで隠そうとする典型的な例と言えます。そして、これは一例にすぎません。核密約問題や作家の山崎豊子が「運命の人」で書いた当時毎日新聞記者、西山太吉さんの沖縄密約問題など、多くのことを私たち国民に隠してきています。

しかも、アメリカ公文書館で文書が公開になり、その文書を突きつけられても自民公明政権は認めようとしませんでした。政権が民主党に移って、やっとこれらを認めるに至ったことは、記憶に新しいところです。

よく政治には、このようなことが多少は必要だよとお考えの方もいると思いますが、国が国民にうそをつくことがよい国でしょうか、民主国家でしょうか。極秘にすることで国家安全保障を図るといいますが、民主党政権になって明らかにしたことで、どんな国家安全保障上の不利益をこうむったのでしょうか。何もなかったではありませんか。このように今までも国民の情報を隠す体質があったわけですが、これを法律をもって隠すことをするのが今度の特定秘密保護法案だということでもあります。

さて、特定秘密の中身ですが、我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがあるなどと広範かつ曖昧な要件で政府が指定し、何が秘密かと聞いても、「それは秘密です」と言って教えてくれません。森まさこ担当大臣は「原発の情報は秘密とされない」と繰り返す一方、しかし、「原発の警備の実施状況は特定秘密に当たる」

と答弁しています。原発の警備は全般にわたるわけですから、結局は原発情報も特定秘密に当たるということです。

そこで、特定秘密では漏えいがあった場合、10年以下の懲役があり、また未遂でも共謀、話をしただけでも、さらに調査、唆しや先導をあおっただけでも厳しい罰則があります。

ネットで原発の状況を調べていたら、たまたま特定秘密の箇所が出ていた。これを見れば、これも罰則の対象になってしまいます。秘密に当たるか当たらないかわからないわけですから、何気なく見ただけなのに罰則の対象になるのです。こういうことで社会が進んでいったら、国民は自由に物が言えない息苦しい社会になるのではないのでしょうか。

それだけではありません。逮捕されても、逮捕理由も明らかにされず、裁判にかけられるのです。本人は何の罪を犯したのかわからず、弁護人も罪状がわからないまま裁判になるわけですから、逮捕されれば有罪が確定するというものになります。弁護を受ける権利が、ここには事実上ないという重大な問題があります。

安倍政権は「こういう法律は他国もあります」とよく言っていますが、他国とはアメリカです。アメリカは、平和な国ではありません。いつでも戦争ができる戦時国家です。ですから、高度な情報収集が必要になり、これを漏らさない法律が必要になってくるのです。こういう戦時国家を日本も目指すのであれば、秘密保護法が必要になるわけですが、平和を求めるに当たり不断の努力が私たちは必要ということが言えるわけです。

自民党は、日本も戦争ができる国にするため、着々と準備してきています。イラク特措法、武力攻撃事態対処法などが成立してきています。また、今後は武器輸出三原則の見直し、集団的自衛権の行使、そして憲法9条をはじめとした憲法の改定です。自民党の憲法案では、国防軍の設置が明記されています。国防軍を持って海外で戦争をするには、当然情報の管理が必要になってきます。その情報管理がこの特定秘密です。

自民党の石破幹事長が「単なる絶叫戦術はテロ行為と変わらない」とブログに載せました。一部訂正や謝罪をしていますが、基本を変えてはいません。これは石破氏が特異の考え方を持っているだけでなく、特定秘密の本質をついたものでもあります。特定秘密ではテロリズムの定義があり、そこには政治上、その他の主義主張に基づき

国家、もしくは他人にこれを強要した場合、テロということです。国家に対して主義主張をすることがテロであれば、私は何回もデモに参加しているので、テロリストということになります。普通の市民までをテロリスト扱いをするのが特定秘密です。こういう法律を通していいのでしょうか。今多くの方が反対の声を上げています。

日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、歴史学者や法律の研究者まで反対をしています。自民党の参議院議員、宇都隆史氏、公明党の矢倉克夫氏、みんなの党の真山勇一氏など、法案を提出した党の中にも拙速な法案成立を懸念しています。

国内だけではありません。国連人権高等弁務官事務所の表現の自由担当特別報告者は、国際人権条約に照らし、深刻な脅威を含んでいると表明しています。国際ペンエル日本外国特派員協会も全面撤回を要求しています。

議員の皆さん、たとえ政治的立場は違って、町民を代表している私たちです。憲法とは相入れない法案の危険は、衆議院における修正によっていささかも減じられていません。これを町民に押しつけてはいけません。勇気を持って特定秘密法案に反対するよう求めるものです。議員各位の勇気を信頼して、本意見書の賛成討論を終わります。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

次に、反対は、いませんね。

賛成討論。

渋谷登美子議員。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 静粛をお願いいたします。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 13番議員、賛成討論を行います。渋谷登美子です。

特定秘密の保護に関する法律案は、国家の安全保障と人権保障のために、国連を含む世界70カ国、500人余りの専門家が2年間、14回の会議で、本年の6月にツワネ原則、国家安全保障と情報への権利に関する国際原則というのをつくったわけなのですが、それを大きく逸脱しています。

それは、12月2日、国連人権理事会プレイ人権高等弁務官が、秘密を特定する根拠は極めて広範囲で曖昧であると、深刻な懸念を表明したとおりです。

多くの国民がこの法案の制定に反対し、官邸前、議員会館前でデモを行い、各学者や女優、俳優、きのうは吉永小百合も反対の声明を發表しています。

11月25日、福島で行われた地方公聴会では、陳述者7名が全員反対しました。しかし、11月26日、衆議院で強行可決となりました。本日午後、さいたま市で参議院地方公聴会が開催されることが昨日の夜決まりましたが、決まったというか、強行採決されたそうです。

これ私は、けさまでわからなかったのですけれども、大宮で3時20分ぐらいから、どこかで2時間ぐらいやられるということですが、4人の人が公述人であって、各党3人が傍聴することができるというふうな形で、非常に、これが本当に公聴会なのか、住民や国民のみんなが公聴会にも参加できない、報道もされないような公聴会が行われ、そしてその後5日で、あしたですね、委員会採択、6日に参議院可決を狙っているという報道が流れました。共産党以外にあとは欠席というふうな形で、通常では考えられない公聴会が参議院で行われます。参議院は多数決かもしれませんが、全員国民の代表として出ているところで、このような形で行われます。

法案は、行政機関が秘密指定できる情報の範囲を広く曖昧に設定して、期間の限定はないにひとしく、運用の実施は第三者がチェックできない一方で特定秘密とされる情報を漏らした公務員だけでなく、取得した人も今処罰の対象になっています。調査活動をする市民や研究者、情報公開を求める民間団体なども罪に問われる可能性というのは常にあります。

政府が不都合な情報を隠し、それを明らかにすることが罪になれば、国民が国の本当の姿を知ることができなくなり、日本はただでさえ民主主義国家とは言えないのですが、ますます民主主義国家とは言えなくなります。

従軍慰安婦は事実がなかったというふうに言っている政治家がありますが、防衛問題となると従軍慰安婦の問題、そういったことさえも秘密になります。

阪神大震災の際には、少なくない女性が暴力被害に遭った事実の公表は当初否定され、そういったことを言った人たちが攻撃されました。民間女性団体の支援、調査の結果、女性たちが情報共有をできたから、東日本大震災の際には、避難所の運営に女性の性暴力の被害を少なくすることができました。

福島原発に関しては、原子力専門家から水素爆発、メルトダウン、放射能汚染の警告や避難に関する情報があつたのに秘匿、政府報道は直ちに影響のないとの一点で、

不必要な被曝と将来の不安を残しました。

防衛は秘密事項になりますが、敗戦前の日本では、毒ガス製造地の広島県大久野島は、地図から抹消されました。50年前、私は子供時代、瀬戸内海で住んでいますので、大久野島に海水浴やキャンプによく行っていました。毒ガス工場の跡を見るたびに生々しく、そしてさらにそこで多くの人々が働いていたにもかかわらず、働いていないことになっていました。今やっとこのごろ出てきていることです。

防衛問題が秘密保護法として制定されると、こういった問題も出てきます。原発事故処理の廃炉作業中や他の原発に重大事故があっても住民に秘密、放射能汚染の最終処分場が不適当な場所であっても、秘密にされてしまったら、何が起きているのかわかりません。

特定秘密保護法案に反対する市民団体らのデモについて、「単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質において余り変わらない」と自民党の石破幹事長がブログに書いたとおりです。そうすると、このようなことは、私たちが通常行っていることがテロ行為になり、そしてそれが特定秘密保護法案に触れることになってしまいます。

政府の意向に反対の声を上げれば、反社会的行為、テロと決めつける中で、法が制定されようとしています。主権者である国民に情報が制限される社会は、基本的人権が損なわれる社会です。日本の民主主義を後戻りさせる特定秘密の保護に関する法律は即刻廃案にすべきで、本意見書提出に賛成します。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより発議第10号 秘密保護法は廃案にすることを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。(拍手)

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時47分)

平成25年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

12月5日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

第3番議員 佐久間 孝 光 議員

第4番議員 長 島 邦 夫 議員

第5番議員 小 林 朝 光 議員

第13番議員 洪 谷 登美子 議員

第7番議員 吉 場 道 雄 議員

○出席議員（14名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
5番	小林	朝光	議員	6番	畠山	美幸	議員
7番	吉場	道雄	議員	8番	河井	勝久	議員
9番	川口	浩史	議員	10番	清水	正之	議員
11番	安藤	欣男	議員	12番	松本	美子	議員
13番	渋谷	登美子	議員	14番	青柳	賢治	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
岩	澤	浩	子	健	康	い	き	い	き	課	長	
青	木	務		長	寿	生	き	が	い	課	長	
植	木	弘		文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	
大	塚	晃		環	境	農	政	課	長			
内	田	孝	好	企	業	支	援	課	長			
田	邊	淑	宏	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第4回定例会第2日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、昨日可決されました議員提出議案発議第10号 秘密保護法は廃案にすることを求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○青柳賢治議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の子育て支援についてからです。どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) おはようございます。議席番号3番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大項目1番、子育て支援について。平成24年8月に成立をいたしました子ども・子育て関連3法が平成27年度に実施をされる予定でございます。これらの法律の目指すところは、質の高い幼児期の学校教育の提供、保育の量的拡大、質的改善、ま

た地域の子ども・子育て支援の充実であります。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少が見込まれることから、女性の労働力率アップ、いわゆるM字カーブの解消が求められる。そんな社会状況がございます。家庭、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化をしている中、これら3法の趣旨が十分達成されることが必要であるというふうに考えております。

そこで、1といたしまして、地方版子ども・子育て会議の設置はどうなっているのか、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、現在、町内で働く幼稚園教諭、保育士、学童指導員が、法の改正によって新たな資格の取得が必要になるのかどうか。

そして、3点目といたしまして、学童保育指導員の賃金体系が適切とお考えかどうか、お伺いしたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目①から③の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目1の①につきまして、お答えさせていただきます。

地方版子ども・子育て会議の設置につきましては、子ども・子育て支援法第77条の中で、市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとするとなっております。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の中で、地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項について、市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、子ども・子育て支援事業計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くことに努めることとされております。

なお、地方版子ども・子育て会議の運営につきましては、子供の保護者、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を得るなど、会議が地域の子供及び子育て家庭の実情を十分に踏まえて、その事務を処理することができるものとなるよう留意することと述べられております。

町といたしましては、これらのことを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえ、子育て支援に関し識見を有す

る者を委員とした嵐山町子ども・子育て支援事業計画策定委員会を設置し、去る10月28日に第1回の委員会を開催し、ニーズ調査の内容等をご検討いただきました。平成25、26年度に当委員会での審議を得て事業計画を策定し、計画実施となる平成27年度からは子ども・子育て会議として、新たに条例設置も含め、移行を検討してまいります。

続きまして、質問項目1の②につきましてお答えさせていただきます。幼稚園教諭、保育士につきましては、幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合に、それぞれの資格が必要となりますが、認定こども園法改正の中で既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけないということになっており、嵐山町では現在、認定こども園への移行予定がありませんので、資格取得の必要性は生じないものと認識しております。

学童指導者いわゆる指導員の資格についてでございますが、現在町では嵐山町放課後児童対策事業実施要綱の中で、指導員の選任に当たっては児童厚生員、これは児童の遊びを指導する者ということでございますけれども、もしくは児童指導員の資格を有する者、または児童の指導に知識経験を有する者と規定しております。新制度の中では、従事する職員の資格について議論がなされているところでございます。現在のところ職員の資格につきましては、児童の遊びを指導する者、いわゆる児童厚生員でございますけれども、の資格を基本とする方向で進んでおります。また、現在従事している資格を有しない者につきましても、経過措置を設け、研修の受講をすることで引き続き従事できるように検討がなされているところでございます。

次に、質問項目1の③につきましてお答えさせていただきます。町の学童保育室の運営につきましては、父母会にその運営を委託しており、指導員の賃金体系につきましては、各父母会の指導員就業規則の中で決められております。支給内容等につきましては、基本給、時間外勤務手当、通勤手当、主任手当、賞与として夏と冬の2回等が支給されており、適正なものと認識しております。町といたしましては、今後も国及び県から示されております運営基準、労働基準法等の関係法令に基づき、適切な運営がされるよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 3番、佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) それでは、①から再質問をさせていただきたいと思います。

今、課長のほうから、いろいろご説明がございました。その中で、子ども・子育て

支援事業計画策定委員会、その会が中心となって事業の策定を行っていただいているということでもありますけれども、確認だけさせてください。この委員の任期は、いつまででしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えいたします。

とりあえず来年の策定が済むまで、策定委員会につきましては策定が済むまでということと考えております。その後、会議のほうに移行するかどうかということ、移行するという考え方ではありますけれども、現状ではそういう内容になるかと思いません。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 来年ですか、26年3月までが委員の任期ということでしょうか。

○青柳賢治議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 私どもで今考えている策定委員会につきましては、計画の策定までということと考えております。そちらができるまでということでご理解いただきたいと思います。

それから、この委員会を母体として、子ども会議、これが条例になるか要綱になるかわかりませんが、そういった形で移行していきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今、課長のほうから再度お答えがありましたけれども、その子ども・子育て会議、それに移行することは、ぜひやっていただきたいなというふうに考えております。

今、委員会を通して、事業計画を策定していただいておりますけれども、何といっても初めての事業でありますので、いろいろな方面からご検討いただいて、不備がないようにしていただいているのは十分私も認識をいたしておりますけれども、やっぱり実際にスタートした後も、いろんなふぐあいですとか、予期しなかったことがあると思います。そういったときに、現場の声をすぐに吸い上げて、そして適宜改善ができるような、いわゆるPDCAサイクルを実践できるような合議制の機関というもの

は、絶対に設置していくべきだというふうに考えておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子育て支援について国のほうで新しい方向を示して、それを受けて地方で行っていくということでございます。ですので、今答弁させていただいたような状況で、条例ができ、方向が決まって、町がやるべきことの方向ができれば、それなりの体制をつくって、その方向で今お答えをさせていただいたような内容で進んでいくのだというふうに思っております。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 何しろ現状のニーズに合った形で、子供たちもそれから保護者も、それから指導員の方も、不安ですとか、あるいはまた問題があったときに、すぐにその声を吸収して、そして解決していただけるような体制をつくっていただきたいと思えます。答弁は結構でございます。

それでは、②の再質問のほうに移らせていただきたいと思えます。これは、教育長のほうにまず確認をさせていただきたいのですけれども、幅広い意味での教育現場、そういった中ですばらしい教育を実践をしていく上において、いろいろ大切な要素があるかと思えます。施設の問題ですとか、教材の問題ですとか、環境の問題ですとか、さまざまあるかと思えますけれども、私はやはり教育の現場の中で最も大切なのは、そこに当たる指導者、先生方の存在かなというふうに思っておりますけれども、教育長、いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

現在、町内で働く幼稚園教諭は必ずしも、会社でいえば正社員だけではございません。臨時的に採用させていただいて、同じように勤務をさせていただいております。また、改正等がなされても、やはり引き続き、先ほど課長からも答弁ございましたけれども、資格等についてはある程度制限はありますけれども、移行しながら、引き続きできるような研修を受けさせて、慣れたやっばり指導されている幼稚園教諭、また保育士等に引き続きご勤務いただいて、充実した保育指導をしていただくことが教育委

員会としても願っていることでございますので、そのような方向で進めてまいればよろしいかなというふうに考えております。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ありがとうございます。

課長のほうから、この件に関しまして、資格に関しましては、当面の間、認定こども園のほうに移行する意図がないので、その資格云々というのはそんなに大きな問題にならないかなという趣旨のご発言があったかなというふうに思いますけれども、これはあくまでも5年間ぐらいの経過措置だけのことでありまして、国全体としては、当然そういった方向性に、政策上結びつけるような方向性に、当然なっていくと私は考えております。

今、教育長の話の中にもありましたけれども、その過程の中においても、最低限必要な資格ですとか、あるいは研修ですとか、そういったものを受けなくてはいけない状況になっています。そういった資格研修が、学童の指導員も含めて必要な状況になったときに、その先生方の費用ですとか、そういったことに対する町としての助成ですとか、支援というものはお考えでありますでしょうか、町長にお願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 これから方向が決まってくると思います。そういう中で、子育ての支援について地域でどういうものが効果があるかということが一番の原点でございますので、それらを今度つくられる会議、審議会、こういうもののご意見をしっかりお伺いをする中で、嵐山町に沿った、合った、生きたといいますか、そういうような方向を模索していく、そういうことになるのかなというふうに現在では思っております。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 少なくとも今現在、嵐山町でいろいろな形で指導していただいている先生方あるいは指導者の方が、こういった資格を取るということの費用が捻出できなくて、それで職を去らなくてはいけないとか、そういったことがぜひないような形でそういった体制づくりを進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

それでは、③のほうの再質問のほうに移らせていただきたいと思います。今回この学童保育指導員の件を取り上げたのは、これはほかの幼稚園教諭あるいは保育士とを比べまして、法的な位置づけというのが非常に曖昧な部分がございます。課長の答弁

の中にもありましたけれども、運営自体も、補助は出しているけれども父母会が中心になって運営しているということでもありますので、今まではこの指導員の給与体系まで踏み込んで考えていくということはなかったのかなというふうに考えております。

これは一般論でありますけれども、この学童の指導員、10年以上働いても年収が200万円に届くか、届かないかというような状況は余り珍しくないと聞いております。そういう中で、やはり人生設計ができませんから、3年、5年ということで、去らざるを得ない。また、社会状況等が変化する中で、男性の指導員、そういった必要性もどんどん出てきています。そしてまた当面は、経過措置として研修等で今の身分は守られるという方向性でありますけれども、やはりそれ以降というのは、ある一定の資格を持った人が当たるような方向性でもなってくると思います。そういった状況を総合的に考えますと、やはりそれに見合った収入というものも必要なのかなというふうに考えております。

今、嵐山町の中には、4つの学童保育がございます。私は、この中でちょっと問題かなというふうに思うのは、例えばAという指導員の方、これは13年勤務をしているわけですが、基本給の年収ベースにして210万円前後、それからBという指導員は14年、1年多いのですが、年収ベースにして250万円前後の収入があると。たった1年しか違わないのに40万円前後の差があるわけです。何でこんなに違うのだろうか、同じ嵐山町なのに。一方の指導員のほうは、10年を経過した段階で昇給がストップしてしまったのです。全く昇給がないというようなことでできてしまっているわけです。

先ほど言われたように、それぞれの学童保育というのは父母会が中心になってやっていますから、全く同じということはなかなか難しいというのはよくわかります。しかし、そういったことをもろもろ考慮しても、この差というのは決して見逃してはいけないのかなというふうに、私自身は思っております。今回その法律の改正によりまして、町が中心となってこの事業計画を立てていくわけでもありますので、こういったことも含めて最低限の統一した基準というものを町のほうで示していくべきだというふうに私は考えますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 行政が一番守らなければいけないこと、そして当然それを守らなければいけないというより守るべき基準という法令準拠、法令に基づいてその枠の中で行って、そして枠からはみ出たり、足りなかったりということが私どもに求められている一番だめなことになるわけです。ですので、課長答弁の中でも述べさせていただきましてけれども、国及び県から示されている運営基準そして労働基準法の関係法令、これに基づいた中で可能な限りの状況で、学童保育のそれぞれの中での運営のことになっていくのかなというふうに思っております、その範囲内で法令に沿って合法的に行われているというふうに考えております。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今、法令という話がありました。確かに行政がそういったことを踏み込んでいくときには、法的な根拠というのが当然必要になります。

今回の法律の改正の中には、附則でありますけれども、指導員の処遇の改善というような文言も含まれております。こういった文言が含まれたということは、現状として十分な処遇がなされていないということの裏返しでありますので、ぜひそういったことも考慮していただきたい。

先ほど私が申し上げたのは格差の問題でありますけれども、格差プラス全体のボリューム、つまり生活設計がしっかりとできるような収入という方面においても、町としての最低限の支援ですとか指針ですとか、そしてまた何かそういった、これでは余りにも不公平ではないだろうかというような不安だとか、あるいは疑念が生じたときには、ある程度、改善をしていくような指導をしていくということも必要かなというふうに考えるのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 申し述べておりますように、この法が変わって、それでその法が目指す方向、そして今議員さんおっしゃるように待遇の面だとか、いろんなことに及んでくると思いますが、そういうものの細目が決まり、その中で可能な限りの対応を図っていく、これが行政の責務かなというふうに思っております。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 既に今現在においても、町のほうは学童の施設面というのは、県の基準にしっかりとのっとった形でやっていただいております。また、町単独の

加算金もいただいておりますし、またそれ以外に労災保険、あるいはまたいろんな給与計算の諸費用の費用等の援助もしていただいております。非常に手厚い支援をいただいていることも私も重々感じておりますけれども、やはり指導員がこういった流動的な状況の中でも安心して、そしてまた安心して職務につくだけではなくて、使命感を持って職務に当たれるようなそんな雇用環境というものをぜひ整備をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。答弁は結構でございます。

それでは、大項目の2番のほうに移らせていただきます。嵐山町の魅力再発見・再考についてでございます。2020年の東京オリンピック開催が決定される過程の中で、おもてなしという日本人的気配り、心配り、思いやりがクローズアップされました。我々日本人にとっては当たり前と思えるような行為が、海外の方々にとっては特別なことと思われることもよくあります。自分では自分のことがよくわからない。私なんか本当にいつも自分を見失っていますけれども、そういったことが一般的でありますけれども、我々嵐山町の住民も、やはり嵐山町の本当のよさというものを見逃してしまっている可能性もあるかもしれません。そういった点を町外の方々に意見を求めていく、いろいろ語っていただく。そしてまた、それを外国人の方にも広げて、そして述べていただく、考えていただくということになれば、これは国際化の啓発にもつながって、世代や歴史、文化、国籍、性別を超えた交流の場になるかなというふうに考えております。

そこで、提案をさせていただきたいと思いますが、外国人による嵐山町のあるいは日本の魅力について語っていただく。そしてまた、小学生、中学生、一般の方も含めて、嵐山町またこの地域のすばらしい点をどんどん語っていただく。それで、一般の方は、この嵐山町在住の方に限らずこの近隣の方、特に女性教育会館を使っている方々、県外もありますし、県の中でもかなり遠くから皆さん見えていて、そういった方たちとお話をする機会もありますので、けれども、「嵐山ですばらしいですね」ということをよく聞かれます。ですから、そういう方も含めてご意見を頂戴して、そして、嵐山町のすばらしいところを再確認をしていく、そういうことにつなげていくというふうに考えておりますけれども、教育長、いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長　それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長　佐久間議員の質問項目2につきまして答弁させていただきます。

ご指摘のように私たち嵐山町町民は、嵐山町のよさを見逃してしまっている可能性もありますので、ご意見に対しましては全く同感でございます。また、外国人によります嵐山町、日本の魅力についてのスピーチコンテスト、また中学生や小学校高学年によります英語または日本語での嵐山町地域、家庭のいいところスピーチコンテスト、一般の方による英語または日本語での嵐山町地域のいいところスピーチコンテスト等を世代、歴史、文化、国籍、性別を超えた意義のある交流及びコミュニケーション能力を発揮できる機会になることは、疑いのないことと存じます。このようなご提案につきましては、次のような視点から大いに歓迎いたします。

1つは、日本の将来を担う世界で活躍できるグローバルな人材の育成のためにも、郷土の偉人、先賢、歴史、風土、文化について、英語または日本語でのスピーチを国を超えた人々の前で行うことは、発信型の児童生徒を育成することにつながり、極めて重要であると思います。

2点目は、外国人の目による嵐山町のよさ、魅力について、英語または日本語でスピーチを行ってもらうことにより嵐山町の再発見につながり、嵐山町を考え直すよい機会になります。

3点目は、特に嵐山町の中学生が、自分の住む町について英語で紹介できる能力を培うことは、とても意義があり、前向きに検討してまいりたいと存じます。残念ながら、町内小中学校ではスピーチコンテストは現在行われておりません。菅谷中学校2年生では、夏季休業が終わりますと「夏休みのおもいで」と題しまして、6～7行の英文を創作させ発表しております。1年生は「自分の好きなこと」と題して、4～5行の英文を創作させ発表しています。聞き手のほうは、声の大きさや内容、態度、アイコンタクト等を評価しています。一種の教室でのミニスピーチコンテストと言えるかもしれません。

そこで、次のような形でスピーチコンテストが実施できればよいと考えます。10数年以上の伝統を持ちます嵐山国際交流協会では、東南アジアの青年を中心に毎週土曜日に日本語教室を開催し、献身的に外国人の日本語教室指導を支援していることは、既に周知のとおりであります。会長にお話ししたところ、彼らにとっても日本語を聞いてもらえる機会になるので、スピーチコンテストを開催の場合は出場可能とのことでした。

町内小、中学校、嵐山町国際交流協会、また各種団体が中心となって、小学生、中

学生、高校生、大学生、一般の方々に呼びかけて、嵐山町国際スピーチコンテストの実現に向けて、文化スポーツ課とともに、教育委員会も前向きに働きかけたいと思います。その際、菅谷中学校、玉ノ岡中学校に配属されておりますALTも自分の故郷を発表していただいたり、審査をしていただくこともよいことと思います。こういった形で国際スピーチコンテストを開催することは、初めての試みであり、前向きに導入していくときに到来していると思います。

近い将来には、観光協会のイングリッシュガイドとして、木曾義仲、畠山重忠、嵐山溪谷、また杉山城跡等を英語で紹介できる段階に発展向上することの要因につながると確信いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） ありがとうございます。

私が思っている以上に既にいろんな具体的な現場の現状を含めて、具体的なこともお考えいただいているような形で、大変心強く感じました。

先週の土曜日ですけれども、11月30日、嵐山町の文化教養講座というものがスタートいたしました。第1回目、文化スポーツ課の植木課長に講師として木曾義仲についてお話をいただきました。私も、大変興味深く聞かせていただきました。あのお話を聞いたときに、いろんな木曾義仲が、こっちで生まれた、あっちで生まれた、所説あるわけでありましてけれども、やはり嵐山町で生まれたのだな、生まれなくては困るな、生まれなかったら事実とは反するなというような確信を私も持たせていただくような、本当に傾聴に値する思いでありました。本当にありがとうございました。

その開校式のときに、岩澤町長が、知事が訪問したときに太陽インキの社長さんとお話をされる機会があったと。その太陽インキの社長さんとまちづくりだとかそういった話の中で、そんな話が出たのかなというふうに思いますけれども、嵐山というのは、オオムラサキですよ。このオオムラサキというのは本当に素晴らしいですね。オオムラサキというのは、例えばモンシロチョウとどういうふうに違うのでしょうか、飛び方はどうなのでしょう。捕獲して飛び立ったときは、どんな様子なのでしょう。そんなこと1つをずっと深く掘り下げていくだけでも、これは立派に町の特徴を生かしたまちづくりにつながる可能性があるのではないだろうかというようなお話を披露していただきました。

私もそれを聞いて、まさにそのとおりだなと。私もオオムラサキは知っているつもりでしたけれども、そんな形で考えたことは全くありませんでした。ただ、そのヒントをいただいたのは太陽インキの社長であり、社長は嵐山に在住しているわけではありません。まさに私が今提案して進めていただきたいのは、こういうことなのであります。岩澤町長、いかがお考えでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 この間お話ししたとおりでございますけれども、地元のことについては、何となく疎いという先ほども答弁の中にございましたけれども、そのようなことがあるかと思うのです。そういう中で、何しろ世界のトップリーダー、企業のリーダーですから、その方が世界的な視野で、グローバル化ということをよく言われますが、狭くなった地球を忙しく動いている人が、どういうお考えを持っているのかなというお話をする中で、そういうような地元で、自分のところにあるそのものについて関心を持って、それでそういうようなことというのが核になっていかないと、人というのは人的なといいますか、質の向上というか、そういうものが育たないのではないだろうか。そういうものをあれしていくと、育つのではないだろうかと思います。

それには、オオムラサキの話もありましたけれども、義仲も、重忠もありますよね。それで、自然が豊かですよね。自然なんていうのは、教育の一番のもとになるもので、いい教材ですよというお話をお聞きをしました。まさに、そういうようなものをこの核として、いかにしっかりした核ができて、核ができないと雪だるまではないですけども、潰れてしまったり大きくならなかつたりというようなことになるのだと思うのですが、そういうものがこの嵐山の地ではしっかりできていく環境にあるのだと、そういうものをしっかりもう一回見直していくということが必要なのではないだろうかみたいな話を聞いたと、そんな話をさせていただいたわけでございます。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 私も本当に基本的には全く同感でございます。

そのお話の中で、もう一点町長が触れた点がございました。それは、英語教育についてであります。今ちょこっと出ましたけれども、その社長さんに国は今、小学校で本格的に英語教育をスタートする。それも5年生から3年生へとどんどん低年齢化させていく方向性であるのだけれども、それについてどう思いますかというような質問

をされたそのときに、その社長さんが、今町長が言われたように、やはりどうやって伝えるかということも大切だけれども、何を伝えるかということが大切なのだと。だから、そういった面においては、私はちょっと疑問に思っていると。そして、まずやるべきことは、知力をしっかりつけていくこと、歴史をしっかり勉強していくこと、そしていろいろな勉強をする中で想像力を豊かにすること、そんなことも絶対にやっつけていかなければいけないのかなというふうなご発言があったという趣旨のお話を伺いました。私も、全く同感でございます。

私も英語教育の一端を担っておりましたものですから、生徒たちによく言うのは、国際人になりたければ、まず立派な日本人になりなさい。立派な日本人になることこそ、国際人への第一歩であると。これは、やはり英語をべらべらしゃべったり、あるいは中国語をしゃべったり国際的な知識をふやして、そういうことはもちろん大切なのですけれども、その先には今言われたようなことが当然あります。

そしてまた、私は海外で仕事をしていた経験もございまして、顧客の中に中国人もいる、ロシア人もいる、アメリカ人もいる、イギリス人もいる、シンガポール人もいる、タイランド人もいる。そうすると、その中で私が日本語でしゃべっても誰もわからないのですね。ロシア語で言われても全然わかりません。でも、英語という言葉を使うと、皆さん同時に一遍に理解できます。すごい言葉だなという実感を私は持ちました。

ただ、こういった国際的なステージの中においては、英語を話すなんていうことは、当たり前のことなのです。何を求められるかといえば、日本人である佐久間が、こういう状況に直面したときに、どう考え、どう判断し、どう行動するか、ここを問われるわけです。まさに、先ほどの「ハウ・トゥー・トーク」話し方ではなくて、「ホワット・トゥー・トーク」、要するに何を伝えるか。ここところが国際的なステージにおいては非常に大切なこととなりますので、そのお話は本当に英語教育にとっても大切なスタンスであるというふうに考えております。

ただ、それと同時に、時代というのは必ず流れておりますので、我々が小学校のときに菅谷小学校でお世話になったときには、英語だとかパソコンだとかそういうものが、こんなに仕事の中にどんどん入りこんでくる、そんなことはなかったかなというふうに思うのです。しかしながら、時代の流れとともにその時代に必要とされるもの、それはもう英語にしても何にしても、これはみんな道具ですよ。道具の使い方をやっ

ぱり勉強していくこと。だから、この国際化を進めることによって、基本的な学力ですとか、歴史を勉強したり、そういったことをないがしろにして、これを進める。こんなことは絶対にあってははいけません。しかしながら、それを学ぶと同時に、今時代が必要としているそういったものを含めて、やはり進めていくべきだというふうに私は考えておりますけれども、町長、再度ご意見をよろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろ議員さんの教育論お伺いいたしました。さっきも言いましたけれども、世界のトップリーダーで、それこそこの地球を狭く動いている人には、ちょうどいい機会だというふうに私とすると本当に思ったのです。それで、時間も少しありましたので、ちょっと聞いたのが、今言った英語の話、世界は動いているわけですから、日本の今教育の中で英語の教育、英会話というような話ができるような状況というのを今小学校の5年生からやっているそうだけれども、それを3年生に引き下げてやっていくというような方向に国では考えているようだ。こういう今の現状をどうお考えですかというようなこともお聞きをしました。そのときに、それはちょっと私では考えられないという話をお聞きをしました。というのは、今話したように、3年生で自分がまだ発信するものもない状況の中でそういうものをやるよりも、自分が発信できるものをこのところではつくるべきではないか。先ほど言った核、こういうものをしっかりやって、それでその上にそういうものが当然、世界が狭くなっているわけですから、英語だけではなくて、今大切な外国語というので、この間も新聞に大きく出ましたけれども、スペイン語ですとか、フランス語ですとか、中国語ですとか、いろんなそういうのが出ておりました。1番がスペイン語でありました。ですから、そういう外国語も当然必要だと思うのですが、今必要なのは核をつくること、自分の核をつくること、それが必要なのではないだろうか。そして、そのものができて、そうしたらその核を外に発信をしなければ自分がないわけですから、それはしっかり発信をするすべをつくっていく、それはまだ先でもというようなニュアンスでございました。

それで、今太陽インキでやっているのは、世界で工場を5つとか、幾つか間違っていたらごめんなさい。あって、ほかのところで製品をつくる。だけれども、開発、研究というのはこのところでやっていますということで、嵐山カントリーの入り口に

あるところですよ、航空研究機関。ここのところに日本だけでなく世界から、知識、知能を持っている者、そういう者を集めて、あそこのところで研究をしている。そして、世界の中で今、この間もお話をしましたけれども、 아이폰、世界中を幾つ流れているのかわかりませんが、その9割以上、9割9分近くとかとって、もうほとんどという話がありましたけれども、それがそこのところで作ったものが、絶縁材として出ている。それを維持していくのには、日本だけでなく世界中からあれだと。それには、発想力豊かな、しっかり自分を持った、そういう意見ができて、そしていろんなものを見る目からまた異次元の発想が生まれるようでない、この太陽インキも世界のトップを走っていけなくなってしまうので、世界からそういった人たちに来ていただいて、そして見つけて、それでそういう体制を今つくっているという話の中で、核をつくった。そして、それが発信をできる人たちが必要なのではないだろうかという話をお聞きしました。

ちょっと長くなってしまいますけれども、もう一つ、マクドナルドという会社がありますけれども、あそこの社長さんがよく、この間も新聞にも、本にも書きますけれども、日本の若い人たちに欠けているものというのは、5つぐらい挙げたのです。プレゼンテーション、人にいろいろ言うこと、これは語学も含まれていると思うのです。プレゼンテーション、これがしっかり、はっきり大きな声で、ゆっくり相手にわかるように言う力が、日本の若者には足りないのではないだろうか。これは私が言っているのではなくて、そのマクドナルドの社長さんの言ですから、そしてその次にはドキュメンテーションと言っていますけれども、要するにプレゼンテーションをやるための資料づくり、整備、情報をしっかりつくること、それが欠けているのではないかと。そして、そういうものがしっかりできていくとコミュニケーションに進んでいく。コミュニケーションに進んでいくから相手との話し合いができてくる。そこのところの前の段取りがちょっと欠けている、弱いなというようなことをおっしゃっていました。

それで、それを、コミュニケーションを進めていくのには、セルフモチベーション、自分の意識をしっかり持って、相手との話し合いがスムーズにいくような形、そしてそこのところでは、ディベート、建設的なディベート、話し合いというか、意見の交換といえますか、そういうものができていかないといけないのではないかと。それがちょっと弱いのではないだろうかというような話がありました。そして、それができる

と人間的に豊かな人、そしてリーダーシップがとれる人にいくのではないかということ、マクドナルドの社長さんが、事あるごとに言っているのを何回か聞いたことがあります。そういうことも兼ね合わせて考えていきますと、やっぱり人をつくるときにつくって、必要なときにやることはやって、それでそういうものが発信できるようなものが必要なときに必要になってくるというようなふうには思っております。

ですので、何が足りない、何をやるべきか、何をどうだつてというのは私にはわかりませんが、人から聞いた話ですと、そういうことを聞くとさもありなん、そのとおりではないだろうか。だから、聞かれたら私はそういうことをこう話をしているということでございます。

○青柳賢治議長 佐久間孝光議員。

○3番(佐久間孝光議員) 今もマクドナルドの社長のほうからプレゼンテーションですとかドキュメンテーション、あるいはそのモチベーションというようなそういったお話まで、今お話をお伺いさせていただきました。

これも、例えば最近、日本人の科学者の方たちがノーベル賞を受賞する人数がふえてきたのではないかと。その一つの要因に、やはり研究自体は今ですばらしかったのだけれども、それを発表するのは全部英語なわけです。そうすると、そここのところになかなか壁があって、だからアメリカのほうで、あるいは海外で活躍している方々が、ノーベル賞を受賞する確率が高くなるというようなデータも出ているようでございますので、私はこれはもう本当にそのどちらが先とかなんとかということではなくて、核となる教育というのは当然これはもうひとつ日本人としてのいろいろな見識ですとか、考え方、その考え方を学んでいくというのは、絶対に必要なことであると思います。それは、私も海外で本当にそれはつくづく経験をいたしておりますので、ですから私が申し上げているのは、あくまでもその時代に必要な道具の使い方も含めて勉強していくことができれば、さらに自分自身を伝えるものを正確に、またスピーディーに、的確に伝えることができるということにつながっていくかなというふうには思っております。

今の子供たちが、10年、20年たつと、やはり社会に出て行く、そして世界に出て行く。そのときに、やはり嵐山町で教育を受けてよかったなというふうには思えるような形で施策を展開していただきたいと思っております。

私も何度も言っておりますけれども、最終的には自然を愛し、歴史を重んじ、そし

て世界に目を向けられるような人材の育成につながる施策の展開をお願い申し上げます。私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の租税教育の現状についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） 4番議員の長島でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

私の今回の質問は、大項目で2問でございます。順次質問をいたしますので、明快なご答弁をいただきたいというふうに思います。

初めに、租税教育の現状についてお伺いをいたします。国税庁では、11月11日から17日を税を考える週間と定め、さまざまな広報活動をしている。税は、社会を維持していくための会費とよく言われ、次世代を担う児童生徒たちにその役割、大切さを正しく理解していただくのは、大変重要なことでございます。もちろん税に関する学習は、学習指導要領に基づきまして、税はどのように集められ、またどのように使われるのか、基礎的な仕組みを学ぶというふうに思っております。租税教育で下記の2点についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

（1）といたしまして、嵐山町の財政は町税そして国、県からの交付税等で賄われ、運営されていると。平成21年にも質問をいたしました。中学生には町の広報または新聞の報道等の身近なものからも、税の重要性及び将来の納税者としての意識を養うことを教えているということでございました。幾らかたっておりますので、現状をお聞きしたいというふうに思います。

2番目としまして、教育には学校、地域から学ぶ面、家庭からも学ぶ面、いろんな学び方があります。地域には、納税推進団体、税理士会等、いろんな団体が啓発活動、租税教室等も行っています。嵐山町の利用状況をお伺いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）（2）について答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 長島議員のご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

現在、小学校6年生では、税金の働きを調べる学習を行っております。市民の願いを実現するために、税金が重要な役割を果たしていることについて、資料を活用して必要な情報を集め、学習しています。

そういった点につきましては、以前、21年度に前教育長がお答えさせていただいておりますけれども、ほぼ変わっておりません。

また、中学校3年生では、政府の経済活動と租税を調べる学習を中心に行っています。租税収入、酒税や消費税等に興味、関心を持ち、租税の意義や役割について理解し、その知識を身につけられるよう指導しております。

また、納税の義務については、国や地方公共団体、消費者、生産者、納税者など、さまざまな立場から公正に判断できることを指導しているところでございます。

また、新聞記事等を活用して、特に現在では消費税のアップに伴い、生活に結びつけた税の学習を進めたり、副教材として租税教育用のリーフレットを使用したりしております。

引き続き、質問項目1の(2)につきましてお答えさせていただきます。町内の小中学校は、東松山地区租税教育推進協議会で実施しています租税教育と租税教室に参加しております。これにつきましては、引き続き以前と変わりございません。

租税教育では、税に関する中学生の作文に毎年応募しております。租税教室につきましては、6年生が毎年2月に県税務署職員また税理士会等の指導によりまして、出前授業を受けているところでございます。

子供たちは、自分たちが学校で勉強できるのも税金が使われている、税金は安全で豊かな暮らしをするための社会全体の会費みたいなものと認識し、税は人生において切っても切れない大事なことと理解できるなど、租税教育の推進、充実に寄与していただいていると考えております。

今後も、小中学生に引き続き参加するよう指導してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 ご質問の途中、一般質問の途中でございますが、この際、暫時休憩いたします。

再開時間は11時5分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島議員の一般質問を続行します。

長島議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、何点か再質問をさせていただきます。

文科省の中学生の社会の公民という部分ですね、そこで新学習要領に基づき指導しているというふうに思います。このような抜粋したのですが、読み上げますと、租税の意義と役割については、統計資料などを有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその他の特徴にも触れ、国民生活に大きな影響力を持つ財政を支える租税の意義や財政制度、税制度のあり方について考えさせることを意味している。

また、国民の納税の義務については、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者としての租税の使い道などについて理解と関心を深めさせるなど、納税者としての自覚を養うことが重要であるとされております。これは、要領、いわゆる要点ですとか方法というふうに思います。

消費税が導入をされてから、中学生であろうと買い物をするればこれは納税者になるわけです。自分の納めたお金が社会で生かされ、自分も社会の中で生活ができる社会の構成員であると理解したときに自覚が出てくるものだというふうに思います。

学習要領でございますから、何も問題はございませんが、あなたが納税者ですと、社会を構成する源であるという、そういう教えの部分重要になってくるというふうに思うのです。ごく一般的なものについては、それで十分結構だというふうに思いますが、そのようなことも捉えて指導、いわゆる教育をなされているかどうか、まず最初にお聞きをしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

過日、中学生の税の作文を読ませていただきました。その中にやっぱり心に残る言葉もございまして、今議員さんのご質問に合うようなことを作文に書いていらっしゃる児童生徒、特に中学生が郡内でも大勢おりまして、やはり学校教育の中で実際に働

いて、将来自分が働く立場になったときに、働いて納税することで見返しをといるのでしょうか、今お世話になっていますけれども、恩返しをしたいと。こういったお気持ちの生徒さん、また納税は見返りを期待するのではなくて、いわゆる確かの笑顔になるというふうな感じ方で、やっぱり価値あるものとなっていることを、子供たちに授業の中で先生方がテーマを見つけながら指導しているというふうに聞いております。

私は、作文がやはり大切かなといつも思っているのですが、まだまだ嵐山の2つの中学校は、例年参加しているのですけれども、年によっては全くゼロのときもありまして、やっぱり継続したこういった納税に対する社会人としての義務をきちんと果たせる大人になってほしいという教育を、やはり日ごろの中で十分やっていくような形でまた指導してまいりたいと、こんなふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 長島議員。

○4番（長島邦夫議員） 今ご答弁をいただいたわけでございますけれども、ちょっと2番のほうに入ってしまった部分もあるので、1番のほうだけとにかく質問という形でさせていただきます。

よく税といいますと、納めるだとか、取られるだとか、表現の仕方はいろいろありますけれども、やっぱり取られるという考え方がいつも頭の中にあると、やはりこれは教育ですから、必ず納めるのですよと。そこからあなたも社会の一員になれるのですよというふうな、そういうふうなことに持っていかないと、やはり12月が嵐山町も収納月間ということで聞いておりますが、やはりそういうところの行動も事業も起こさなくてはならないということになってしまうわけです。やはりもともとから税というのは納めるのだと、事業をすればそこから消費税も出てくるし、事業税も出てくるし、全てのもので税はついて回るわけです。

ですから、そういうふうな子供のときから納めて、そのお金が、だから消費税なんかいい例だというふうに思います。そういうふうな感じをぜひ持っていただくように教育をしていただくのが、やはり基本だというふうに思いますので、そういう点からもぜひご指導していただければというふうに思います。

それでは、(2)の再質問に入らせていただきます。1番につきましては、要望でございますから、今後意見として役立てていただければというふうに思います。

それでは、(2)番に入らせていただきます。教育長のほうから、納税団体の現在の動向を今説明していただきましたが、そこからちょっと私も法人会ですとかいろいろやってきたものですから、そういう関係の団体の方といろいろよく話をするのですが、まず質問の中に地域、社会からの教えはいろいろあるというふうに私も思いますし、ご答弁もいただいたというふうに思います。

初めに、この埼玉県の租税教育推進協議会という団体でございますが、これは税理士さんを中心とした団体だというふうに思っておりますが、そこでは租税教育を中心に活動しているというふうに思います。

嵐山町では、この東松山税務署管内の税理士さんがいらっしゃいますが、毎年同じところで開催するというのも難しいでしょうから、定期的にこういうふうにある町村を回っているのだというふうに思います。

それで、私がよくわからないのは、これは自分で申請して、今年は、うちの学校は何校かありますけれども、この学校に呼んで租税教育をやりたいとか、自分から申し出るものなのか、それともローテーションで回ってきた限りでその限りにおいて教室をやっているのか、その点をちょっとお聞きしたいというふうに思いますが。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えいたします。

例年は、3学期、2月から3月に向けて来年度お願いしたいというふうに学校のほうから申し出るのが原則でございます。しかし、近年やや減少気味なのです、学校からぜひお願いしたいというのは。そこで、今年度は年度内、今でも今年度中にもし希望があれば、どうぞお申し込みくださいということで、租税推進協議会のほうから逆にこちらにお話がございました。

そういった中で、やはり租税教育を受けることによって児童あるいは生徒は税に対する関心を一層深めて、教育に生かせる大切な出前授業という形で実施していただいているわけでございますので、そういった形で現在行わせていただいております。

嵐山町では、原則としては年度内に来年お願いしたいというふうな方向で、現在申し込んでいるようでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 長島議員。

○4番(長島邦夫議員) こちらからお願いをするというふうなことだというふうに思いました。そんなに税理士さんがたくさんいるわけではないですし、そうそう対応していただけるわけではないというふうに思いますから、こちらからお願いする、そして向こうのローテーションが合ったときに実践できるということでございますから、毎年度できるものであれば申請をして、よい外からの、先生が教えるのではなくて、外からの教えというものも非常に重要だと思いますので、継続してお願いをしていきたいというふうに思います。

また、先ほど、今作文というふうなお話が出ましたが、これは埼玉県納税貯蓄組合連合会で多分実施している事業だというふうに思っております。これについても私は知り合いがいるものですから、今嵐山の状況はどうなのだいというふうにお話を聞いたら、大分ご理解をいただいて、以前よりは生徒の応募もありますよと、そういうふうなお話を聞いています。実際、昔はゼロに近い状態が続いていたのだというふうに思います。私立の中学もございますが、そこは別としまして、菅谷中学、玉ノ岡とございますが、両方の学校で実施をしているということでよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

ただいまのご質問の件に関しましては、平成23年度は菅谷中学校が2点だったので、玉ノ岡中が応募なしだったわけでございます。24年度は菅谷中5点、玉ノ岡中学校3点、この3点の中で県知事賞をとられたということを知っております。少ないからではなくて、学校で選んだのを出したのかなというふうに捉えているのですけれども、今年度、菅谷中学校は72点応募していました。

これは、先ほど申しました租税推進協議会の会長さん、副会長さん方もおいでになりまして、嵐山町で会議があったのです。私もそれに参加させていただきまして、早速両中学校に内容がいい、悪いじゃなくて、全員に作文を書かせるような指導がやっぱり大事ではないかと。大体3年生を中心に書かせているようでございます。たまたま公民で3年生に当たっておるものですから。しかし、3年だけということではなくて、1年生でも2年生でもいいわけでございますので、今後やっぱり全校を挙げてそういった形で、この作文に応募してくる形をとっていければいいかなということで、長島議員さんのご質問にも答えられるかなということで、応募なしという時代が過去

ございました。しかし、最近は、学校側の理解と、また児童生徒の税に対して関心が
大分高まってきているのかなというふうに思いまして、今回菅谷中の72点は大変私は
評価しております。

いずれにいたしましても、今後もこの作文教育を含めて税に関する作文に対しては、
積極的に応募していけるよう指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 強制的にするものではございませんから、こういうものがあ
りますよと言ったときに、生徒のほうから、それでは書いてみようかな、提出してみ
ようかなといったときに、初めてできるというふうに思います。ですから、その税教
育の高まりがあればあるほど、自分の納めた税がどのように使われているかという
ところに関心が出てくるわけです。最初のことに戻りますが、ぜひ指導の中で、教育の
中で、こういうものもありますよということで、できるものであれば少しずつでも募
って毎年出され、いい成果が出ればというふうに思います。

ちなみに、私立の学校では毎年いい成績をおさめてやっているということでござい
ます。別に見習う必要はもうないというふうに思いますが、同じ嵐山町ということで
ございますので、お話をしておきたいというふうに思います。

そのほかにも、私どもの参加をしている一般社団法人の埼玉県法人会連合会では、
全県的にやっているわけでございますが、ここに資料がございまして、平成25年の2
月1日には、和光市の市民文化センターにおいて税とサイエンスのコラボレーション、
また24年の8月24日には、同場所におきまして、税と夏休み、親子でアタックツアー
などというようなものも利用しております。ほかにも企画して実践しているわけでご
ざいまして、総勢約2,000名の方が参加をなさっているというふうなことでございま
す。

また、先ほど答弁の中にもございましたが、租税教育用の、昔はゲゲゲの鬼太郎の
小冊子を配らせていただいたこともございます。今では、税について考えよう、クイ
ズだ税、そのようなものを配付しております。多分そのことをおっしゃっているの
ではないかなというふうに思いますが、もし足らないようであれば連合会のほうにお話
ししていただき、ぜひ利用していただければというふうに思うところでございます。

そのほかにも、私の知り合いの群馬県の、これはある町でございますけれども、法

人会の青年部というのがございます。そこでは、その法人会青年部だけで税理士さんを交えないで各学校にプッシュして、自分たちで紙芝居ですとか、ビデオの上映をして、子供たちにさらなる啓発ということでやっているというふうなことも聞きました。

いろんな取り組み方があるわけがございますけれども、今後も子供たちに更なる税のよい教育ができますことを心からよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2番に移らせていただきたいというふうに思います。2番は、社会教育施設の充実についてということで質問させていただきます。B&G体育館、プール及び総合運動場は、嵐山町の社会体育向上に大きな役割を担っている。周辺の桜並木、農道では成人のウォーキング、生徒児童たちの部活動、またはランニングでの体力づくりと、大きくスポーツのメッカになっているのでございます。今後さらにこのエリアを充実させるために、下記の2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

(1) としまして、町総合的運動施設として進めるには、雨天時でも小スペースで体力づくり、運動ができるランニングマシンなどを器具の導入は不可欠であるというふうに思うのですが、考えをお伺いしたいというふうに思います。

2番目としまして、グラウンドの全天候型、芝生化についてお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)(2)について答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

現在、町の社会体育施設としましては、B&G海洋センターの体育館と、そのほかに各小中学校の体育館の夜間、休日開放がございます。この施設に、これらの施設にランニングマシンなどの器具を設置いたしますと、ほかの競技に支障となるため、残念ながら現状では常設するスペースの確保が困難であります。

ただ、福祉施設のやすらぎにはランニングマシンなどの器具がございますので、一般の方も利用できるということでございますので、こちらの利用をお勧めいたします。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。総合運動公園につきましては、野球、ソフトボール、サッカー、陸上競技、そのほかの多目的な利用を行っております。例えば、人工芝などによる全天候型にいたしますと、陸上競技のトラックを設けることができなくなってしまいます。また、全面芝張りにした場合、

芝生化にした場合の維持管理の経費というものがかなり多額になるということも想定されております。したがって、現状ではグラウンドの全天候型か芝生化を行う計画はございません。

一方で、総合運動公園の外周にはランニング用の舗装体を設けております。雨天時にも利用することが可能でございますので、ジョギング、ランニング等につきまして、これらに限っては既に全天候型化した施設の利用をいただいているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問させていただきます。

総合運動施設と観点から、それを充実させるということから再質問をさせていただきたいというふうに思います。

(1)番から入らせていただきますが、非常に多くなっています。ですけれども、どうもこの冬場になると当然人も少なくなってきました。全体の目的として、やはり環境がいいということが利用者の一番のいいところだというふうに思います。車で来て駐車場に置いて、そこから散策を始める人も非常に多くなっています。

私の知り合いでも多摩川のほうの方でも、あそこは一応ランニングするにも安全であるし、ウォーキングしても気持ちがいいし、堤のところを通ると川も流れていて非常に気分がいいのだよと、そのような目的であそこは行くのだよというふうなお話を聞きます。ですけれども、残念なことに、体育館の中に入ることもできるわけではございませんし、またではランニングマシンでも使おうかと思っても、自宅で持っている方は自宅でやるだとか、またはここに今書いてあるやすらぎで利用される方もいらっしゃるかと思います。

ですけれども、総合的な運動施設と考えたときに、やはり体育館の利用者そして2階の、体育館ではないですけれども、太鼓をしたり剣道の団体が活動しているので、そうそうこのウォーカー置くようなスペースがあるわけではございません。ですから、今の中でできれば本来はいいのだと思うのですが、将来的にはプールの改造、そのようなこともあるでしょうから、ぜひそのときには一歩として前へ踏み出す方向で、そういうものも必要なというふうに思うところであります。

多くの人たちを利用させるためにも、使い勝手がいいように、雨のときですとか、

そのようなときには、少しのスペースでできるようなそういうふうなフロアも多少なりとも見かけることができますので、ウォーカー2台でも3台でも置いて、そのところで運動ができなくて困っている方には、やすらぎのほうまで行くことができない人もいるでしょうから、ぜひ利用できるように考えていただけないかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 B&Gの体育館でございしますが、一応総合的な町の運動エリアということで、町民体育館的な位置づけとはなっておりますが、当初の設計上町民体育館としてつくられたものではございませんので、さまざまな面で非常に窮屈なといいますか、限定された使用しかできないというのが現状であります。小さなスペースで器具が置けるかどうか、それから器具を置くに当たっての床の状態ですとか、そういった設計上の問題等もございしますので、精査をして検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 私も最近あそこで運動していますから、体育館というか、B Gの中にもよく入ります。スペースのないのはわかっています。ですけれども、何とか工夫をすれば2～3台は置けるのではないかなというふうな考えが、そんなふうにかえますのでね、ぜひ考えていただきたいなと。

それで、やすらぎとは違って、指導者も置く必要はないと思うのですよ。そこまで充実した施設になれば、さっき言いましたように総合的な、さらにあその施設を体育館またはプール、または運動場を総合的に考えたときに、何か別のものを考えたときに、それはすることでいいし、ぜひくどいようですけれども、困っている方もおりますので、ぜひ少し考えていただきたいなと、これは要望で結構でございしますので、考えていただければなというふうに思います。

それでは、2番目の再質問に入らせていただきます。グラウンドの使用方法は皆さん皆違いますが、いろんなところのこのグラウンド、最近は全天候型というのが多くなってきました。隣町のグラウンドも以前からもう全天候型というのではないのですが、芝生化ですね。芝生化になっています。でも、あそこは野球かソフトかわかりま

せんけれども、ためのネットが張ってありますので、真ん中に芝生があると不便なのかなというふうな感じはします。ですけれども、冬場になると非常にあそこは風も強いですし、ほこりもすごいわけです。ですから、今ここに答弁にあるとおり、周りについては舗装型、全天候型のランニングスペースというふうに捉えれば捉えられるのでしようけれども、そういうふうにもなっているのではないかなというふうに思います。

そのまたちょっと視線を変えて、農村広場というところもございませうけれども、あそこでは最近グラウンドゴルフが多くなってまいりました。ゲートボールをやる方ももちろんいらっしゃいますけれども、あそこなんかも芝生化にすると非常に足腰にもやわらかいですし、私はついこの間ヌエックの草原広場ですか、あそこでグラウンドゴルフ大会にも出ましたけれども、やはりこの何て言うのですか、何もなただ土の上でやるより非常に何か快適のような感じがしているわけでございます。その点、そのような考え方も、私が指摘したあそこ、あそこということではなくて、その辺もちょっと頭の中にないかどうか、スポーツ課長にちょっとお聞きしたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

近隣では、吉見町が芝生化を実施しておりますが、吉見町の運動公園は400メートルトラックでございまして、その400メートルトラックの中が芝生化されているのですね。そうしますと、その芝生の中にサッカーのコートですとかそういったものが設定できるのですが、嵐山の場合ですと大きくとって200メートルのトラックしかとれないということで、ここで町民体育大会とかも実施いたしますので、その200メートルトラックの内部だけを芝生化するということはちょっと無理という、そういう施設の立地上のそういう条件もございませう。

それから、農村広場につきましては、ここも1面、ソフトボールのコートが1面とれるわけございまして、こちらも全部でソフトボールにいたしますと総合運動公園は5面のコートがとれるのです。そこもそういう形で利用を行っております。

グラウンドゴルフに関しましては、ちょっと場所が移りますけれども、先ほど議員さんおっしゃったようにヌエックの草原運動場が、ほぼグラウンドゴルフ専用の施設

というような位置づけで今お使いをいただいておりますので、芝生のグラウンドゴルフコートとしては、又エックのほうをぜひお使いいただきたいということで。

総合運動公園に関しましては、全天候型はかなりいろいろな意味で難しい面がございますけれども、土地の立地上非常に水はけがよくて、朝まで雨が降っていてもぬかるまずに、その後、晴れば使用ができるというようなそういう恵まれた施設でございますので、一長一短ありますけれども、現状の土のグラウンドを使用していただきたい、そういう使用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) 意向はわかりました。そのようにすると差し支えがあるのだというふうなことも、この質問をする前から多少なりともわかっておりましたが、隣町、私が見たのは玉川なのですけれども、ネットが張ってあって、多分あそこは200ではないかというふうに思うのです。ですから、真ん中に芝生があると野球をやっても転がりが変わってくるし、やりづらいかなというふうには思いますけれども。トラックの中を芝生化にするのでなければ、周りをして、気持ちいいグラウンドにしていくとか、今言ったように草原グラウンドのところだけでもそういうふうに考えていただけないかということ。できれば、前向きの答弁もいただきたいのですが、そういう意向もあるということで、周りの環境に合ったぜひ施設に、快適な施設にさらなる前向きな事業の展開をしていただきたいなとそのように思うところでございます。

嵐山町に唯一の総合運動場ということでございますから、全てのエリアをそのようなものに持って行って、考えていただければというふうに思います。

もうちょっと前向きな答弁もいただきましたのですが、残念ですがこれにて終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 小 林 朝 光 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号5番、小林朝光議員。

初めに、質問事項1のウィンドウズXP対策についてからです。どうぞ。

〔5番 小林朝光議員一般質問席登壇〕

○5番（小林朝光議員） 5番議員、小林朝光。議長のお許しを得まして、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大項目1番目、ウィンドウズXP対策についてでございます。昨今のパソコンの普及率というのは目覚ましいものがございます、町の職場におきましてもほとんどもう1人に1台というような時代でございます。

そういう時代におきまして、いよいよウィンドウズXPにつきましては、ご承知のとおりでございますけれども、サポートが来年の4月8日、日本時間では4月9日でございます。をもって終了となります。したがって、セキュリティーの更新プログラム等もサポートしなくなるということになりまして、ウイルスに感染するリスクが非常にふえるわけでございます。

自身のパソコンが感染いたしますと、取引先までも感染させてしまう可能性があり、多大な迷惑をかけるわけであります。使用者の中には、ウイルス対策ソフトを組み込んでいるから大丈夫と思っている方もおられますが、オペレーションシステム更新プログラム等も対策を行わないと防御は不可能だと言われております。

XPの場合は、ウィンドウズ8に比べますと約14倍のリスクがあります。7と比較いたしましても約2.5倍のリスクがあると言われております。全て入れかえるのが最良ではありますけれども、しかしながら、読売新聞の調査によりますれば、全国の自治体の半数以上が費用等の関係で対策が期限までには終了しないといえます。

そこで、3点お聞きします。まず、現在全体の何割がこの町では対策済みなのでしょうか。また、それは何台くらいに相当しますか。

2番目といたしまして、サポート期間中には全ての対策は終わるのでしょうか。

3番目といたしまして、この対策にかかわる総体的な費用はどれくらいかかるのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目1の（1）についてお答えをさせていただきます。町の庁舎内各施設及び小中学校教職員用で現在使用しておりますパソコンの台数は、大きく分けて基幹系業務用パソコン35台と、情報系業務用パソコン285台

の計320台でございます。このうち、基幹系業務用パソコン35台につきましては、10月から本稼働となりました町村情報システム協同化に伴う機器の入れかえによりまして、オペレーションシステムがウィンドウズ7となっておりますので、全て対策済みでございます。

一方、情報系業務用パソコン285台のうち庁舎内及び出先機関の33台と、各小中学校教職員用98台の計131台がウィンドウズXPで今現在使用しておりますので、こちらが対策が必要となります。

したがいまして、現時点での対策済みの台数は320台中189台であり、対策済みの割合は全体の約6割となっております。

続きまして、(2)にお答えさせていただきます。(1)でお答えをいたしましたとおり、今後対策が必要なパソコンが131台ございます。このうち、庁舎内及び出先機関で使用しております33台につきましては、リース期間が残存する12台と買い取りによるものが21台でございます。このリース期間が残存する12台につきましては、インターネットに接続しない環境で残存期間使用するか、またはオペレーションシステムをウィンドウズ7に変更して使用するか等について検討しております。なお、買い取りによります21台につきましては、いずれも耐用年数5年以上経過している機械でございますので、3月補正あるいは当初予算におきまして予算をいただいて、早期に入れかえ、更新をいたします。そういった考え方でございます。

また、小中学校教職員用のパソコン98台につきましては、3月末までに全てのパソコンのオペレーションシステムをウィンドウズ7に変更することで対策を行っていきたいと考えております。

小項目(3)についてお答えをさせていただきます。現時点で実施する予定の教職員用パソコン98台のオペレーションシステムを、ウィンドウズ7に変更する設定費用といたしまして、約190万円から200万円程度かかるのではないかとというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) では、ちょっと(1)から総体的にちょっと再質問をさせていただきますが、そうしますとリース期間が残存12台、これが残るということでございますが、ネットに接続しない、使い方によってはこれも安心して使えるという解釈

でよろしいでしょうか。そうしますと、総体的に見ますと対策はまずサポート終了までには大体できるということで一応安心だという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今議員さんお話をいただきましたように、リース期間が残存するものが、これが約1年2カ月リース期間が残存いたします。これにつきまして、総務省のほうからXP対策について11月の22日付で、もし、それを使う場合についてということで、注意事項がございました。

その中の1つが、まず1つは廃止をするというか、使わないということですね。これが1番。続いて、インターネットに接続しない環境で内部的なものとして使うと。どうしてもやむを得ない場合はそうした形で使うということです。そういった内容に沿って、このリース期間の残存するものは現在考えております。

しかしながら、これは予算が伴いますので、担当といたしますとこの12台も有効に使うためには、リース期間は残存ありますが、予算化ができれば、こちらについても更新をさせていただきたいと。ただ、これも予算が伴うものでございますので、この後の予算審議の中で、予算といいましょうか、中で少し検討させていただければということで考えております。

それ以外については基本的には4月9日、これまでに対策を行うということで考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） その点では、安心いたしました。

今後は、入れかえに際しましてレンタルでということも伺っておりますが、現在リースということも併用して行っているわけでございますが、レンタルにした場合はリースにしているときと比べての費用的なものは変わりはないでしょうか。例えば若干ふえるとか、そういうことはないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 ほぼ変わらないというふうに認識いたしております。

○青柳賢治議長 小林朝光議員。

○5番（小林朝光議員） では、対策は大丈夫だということで、大項目2番目に移りたいと思います。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○5番（小林朝光議員） 大項目2番目の災害予見と避難についてでございます。災害も自然災害、それから人為的な災害もいろいろあるわけございまして、自然災害においても例えば突発的なもの、なかなか予見、予測ができない地震なんかもあるわけですけれども、今回主として予見が可能な主に風水害、この辺についてちょっとお伺いをしてみたいと思います。

災害は忘れたころにやってくるとよく言われることです。3.11を初めとする昨今の災害を鑑みますと、ほとんどが未曾有の事態のもとに起こっていることが伺えます。10月の15日から16日にかけて伊豆諸島を通過した台風26号は、大島町に甚大な被害をもたらしました。被害を最小限にとどめるには、災害予見、予知、それに伴う行動が重要です。

当時の大島町の避難勧告基準には、土砂災害警報が発せられ、がけ崩れ、土石流により著しい危険が切迫しているときという行動基準は曖昧なものでもありました。東京都が大島町に対し避難を検討するよう3回にわたり指示を出すなど、危険が切迫している状況であったと思われまます。その中、結局非常態勢はとったものの避難指示や避難勧告は出ませんでした。一方、近くの神津島村においては、土砂災害警報情報は出されませんでした。しかし、村で決めた基準に従い事前に避難勧告を発令し、事なきを得たわけです。

この2つの事象を勘案した場合、町はどのような思いを持たれるのか、そして今後の災害対策をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、大項目2についてお答えさせていただきます。

ご質問にありますように台風26号による伊豆大島町の土砂災害は、多くの人命を奪い、かつ甚大な傷跡を残しました。この大規模な土砂災害は、雨、風のピークが深夜になり、23時から翌5時までの6時間雨量550ミリ、1時間当たり平均92ミリという想像を絶するような豪雨により引き起こされました。このとき大島町では、台風の最

接近を翌日の午前3時ごろとの予想を立てて、職員を一時帰宅させたことによりまして、東京都との連絡が十分にとれなかったことなども指摘されたところでございます。

この災害を通じまして感じましたのは、まず第1に、夜間にこのような予想を超える大災害が発生した場合の対応の難しさでございます。それは、夜間において避難指示や避難勧告等を発令する基準に達しても、避難が難しい状況にある場合などでは発令すべきかどうかの判断が非常に難しいということ。また、第2に豪雨や強風の中では職員のパトロール等が十分に実施できないことも考えられ、地域の状況などの把握が困難になること。そして、第3に避難勧告等を発令した場合でも、防災無線などを含め現在想定している伝達方法で十分な情報伝達が行えるかということでございます。

この点について、嵐山町では地域防災計画の中で土砂災害を含めた風水害に対する避難勧告等の発令基準を定め、また伝達方法についても防災行政無線、エリアメール、サイレン、警鐘によるほか、広報車、比企広域消防本部、嵐山消防団による周知及びラジオ、テレビ等、あらゆる手段を尽くして迅速に周知を図ることとなっており、これを的確に運用することは当然であります。さらに今後、次のような取り組みを強化していくことが必要であると考えております。

まず、第1に、災害が予想される場合及び災害発生時に地域の状況を的確に把握するためには、区長さんや各自主防災会との情報交換が重要になるものと考えております。そのための連絡手段、方法を構築したいというふうに考えております。

また、第2に、予測できないような集中豪雨等が発生した場合には、町の対応が十分に発揮できないことも考えられます。そのような場合、町民一人一人の判断が命を守ることに繋がりますので、日ごろから災害に対し、自分の命は自分で守るという意識を強く持っていただくことが重要でございます。

例えば、土砂災害警戒区域に居住している方には、居住場所が警戒区域内にあるという認識を強く持っていただき、大雨と異常な気象状況となったときには、警報が発令されていなくても各自の判断により自主的に避難をしたり、また避難することができない状況であれば、土砂災害が発生した場合でも、最も影響が少ないと思われる部屋に避難するなどの行動をとっていただくことが重要でございます。町としては、町民にそのような意識を持っていただけるよう、今まで以上に広報や防災訓練等を通じて啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時29分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林朝光議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項2の災害予見と避難についての再質問からです。

小林朝光議員、どうぞ。

○5番（小林朝光議員） それでは、再質問させていただきます。

今、私は大島町の例を申し上げました。人ごとではありますけれども、この人ごとの失敗をやはり我が町のこれからの教訓として生かしていただくということが、一つの今回の目的でもあります。

ある投稿によるブログなのですが、「当日は町長、副町長はどこかへ出張中で、出張先から何度か連絡をしたようですが、結局留守を預かる総務課長では手に負えなかったのか。トップ不在中の権限移譲や、日ごろの危機管理訓練などに問題はなかったのか。台風26号の接近は数日前から報道されていたのに、町長と副町長がともに不在になったことは、危機管理意識に欠けていたと言われてもしょうがない」というようなブログで、やっぱりこれは非難されております。

こういった権限移譲とかのことに关しまして、町長はどのように思われますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 さきの災害については、いろんな記事が流れております。

そして、言われている、指摘をされている点、それから我々が学ばなければいけない点、そして現在でもそれは難しくできないだろうという点、いろんな勉強しなければいけない部分というのが出ていると思います。そういう中であって、先ほど答弁のとおりなのです。非常に機を見て、それを捉えて対策を打つというのが非常に厳しい、難しい今状況であるわけです。ですので、想定範囲内ですとマニュアルができていますからあれですけれども、想定がない、そして大変、先ほども話した

ような時間の状況だとか、それからいろんな問題だとかいうようなものが、判断の厳しい状況下の中で判断しなければいけないような状況ですので、答弁の中にもありましたように、嵐山町の中にありましてもいろんな地域があるわけですので、それぞれのところで命を守る対策を自分でやるというような最終的なことをこれからは話を出して、究極の問題として捉えていかないとだめなのかなと。そうでないと想定外というようなことになってしまいますので、想定がされないようなことをどう想定をして対策をとっていくか、そういう状況になるのかなというふうに思います。

ですので、いろんな判断というのは、町の中でもそうですが、今まで想定をしていた、あるいはつくっていた、県から指導をいただいた、国の指針はこうだというようなものも、根本から考え直していかなければいけないというような状況にあると思います。

○青柳賢治議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) まさにそのとおりだと思います。非常にこの想定というものは難しいこととは思いますが。

だから、今回のように、これは今までに経験したことがない、これは未曾有の出来事だぞという場合には、今までの想定以上のことが起こるかもしれません。私はそういうことに対しての、このやっぱり予見的なものが必要ではないかと。そうした感覚をこれから磨いていきながらのこのマニュアルづくりであるのかなと私は思うのです。マニュアルこれからつくっていくのだと思いますけれども。

今回、嵐山町の地域防災計画という非常に分厚い冊子ができました。非常に事細かにいろんな防災について書かれております。本当にこれからこれに沿ってのマニュアルづくりになのかなと思われましても、ぜひですね、この中をちょっと見させていただきますと、避難勧告等発令判断基準の明確化という項目がちょっとあるのです。そして、これのページの最初なのですけれども、予防ということなのですね、45ページ、この2番目、避難予防計画の概要ということで、こういったことが出ているのですけれども、この点が私は今回どうやって予見していくか、どんなふうにしていくかということが非常に大切かなと思っているのです。その辺を感覚を磨いていかないとやはり災害を予見する、予防していくことは難しいのかな、そういうふうに思っております。

例えば話、風速が同じ40メートルあるにしても、あるいは車でいえば加速状態にあ

るものと減速状態にあるものとは違うと思うのです。そういったものを鑑みながらの感覚を磨いていくことが必要なと。また、そういったもので、町民一人一人がもうもちろん危機意識を持たなければいけないことも言われました。ぜひこれからのマニュアル策定においてもそういった、今までいろいろとお答えもいただきました。そういったことが徹底して周知されるようなこれからの防災についての方向性を持っていただきたいと思います。

これはお答え結構ですので、大項目2は終わります。

3番目に参ります。大項目3番目、緊急工事対応についてお伺いいたします。

我が町における各地区での工事などの要望は、区長が要望書として提出し順番を待つわけであります。要望数も多く遅々としているのが現状であると思います。しかし、突発的事故や放置すると危険が伴うもの、重大事故につながるおそれがあるものは即対応が必要です。自治体によっては「すぐやる課」などの名称をつけ対応しているところもあります。事故が起きた場合など事態によっては町が管理責任を問われ、補償を余儀なくされることもあります。緊急工事などの即対応についての考え方をお伺いします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目3についてお答えいたします。

道路の通行等に際して、施設等の破損により重大な事故につながるおそれのある緊急的な対応につきましては、即対応することとしております。

例えば、突発的に道路に倒木または路面が陥没している等で通行に支障があり、危険な状態である等の通報があれば、まずは現地の安全を確保するための対策としてバリケード等で通行を制限いたします。同時に、復旧するための対応を行います。簡単に職員で対応できるものにつきましては職員で対応し、職員で対応できないものにつきましては、業者に復旧作業を依頼してありまして、できる限り短期間で復旧作業を完了し、町民の生活及び通行者に対して影響が少なくなるよう対応しております。

また、経年劣化等によるもので、町民または通行者等から舗装に穴があいて危険等の通報があれば、まずは職員が現状を見に行き、そのときに簡単に修繕できるものであればその場で直し、職員で対応できない修繕につきましては業者をお願いして対応しております。

したがいまして、事故の発生が心配されるような危険な状態での放置はしないように、早急に対応を行うことを心がけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) それでは、少し再質問させていただきます。

この通報を受けまして、おおむね大体即対応と言っておりますが、大体最大かかったものでどの程度の日にかかかって施工されておるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

要は、通報を受けましてすぐ見に行くようにしています。現地を見て、状況に応じて、危険であればすぐ直すということです。まず、先ほど言いましたように、通行するのに危険であれば、要するにバリケードとかを置きまして、通行を制限させていただいております。それで、それに伴いまして、どういうふうに戻るかということをもすぐ考えるわけですが、その段階で職員ですぐ、倒木等で小さい倒木だとかそういうものについては、すぐ職員で対応できますので対応すると。大きい倒木とかそういうものについては、業者等にお願いしないとできない部分がございますけれども、それについてはすぐに業者を呼んで、できる限り早く対応しています。

今回、台風とか何かで倒木等がございました。そのときは警察等から連絡がありました。警察のほうで道路のほう止めていただいております。そういう関係がございますので、急いでやらないとすぐ影響しますので、即対応させていただくということを原則として考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) ぜひ鋭意努力して、短期間のうちに対応をお願いしたいと思います。

過去には補償を余儀なくされた例もあるわけがございますから、さらなるやはりこれは即対応態勢をしっかりと続けていってほしい、そう思います。

ただ、1つ私が知る限り、通報してちょっとしばらく時間がかかった例がございますけれども、それは見に行ったその職員が、場所をちょっと勘違いされていたとい

うことで即対応ができなかったということでございます。そうした場合に、通報した方のしっかり相手をお確かめしておきまして、やはりそこへ再度お伺いを立てて、しっかりした把握をして、それで対応していただきたいと思っております。それだけひとつ要望しておきます。これからもしっかり頑張っていただきたいと思っております。

以上で、終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○青柳賢治議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の医療と介護の連携を目指してからです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子、一般質問いたします。

医療と介護の連携を目指してという問題ですが。昨年の12月ごろです。嵐山病院が移転するということが明らかになってきたことから、1年間、医療について具体的にどんな問題があるか勉強しなくてはいけないと思ひまして、ほとんど1年間この研修に行ったりしていたのですけれども、医療の研修にいらっしゃる方というのは、議員の方でもお医者さんとか看護師さん、病院経営をしていた方が多かったので、なかなか医療の問題点をつかむまでに時間がかかりました。やっと、曖昧ですけれども、このぐらいまでの情報があれば、私も医療と介護についての連携を目指してという形で一般質問を始めてもよいかなという感じで、まずまだ本当に論点が曖昧なものですけれども、一般質問をさせていただきます。

医療計画は、都道府県が策定します。そして、介護保険計画、地域福祉計画は市町村が策定します。県策定の医療計画は、入院医療を中心とした2次医療を中心としたものですが、市町村単位の1次医療はどうしても医療機関と福祉と介護の連携が必要ですが、医療機関が独立採算の経営によってあるために、医療と地域福祉、介護の連携が妨げられる傾向があります。

これからの超高齢化社会、これは高齢福祉社会白書というのを見ますと、皆さんほとんどの方が自宅で息を引き取りたい、みとられたいという希望が多いので、嵐山町でも在宅医療、地域でのみとりの確立が持続可能なまちづくりに不可欠であろうと考

えて、その方向性を伺う質問です。

まず、1として、私もこう見ていまして、現状で嵐山町の町内の医療機関、横の連携が弱いのではないかなと思っていますので、現状の町内の医療機関と町との協議がどのように進められているのか伺います。

その次に、町内医療機関と介護サービス事業所、町内歯科医師、薬局等の連携のために橋渡しを行う方向づけ、インセンティブが必要ですがけれども、そういった方向はいかがなっているか伺います。

次に、3番目です。町内医療機関が在宅医療を担い充実するために町政策が構築される必要があると思いますが、それについての必要性について伺います。

4番目です。訪問医療と訪問看護のある小規模多機能型複合施設、在宅療養診療所（病床があるもの）を含める第1次医療の確立を求めるということです。これはずっと厚労省の出しているプランニングを見ますと、こういったものも予定に入っているということになっていますので、その点も含めて伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えいたします。

現在、町では町内の内科系医院と保健事業を中心とした打ち合わせ会議を年1回程度開催しまして、町の事業への協力や保健事業の推進に向けた対策等を検討していただいております。

また、医療、教育、介護等の部門で専門的な助言を必要とする委員会等につきましては、医師、歯科医師、薬剤師等に加わっていただいているところでございます。そうした中で、医療と介護の連携につきましては、地域包括支援センター運営協議会や高齢者見守り、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等に委員として医師の出席をお願いいたしまして、医療従事者の立場から助言や協力をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは（2）につきましてお答えをさせていただきます。

現在町では第5期の介護保険事業計画に基づきまして、町民が住みなれた地域で安

心して尊厳ある、その人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターが中核となり、地域住民や関係機関とのネットワークづくりなど、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向け取り組み始めたところでございます。

国の社会保障審議会、介護保険部会の検討内容を見ても、高齢化が進み、医療や介護を必要とする方、特に単身高齢者、認知症高齢者が増加する中で、日常生活圏域レベルで在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を整備していくことは、地域包括ケアシステムの構築のための大きな課題としており、今後市町村に求められる役割は大変重要であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（３）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 続きまして、質問項目１の（３）につきましてお答えをいたします。

現在在宅医療を行っている町内の医療機関といたしましては、往診を行う内科医が７カ所、それから眼科医が１カ所、歯科医が６カ所となっております。また、歯科につきましては、比企保健医療圏の９市町村で構成する、寝たきり者歯科事業を比企の歯科医師会と提携をいたしまして、在宅での歯科診療や口腔指導を行っているところであります。

国では平成23年度と24年度におきまして、在宅医療連携拠点事業を全国105カ所で実施をいたしまして、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、さまざまな職種の協働による在宅医療の支援体制を構築し、病気をもちながらも可能な限り住みなれた場所で過ごせる体制づくりの取り組みを始めております。今年度こうした取り組みの報告書がまとめられまして、その中で市町村や都道府県が中立、公平な立場から中心的な役割を担うことが重要であり、中でも市町村には地域の現状や課題を把握して、地域包括ケアシステムのあり方を踏まえながら対応策を示すとともに、実行することが求められているというふうにとっております。

今後、具体的な方向性が示される中で、町としての取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（４）について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんからは、超高齢化社会にかかわるさまざまな課題についてご質問いただきました。

超高齢化社会、これは高齢者の割合が21%を超えた社会だというふうに言われておりますけれども、嵐山町の場合をちょっと申し上げてみますと、5年前、平成20年にこの率21.1%ということで、5年前から超高齢化社会になってきていると。現在の状況でございますけれども、4月1日で見ても26.4%、4人に1人が高齢者。これが10年後、平成35年には33.6%、3人に1人というふうなことで、未曾有の超高齢社会になるというふうなことでございます。

そうしますと、こうした社会で介護を必要としている方が全て、医療や介護を受けるために老人福祉施設や医療機関に入所することが困難であろうというふうに推測をされておりまして、これからはこういう問題にどう対応していったらいいのか、まさに渋谷議員さんがご質問されているこれが、中核的な課題であろうというふうに思っております。

そこでこの4番目の訪問医療、訪問看護のある小規模多機能型複合施設、在宅療養の、これは支援診療所と言うそうでございますけれども、こういった医療の確立を求めるというふうなことでございます。

在宅療養支援病院それから診療所があるわけでございますけれども、町内にはそれぞれ1カ所ずつございますが、ご質問いただきました多機能の複合型施設につきましては、現在町内にはございません。しかし、要介護状態となっても住みなれた地域で生活を続けるためには、在宅医療と介護の連携が大変重要な課題だというふうに認識しております。

したがいまして、新年度に予定しております次期の介護保険事業計画策定作業の中で、関係各課の横断的な取り組みによりまして、この問題についてしっかり検討してまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 医療計画は埼玉県がつくるわけで、嵐山町で直接かかわれないわけですが、介護保険計画に関して今度は27年度になるのですか、それに関して言うと、ここに在宅医療を担う医療機関の連携機能強化ということが必要なわけで、そうすると今までの年1回の内科医の協議会ですか、町からの連絡会という形

ではなく、具体的に嵐山町でこのような施設をつくりたいのだけどというふうな方針を立てて、そして医療の連携をしていただく中で、例えばこれは常勤医師3名以上、そして過去1年間の緊急の往診実績5件以上、過去の1年間のみとり実績2件以上があって、そしてその複数の医療機関が連携しているならば、この在宅医療を担う医療機関の連携機関として報酬が新たに定められ、施設もつくれるのではないかと思うのです。

この施設については、私は今、新たな施設をつくるということではなく、宮崎県のほうですと「かあさんの家」というのがあって1カ所に5人から6人の方が住んで、そこで介護をしながら、介護施設になって、その中にお医者さんが入ってくるという形が1つあるのですけれども、一度行ってみたいとは思っているのですけれども、それが今広がっているのです。それで、普通のお宅なのです。普通の家を借りて、そこに皆さんがもう介護状況になって、おうちではみられないけれども、だけれども病院にも行きたくない。だから、3人以上ではなくそこは2.5人以上というふうな形のつき合い方をして、みとりのときには家族の方も入ってこれるという施設らしいのです。

そういったものも含めたことを考えますと、嵐山町でも新たな施設をつくるというふうなドクターがいらしてもいいと思うのですけれども、そうではない形としては可能ではないかと思うのですけれども、そこら辺については、これは担当課がやっていくという形ではなくて、実際にもう本当に町長のほうで方向性を出して、そしてそれに向かってやっていく形にしていかなないと、27年度の介護保険のところの間に合わないのではないかなというふうに思うのです。やり始めていかなないと、嵐山町の場合は今26%ということでした。ですから、27年度になりますと28%、29%にはなってくるのではないかなと思うのです。大体1カ月に0.1%ずつ高齢化率が上がってきているのではないかな、そんな感じで見ています。

そうすると、今の状況の中で、町はみとりを嵐山町の地域の中で行っていこうとするかどうかという形で、ではどうするかという形を町長のほうに伺いたいのです。地域で行っていく以上みとり施設は、地域でみとりをすることが必要だと思われたら、何らかの形で政策として対応していかなくてはいけないと思います。

これは、1から4をひっくるめての形になりますが、お願いしたいと思います。その中で、町内歯科や介護サービス事業所、薬局等の連携が必要になってきて、例えばがんであったり血管、いろいろな障害を持っている方たちもそういったみとりの施設

に入ってくれる。そういったふうな必要性があると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 渋谷議員に申し上げます。

(1) から (4) を通してという質問でよろしいのですか。

○13番(渋谷登美子議員) はい、そうです。それでいいです。

○青柳賢治議長 安藤副町長、答弁を求めます。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんもよくご存じですけれども、今介護保険制度改革という形で、この超高齢化社会に向けて議論が進んでおります。この中でこういった形のもがこの社会、そういった社会に必要なのかということが言われているのが、先ほど答弁申し上げました医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されるそのシステムをつくっていくことだというふうに言われておるわけでございます。

そういったことで考えてみますと、具体的には24時間対応の定期巡回・随時対応型介護看護サービス、これをどう進めたらいいか。それから、議員さんのご質問にございましたように小規模多機能型のサービスの普及をどう図っていくか。これが今後の進めていく上での課題でありますし、来年作業を行います、27年度から始まる新しい介護保険計画の中で、しっかりこれを位置づけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 24時間の訪問介護はまだ嵐山では行われてませんよね。今往診とおっしゃいましたけれども、訪問診療というのは月に2回必ず行くというふうな形で点数がつくものです。往診と訪問診療とは違っています。そういったものもあって、地域でみとる、それで地域でみとるということを前提にした介護保険計画をつくっていくか、それとも地域ではなくていろいろな病院とか、それから病院で診てもらったりとか、今はまだ施設でみとられる方も少なく、ほとんどがまだ病院でみとるという形が多いわけなのですけれども、そういったものを地域でみとるという形に、何%ぐらい地域でみとるということができるかわからないのですけれども、例えば平成27年度から29年度の介護保険の中では、地域でみとる方が10%ぐらいにしていくとか、半分は地域でみとるとかという形のを、半分はというのは、もっとずっと2025年

ぐらいの最後の計画になると思うのですけれども、そういった具体的な計画をつくりながら、地域でみとるということをつくっていかなければ、考えていかなければ、私はみとりというものが難しくなっていく。特にひとり暮らしの方が多いわけで、65歳以上のひとり暮らしの方の73%が女性だというふうに聞いています。そうすると、やはり地域でみとるという形に、いかに介護等の連携が必要なわけなのですけれども、地域でみとるということを嵐山町の中で一定の目標として定めていかざるを得ないのではないかと思いますのですけれども、そのために1年間かかったわけなのですけれども、私も質問するまでに非常に時間がかかったと思っています。

その中で、これを言っていただければいいと思うのですけれども、地域でみとる、今の状況で、今の先ほどの副町長のご答弁ですと、国からの指針が出てきてから、それを見ながら、合わせながらという形です。確かにもう、国でもそういうふうな指針が出ていますから、一定のプランニングは出ていますから。だから、もうここで嵐山町が地域でみとる形をつくっていく。そのためにはどうしたらいいかということをして、訪問看護や介護ステーション、それから看護ステーション、そしてドクター、歯科医師いろいろな内科の方も、整形外科の方もいらっしゃいますし、それから嵐山町以外の町外の方でも、お医者さん、ドクターが、耳鼻科等いらっしゃいますよね、そういった方たちとどのように連携をとっていくかということをつくって、そして介護保険計画をこの27年度からつくっていかなくてはいけないと思うのですけれども、具体的に地域でみとるということをある程度町のほうで出していかないと、国に従ってという形ではなくて、町長にそれを方針として出していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この埼玉県地域保健医療計画、29年度までの計画期間があるものなのですけれども、今議員さんおっしゃられる在宅医療でのみとり、これの率を高めていくというふうな計画、指標が示されておりまして、自宅あるいは老人ホームでのみとりを14.7%から、29年度には18.7%まで上げていこうという、まだそういう段階でございまして、これを例えば嵐山病院で終末ケアといいましようか、みとりを実施をしていただいている人数が、年間で160人から180人というふうになっております。その中で嵐山町、町民の割合が28%というふうにも伺っておるわけでございますけれども、

今現在ではこの武蔵嵐山病院に大変多くの方が、終末ケアでお世話になっているというふうなことでございます。

これを在宅でみとりをするというふうなことを、県の段階では今申し上げたような数字でございまして、今後の介護保険計画の中で嵐山町として在宅でのみとりをどこまで位置づけていけるか、その辺については十分議論をし、計画の中でも適正な位置づけをしていきたいというふうを考えています。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 戻るようになるかもしれません。嵐山病院を中心という形でなく、地域でみとるということは、自宅でみとるということですね、本来。それが自宅でみとれないから嵐山病院にお願いしていたという形の方もいらっしゃると思いますし、もともと嵐山病院に入院されていて、そして亡くなっていらっしゃる方もいると思うのですけれども、今現在必要とされているのは、ぎりぎりまで自宅で生活し、ひとり暮らしの人も生活ができ、そしてどうしても自宅で亡くなることができない場合に、そこの別の場所で亡くなるというか、最終的な介護が、みとりの部分が必要などころだけでも見ていただくような形の施設が必要ではないかなというふうな形で、今私自身は提案しているのです。

そうした場合に、どうしても今の状況ですと、嵐山町ではお医者さん同士の連携がありません。そのお医者さん同士の連携がなければ、先ほど言いました在宅医療を担う医療機関の機能強化というのがあるのですけれども、その中に入っていけないのです。ですから、例えばそれですと、常勤医師3名以上、過去1年間の緊急の往診実績5件以上というふうな形のもので初めてできてきて、それは各医療機関が連携してもいいという形になっています。

そのためには、どうしても町のドクターが年に1回の話し合いというか、町からの連絡事項という形ではなく、嵐山町がどのような形で地域でのみとりを行っていくかということを実際に相談していく、これが具体的なインセンティブですよね。町内のお医者さん、それから歯医者さん、嵐山にいれば眼科がありますけれども、整形外科もある。そういった形の中で皆さんで話し合って、そして介護も、介護支援センターも含めてそういったことを話し合っていく機会をつくっていくことで、初めてこれができると思うのです。

そうでなければ、今までと同じように病院にお願いしていく。そういう形になって

きて、私が本当に難しいなと思いましたが、医療について専門性のある人が行政の中に非常に少なく、保健師さんは専門性があると言えるのだけれども、具体的に今の日本の医療では、保健師さんとドクターとでしたら、ドクターのほうが地位が高い形になってきていますので、そうではない形で一緒になって横の連携でつながっていくような会議が必要だと思うのです。そのときには、嵐山町で、まず地域でみとりをするというふうな形の一定の目標を立てて、それを皆さんにお願いしていく形が必要だと思うのですが、その点について町長にご答弁をお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今議員さんおっしゃることというのは「みとり」、この話というのはもう古い話なのです。昔からそういうようなことというのは言われてきているわけです。しかし、実際には病院で亡くなる方が8割から9割になってしまうわけです。

それで、こういう体制がとりたいのだけどもとれないということで、医療にしても介護にしても、地域でできるだけ守る、できることはやってくださいよという方向を国とするとつくってきているわけです。しかし、それがなかなか地域では受け入れができない。いろんな事情があります。お医者さんの問題もあるし、施設の問題もあるし、いろんな問題があるでしょう。そして何よりあれなのは、負担と給付この問題なのです。最後は金のところに行き着いてしまう。そのところで、つじつまが合わないからやはりできない。現状に倣っていくきりないというのが状況だと思うのです。

ですから、おっしゃるような状況に、「自宅でみとられて天寿を全うしたい」これは昔から言われていることであって、そういうふうにしていきたいというのは、医療の現場も介護の現場もそういう方向で思っているわけですが、できない状況です。嵐山町でも残念ながら今の状況では、議員さんおっしゃるような状況に、すぐ先生方をお願いして集まっていたいただいて取り組みを始めますと言ったときに、どういう反応が出るか、もう何かはっきり見えてくるようで、すぐすぐ取り組みはできない状況だと思うのです。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そのために私も医療に何が問題があるか、人、物、情報、お金、この4つがどういうふうの流れっていくかという形で、いろんなところに行って

ちょこちょこ、ちょこちょこ学習をし、そしてやってきたわけです。やっぱりやっていかななくてはいけないのは、横の連携を最初につくること。それをやっていかななくてはいけない。できないできないと言ってはだめ。そして、横の連携をつくるためには、具体的に、では町長が地域でみとるためにどのような方向をとったらいでしょうかというふうに、ドクターたちに投げかける。今は町からの介護保険に対しての、あるいは健康に関しての連絡事項をするだけですよね。そうではなくて、ではどうしたらできるでしょうかというふうな相談かけをしていって、そしてこのようなことから自分たちでもできるというふうな形で、お話し合いができるような形に持っていくのが行政の立場だと思うのです。

私はこのままでいくと、このままでといたしますか、ドクターたちをある程度の専門病院化していった大きな、中間病院というのですか、それが一番今利益が上がるそうです。ですけれども、そうではない形で、今ある嵐山町の診療所体制の中で、そしてドクターたちが生き残りながら、そして嵐山町の住民の方をみとっていく施設でも何でも、そういう体制をつくるための働きかけがないと、次の一步が踏み出せないと思うのです。その点をどのようにしてやっていくのか。

それは、次の来年度から始まる介護保険福祉計画の中で、皆さんでプランニングして、27年度はそれはできなくて、28年度からまた次の3年間でそれを計画していくというふうになりますと、嵐山町の場合は日本の高齢化率よりも高いわけです。それだと私は間に合わないのではないかと、間に合わないと言うよりか、非常に難しい状況になってくるのではないかと。そして、ひとり暮らしの方が、どんなに頑張っても町が見守り事業をしたとしても、孤独死というのはやはり進んでいくのかなというふうに思うのです。

そうではない形にするために、町長の政策ですよね、これは。政策として各ドクターたちにぜひ地域でみとる形、どんな形でやっていったらいいか、ご意見をいただけませんかという形で話し合っていく、そういった協議会っていうのですか、今の連絡会ではない、そういったものを立ち上げていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お説のとおりだと思うのです。

です。投げかけはできますから、どういう反応が出るかわかりませんが、投げかけはお医者さん方にできますから、そういうご相談はこれからかけていくことはできると思うのです。

しかし、今話をしましたように、大きな国の中で、根幹がこういう形でいきましょと、こういうふうに行くのですとできているわけです。その中で、この大きな中の血管が詰まってしまってそれでうまくいかない。ですから、この一番狭い、小さいとこの先っぽのところ为抓手り自分の考えを持って、その方向でやるべきだということだと思ふのです。しかし、それは無理なのです。この根幹をやっぱりしっかり国で考えてもらって、それに合わせて町でも動いていくということでない、なかなか。今4つ言いました、人だとか技術だとか医者だとか金だとかいう、そういうものが全てそろっていないと、そういうことなのです。

ですから、町の中で、こうあるべきだ、こうだとか、こういうふうにしたいと言ってもなかなか、実際では先生方にお集まりをいただいて、いつお集まりいただいてやってもらうのか。年に1度程度という先ほど話がありましたけれども、相談会をお願いをしてやっていただいています。しかし、それも仕事が終わって7時過ぎというような状況で、やっと先生方がそろって始められるというぐらいに、忙しい先生方に集まっていたくわけです。ですから、なかなか時間をとってゆっくり相談をというのも厳しいのではないかと思ふのですが、おっしゃることというのは全く理にかなっていて、そのとおりだと思ふのです。

家庭で、家族の中でみとられて、その方向でいけるように、医療も介護もつなげていくべきだ。全くそのとおりだと思ふので、先生方にそういう方向の考え方というものを町からの相談という形で投げかけることはできると思ふますので、考えていきたいというように思っています。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） たびたび言いますけれども、国もその方向に向かっていきますよね。国の方向というのは、そういった方向になっています。ただ、医療保険制度の問題があって今一本化されてませんから、さまざまな問題があります。

医療というのは専門性があります。でも一方で、介護というのは、とても人に対しての心の非常にデリケートな問題もあります。そこを連携させるために、介護の人と医療の人が一緒に話し合いができる場、これは私聞いていましたら、きよ

うは持ってきていませんけれども、介護関係の方とお医者さんたちが飲食をする場などで、そこがうまくいったら、それでその後はインターネットでの連絡ですごく簡単に進むというふうな話はいろいろな場所で聞いています。

国ができていないから町ができないということではなくて、まずやってみましょうよと。そして、そこの中で出てきた問題は、そうするとまた、それを返していくという形でやっていていただきたいので、むしろできないという形で、相談はしてみますけれどもという形ではなく、嵐山町でも何としても地域の中でみとりを進める方向をつくっていきたいのでお願いしますというふうな形でいくと、私が知っているお医者さんたちというのは、横につながろうと思ったらつながれるのではないかなと思うのです。そこをつなげようとしている努力が町の中にないのではないかなというふうに、むしろ見えるのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて答弁しますけれども、先ほど来答弁しているような状況でございます。

ですから、考え方というか方向というのは、まさにその方向に行かなければいけないし、国も介護なんかにしても、できるだけ地域にできることは施設ではなくて家庭で、地域でというようなことに方向が変わってきて、その方向で来ているわけですが、かといってそれが全部では医療と介護と全部つながっていくかといったら、なかなかつながらないという状況なのです、現状は。

ですから、そのところを、そんな国のことを言っていないで先にやりなさいよという気持ちはわかりますけれども、なかなかそこが難しい。しかし、ご提言ですので、先生方に問題を投げかけて、お伺いを立ててみることはできますので、機会を捉えて、そういう方向をとってみたいということでございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） この問題はこれで終わりにしますけれども、ドクターたちは多分、この町長からの話しかけを待っていると思います。そういう状況にあります。ほかの市町村で進んでいるところは、そういうふうになっています。

次に、行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 介護予防のあり方です。これも1年間かけて、大体こんな問題が出てきているのかなということがわかりましたので、これから医療と介護予防については細かく質疑していきます。

まず、1番目です。近未来の町の高齢者に対しての健康政策としての認知症予防策を聞くということです。

2番目として、高齢者が自分の健康状態や能力と照らし合わせた働き方やボランティア活動のマッチングシステムの確立が課題です。高齢者の所得状況の把握、就労支援の状況について伺います。

3番目として、「地域の支え合い」は、嵐山町おたすけサービス制度によって担う施策があります。おたすけサービスによる地域の支え合いの浸透についての現状把握について伺います。

4番目として、おたすけサービスのほかに介護保険第1号被保険者が地域の支え合いのサービス提供を行う場合、ポイント制度を活用し、介護保険料等公共料金への活用ができるシステムの構築を提案します。

地区でミニサービス提供施設を設置し、支援を必要とする人に対し、第1号被保険者で疑似ファミリーをつくり、疑似ファミリーでサポートを行う。例えば、ごみ出し100点、ちょっと100点だと高過ぎるのですけれども、買い物同行100点、惣菜分け100点などのポイントを決めて、ポイントを疑似ファミリーの介護保険料や公共施設の利用料に反映させるなど。

近未来の地域の支え合いは、団塊世代以降のタブレット型のITCの活用、顔の見える近隣関係での支援づくりにより、適度な距離の支援を意識したプランニング地域の福祉計画が必要であります。施策としての方向を伺います。

5番目として、人口年齢別構成より、60代までは男性のほうが多いわけですがけれども、60代以降は女性が多くなります。65歳以上のひとり暮らしは73%が女性。年収が130万円以下の方は、男性が17.4%、女性が23.7%。同居世帯で収入のない男性は1.2%、女性は12.5%。厚生年金額の2008年の数字では、男性は10万778円、女性5万446円と女性は貧しい状況になっています。これはもともとの賃金構造がこうなっていますから、年金などにもこのような形で反映されてきているということと、またM字型就労があるためにこのような形になっています。

今後熟年の女性のための就労支援や働く場の確保の考え方を伺います。超高齢化社

会は女性問題であるとも言われています。その点についてどのように解決していくか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 ではまず、質問項目２の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

現在高齢者の介護予防事業といたしまして、生活機能の維持、向上を目的とした一次予防事業と、要介護状態となるおそれの高い方を対象に生活機能の維持、改善を目的とした二次予防事業を実施し、運動機能、口腔機能の向上、閉じこもり防止、認知症予防等、一定の効果を上げております。

高齢化が進む中、高齢者が住みなれた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、自助、共助、公助の組み合わせにより、地域で包括的に支えることが求められております。ニーズに応じた介護予防事業の充実と地域での支え合い活動の推進、関係機関とのネットワークの構築により、高齢者の健康の維持増進、認知症予防を図ってまいります。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。高齢者の所得状況について、介護保険の所得段階を参考に申し上げますと、第１号被保険者のうち市町村民税課税者が４割、残りの６割が非課税者となります。なお、非課税基準は合計所得金額が２８万円以下であり、年金収入のみですと年額１４８万円以下となります。このうち、３割強の方が課税年金収入と合計所得金額の合計が年額８０万円以下でございます。ただし、この金額には、遺族年金や障害年金といった非課税所得は含んでおりません。

就労支援につきましては、シルバー人材センターの支援を通じて、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の提供に努めております。過去５年間の契約状況を見ますと、景気がなかなか上向かない状況下にあっても順調に推移しており、就労意欲のある高齢者の需要に応えることができているものと思われれます。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。高齢者の日常生活の安心確保、元気な高齢者の介護予防、そして地域の商業振興を目的として平成２４年１０月に社会福祉協議会を実施主体として開始した嵐山おたすけサービスは、公助と自助の間を埋める共助を育て、地域を元気にする「地域支え合い」の仕組みです。

本年１０月の実施状況は、ボランティア登録者数が３８人、利用者登録者数が７１人、利

用時間が91時間となっております、事業開始初年度の3月の1カ月の実績と比較をいたしますと、ボランティア登録者数が3人、利用者登録者数が26人、利用時間が68時間とそれぞれ増加をしており、徐々に本事業が町民の間に浸透してきていると思われ
ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（4）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 （4）番についてお答えをさせていただきます。

同様のこの質問というのは、23年の第2回の議会でもいただきました。その後ですけれども、昨年10月からおたすけサービスというのを開始いたしました。そして、議員提案のここにあります疑似ファミリー、このごく狭い範囲での支え合い、そしてポイント制度を導入するということですから、全く同じではありませんけれども、まさに始めましたおたすけサービスというのは地域の支え合いの仕組みでありまして、在宅高齢者の生活を支援、そして元気な高齢者の介護予防、そしてもう一つ地域での商業振興、こういうものも含めて始めさせていただいて、これ1年たってまいりました。ですので、もう少しこの状況を見ていきたいというふうに考えています。

そして、町では、きょうは区長さんいらっしゃっておりますが、区長さん、民生委員さん、防災会、これらの連携によって、地域の要援護者これを把握をし、非常時、日常の支援を行うべく支え合いマップ、これを作成しているところでございます。そして、この事業をはじめとして、地域における支え合いを推進をすることによって、議員さんご提案のような顔の見える近隣関係での支援、こういったものが実現できるような地域コミュニティの構築が最終的には目標でありまして、その方向に進んでいければというふうに思っております。

また、IT機器というようなことがあります、団塊の世代と書いてありますが、そういう人たちが地域にふえてきたときには、今までとはまた違った考え方が出てくるかもしれないし、対応が違った社会になっているかもしれませんが、現状ではそういうことでなくて、始めましたこのおたすけサービス、これを見ていきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 次に、小項目（5）について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは（5）につきましてお答えをさせていただきます。

国においては、少子高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえまして、高齢者が活躍できる生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターにおける就業機会の拡大や、幅広い年齢層のボランティア活動の推進等によりまして高齢者向けの地域の就業、社会参加の支援を充実することとしています。

先ほどの小項目（２）でも申し上げましたが、本町における高齢者への就業機会の提供は、主にシルバー人材センターが担っておりますが、本年３月末現在、センターの会員274名中女性会員は71名でございます。全体の25.9%を占めている状況でございます。また、女性会員の平均年齢は70.8歳ということでございまして、最高年齢84歳の方も会員としていらっしゃいます。

今後、定年の廃止、あるいは引き上げ、継続雇用制度といった制度の浸透によりまして、男女高齢者の企業就労者数が増加するとともに、シルバー人材センターの機能強化によりまして、就業機会のより一層の拡大を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員の一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

再開時間は、２時40分とします。

休 憩 午後 ２時 29分

再 開 午後 ２時 41分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項２の（１）の再質問からです。

渋谷議員、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 介護予防に関してはさまざまなものがあるという形でお話をさせていただきました。この介護予防ですけれども、介護予防で具体的に今のものと、視力の問題それから聴覚の問題、運動機能の問題というものは、どの程度そのところで把握されて、それについてなさっているのか伺いたいと思います。

嵐山町の健診は、聴覚、視力、そして運動能力についてはなくて、内臓関係が多いと思うので、それに対する健康予防という形だと思うのですが、それ以外のものについてはどのような形で行われているのか伺います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

介護予防につきましては、実はご案内のとおり、毎年チェックリストというものを65歳以上の要介護を受けていない方に対して送付をして、そのアンケートの内容を見て対象者を把握をしているところでございます。その把握をする項目といたしましては、生活機能、運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知、鬱、こういった項目を勘案をいたしましてやっているところでございまして、今お話の中で、例えば視力であったり、聴覚であったり、こういったことについては、この段階では把握をしておりません。ただ、実際教室に参加をしていただければ、当然その方の状況等把握をできますので、治療等が必要と思われる方であれば、医師へつなげるということも行っております。

また、聴覚につきましては、昨年簡易聴覚チェッカーというもののなのですけれども、簡単な機械で、聞こえを確認できるというものを購入いたしました。そういったものを教室の中で使用して、その方の状況を把握をして、必要な方には医療につなげていくというようなことも行っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 認知症予防の中での聴力というのはかなり重要なもの、そして脚力、歩くということがかなり重要なものであるということで、聴力に関しましては、今資料をどこかに置いてしまったのですけれども、70歳以上になると40%以上の方が聞こえが悪くなるそうで、もうちょっと率が多かったかもしれないのですけれども。鳩山町ですと、聴力に関しましては、ドクターの証明があれば補聴器を購入するのに2万円までの補助が出るという形になっていて、割と積極的に聴力に関しては進めていくべきであるというふうになっています。これは、町内在住で65歳以上の方で、障害者自立支援法による補聴器の支給対象にならない方に関しては補助をするという形で、認知症の予防を図っている。

認知症の予防というのは、聴力がなくなっていくと、ほかの人との関係が悪くなってきて、認知症になりやすいといいますが、そういうふうな形になってきますので、その点についてひとつお考えをいただきたいと思います。

それと、視力に関しては、老眼という形で仕方がないのだろうなと思うのですけれども……

○青柳賢治議長 渋谷議員、一問一答でお願いいたします。

○13番（渋谷登美子議員） 今、一問一答でこれで……

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今、鳩山町さんの補助のお話をされたかと思ひまして、そういった考えはあるかということだと思ひます。

恐らくその事業については、鳩山町独自の事業ということで行っておるかと思ひます。こちらとしては把握をしてございませんでしたので、今後その助成制度を行っていることによってどれだけの効果があるのか、こういったこともちょっとお聞きをしながら、今後検討してまいりたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 運動能力ですけれども、運動能力に関しては二次予防という形でやっているということですが、それ以外のもので、介護支援という形ではなく、もっと皆さんが一般的にやられるような運動予防というのは、どのような形で行われているかわかりますでしょうか。

ごく普通に皆さんがウォーキングをやっていますよね、そういった形のものをもっと積極的に推奨していくというふうな考え方、そういうのはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

今、運動機能のご質問だと思ひます。誰しも高齢になってきますと足腰が衰えてくると、足腰が衰えてくると外出をだんだんしなくなる。そうすると要介護状態になってくることがあります。町としましては、まず閉じこもりを防止しましょう。ということは、積極的に外出をしましょうということを事業として取り組んでいます。

その一つの例としまして、今年度からコバトンお達者倶楽部という事業を始めています。これは、まだ余り事業が浸透しておりませんので、ご存じない方も多いのです

けれども、閉じこもりを予防するために町内のお店に通っていただき、何回来たら特典がもらえるというような事業を行っております。これは、埼玉県全体で取り組もうということで今年度始まった事業ですので、まだ始まったばかりで、町内でも4店舗しか登録をしておりますが、今後何とかふやしていきたいというふうに思っております。そういった買い物がてら、あるいはお散歩がてらに、どんどん家から出て活動してくださいというような事業を行っております。

それと、めざせ100歳元気！元気！事業だとか、あるいは嵐山カントリークラブ内を歩こう、こういった事業を行うことによって、やはり運動習慣を身につけていただく、これは大変大切なことかというふうに思っておりますので、今後もさまざまな機会を活用して、閉じこもり防止、運動しましょうということを推奨していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

2番目ですけれども、シルバー人材センター就労についてお任せするという形でした。でも、実際には女性が25.9%しか登録されていなくて、平均年齢が70.8歳で、84歳までの方が現在いらっしゃるということです。女性のボランティア活動と就労というのが、今後のことに関しては重要なのですが、例えば嵐山町で仕事をつくっていく、シルバーではない形のものをつくっていくということはどうでしょうか。

これは、シルバーですと草取りとか、それから窓口、そういった形のものが多いと思うのですけれども、柏市ですと高齢者の生きがい就労という形で、休耕地を利用した都市型農業を皆さんがやっていく、それで実際に出荷している。その中でミニ野菜工場をつくるとか、そういった形で農作業をしています。それとあと、コミュニティー食堂、それから学童保育の授業、保育子育て支援事業、情報サービス事業といった形のものもあるわけなのですけれども、こういった形で嵐山町のほうで就労をつくっていくということはどうでしょうか。

それは、今現在の女性にとっては非常に重要な問題で、所得が少ないわけですから、これは女性も男性もそうですけれども、男性のほうはまだ仕事としてはあるわけです。ですけれども、女性の仕事が非常にないことが超高齢化社会にとっては問題であって、超高齢化社会では元気なおばあさんが働く、そういう体制ができていくということが

とても大切だと思うのです。

この前、長寿生きがい医療センターというところに行ってみたのですが、窓口にいらっしゃる方がみんな超高齢の女性でした、びっくりしました。そういうふうな形で実際なっているの、そういった形のことを進めていかないと、嵐山町でも高齢者問題は女性問題であるようにいつも言われています。それは、女性が所得が低く、年金も実際に少ない。そして、65歳以上のひとり暮らしの人の73%が女性であること、非常に難しい状況になっています。

ひとり暮らしの高齢者の動向は、今後ますます女性がふえていきます。しかも、女性のほうがどういふわけだか8歳ぐらい長生きするのです。それで、健康寿命とそれから平均寿命の間に10年間の差があるところが高齢化社会の問題だというふうに言われています。女性の健康寿命を長くするためにどういふふうな施策をとっていくか、これが高齢化社会の一つの解決のポイントになっていくと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 渋谷議員、(5)のところにも触れているようですが、どのようにはこれは質問、(5)ということによろしいですか。

○13番(渋谷登美子議員) ちょっと待ってください。

○青柳賢治議長 次とおっしゃったので、(2)というふうな形で。

○13番(渋谷登美子議員) それでは(5)にして、後にしましょうか。

○青柳賢治議長 では(5)のことについて……

○13番(渋谷登美子議員) ちょっとごめんなさい、失礼します。

〔「順番にやるというのだから、さかのぼってはできない」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 では、あわせてやっていただくことによろしいですか。

そうしないと、次に行っているわけだから、さっきの説明では、今もう(5)をおっしゃっているわけだから。

○13番(渋谷登美子議員) わかりました。そうしたらすみません、(2)2と(5)をあわせた形にさせていただいて、(3)と(4)は後に回してください。しょうがない。

○青柳賢治議長 では、(2)と(5)について、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

議員さんのシルバーでなくてというようなこともおっしゃっていましたが、私のほうからなかなか、ちょっとシルバーに固執するようで大変申しわけございませんが、シルバー人材センターということでお答えをさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターは、今国においてはこの機能をいかに高めていくかというのは、議員さんがおっしゃるように今後の高齢化を見据えて、いつまでも元気で働けるようにするにはシルバーがその核となるというふうな捉え方をしています。その機能をどういうふうに高めていくかということが大きな課題として、来年度の厚労省の概算要求ではかなり予算も大幅にふやしているというようなお話も聞いています。

その中で、一つの取り組みとして、女性就業拡大推進事業というものをシルバーさん行ってくださいよというようなことを国は考えています。これはどういったことかと申しますと、まず女性の会員さんをふやしましょう、女性の就業機会をふやしましょう。就業機会をふやすには女性のニーズを的確に捉えて、そのニーズの高い職種をふやしてくださいというようなことに取り組んでください、というようなことを国は考えています。

今の嵐山町のシルバー人材センターでは、就業機会開拓推進員という職の方がお二人いらっしゃいまして、この就業開拓推進員さんの仕事のひとつとして女性就業機会推進事業というものがあるのです。そういった推進員さんが、例えば企業にお邪魔して女性のニーズの高い、例えば調理だとか、配膳だとか、あるいはお掃除だとか、そういった業務はないですかということを開拓してとということに取り組んでいるところであります。今後こういったことがどんどん進んでくれば、就労する場所もふえていくでしょうし、そういった方がふえれば、そういった方の生活もより安定ができるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） （4）番に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） （4）のお答えですと、おたすけサービスを今やって1年目なので、ポイント制でやっていくことはその後というふうな形のお答えでした。

ですけれども、今の形ですと地域の支え合いサービスは社会福祉協議会にお願いし

て、そしてそこに登録している方がお願いされたことに関して、近所ではない方がお助け券をいただいてお仕事をし、そのお助け券が商工会の皆さんのところで使われていくというのがおたすけサービスですよね。そういう形ではなくて、近隣でやっていく。近隣というのは、65歳以上の方の近隣でやっていくので、これ第1号被保険者になります。これは結構やっていらっしゃるところが多くて、多いといっても73団体なのですけれども、やっています。

一番最初にやったのが稲城市なのですが、稲城市、千代田区、横浜市、倉敷市といったところで65歳以上の方が、これは介護関係の施設に行ってボランティアをしたときに、そのポイントをためておいて、それが換金されて介護保険料になったりするわけなのですが、私が今提案していますのは、地域で小さなグループをつくって、その中でやっていくところで、ポイントをつくっていくと地域の支え合いサービスみたいな形が進むのではないかなと、疑似ファミリー的なもので。

今後なのですけれども、今ひとり暮らしで、女性の方たちは非常にひとり暮らしの方が多いです。個食、ひとりでご飯を食べている方がとても多いということが問題になっています。高齢者の女性の個食。それをやめるために、少なくとも1週間に1遍か2遍ぐらいはご近所の方と会話をし、そういった形のためのサービスが必要になってくるのではないかなと思うのです。そういった形のポイントサービスができないだろうかというのが提案です。

埼玉県でサービスが使われてから嵐山町がそれを使うというふうな今の流れがあります。嵐山町の施策というのは。そうではなくて、嵐山町のほうから、例えば個食を防ぐために5軒とか6軒で高齢者の方が地域で集まってお食事をするとか、そういったことに参加するとか、それのお手伝いを65歳以上の第1号被保険者がやったときにポイントを加えて、そしてそれで保険料に返ってくる、そういったシステムがあってもいいのではないかなと思うのです。千代田区とか今やっている先進地は、各介護施設です。ですけれども、嵐山町の場合はそうではなくて、隣合いサービスというのを充実させるために、そういった制度をつくってもいいかなと思って提案していますので、次の介護保険制度のプランニングのときにはぜひ一度考えていただきたいのですがいかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

地域の本当に狭いところというお考えですよ。一番理想的だと思うのです。けれども、4年くらい前、2～3年かけて志賀2区で挑戦していただいたのをご存じだと思うのです。それで、志賀2区で、お手伝いしてもいいよ、やってもらいたいよという人ができたわけなのですが、それでいろんなことをやっていただいたのです。電気の球をかえたり、あるいは確定申告を書いてくれる人がいたり、年賀状の話もあったかな、いろんなことをあれしたのですが、結局コーディネートするのが難しい、それと需要と供給がうまくいかない。限られた人数ですから、その中でうまくいかない。また、近過ぎてうまくいかないというようなことがあったりとかということで、結局もっと広いところで、町全体の中なんかでできないだろうかというような話で、そっちで考えてくれないかという話になったのです。

ですから、小さいところで、隣近所で、隣組ぐらいなところでできれば一番近くて、「ちょっと頼むね」、「いいよ」というようなことになるのですが、なかなかその難しさがあるのかなと。やっぱり小さ過ぎるので、個が少ない過ぎるから、やってほしい、やるよというのが、なかなかマッチングがうまくいかない部分があったりというようなことがございます。

これから町のほうでそういう方向を考えていってという話でございますが、区長さん方もいらっしゃいますから、地域の中でどういう形でおたすけ合い、言葉はいろいろですけども、支え合いができるかというのは、町の問題ではなくて地域も含めた本当の身近な問題ですので、大勢の皆さんで知恵を出し合って取り組んでいく必要があるというふうに思っています。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そこで、I T Cが出てくるのですけれども、I T C、そうするとI T Cを使っていない方はわからないのかもしれない。割と気楽に、電波で離れていますから、写真などを送って交換することができて、これを今欲しいのだけれどもという形でやると、隣に行つて言うことはないけれども、必要がなければ返さなくてもよいという関係ができてくるわけです。そのところで、団塊の世代になってくると、I T Cを活用したコミュニケーションが発達してくるので、その部分でできることがあるのではないかということで、ここを出しています。

これは、顔の見える関係の中で支援づくり、適度な距離がとれるのです。それが一

番、中学生なんかだと問題になってきていますけれども、大人ですと適度な距離のとり方というのができるものですから、きょうはここで食事をしようと思ったら、そのところにだけ集まってくればよい、そういうふうな関係ができてくると思うのです。

そういうふうな関係も含めて、地域の関係ですけれども、区長さんという形ではなくて、町でモデルケースという形でもよいですし、少しやってみるということが必要なのではないかなと思うのです。

ちょっと余りおせっかいだと皆さん嫌うし、そうではない適度な距離のとり方というのは、難しいのですけれども、I T Cを使ってやってみると割と簡単、それが今言われています。それがエージング社会の一つの大きな課題であると言われていて、これからヤフーが破産するのではないかとされているのは、パソコンではなくてスマートフォンに変わってくるためにそういった動きができてこないの、変わってくるのではないかというふうに言われているぐらい今動きが早いです。その情報をキャッチできるかどうか、私は嵐山町の高齢化社会への対応だと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろんな考えというのはあると思うのです。だけれども、やはり基本は基本、そういう広過ぎるとという話、狭過ぎてといういいお話もございます。

それで、今、小さな地区であれば、そんなこと何もしないでお手伝いし合っているのです。留守にちょっとあれだからやっといたよ、買い物行くから一緒に何か買ってきてやろうかというのは、近所でもやれる人はやっているのです。ですから、そういうようなところではなくて、もっと町が先頭に立ってという話ですから、ちょっと考え方が違うのかなと。

志賀2区で考えたのも、地域でお互いにやり合おうということで、2～3年かけていろいろやって進めたわけですけれども、そういう行政がかかわらないでやった仕事なのです。ですから、ちょっと議員さんおっしゃることと違うかもしれませんが、そういった地域での取り組みの例もございます。ですから、非常に難しい問題だし、簡単と言えば簡単ですので、知恵を出したり、一番の問題というのは地域のきずな、お互いのことをどうかかわりを持っていくか、地域を守っていくか、これに尽きるわけですので、今までもそうですが、これからの課題でもあろうというふうに思っています。

す。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これには、おたすけサービスのほかにポイント制度というふうな形で言っています。ですから、見返りというものがあるわけです。地域のほかにポイントというものをつけていく、それがあつために進むのではないかということ、それとこれはごみ出しとか、買い物同行とか、惣菜分けとか書いてありますけれども、一番の必要な問題というのは、高齢者の個食の問題です。高齢者の個食をどうしていくかということ。一人で食事をする人が多くて、電話や何かで週に2回ぐらいしゃべる人というのが何%というのがちょっとあるのですけれども、そういうふうな形のものも高齢社会白書に出ています。

週に2回しかお電話で人と話をするということがないというふうな方、そしてその人たちもお食事はほとんど一人でやる。それだけれども元気であるというふうな形の方です。それをどのような形で、仕組みをつくりながらそれを解決していかないと、やがてひきこもりになる、そういうふうな形になっていくと思うのですけれども、それは今後のプランニングの中で考えていただければと思います。

次に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 次は、地域公共交通の方向性についてです。

75歳以上の免許を持たない方へのタクシー券の配付による移動の保証のみでは、超高齢化社会において限界がある。今後のデマンド交通の方向性とはということで、これは何度も質問しているわけですが、私も比企丘陵というのは本当に坂が多いところだなと思います。坂が多いために、タクシー券だったらあれですが、今時々高齢の方をふれあい交流センターにお連れしたりすると、そこで別の方に会って、あ、久しぶりねという形で話が弾んで、そのうちのほうにいらっしゃるというふうな、実際に外出をするのにどうしても福祉タクシーだけではできない状況になっていて、嵐山町の場合は特に丘陵ですから、この前も一緒に高齢の方と歩いていたのですけれども、ここにある坂ぐらいでも怖くて歩けないと言うのです。

そういうふうな現状がある中で、やっぱりでもひきこもりにならないためには、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーが必要だと思うのです。既に寄居町でも始めていますし、鳩山町に行きましたけれども、その後の形ではどんどん始まっています。嵐

山はデマンドタクシーでおさまってしまっていて、次に行かないというのが問題かなと思って見えています。

東大のコンビニクルという制度を使ってやっているのが、埼玉では寄居と北本と鳩山、鶴ヶ島のどこかの診療所、そんな形でやっています。嵐山町はタクシー券で、試行、試行と言いながら、これがいつになったら試行ではなくデマンド交通になっていくのか、これが高齢化社会の一つのひきこもりや認知対策の方法であると思いますので伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番についてお答えをさせていただきます。

高齢者外出支援タクシー利用制度、これは平成23年7月から実施をしておりますが、24年度の助成券交付時に、交付者に対してアンケートを実施して、その結果、73.5%の方から大変ありがたいと肯定的なご意見をいただいております。そして、9%の方から利用方法の改善、これについてご意見をいただきました。そして、利用券の利用方法、これを迎車利用時の初乗り運賃超過に関する助成券2枚利用、また2番目として、乗り合わせ利用時の各利用者の利用券利用の2点において、平成25年度より制度を見直しをいたしました。

そして、利用者数、利用枚数ともに順調に伸びていることから、本制度が町民に浸透していることがうかがわれ、定期路線バスを補完する制度として、当面の間、改善後の利用方法を実施をし、再度機会を捉えて利用者のアンケート等を行いニーズの把握をして、必要に応じて制度の改正をしながら、この制度を続けていきたい。

そして、今ドア・ツー・ドアという話がありましたけれども、究極にはもうベッド・ツー・ベッドきりないわけです。ですから、ベッドからベッド、だから介護タクシーです。最後はそうだと思うのです。

ですから、あちこちでやっているデマンドのバス、これの利用者が少なくなってきた、あちこちのところで苦勞をしている。ですから、うちのほうでもこのタクシーを利用していただいて、そしてこの制度をご意見を聞きながら直せるところは直していったって、利用しやすいような方向をとって、これからもちよっと様子を見ながら、意見を聞きながら、続けていきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町の場合は丘陵地帯で、そしてとても高齢者の方は謙虚です。私はすごく謙虚な方が多いのだなと思います。だから、今までタクシー券がなかったから、タクシー券があつてとてもありがたいというふうにおっしゃっています。でも、出かけた人は、それでは困るのです、実際には。とても謙虚だと思います。だから、本当に必要な方というのは、じっとおうちの中にいらっしゃる方が多いのではないですか。

嵐山の場合は、菅谷地区、志賀2区ぐらいは平地ですけれども、そうではないところはみんな丘陵地です。私も行って見て、こんなところから、これでは下まで来るの大変ですねというふうな感じのところが多いです。特に高齢の方はおばあちゃんが多いですから、私もおばあちゃんですけれども、本当にそういう方たちは謙虚です。北部の方なんかと話してましたら、皆さん息子が言うから免許もなくしてというふうな形でおっしゃっていて、非常に家族の言うことを聞かれて、そして家族が連れていってくれるからというふうな形で、女性の方が高齢になったら一人で残される方が多いわけで、そういうふうな形で、息子さんが近所にいるからそれでいいというふうな形でやっていますけれども、実際には非常に寂しい思いをされているのだなということが、話してみるとわかります。それは、アンケートでは出てこない答えです、住民の方の。

話していくとそういうふうなこと話し込めます。そういうふうな形のところまで話し込めないのが町のアンケートかなと思うのです。町のアンケートで話し込めないところを私が伝えているわけですけれども、私もあと10年もたったら足腰が弱くなってという感じになってくると思うのです。そうしたときに、やはり出かけないと、人のいる場所に行かないと、みんな一人で個食になります。ひとり暮らしの方どんどんふえてきますから、女性は。

男性の場合は、ここに出ているのですけれども、65歳以上の方なのですけれども、男性の場合、ひとり暮らしの方は10.7%、配偶者がいる方は65歳以上の人で80.6%です。ところが、女性の場合は、配偶者がある方は48%、配偶者のない方は40%です。ですから、どうしても子供の言うことを聞く形になって、そして、子供が言うのだったら仕方ないねという形で、外にも出ずにうちにいらっしゃる方が多いと思うのです。でも、子供さんがいらっしゃるということは、逆に言えば、息子さんだったらば、子供さんは外に仕事に行っているし、奥さんだって今ほとんど外に仕事に行っている

から、ほとんどうちにいらっしゃる、そういう状況です。

その中で、本当にありがたかったというのは確かだと思います。今までなかったものがあつたので、でもそれ以上に移動するということを保障していかなければ、認知症がふえたり、それから足腰が弱くなってという形が必ず出てくる。ですから、今後の形で、デマンド交通は当面の形、今後折を見てという形ではない形で進めていくのが本来ではないかと思うのです。なぜ、ここまで嵐山町は、デマンド交通と言われながらタクシー券に固執しなくてはいけないかということなのです。それを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 固執という言葉が今出ましたけれども、別にアンケートをとって皆さんのご意見をお聞きをしながら、いい方向に変えていきますと言っているのですから、固執なんていうのは全然ないのです。どういう方向でやったらいいのかとご意見を聞きながらやってきているわけですから、それでこれからもその方向を続けたいということなのです。

ですから、何かにこだわってこれではなければだめなのだななんてそんなことではなくてあれです。ですから、フレキシブルな考え方を出示していただいて、行政のほうのやり方も全くフレキシブルですから、自由に意見を出していただく、その方向だと思うのですけれども。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） それでは、ぜひデマンド交通に関してはドア・ツー・ドアで、タクシー券という形ではない形で、フレキシブルに調査を進めていただきたいと思います。

ほかの地域でやっていて、できないということはないはずなので、嵐山町でなぜこれが、デマンド交通が進められないのか。それはドア・ツー・ドアの問題です。この丘陵地帯ですよ、嵐山の場合は丘陵地帯であるということで非常に出かけにくいということがあるので、特に言っているということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 予算策定過程の公表についてです。

予算編成過程の公表は、公金の使い方を効率的、効果的に使う説明責任を果たすことができます。嵐山町は、情報公開は埼玉県内では上位のランクにあるということです。行政情報の提供において、積極的な見える化によって説明責任を果たしていくということは、予算編成過程においても必要です。それで、以下について公表を求めます。

（１）平成26年度の予算編成スケジュール。（２）予算編成の課題。（３）行政情報として、①、各課、局、各会計の予算要求、査定状況。②、総合振興計画に基づく事業、新たな事務事業の予算要求と査定の経過です。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目４の（１）につきまして、まず最初にお答えを申し上げます。

現在平成26年度予算の編成作業中でございます。今までに、平成26年度からの新規事業、工事関係経費及び平成25年度当初予算比で1.5倍になる事業などについての町長、副町長ヒアリングを実施いたしました。その後、総務課において取りまとめを行いまして、査定結果を通知したところでございます。11月1日付で予算編成方針を各課、局に通知し、11月7日に予算編成についての説明会を実施いたしました。予算要求入力は12月4日までとしております。

今後の予定でございますが、12月12日から16日までの5日間、総務課長ヒアリングを実施してまいります。その後、12月25、26日に1回目の町長、副町長ヒアリングを実施する予定でございます。

1月に入りまして、再調整を行い、数回の町長、副町長ヒアリングを経て、復活要求等の作業を行い、1月下旬に平成26年度当初予算の編成作業が終了する予定となっております。例年このようなスケジュールでございますので、来年度以降公表していく方向で検討してまいりたいと思います。

次に、（２）につきましてお答え申し上げます。予算編成の最大の課題でございますが、財源不足でございます。近年では15億円前後の財源不足から編成作業が始まっております。各課、局が要求する事業を先送りしている状況でございます。

ここ数年、数億円の財政調整基金を取り崩すことにより、予算編成を行っておりま

すが、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成を行っている自治体もあることを鑑みますと、嵐山町を取り巻く状況は大変厳しいというふうに考えております。このような課題につきましても、来年度以降公表していく方向で検討してまいります。

次に、(3)につきましてお答えいたします。予算編成作業では、先進自治体では、一部の事業につきまして予算要求額と予算確定額の比較を公開しております。町でも当初予算書につきましては、平成21年度からホームページで公開するなど、積極的に情報の公開に取り組んでまいりました。平成25年度からは、議会基本条例第9条に基づき重要な事業についての事前説明も行っているところでございます。

今後は、予算の内容を簡潔に説明する資料等も作成してまいりたいと考えております。また、総合振興計画の施策ごとの事業費は、既に予算案の参考資料に掲載しているところでございます。

予算要求額と査定結果の公表につきましては、その作業において膨大な事務量となっておりますので、市レベルでは政策部門ごとに財政担当職員を配置しているところもでございます。嵐山町の現在の状況でございますと、財政担当職員の増員もできない状況でありますので、その事務量を考えますと現状では難しいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 予算編成スケジュール等、来年度から公開していただけるということで、公開の方法ですけれども、ウェブ上になるのか、広報紙になるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 当面はホームページを考えておりますが、ご要望がございましたら広報紙等でもやっていければというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) これは、全国市民オンブズマンがこれを調査をしました。そして、ウェブ上のもので都道府県と政令指定都市がほとんどだったのですけれども、これについて私も調査してみたのですけれども、近いところだと富士見市がこれをや

っていました。和光市とか富士見市、そういったところがやっていたのですけれども、査定計画予算要求というのは、査定状況についてまでは出せないということですが、簡単な形のものがあれば、なぜ落ちたのか、そういった少なくとも出してもらったのかどうかというのは、出ますよね。住民の方はそれがわかるわけで、私も議員としてもそれがわかればとてもありがたいかなと思うのですけれども。その後、当初予算に掲載されなくても、補正で入ってくる場合もあります。大体そういうふうな形になってきているのかなと思うのですけれども、職員数の問題なのか、それともうちよつと別の問題があるのかなというふうには思うのです。

行政改革というのは、職員の質を上げるということも行政改革の一つです。そうすると、やはりこれは、住民に公開していくというのは、とても大きな課題ではあると思いますが、その点についてはやはり職員が少ないからという形でなく、もうちよつと別の方向はないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

査定状況のお話でございますけれども、先ほどちよつと申し上げましたように、当初担当課から出てくる歳出額、15億円というようなお話を申し上げました。皆さんのところで審議していただく予算書は、それよりも15億を削った予算を見ていただくことでございます。その15億円という事業というのは、果てしもない事業量でございます。そういった意味で膨大な量というふうに申し上げました。

そういったこともございます。一部の市レベルでは出しているところも、もちろんあるということは承知しておりますし、そこには先ほど申し上げましたように、それなりの財政担当職員が配置されております。

また、私もあるところの査定状況の資料等をちよつと見させてもらいましたが、ちよつと私が不思議に思ったのが、皆さんも思うと思うのですけれども、各課からの予算要求額と予算の内示額が同額なのです。普通これはあり得ない。普通担当課では、こういうような大きないろんな事業やりたいよということで大きな金額が出てきます。しかしながら、財政の状況を見たときに、そこまでできないので、これくらいの予算額でどうにかしてもらいたい、どうにかなりますかというような交渉をしていくのが予算ヒアリングという場所でございます。

しかしながら、ある市の査定の状況の結果では、各課が要求してきた要求額と財政がヒアリングした内示額、それが同額です。さらに、最終的な予算額がふえている場合も中にあります。よほどですからそれは予算の歳入状況がよくて、予算に余裕があって、自由にその予算を使っていける、各課の要望に自由に応えられる、そんなところだというふうに思うのですけれども、普通はあり得ない。

そういうようなところとちょっと違うということもございますので、先ほど申し上げました理由でございますが、ぜひご理解をいただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 予算要求がどの程度のものが出ているかというのは、私はとても大切だと思うのです。各課がどのぐらい住民要望を持っているか。嵐山の場合は市民参加で、市民が予算のところに入っていくという場面がないです、予算編成の中に。その部分が、各課がどの程度そこを把握しているかということがわかると思うのです。それが入ってくるかこないかで、全く違った状況になってくると思うのですけれども、私もそれは知りたいと思います。

どの市のことを取り上げられたのかわかりませんが、これはできないというのならばしょうがないかなと思うのですけれども、1つは職員の質、行政改革というのは職員の質を上げることでもあるというのは必ず言われています。その中でそういうふうな対応は、少なくとも予算要望はどのぐらいのものが出てくるかというのは出せるのではないですか。各課から出してくるわけですよ、幾ら何でも手書きのものではないものが来るわけです。それを出していけばよいわけなので、そんなに難しいことではないと思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間5分前です。

答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

先ほどと同じ答弁になってしまうかもしれませんが、確かに行政改革の中で職員の質を高めていく、それは当然のことございまして、それなりの研修を受け、勉強もし、そういうことをやっているのが現実でございまして、それはご理解いただきたい

というふうに思います。

その予算の査定の段階では、その予算の資料、各課からいろんなものが上がってくるわけですが、それを仮に公表するような場合に、あるところは削られ、あるところは生きたりとかということになるわけですが、果たしてその状態がいいのかどうか、ある地区の要望については予算化されたけれども、同じようなある地区の事業については予算化されなかったということがわかるという部分もございます。

事務量も膨大というのももちろんあるわけですが、もろもろの事情の中で、できないということがあるわけですが、その辺をちょっとご理解をいただくということと、やはり策定の中では各課とのやりとりがあるわけですが、各課のそれぞれ主張をしていただきながら、町としての最終的な優先順位、それは町長、副町長の最終ヒアリングにかかっているわけですが、そのヒアリングの中で、やはりいろいろ議論を重ねていくということもあります。そういったことの逐一の情報については、まだお出しすることが難しい状況なのかなというふうに、担当課長としては考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 24年度から予算編成のスケジュールと、それから町長、副町長の課題等については出すということですよ、26年度以降は。ですが、各課の予算要求については出せない。それは、私は逆に言えば町の政策がどのようなところに向かっているかというのを選択をしているということがわかることなので、それはそれで必要なことではないかなと思うのです。そこに町民参加が入ってくると思うのですが、そこまでは公表が、力量的にできないというものなのか、それとも政策的に隠しておきたいというものなのかというと、どちらかというと政策的に隠しておきたいという意向が強いのかなと先ほど伺っていたのですが、その点はいかなのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

予算づくりというのは、本当に究極的な行政行為でございます。そして、町民の皆さんから多くの要望が出たり、議員の皆さんからいろんなご指摘をいただいたりとい

う中で、限られた予算をいかに使って、それが町民のためになるか、町のためになるかという判断をさせていただく。そして、予算をつくって、議会の皆様方の審判をいただく、こういう経過になるわけでありまして、このところでのこの課から出てきたものはどうなったのだ、こっちから出てきたものはどうなったのだというようなものをそこのところを出していったときに、どういった展開になって予算づくりの中でまちづくりが進むのか、停滞するのかということも考えなければいけないというふうに思います。究極のこれは行政行為ですので、できる限りの形の情報公開はさせていただきますが、限られたところはちょっとお許しをいただきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

再開時間は3時45分といたします。

休 憩 午後 3時33分

再 開 午後 3時46分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 場 道 雄 議 員

○青柳賢治議長 本日最後の一般質問は、受付番号5番、議席番号7番、吉場道雄議員。

初めに、質問事項1の学習状況調査についてからです。どうぞ。

〔7番 吉場道雄議員一般質問席登壇〕

○7番（吉場道雄議員） 議席番号7番、吉場道雄、議長のお許しがありましたので、通告書に基づきまして一般質問をします。

大きく分けて2つであります。まず1つ目ですが、学習状況調査について。「広報嵐山」11月号の中に教育特集で、「子どもたちの学力向上をめざして」とありました。今回行われた埼玉県小・中学校学習状況調査のことであるが、この調査は全国学力テスト、また県で行っている3つの達成目標学年別達成率と比べどう違うのか。また、学力に加え、生活習慣の実態を知ることができるかとあるが、内容をお伺いします。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 吉場議員のご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、埼玉県小・中学校学習状況調査は、本年度4月25日に県内全ての小学生5年生、中学生2年生を対象に実施されました。嵐山町では、小学校5年生、150名、中学校2年生、155名に対して実施いたしました。小学生は、国語、社会、算数、理科の4教科、中学生は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科におきまして、学習内容をどの程度身につけているかを把握するとともに、学習に対する興味関心や生活習慣の実態などの状況を質問紙調査で調べるものでございます。

今年度は、小学校は県平均を下回るものが多うございましたけれども、中学校は5教科全て県平均を上回る好結果を得ました。これは、生活習慣が落ちついてきた、また学力に対して真摯に取り組んでいる生徒の努力の結果と判断しております。

また、全国的な学力調査は、今年度、前日の4月24日に、対象学年であります小学校6年生、中学校3年生の全児童生徒を対象に、国語、算数、中学校では数学を悉皆調査で実施されました。つまり2教科のみの学力調査でございます。

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるためのものでございます。

このような取り組みを通じまして、教育に対する継続的な検証改善サイクル、つまり、PDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションを確立することが調査の目的でございます。

教育に関する3つの達成目標は、学年ごとに、学力は読む、書く、計算、ペーパーテスト、質問紙及び新体力テストにより調査いたします。本年度はまだ新体力テストのみしか実施しておりません。あとの2つは、26年1月に実施の予定でございます。

あわせて、規律ある態度達成目標は、学級担任及び保護者を対象にいたしまして、児童生徒の定着状況を調査いたしておるものでございます。24年度の3つの達成目標ペーパーテストの学年別達成率は、いずれも95%以上を上げておりまして、目標を達成したと確信いたしました。

県、全国学力調査の結果を受けて、それぞれの正答率の低い内容を各小中学校とも見届け、確実に理解の定着を図り、つまずきに応じた指導を充実させ、授業の改善、あり方を見直していくことが大切であります。

また、小中学校一貫として9年間にわたりまして家庭学習の定着、つまり宿題でご

ざいます。を図り、学習内容の定着や確実な見届けもするなどの見直しも大切であります。そのことが最終的には学力の向上につながるものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 再質問させていただきます。

これを見ますと、全国学力テストは2教科で、今回の調査ですか、それは小学校が4教科、また中学校が5教科ということで、それが県平均を上回っていることは、私どもにとってはすばらしいことではないかなと。やはり全国学力テストの2教科で調べるよりは、4教科、5教科で比べてもらったほうが、実際に生徒の学力の力がわかるのではないかなと思って、これはよい結果ではないかなと思っております。

また、教育というものは、教育基本法にもありますように、人格の形成を目指して教育をしているわけです。国語、算数、理科、社会の学力をつける教育もありますけれども、やはり個人個人の生徒教育ですか、これも大切な教育でありまして、両方含めた中で的人格の完成だと私は信じております。

今回の調査の中で、ここにありますように正答率の低い内容を見届けてとかということで、多分個人個人の情報もあると思います。個人には発表すると思いますけれども、やはり公表はしないと思います。先生方はある程度、個人個人の情報もわかると思いますので、個人個人の学力を上げる意味でも、そういうこれからの指導をしていかななくてはならないのではないかなと、私は思っております。

やはり何年か前から進学指導要領が変わりまして、授業時数も数が少なくなって、先生の負担も大きくなっていると思います。そういう中で、こういう調査の結果が出ました。やはり生徒一人一人の力を伸ばすには、これからどのような教育をしていけばいいのか、教育長の考えをお伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 ただいま吉場議員からは、学力調査、また県の学習状況調査に対する大変見識のあるお答えが出たと思います。私も全く同感でございまして、2教科だけで子供、生徒の力はわかりません。やはり学力だけでなく、人間が成長していく過程ではプラスアルファのもっと大事な、生活習慣とかあるいは倫理的なものとか、道徳的なものとか、それらを総合して人格を完成していくことが義務教育に課せ

られた大きな大事な使命というふうに捉えています。

そういった中で、一人一人のデータは今までのテストでも当然来ておりまして、子供を通じて親御さんも見ていると思います。ところが、全国学力調査におきましては、合計でどこの県がいいとか、どこの町がいいとかというそういう視点、これはある意味では学力を正しく見る見方ではない。やっぱりご質問のように、一人一人をどう生かしていくかというのが教育の一番大事なところでございますので、特に嵐山町は、小規模校と言うと大変失礼でございますけれども、児童の少ない学校ほどそういう一人一人見られるわけです。そうすると、児童生徒の多いところはどうかというと、やはりそこはT T、チームティーチングとか2人で、あるいは3人で、英語の場合はA L Tと中学の先生と小学校の先生で、小学校の英語の授業をやるときもあります。そういった中で、3人であればまた一人一人こういうふうに質問ができますから、目を向ける。そういった一人一人を生かす教育を今後さらに工夫改善をしていただいて、それぞれの学校の児童生徒さんが、個人として学力が向上していく、そういったトライをしていくのが教師の努めであろうと。そういった中で先生方は研修会をしながら、どこがうちの学校の弱いところか。

例えばある小学校では、全問全部回答を出しまして、うちの小学校の子は、ここがいいのだと、ここは落ちているのだと。では、その落ちているところをみんなでどうしようと、実際にそこに視点を当てて、研究授業をやっていただいております。特に算数、数学は、全国もあるし、県もありますから、いずれにしても算数、数学には、今庁内では学力向上対策委員会というのを開きまして、特に算数が苦手な子が多いわけでございますので、一人一人に目を向けたそういったものに対して、今後もさらに工夫、改善してやっていただくことを私どもも期待しておりますし、また町内の小中学校の先生方もそういった意味で、学力調査はどこの学校がいいとか、どこの県がいいという視点ではなくて、一人一人を伸ばしていくという、そういう視点に目を向けてご指導いただいております。

そういったことで嵐山町では、もちろん低い面もあります。全体的に、教科でいうと理科が低いです。そうすると、理科のどこが悪いのだということをやったり全小中学校で研究して、小中一貫でそこをやっていくのが教育ではないかなと、そんなふうの一つの例では考えているところでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 進学指導要領ですか、やはり授業数があれだけ多くなりまして、先生の負担も多くなってきて、授業は短くなると思いますけれども、今教育長が言われたように、一人一人の力を伸ばしてやっていきたいという方向なのですから、ぜひとも生徒に目を向けて行って、一人一人の学力を伸ばしてもらいたいと思います。一人一人を伸ばすことによって、学校の平均点も伸びるわけだし、学校のためにもなると思いますので、ぜひとも実現してもらいたいと思います。

次に、この中にありますように、小中一貫教育ですか、家庭学習の定着を図るということなのだと思いますけれども、小中一貫教育は菅谷校区ですか、それがモデル校として3年で終わると思うのです。決算特別委員会の中でもその話がありましたけれども、3年間やってみて、よかったところ、また悪かったところを聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。吉場議員のご質問は、2つの視点があると思うのです。1つは教科、道徳等を通じた小学校から中学校までの一貫と、あとつまり質問紙調査で行ったのですけれども、子供や生徒の家庭での状況、生活状況もやっぱり小中一貫なのです。

例えば、嵐山町の小学校の昨年度、24年度の結果を見ますと、小学校のデータなのだと思いますけれども、よく挨拶をしている、学校の決まりを守っている、人の気持ちが変わる人間になりたいというのが、県平均を上回っているのです。私は、これは嵐山町の児童生徒は、伝統ある菅谷村、七郷村から続いてきたこういったいいのを、よく挨拶するというのはまことにそのとおりです。これを物語って、県平均で上回っている。だから、そういう面が学力プラス大事なのです。そういった面が出ている。ただ、いわゆる一言では礼儀正しい、心優しい子供たちが育っているのだなという私は考え方を持っております。もちろん、中学で少し暴れたり、ちょっといろいろな問題を起こした例もありましたけれども、それは成長過程の中で人間は必ずそういうことがあります。だから、人の過ちに対してそれを追及するのではなくて、誤ったことはもうしてはいけないよと、今後しないように努力しようと、これが教育だと思うのです。

そういった中で、着実に心優しい子供たちが育っていくということが続けば、いじ

めもなくなるだろうし、お互いに協力して、そして共助、自助というのですか、お互いに協力し合おうよ、自分も自分で自立するのだと、そういうやっぱり教育が大事かと。それに合わせて生活習慣も、必ずしもいい面ばかりではなくて、学校に持っていくものを前の日とか朝になっても全然確認しないというデータが、県より低いのです。つまり、これはわかりますよね、私もそうだったですけれども。ちゃんと前の日にこういうふうにやっておくのがいいのですけれども、なかなか子供なのですね。それをやっぱり余り注意してもいけないのですけれども、やっぱりしないよりしたほうがいいですね。

そういったところとか、あと問題は食事をとらない。これは、親が悪いのか、子供が悪いのかわかりませんが、どうも最近はいろいろあるようです。朝食をとらないというのが、実はダーティな部分なのでございます。これをやはり今後改善をしていくように、こういうことは学習面の結果にもあらわれているというデータを出しているところもあるのです。私は、それはぴったり一致するかどうか、まだ十分な検証をしておりませんが、一部はあり得るかもしれませんですね。だから、やっぱり生活状況をきちっとする。早寝、早起き、朝ごはんということで、嵐山の子のキャッチフレーズですね、これをやっぱり推進していくことが大切かなと思っています。

ところが、中学校は、持ち物準備とか朝食の摂取は県平均よりも5ポイント上回っているのです。ということは、生活がある程度きちんとしてきているという、小学校のときは余りよくないけれども、中学校になってよくなったというのは、いいことですよ。やっぱり成長の過程があるということかなと、今判断しています。

そして、基礎的な生活習慣の向上が、やっぱり学習面にもよい影響を及ぼすのだということを先生方も親御さんも、私たちも、やっぱりきちっとしたほうがいいよというのはやっぱり教育の中で必要かなと。しかし、はみ出る子もいますから、それらを口酸っぱく言うのは余りよくないのだと思うのですけれども、それに視点を当てていくことが大切だと思います。

そこで、やはり勉強は大事なのだよということをいろんな形で、やれではなくて、大事なのだよということでしょうか。これをやはり子供たちに、そういう中の一つが宿題なのではないかなということです。宿題を出さなければやりませんという子もいますから。そしてなおかつ、中学校ではうれしいことに、自分の興味関心を持ったものの家庭学習に取り組んでいる生徒もいるということなのです。調査によると。これ

はいいことだと思います。子供の中には、例えば好きな教科ばかり勉強しても、問題なのですけれども、そういった回答です。

いずれにいたしましても、そんな中で小中一貫、これは3年間の、本町が県から委嘱をされまして、菅谷小中の先生が一生懸命やりました。そのために県から1人、加配という形で、研究のために1人プラスアルファの先生をいただいたわけです。今度ここでなくなってしまうわけです。そうすると、この小中一貫でいろいろなプラスの面がございました。時間もたっておりますので、長々とは申しませんが、生活面を含めて、小学校から中学校に上がった子供たちが、中学生が小学生の面倒をよく見たと、避難訓練を一緒にやったり、資源回収を一緒にやったり、先日は中学生のバスケットボール部員が菅谷小に行ってバスケットを教えたとか、あるいは小学校の子供さんが中学に来て音楽を一緒にやったとか。そういう交流が今まで以上に。結果的には自分の学校、菅谷小から菅谷小に行くのですけれども、前にそういう交流をする。そのことが一つよかったかと思えます。

先生方が一番よかったのは、やはり英語の先生が菅谷小に行き、菅谷小学校の算数の先生が菅谷中に行き、理科の先生が行きと、お互いの先生同士が教科で、小学校と中学校で、例えば中学の算数がここがよくできなかった。小学校のここがだめだったのだろうと。もう一回小学校でこれをやってくださいと、こういうことが言えるわけです。そうすると、小学校の先生も、ああ、そうか、中学校に行っても伸びがないなと、ここがまずかったのかなと、そういうお互いに反省できる。そういった教科的の意味でも、一貫教育は大事なのです。

そういう意味で、嵐山町は、今教育委員会といたしましては、このいただいた委嘱を今度町でできれば、予算的なものを余り意識しないで、町で今度は玉ノ岡中校区のほうも、七郷小、志賀小と玉の岡、引き続き菅谷小、菅谷中、この2つの中学校を中心として、小中一貫教育をさらに考えられる、一つの施策ではなくて教育活動ですね、両小中学校で全町内の5小中学校でやっていただく。さらに、私どもは嵐山幼稚園も視野に入れて、幼稚園から小学校へ、そして町内の私立の保育園も視野に入れまして、それらもあわせて全町でそういったものを一貫していくと。そうすると、小中ではなくて、ゼロ歳から15歳までの一貫につながることもいろんな面であるのではないかなと。それが私どもに与えられたこども課としての一つの役割かなと思っておりまして、考え方はたくさんあるのですけれども、無理のないところで今後これに対して一緒に

なって子どもやっていきたいと思いますので、ぜひ議員の皆様方にもいろんな面で、また時々こういうふう質問いただくと、お互いに理解し合えると思いますので、そういった中で現在では、小中一貫を今後も進めていきたいということで答弁にかえさせていただきます。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） 今答弁の中で、やっぱり学力以外にも生活習慣がよくなったり、子供同士だとかいろいろ先生のほうでもよくなってきたということなのですが、私の聞いているところでも、子供たちの交流はもちろんですが、PTAや保護者の交流、また先生方の交流もあり、新しい授業をするときなどは話し合いも早く、スムーズに入っていくことなど、よいところを聞いております。

私も前に質問しましたが、よく小学校のときには学力が県平均を上回っていたわけなのですが、中学校に入って学力が、一番大事な時期に学力が低下ということも間々ありました。だけれども、小中一貫をするようになってから、1年、2年、3年とたつにつれて、そういうことがだんだんなくなってきたのではないかなと思っています。

また、私の聞いているところでは、坂戸市の城山小学校では、7年前から小中一貫校を目指してすり合わせをしていて、2年後には公立校として初めて小中一貫校ということで始まるそうでございます。嵐山町も今回モデル校がこれで終わりますけれども、今教育長のほうから菅谷校区、また玉ノ岡中学校の校区で小中一貫教育を進めていきたいという考えでありますけれども、町長の考えをお聞きします。

〔何事か言う人あり〕

○7番（吉場道雄議員） わかりました。

ぜひとも町長のほうに進めてもらいたいと思います。

○青柳賢治議長 よろしいですか。

○7番（吉場道雄議員） わかりました。

次のですが、2日前の新聞に15歳以上の国際学力調査のPIISAの結果が公表になりました。日本の平均点は、読解力、読んで理解する力とか、数学的な応用力、科学的な応用力の全3分野で過去最高になり、学力向上の傾向が鮮明になったとここに記載されておりました。これは学習指導要領が新しくなり、授業時数もふえ、ゆとり教育が少なくなったという結果だと、ここに伝えられております。

昨日の122条の中にもありましたけれども、来年度の七郷小学校の生徒15人ということなので、本当に少ない人数でございます。いろいろ少ないのは寂しいわけですが、七郷小学校というのはいろいろこの学力テストをした場合、いつも県平均を上回っていて、いつもよい結果だということで、公表されております。やはり、それは少人数教育があるからではないかなと思っています。非常に生徒の数が少なくて寂しいかもしれませんが、少人数教育が行き届いて、そういう結果が出ているのではないかなと思っています。

それに比べまして、志賀小学校、菅谷小学校でも人数がだんだん減ってきて寂しいわけですが、七郷小学校のようにそういう少ない少人数教育の学習はできないと思いますので、志賀小学校、また菅谷小学校もそういう少人数教育が嵐山町も実現できるのか、ちょっとお聞きします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 現在、私どもが子供のときは45人とか50人で1クラスだったですよ。でも、先生の言うことをちゃんと聞いて、いたずらなんかしていたものですが、どんどんどんどん子供の数字が減少してきた中で、今まであんなに大勢だった中でも、いろいろな事情から生活規律は昔の子供のほうがよかったかもしれません。いたずらはいっぱいありましたけれども。

だんだんどこの学校も児童が減少してまいりまして、現在、先ほどの少人数指導について、七小さんは確かにそういう状況です。志賀小さんでも、学年によっては、今つまり35人学級というのを来年度以降、県が今中学と小学校を6カ年計画か7カ年計画で、ある学年は35以下で2クラスにしよう。ということは、35を2で割れば当然数字が出ますから、七郷小の1学級分が菅谷小でも1学級ということになるわけです。だから、いろんな流れ方があるのですが、必ずしも、今後40人の場合は20、20ですよ。そうすると、学級は2クラスでクラスは20人と。やや七小さんに近いような学級が今後ふえてくるというふうに思っただけならばよろしいかと思えます。しかし、全てではありません。やはり大規模校のほうがどうしてもぎりぎりの線まで児童がおりますから、34人の1学級もあれば、逆に18人の学級も出てくると。こういうことになるのです。

例えば、嵐山幼稚園を例にとりますと、新年度は保護者の方たちの関心もあったの

でしょうか、募集定員にほぼ近い数が今回入園することになりました。あれを2つに割れば数的に22か23です。幼稚園の一番理想的な児童数なのです。ちっちゃいうちだから目も届く。以前は、35人で1学級だったのです。そういった中で、町のほうもそれに対して非常に目を配っていただいて、お子さんが大勢、もっともっといればありがたいですけども、今後もそういった中で展開していくというふうな捉え方でいただければありがたい。

また、今後国のほうもあわせて埼玉県では、さっき申し上げたとおり最高児童数を35で切りましょうと。それで、6になったら2学級にしますよと、こういう施策を進めてもらうことによって、少人数学級がふえ、そのために先生がさらに新しく変わるとこういう形になるわけでございまして、それらが今後、少人数指導と一緒にあって、効果が上がってくるのではないかなというように考えているところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） やはり、これから少子高齢社会に入りまして、先ほど副町長のほうからも高齢化率というのは26.4%ということで、本当に嵐山町も高齢化に入っております。

また、そういう中で子供の数もだんだん減ってきております。この嵐山町を考えた場合やはり基礎づくり、これからは教育で人づくりだと思います。人格の完成を目指しまして、これからは教育を進めていってもらいたいと私も思います。

以上です。

次の2つ目に入りたいと思います。

○青柳賢治議長 はい。

○7番（吉場道雄議員） 2番目として、古里地区の埋め立てについて、古里（馬内）地区の埋め立ては2年たっても終わりが見られないが、県の許可でこれは難しいと思いますが、どのような問題を抱えておるのか、今までの経過と問題点をお伺いします。また、道路の壊れもひどく、一部修復してあるが、長い間壊れたままの状態でのいかお伺いします。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

嵐山町大字古里字林合1488番地1、1488番地4の2筆の土砂堆積につきましては、事業面積が7,424.62平方メートルと町の条例で規定する規模3,000平方メートル未満を超えるため、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の第16条第1項の規定に基づき、埼玉県東松山環境管理事務所が許可をしたものであります。

事業期間として、当初平成23年5月6日から平成23年10月5日まででしたが、2回の期間延長を受けて平成24年3月30日まで延長されました。しかし、その後の延長手続はなされていないと、東松山環境管理事務所から聞いております。

また、事業がおくれている原因としては、当時の養鶏場の取り壊し廃材が埋められていたため、産業廃棄物として処理するのに不測の日数を要したこと、事業者が他の現場で工事代金が回収できないため、資金不足になって完了がおくれていると東松山環境管理事務所から聞いております。しかし、町といたしましては、一日も早い事業の完了を事業者に指導していただきますよう東松山環境管理事務所に改めてお願いしたところであります。

また、町道2-1号線の補修につきましては、環境農政課より連絡をしておりますが、対応していただいております。早急に対応するように改めて指導したいと考えております。

なお、現場の現状把握と異状等に早期に対応すべく、東松山環境管理事務所職員及び町職員による定期的な立入調査と巡回を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） では、埋め立てのほうで、道路の部分は後から質問したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

埋め立てなのですけれども、平成23年5月6日付で県から許可がありまして、町のほうに通知があったと思うのです。期間はここにありますように、平成23年の5月6日から平成23年の10月5日までですか、午後8時30分から午後5時までの間ということで、5カ月で終わるということでありましたが、今2年半たっておりますけれども、まだこのように終わらない状況であります。

この間に説明会ですか、2回行ってもらいました。これは地域からの要望があったからのもので、ここにU字溝の伏せかえが変更になったということで説明会を開いて

おりました。この2回目の延期延長を受けて、24年3月31日までというのは、これは地域の人も全然知らないわけであるし、次の延長願いも出ていないということも地域は全然知らないわけなのですけれども、そういう中でやはり今年に入りまして、再度泥の搬入がありました。それを町に聞いたところが、町のほうでは真ん中が低くなったから入れるのだということで話がありました。だけれども、地域の人には本当にそういう情報すらないわけなのです。

そこの入り口のところも壊れており、水がたまってその状態になっていて、この幾日か前には直してくれたわけなのですけれども、本当にこの県の許可で、これは難しいかもしれないけれども、地域と町の信頼関係があると思うのです。変更になったからということで、町のほうから連絡ぐらいはあってもいいのかなということもありますし、また今年の5月か6月ころかな、ちょっと町のほうにも聞いてみたら、今は多分梅雨に入るので時期が悪いから、秋に工事をしたいということで話がありました。秋になってもまだ全然直るケースもないので、このような一般質問で、ここに取り上げて話させてもらっております。

そういう中で、この間、2日、月曜日ですか、課長のほうから電話がありまして、12月の16日に丁張りをかけて、U字溝の工事をするのだということで県のほうから話があったということで、話をもらいました。それで、近所の人にも何軒か話をして、区長さんにも話をしたということで承りました。

私は、県の許可で難しいと思いますけれども、そういう信頼関係ですか、本当に地域の人が不安になっているわけなのです。だから、そういう県のほうから町のほうには情報は入りますけれども、地域の人には入らないわけなのです。本当にこれからも信頼関係を保つために、話ぐらいはしてもらったほうが、役場で最低限わかること、それでいいと思うのです。そうすれば、地域の住民も安心するし、だって知らない間にダンプがここに来て終わったという中で、また泥の搬入などもしているわけなので、1年たてば泥は沈むに決まっているのです。だけれども、そういう中で何があったのかと町に尋ねると、やはりこういうようにすぐ教えてくれる。町は多分情報は知っていると思うのです。だからもっと、観光農政課だけではなく、町と地域のつながりをもっと町に、最低限地域に話してもいいことぐらいは地域で話すようなシステムがつかれないかどうか、ちょっと町長さん。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今経過についても議員さんのほうからお話がございました。そして、地域の信頼関係、行政との関係というような話もございました。答弁の中でも話をさせていただいているわけですが、延長手続がされていないというようなことで、県でも苦慮しているのだと思うのですが、この問題について一般質問で議員さんに問題を提起をされた。これは町としてはもう大変なこととして受けとめて、しっかりと対応をとっていききたいというふうに思っています。

ただ、こういう状況になっているわけですから、非常に難しい問題もあると思うのですが、それは当然のことで、そうでなければ早くけりがついているわけですからあれですが、しっかりと対応して、地域の信頼を損なわないような行政展開につなげていきたいというふうに考えております。今までと違った展開がとればいいなというふうに思っています。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） では、やはりこれから嵐山町をよくしていくためにも、やっぱり地域の信頼がないとやっていけないと思いますので、これからも地域の信頼ができるように、お互いに協力しながら町をよくしていきたいと私も思っているし、町もよくしてもらいたいと思います。

次に、道路のほうなのですけれども、やはり今回も専決処分の問題でここに道路の問題で出ていますけれども、やはり2年間やっぱりそのままの状況で、やはり町のほうに何回も言ったけれども、2年間そのままの状態がいいのかどうかお伺いします。

○青柳賢治議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 先ほど答弁のほうでもちょっとお答えさせていただいたのですけれども、改めてまた事業者のほうに早急に対応するように指導していきたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） やはり、あの状態ではちょっと危険性もありますので、これは私の考えなのですけれども、あれを町で1回修理して、それを県を中に入れて業者のほうに請求するということはできないのですか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路の関係でございますので、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

先ほど環境農政課長が言うように期間がたっている中で、舗装が傷んで修理していただいていないという部分がございます。それにつきましては、私のほうも聞いております。ですから、もう一度この辺、環境農政課のほうに一度担当課のほうから連絡していただきまして、それでもどうしてもまたできないようであれば、ある程度の見切りをつけて、町のほうで応急的な修繕になると思うのですけれども、させてもらって、費用については検討することにしまして、やっていければいいのかなと思います。

また、施工する前に、道路の状況等も写真を撮ったりして押さえてございますので、それも含めて今後検討していきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 吉場道雄議員。

○7番（吉場道雄議員） この問題なのですけれども、一日も早く解決して、住民が一日も早く安心していただけるように、お互いに協力しながらやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時27分)

平成25年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月6日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第6番議員	畠山美幸	議員
第9番議員	川口浩史	議員
第1番議員	森一人	議員
第10番議員	清水正之	議員
第11番議員	安藤欣男	議員

○出席議員（14名）

1番	森	一人	議員	2番	大野	敏行	議員
3番	佐久間	孝光	議員	4番	長島	邦夫	議員
5番	小林	朝光	議員	6番	畠山	美幸	議員
7番	吉場	道雄	議員	8番	河井	勝久	議員
9番	川口	浩史	議員	10番	清水	正之	議員
11番	安藤	欣男	議員	12番	松本	美子	議員
13番	渋谷	登美子	議員	14番	青柳	賢治	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	山	岸	堅	護
書	記	岡	野	富	春
書	記	久	保	か	おり

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長								
安	藤	實	副	町	長							
井	上	裕	美	総	務	課	長					
中	嶋	秀	雄	地	域	支	援	課	長			
中	西	敏	雄	税	務	課	長					
山	下	次	男	町	民	課	長					
岩	澤	浩	子	健	康	い	き	い	き	課	長	
青	木	務		長	寿	生	き	が	い	課	長	
植	木	弘		文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	
大	塚	晃		環	境	農	政	課	長			
内	田	孝	好	企	業	支	援	課	長			
田	邊	淑	宏	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
新	井	益	男	上	下	水	道	課	長			

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小久保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第4回定例会第3日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○青柳賢治議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○青柳賢治議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号6番、畠山美幸議員。初めに、質問事項1のセカンドブックスタートについてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番(畠山美幸議員) おはようございます。今議長のご指名がございましたので、第6番議員、畠山美幸、通告書に基づきまして質問のほうを始めさせていただきます。今回は、3項目ございます。まず、大項目の1つ目ですけれども、セカンドブックスタートについて。

現在本町では、ブックスタートを行っていただいております。お母様方などからは喜びの声を聞いています。

先日、11月11日、映画「じんじん」の試写会を行っていただきました。私は、5日の日に衆議院会館のほうで試写会のほう行ってまいりました。また、9月補正では、児童生徒に視聴する予算も議決しました。

映画は、北海道剣淵町で20年も前から絵本を真ん中に、人と人との心が通う絵本の里づくりを掲げています。町民は、仕事の合間に子供に絵本の読み聞かせで、豊かな心を育てていた。大地康雄さんは、この映画で絵本の力と親子のきずなを描き、温かな感動と優しい気持ちがじんじんと広がっていくお話になっています。

主人公の回想シーンに、当時5～6歳のころの娘さんに、当時の父親がお話をしてくれたことをよく覚えていた。そのようなことから本町として、6歳入学前にセカンドブックの導入もいかがでしょうか、お考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

小久保錦一教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

本町では、3～4カ月児健診の折にブックスタートを行っています。毎回5冊のうち2冊を親御さんに選んでいただき、差し上げていると聞いております。

ところで、私もこの試写会「じんじん」を鑑賞いたしました。改めて剣淵町の絵本の里づくりには感激をいたしました。本町では、小中学校での読書マラソンが平成9年にスタートし、現在に至っています。幼児期に、親御さんや保育園、幼稚園での絵本の読み聞かせは、豊かな心を養う上で欠かすことのできないものでございます。

ご質問の6歳入学前にセカンドブックの導入をとのご見解、また趣旨には、賛同いたします。しかし、諸事情を鑑みて、今後の検討課題といたしたいと存じます。

幼児のころから本に親しむ機会を町を挙げて導入し、小学校時に目標の冊数を読破した場合に、読書マラソンで表彰し、将来は読書が好きで、読書に親しむ人間に成長されることを期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そもそもブックスタートは、日本では2000年の子ども読書年を契機に、特定非営利活動法人ブックスタートが母体となって始まりました。赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心を育むためには、だっこの温かさの中で優しく語りかける時間が大切であること。そんなかけがえのないひとときを絵本を介して持つことを応援する運動です。

今回この映画を児童生徒、また保護者の方に見せていただくわけです。映画の中で、絵本の力、親子のきずなが描かれていて、町として子供の心の成長にセカンドブックを始めるちょうどいいタイミングだと思います。

小学校1年生に本1冊を贈り、子供たち自身、本に出会い、親しみ、本を読みたいという読書習慣が身につくと思うので、ぜひ応援をしていただきたいと思います。

小学校1年生向けの20冊ということで、これは学研の教室が進める20種類の絵本が

ここに連なってあるのですけれども、「ぐりとぐら」という私が小学校ぐらいのときからある絵本ですけれども、ここに20冊が網羅されておりまして、金額のほうを見ますと800円から上限1,500円ぐらいまでのものがございます。

とにかく本を読むきっかけ、せっかくこんないい映画を子供たちに本当に嵐山町は先駆けて映画の上映を決定してくださった。町長、衆議院会館のほうの試写会に行つて、嵐山町はもう既に9月予算の補正がついていますというお話をしましたら、その後、すごくいろんな町から、市からお電話がいっぱい入りまして、どういうふうに予算ついたのという公明党の議員、神奈川県の人も来ていれば関東周辺の議員が来ていたのですけれども、そういう皆さんから、どういうふうに予算つけたのというお電話がかかってきました。

そういうふうにして、嵐山町がいち早く取り組んでいただくこの「じんじん」の映画の試写会、視聴会をやっていただくわけですので、ぜひこういういい機会ですので、町長、20冊をまず提案して、この中から好きな1冊をどうぞというような形で、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

セカンドブックスタートということでご質問いただきました。そして、今教育長のほうから答弁をさせていただいて、絵本の読み聞かせ、これは豊かな心を育む上で欠かすことができないものだということで、いろんな諸事情を考えて検討課題といたしますという答弁をさせていただきました。

話をお聞きをしながら、こうすることで検討していきたいと思っておりますが、具体的な話になりますけれども、6歳入学前ということですので、今何冊とかとありましたけれども、もし嵐山町でやる場合には、小学校に入る前の子供が対象なわけですよ。ですから、学校ではまだ字を教えていないから、知らない子供ということですよ。ですから、3～4カ月の健診のときには、ブックスタートのときには絵本を、今度のセカンドのときには、絵本なのか字が書いてあるのかわかりませんが、絵本ということであると、絵本を小学校に入る前の子供たちが何回ぐらい見てくれるのかというのがあると思うのです。それで、この貴重な財源を投入するわけですから、そういう形で本に親しんでいただいて、それで本を読む習慣をつけさせてというか、つけて

もらって、それで豊かな情操教育とかいろんな形に役立てたいということで、反対する人はいないと思うのです。だけれども、そこなのですよ。どうやったらそれが定着をしていくのかなと。

例えばブックスタートというものをやっているところとやっていないところがあって、やっている嵐山町の場合は、こういうところが違うのではないかとか、こうなのだよというようなことだとか、あるいは今各学校の中の教室にもクラスの本棚、本があります。図書室もあります。それから図書館もあるわけです。そういう中でどれぐらいこの図書に親しむものが定着をして、それで予算を投入した分が成果で出ているかというのを見たときに、時々というか、私も1年に何回も行きませんが、小学校の図書室に行ったりなんかしたときに、全く何か開かない本というのが圧倒的に多いのです。ですから、どういう形で定着をして、どういう形で、学校では今、朝の読書というのをやっていただいているのかわかりませんが、そういうようなものに今おっしゃるセカンドブックスタートというものがくっついていくような形であるとする、全く安い予算になると思うのですけれども、効果のある予算になると思うのですが、それがそうではなくて空回りをしてしまって、本だけは用意したのだけれどもというような状況になったときには、どうなのかなと。いろんなこと考えて、教育長の答弁の中でも検討課題ということで答弁をしていただいたのだと思うのですが、私も教育長の答弁に、そのような形のほうがいいのかなというように考えております。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) では、教育長にお伺いします。

今7歳の、七つのお祝いを嵐山町はやっておりますけれども、入学前のお子さんを対象に、私も文教の委員長のときに2回ばかり出させていただきましたけれども、そのときのお祝いのあの会場で、子供さんたちに何かあそこでは差し上げていらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 私のほうからお答えさせていただきます。

千歳あめですとか、それから町内の企業から提供をしていただきました記念品等を差し上げております。あと、町からは色鉛筆のようなものですね、それを差し上げております。

以上です。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 七つのお祝いということで文化スポーツ課長のほうから内容のお答えがありましたですけれども、今後七つのお祝いに、例えば町全体として、剣淵町のように、上がるまでは絵本でいこうとか、あるいは入学後は字が読めるようになって、少し定着してきたようになったら朝読書とかあるいは読書週間とか、そういう形でこれが今後考えられれば、また全く考えられないことではないというふうに思いますし、また七つのお祝いも予算的なものの中で、上がられるお子さんたちにこれがいいということで今決めて、本は入っていないですけれども、やっているということでございますので、そういうことが諸事情の一つでもあるかなと思っていまして、先ほどはあいうお答えになりましたけれども、七つの祝い等も一つの視点かなとは思いますが。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 今お話に伺いました七つのお祝いの内容ですけれども、千歳あめとか記念品とか、色鉛筆が入っているというお話でした。

先ほど町長の答弁の中に、今のお子さん、入学前のお子さんが、果たして字が読めるのだろうかというお話がございましたが、今保育園、うちは上の2人は幼稚園で、下の子供は保育園に入れましたけれども、本当によく面倒を見てくださって、読み書きがほぼ90%、100%近いのではないのでしょうか、のお子様が、本当に平仮名は読めるような状況になっております。

先ほど推奨図書を、皆様の手元にはないのですけれども、出ささせていただきましたけれども、この推奨図書の絵本、絵がほとんどで、でも字が、ちっちゃいときに見た絵本とは違い絵が全般的には書いてありますけれども、字も大分ふえてきております。桃太郎とか、もうこれは昔からあるお話ですから絵が中心で、言葉も大体桃太郎といえどどういう言葉が入るかわかるといえますけれども、そういうような内容で、字と絵のバランスが、そんなに絵ばかりではなく、字もほどほどに入っているというような絵本です。

やはりうちの子供も、「きつねのでんわボックス」といったか、何か自分が欲しいと言ってそれを購入して、大きくなるまで大切にしておりました。ですので、やはり

子供の中で何がいいか。本当に、クラスに行けば教室の中に本もありますし、バッティングしてもしようがありませんので、バッティングしてもどうしてもやっぱりこれは自分のものにしたいというお子さんもいると思うのです。この本だけは自分でずっと大切に持っていたいという本があると思います。ですので、今お話にありました七つのお祝いのときに、ぜひ予算をつけてやっていただきたいと思いたすけれども。

初日のときに、来年の就学予定のお子様がい116名ですよという報告がございました。このお子様たちに1,000円程度のものを差し上げるとなると、10万円から、人数にもよるでしょうけれども、10万円程度の予算で子供の、先ほど、ではどういう効果があるのだろうかというお話がございましたけれども、ちょっと私きょうは新聞を忘れてしまったのですけれど、2～3日前に、きのう吉場議員さんが質問された成果が、日本の、世界の成果が、読解力がよくなったというようなああいう成果も出ておりますので、やはり今こういうスマートフォンですとかタブレットとかが流通していて、なかなか字と触れ合うという機会が減ってきている中で、やはりこういうものを小さいときからやっぱり持っているというのは、心の教育につながると思うのですけれども。ぜひ予算の検討をしていただきたいと思いたすけれども、再度町長にご確認をいたしたいと思いたす。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるように趣旨に反対する人というのはいないと思うのです。ですので、それがこの効果を上げてもらえるかどうかというのが、行政サイドとすると非常に関心のある部分なのです。ただ配って終わりというのではなくて、それが効果がどう出ていくかということだと思いたすのです。

それで、七つのお祝いという話がありましたけれども、七つのお祝いも成人式と同じように、実行委員会方式でやっていただいているのです。それで、七つのお祝いに集まってもらったときに、紙芝居をやるか、絵の芝居がいいか、どういうのがいいかとかというのをそのご父兄の皆さんと委員さんに決めてもらうわけなのですが、この前委員会に出席をさせてもらったときに、それではうちの子は飽きてしまうよとか、そういうのではあれよとかという意見が出てきて、それでそのときにちょっと話をさせてもらったのですが、私の子供はそれでは飽てしまうよとか、これではだめよとかという委員さんがそういうような意見を言って、なかなか何に、歌を皆で聞こうかと

か、映画がいいとかいうような、話が決まらないわけなのです。それで、こっちにも話が振られてきたので話したのですけれども、今度小学校に上がるわけですから、七つのお祝い。そうすると、小学校だと30分、40分、1時間時限があるわけです。それで10分ぎり話聞いていない子は、もう4分の1ぎりわからない。半分ぎり聞けない子は2分の1ぎりわからない。それがずっと1年間続くのですよとお母さんに言ったのです。

だから、今一番あれは何がいいとかというのではなくて、40分、45分、先生の話聞いていられるように家庭の中でしつけるといふか、そういうような習慣をつけるといふか、それが今一番必要なときではないだろうか。だから、何かをやるにしても、10分ぎりもたないとか、20分ぎりもたないそういう子供に合わせて何かをやるというのはどうだろう。やっぱりある程度一定の期間、時間、その分だけは我慢してでも芝居を見たり、何かを、映画を見たりとかいう我慢ができるような形でないとあれなのではないだろうかという話をそのとき言わせてもらいました。

何でこんなことを言うかという、本というのはやっぱり家庭の中のいろんな状況の中に影響がすごくあると思うのです。もう夜寝ながら、読み聞かせではないですけども、本を読んでやらないと寝ない子もいるだろうし、全くぐっすりすぐ寝てくれる子もいるだろうし、いろんな方があると思うのだけれども、そういうことを考えたときに、読書というのは文化ですから、家庭の中、地域の中、そういうものがあるところとないところとあるわけです。

だから、おっしゃるのは全くそのとおりなのですけれども、どうやってその文化を家庭の中に、子供に根づかせるか。これは教育長さんが答弁いただいたように検討課題とさせていただいて、どういう形がいいのか。本を読ませること、読んでもらうことというのに反対する人はいませんので、どういうふうにやったらいいのか考えていきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

先ほど教育長さんのほうから、諸事情を鑑みて今後の検討課題といたしますということでございます。諸事情というのはどういうものなのか、教えていただきたいと思っております。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 先ほど来から町長のほうからもお考えが述べられましたし、私も先ほどの答弁の中にも、間接的な言い方になってしまいましたけれども、そういうことが諸事情でございまして、このブックスタートをセカンドを施行するということに対しては、まだまだ時間的な精査も必要だろうと。そして、比企地区、郡市全体を見回しても、今のところまだ全ての比企郡内では予定なし、見設置なのです。それから、県下全体では、今文化スポーツ課長に資料を見せていただきましたけれども、県内2市だけ、小1のみ導入をしておるようでございます。

それらがどういう、今町長がご答弁いただいた中にどういう効果があったのかというのはファジーですね。だから、そういう面も見ながら、やはり大事なことはよく理解してるつもりですので、いろいろな関係機関とまたよく考えて、今後検討していくのが適当だろうというのが諸事情でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) それで、今県下は2市でやっているというお話でしたけれども、行田市さんがやっているというのは存じ上げてましたけれども、もう一つはどこだか私も存じ上げないのですけれども、今回この質問をしたというのは、やはり今回いち早く町長が、この「じんじん」という映画に着手して、予算をつけて、見てもらうのだというそういうお気持ちがある町長であるからこそ、本に親しむ子供をこの嵐山町は剣淵町さんみたいにつくっていききたいのかなというそういう気持ちがあって、私は今回、今もうブックスタートをやっているところですので、今度はセカンドブック、この先に行っては、今度中学生に上がる前のサードブックまで、何とかつなげていければいいなということで、今回は提案させていただきました。

こういう質問するとき、2～3日前の子供たちの、今高校1年生の教育がレベルが上がってきたというお話もありましたので、やはりそのころというのはゆとり社会の子供から、またそうではない教育に変えていくという子供たちが変わってきたところでもあった中でのことだったので、ぜひこれをいち早く嵐山町で、町でありながらももうやっているのだという、そういうことでやっていただければありがたいなと思って、提案させていただきました。

答弁はわかりましたので、次に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） では、2つ目の質問に移らせていただきます。

図書館学習室についてです。子供が家で学習する際、子供部屋ではなく家族が集まるリビングを使う家庭がふえています。東大に行く子は、リビングで勉強していたなどの説が教育雑誌などで広まり、積極的にリビング学習を取り入れる親も多いようです。

現在本町では1階に学習室を設置していただいておりますが、1つ、無機質な会議室のような机が2列一方向に並んでいる状況です。また、室内は独特のにおいがあり、何らかの対策をしていただきたいと思います。

2つ目、図書コーナーには窓際に学習机がありますが、学習に使用できません。お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目①、②の答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 質問項目2の①につきましてお答えいたします。

リビング学習は、親の見守りや親子のコミュニケーションによって学習の効果が期待される小中学生に特に有効であるというような指摘がございます。町立図書館の学習室におきましては、さまざまな年齢層の利用者のニーズに応えるために、現在の机の配置となっております。

また、室内のにおいに関しましては、隣の多目的室に原因がございました。その影響がありましたけれども、現在では開館時における常時換気などの対策によりまして、大分改善されてまいりました。昨日も私も行ってまいりましたが、学習室に影響はほぼなくなったように思われます。しかしながら、より一層改善されるように努力をしてみたいと思います。

続きまして、小項目②につきましてお答えいたします。2階の図書コーナーの窓際に設置されているカウンターテーブルにつきましては、開架図書の閲覧用に配置したものでございます。したがって利用者が混み合う場合、あるいは図書を持ち込みでの学習というようなそういう利用目的の利用者の方につきましては、1階の学習室への移動をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) まず、1つ目のにおいの件でございますけれども、やはりあそここの建物がちょっと湿気の多いところに立っております、私も書庫というか、在庫を置いてあるお部屋を見せていただきましたら、打ちっ放しのコンクリートのところがいつもこうびしょびしょしているのですよというお話は何っております、大きな企業に置いてあるような扇風機で常時乾かしているような状況でした。つい最近はこちらちょっと見ていないのですけれども。

以前、洗浄していただいたと思いますけれども、この洗浄は毎年今も行っているのか確認をしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 カビによる悪臭対策といたしまして、多目的室の1と2、それから視聴覚室におきましては床に敷いてあるカーペット、それから椅子、それから床のむき出しの部分です。そういったもののスチーム洗浄というのを3年に1度実施しております。ちょうど今年25年度がその年に当たっております。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) この間、ちょっと高速道路のトイレを使いましたところ、トイレのところに空気清浄機みたいなものが壁に設置してありまして、そこに抗菌効果があって、アロマ効果があるというような文章がありましたので、それはちょっとどういうものかわからないので、カメラで撮って、それをきのう課長に、こういうものがあるみたいですよということでお渡しはしたのですけれども、空気清浄機能と抗菌効果と香りというような項目が書いてありました。

やはり、もう私たちは入っても余り、そんなににおいに敏感ではないようになってきていますけれども、やはり子供たちというのはすごく味覚にしても嗅覚にしてもたけていますので、子供たちが「図書館臭いんだよね」とよく言うのです。「そんなに臭い」と言うのですけれども、「もう臭くってあんなとかじや勉強できないよ」と、そういう言葉が返ってきます。

確かにそうかなと思ったのですけれども、もしもそういうものが設置できるようであれば、そういうものなどを置いて対策をしたらどうなのかなと思うのですけれども。私もきのうインターネットでいろいろ調べたのですけれども、出てきませんでした。

高速道路に確認すれば教えてはくれると思ったのですけれども、課長のほうは何かおわかりになりましたでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

まず、その前に、スチーム洗浄は3年に1回行っておりますけれども、そのほかに館内に病虫害といいますか、害虫駆除をしまして、その駆除につきましては毎年実施をしております。

それから、換気を行うようになりましてから、現在では床がぬれるというようなことは、今日現在ではなくなっております。

それから、ご指摘のサービスエリアのトイレに設置されているものでございますが、これは調べさせていただきました。いわゆるアロマセラピーといいまして、植物由来の芳香性油を使いました芳香作用といいますか、そういうものでございまして、どういう効果があるかといいますと、ストレス解消、リフレッシュ効果、あるいはものによっては、抗菌抗ウイルス効果が期待されるというもののようでございます。個人あるいはオフィス等で使われているところがあるようでございます。扱っている、このいただきました資料の会社等も一応確認をさせていただきました。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ありがとうございます。

それで、小川町の図書館に行く機会が、このごろちょっと子供が、嵐山町の学習室でお勉強をするのもいいのだけれども、夏休みは小川のほうに送迎をして、小川の図書館に行くことが多くありまして、私も小川の図書館は初めてこの夏行って見たのですけれども、とても、木質化で、入ると何かラベンダーのようなミントのような香りがするのです。ライトが蛍光色ではなく電球色、オレンジ色の電球色で、すごく温かみがあるというか。

きのうもこちらの議会が早く終わりましたので、再度確認をと思いまして、きのうここが終わりましたから小川の図書館のほうに足を運びました。一応室内のほうを見て回ったわけなのですけれども、あちらの図書館では学習室というところは、一応ヤングアダルトコーナーというところがございまして、そこで40席設けてございまして、

そこで学習するようにはなっておりました。しかしながら、社会人の成人コーナーというのですか、そちらのほうにも非常に、きちんと仕切りのあるテーブルが設置してありまして、本を読むだけしか使ってはいけないのですかと副館長さんにお尋ねしましたら、全然お勉強するなら構いませんということで、机のあるところでしたら勉強するのは構いませんよというお話でした。

嵐山町では、2階にあんなにすばらしい机があるにもかかわらず、子供たちがあそこで勉強したいのにできないのだというお話があって、私は過去にもこの質問をしたのですけれども、あそこはあくまでも閲覧ですという答弁でした。

しかしながら、先ほどもリビングのお話がありましたけれども、人が見守っているというか、見守ってくれているわけではないのですけれども、やはり人の気配の、学習室も人の気配はあるのですけれども、そうではなくて、やはり2階の図書館のお部屋で机に向かっているときに、後ろに誰か本を読んでいる人がいる。職員の方がいるというだけで、非常に安心感があって勉強が進むと思うのです。

先ほどリビング学習での学力アップというお話をしましたけれども、今子供部屋はありますが、私が子供のころも居間のこたつで勉強しました。家族がいるところがいいなあと思ってと話しています。リビングで勉強していれば、音読などの宿題にもすぐに対応でき、目も届きます。人目に触れる場所なので、机が散らかるとか雑然とするのは悩みですが、親子のコミュニケーションがとりやすく、満足していますということが書いてあります。

大手家具メーカーによると、最近机を見に来る親の多くがリビングに机を置くのが理想と話し、シンプルで長く使える机が求められているそうです。入学時にまだ机は要らないと、椅子や収納用ラックだけを購入する親も珍しくありません。学習机は、10年前までは入学準備品として買うのが当然でしたが、今は当たり前ではなくなったようです。リビングのテーブルで勉強している家庭がふえたことは、親が子どもに密にかかわるのが当然になったという親子関係の変化が学習環境にあらわれていると言えそうです。

リビング学習を進めるのは、「百ます計算」の活用で知られる陰山英男立命館大学教授です。陰山教授は、自室にこもって集中できるのは大学受験に向かうときのような自立した年齢になってから。子供はもともと集中するのが難しく、家族と一緒に空間でリラックスするがゆえに集中できると説明していますという言葉があるのですけ

れども、ですので小川町のようにやはり嵐山町の図書館も、ぜひ窓際に設置してある机また大きなテーブル、6人がけぐらいのテーブルなど設置してありますが、ああいうところで、やはり勉強がしたいという子供がいれば、ぜひあそこの場所を開放してほしいと思うのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員、②の机のほうにも行っているような質問ですが、②のほうということでよろしいですか。

○6番(畠山美幸議員) もう①番のほうは結構です。②番のほうに移りました。

○青柳賢治議長 では、②のほう答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 学習室には現在36席用意をさせていただいております。基本的に36席、1テーブルに2人がけということで36席なのですが、それは仕切り等がなく、隣の人と余り干渉せずに勉強ができるということで、3人かければ50人以上座れるスペースにはなっておりますけれども、いずれにしましても主な利用者は平日につきましては高校生以上の方が圧倒的に多くて、静かに勉強したいという方、学習したいという方のために学習室を設けさせていただいているところでございます。

基本的に、リビング学習は家庭内が原則といたしますか、それを前提にしているのかなというふうに考えるわけなのですが、2階の図書コーナーにつきましては、原則的にはそこにある図書を利用させていただくということでございまして、外からの持ち込みは禁止と。これは、中にある蔵書とほかのものの区別がつかなくなる可能性があるということで、原則持ち込み禁止ということになっております。ですから、中にある図書を利用しての学習ということであれば、大いにやっていただいて結構だと思っております。

それから、テーブル等が置いてあるコーナーがございまして、こちらにつきましても、館内持ち出し禁止の図書を見ていただく調べ物コーナーですとか、あるいは検索コーナーといたしまして、蔵書の検索をするためのテーブルコーナーというようなもので、机を用意させていただいているコーナーがございまして、そのほかの部分につきましては、窓際の机については11席用意させていただいております。もう一つ身障者といいますが、車椅子用の席をもう一つ用意させていただいております。

あとは、机を置いていないのですけれども、空きスペースにはなるべく椅子を配置

しまして、蔵書の閲覧に使っていただくということを心がけておりまして、基本的には、図書コーナーにつきましては、そこに置いてある図書をごらんいただくというのを原則にしております。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 嵐山町の図書館は、ちょっと記憶がないのですけれども、今万引き防止とかのバーコードのタグがついておりまして、それを持ち出した、何もチェックをせずに館外に出た場合には、ビーと鳴って、持ち出し確認ができるというセンサーみたいなものが設置してあるのですけれども、今嵐山町はそれはついておりましたでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 恐らくついていないかと思えます。

そのために閲覧室といいますか、調べ物コーナーというところには館内持ち出しもできない図書もございますので、そういう区別をさせているので、基本的にはついておりません。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） たしか、小川町さんはきのう行ってきたのですけれども、その辺ちょっと確認してこなかったのですけれども、今本の後ろに細いバーコードをつけて、それを必ずスキャンしないと、持ち出した場合にはばれてしまうという形になっておりますので、できればそういうあれも、そんなに高く、リースとかだと思えますので、そういうセンサーとかつけて、例えば持ち出しとかができないようにするとか……

〔何事か言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） では、いいです。

そういうことの対策もできるのかとは思ったのですけれども。

私が思うのは、とにかく小川町の図書館では、どこで勉強してもいいですよになっているということと、あと机が木質化だということです。やはり、先ほど勉強に使われる方は高校生がほとんどだというお話がありましたけれども、やはり中学生でも使おうと思えば使うと思うのです。ただ、環境がやっぱり小学校、中学校の子供たちに

合う環境になっていないと思うのです。ですので、やはり小学生でも中学生でも、ここに来て勉強ができるのだという環境にしていただけたら、もう少しああいうところで勉強してみようという子供がふえるのではないのかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 本の裏についているバーコードは、嵐山の図書館でもついておりますけれども、これは貸し出しの管理のためのものでございまして、防犯上のものではございません。

それから、学習室についてでございますけれども、ご指摘のように確かにかなりカビ臭いにおい等がした時期もございまして、それを受けてさまざまなにおい対策も実施中でございます。まだまだ不十分なものもあるかと思われまますので、ご指摘いただいたような器具等も検討してまいりたいと思ひますし、それから多目的室1という狭いほうの部屋を今学習室に充てておりまして、多目的室2という広い部屋、こちらが特にカビ臭いにおいといひますか、それがひどかったわけなのですけれども、現在大分改善をされてまいりました。

そういった過去の事情もございまして、利用率が余り芳しくないという現状がございましてけれども、ぜひ今後はいろいろな用途に活用促進を図っていきたいということで、図書館協議会という会議がございましてけれども、こちらのほうでも今後学習室に利用したらどうかというようなことで、既に検討に入らせていただいておりますので、いろいろなご意見を伺いながら、協議会のほうでまた検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） わかりました。

現在2階の入り口付近に雑誌コーナーがありますよね。あそこで雑誌を読まれる方や新聞を見られる高齢者の方が大分ふえてきたなというのを見受けております。その奥のほうに、児童というのですか、幼児用のコーナーがありまして、私前提案させていただいた、赤ちゃんタイムの導入をなんていう質問を過去させていただいたのですけれども、やはりああいう年配者の方々が入り口のところで本を読んだり、新聞読ん

だりしているところで、後ろのほうで子供さんたち、大変静かに、お母さんたちと見ていらっしゃるけれども、もし下の今学習室の改善が図られているのであるならば、下に幼児用の図書を持って行って、上のあの部分を学習コーナーとか、そういうものにしてもいいのかななんて私思ったりもしたのですけれども、そういうことなどもいろいろ含めながら、とにかく1階の環境改善ができていないと、やはり小さなお子さんたちがいるというのがよくないと思うのですけれども、もし環境改善ができていのであれば、そうすれば下に移って気兼ねなく本が読めるのかな、かわいらしくデザインしてお部屋をしてくれればいいのかなんて思うのですけれども、きのうも小川の図書館行きましたら、職員の方々が、本の貸し出しとか、返却とかないときは、自分のところで、何か今折り紙、一生懸命折り紙の本を持ってきて、一生懸命ツリーの折り紙を折っていらっしゃいました。それを、やはりそういう児童図書のところに、何かいろんなものが飾ってあるのですよね。本が置いてあるイコールいろんな折り紙で折ったものや、何かその本に書いてあった縫いぐるみをつくったものを飾ってあったりとか、それを見て親が、ああこの本借りて私もこれと同じものをつくろうとか、そういうふうな本を借りる機会もふえるのかなという。今、嵐山町はそういう取り組みはしていらっしゃるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 お答えいたします。

嵐山町でもよくお子様方に利用していただき、映画等で利用していただく1階の視聴覚室等で、そこに行く通路の部分に、四季折々に職員が作りました壁のデコレーションといいますか、そういったものをさせていただいております、まさにそのあいている時間に折り鶴をつくるとか、そういったもの、手づくりの飾りをつけさせていただく。これは全く職員が、臨時職員含めて職員がやっているものでございます。

それから、1階の多目的室でございますけれども、大分におい等、それから湿気等も大分改善はされてきておりますけれども、図書館の協議会の中でも意見はいろいろ出ましたけれども、図書をそこに置くという環境にはまだちょっと遠いのかなということで、図書を開架したり蔵書したりするスペースとしてはちょっと適さない。図書を置くためには、抜本的なといいますか、大きな改修が必要になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) わかりました。

ぜひ学習室を、何か子供たちがもっと勉強したいなというような環境になるような努力をしていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○6番(畠山美幸議員) フィルムコミッションについてです。

フィルムコミッションといいますのは、映画などの撮影場所誘致や撮影支援をする機関のことをいいます。

11月9日熊谷市において「義仲・バススペシャルトークin埼玉」が開催され、今後2015年3月、北陸新幹線開通に合わせて、埼玉、長野、富山、石川県は大河ドラマを放送しています。元NHKアナウンサー松平定知氏は、大河ドラマになるには、3つの要素がある。時代背景が続かないこと、主人公と見合う女性がいる、勝ち続けることなどと話してくれました。可能性があると言っていました。

嵐山町には、自然と歴史のある建物があり、都心からも近い。茨城県常総市もまた、嵐山町と同じような土地柄ですが、産業労働商工観光課にフィルムコミッション係を設置し、今では経済効果が年間3,000万円になっています。

嵐山町でもしっかり担当職員をこの部署に配置し、撮影場所のガイドブックを作成するなど、受け入れ態勢のお考えを伺います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

埼玉県内のフィルムコミッションの数は、総数21カ所となっております。その内訳は、市町村が窓口となっているのが13、商工会が窓口となっているものが3、観光協会が窓口となっているものが4、NPO法人が1となっております。これを見ますと、やはり市町村が窓口というのが多い状況にあります。

当町におきましても、一昨年には「一休さん」、この10月においては、木曾義仲が生き延びたという伝説をもとに、義仲をかくまう姫、中山エミリを主人公にした時代劇の撮影が鎌形八幡神社で行われました。

このときにつきましては、まず文化スポーツ課に話があり、その後、企業支援課に打診があったため、観光協会を紹介させていただき、撮影の打ち合わせ、エキストラの募集等についてお骨折りをいただいたのが現状であります。

議員さんがおっしゃるように、当町には豊かな自然と歴史のある建造物等もあることから、撮影場所のPRをすることによって撮影場所としての認知度が上がり、その相乗効果として当町の経済効果は大きいと思います。

今後、観光協会等のご意見をお聞きして検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) ありがとうございます。

常総市さんに行ったのは、この近隣の公明党議員と5名で、今回常総市さんのほうへ視察に行ってまいりました。

このフィルムコミッションと、ほかいろいろ夢のみずうみ村というのが、千葉県浦安市に高齢者の介護施設がありまして、NHKでも取り上げていただいたのですが、それはもう早速、長寿生きがい課の課長のほうにお話はしたのですけれども。この常総市というのは、茨城県の石下町と水海道市が18年に合併をして常総市という市になったそうです。都心からは50キロ、別のものを見ると55キロになっていたのですけれども、という位置にございまして、嵐山町は60キロということで、ほぼ似たような立地なのかなと。地図を見ますと、平米数、土地の広さは全然、常総市のほうが広いのですけれども、その石下町さんと合併したために、縦に長い、うちの嵐山町かなと思うような地形になっておりました。こう細長い。

つくばエクスプレスで37分というところに、秋葉原まで行くということで、大変都心からも近く、撮影隊が一日がかりで日帰りで行って帰ってこれるという、そういうメリットもあるというお話を伺いました。

嵐山町におきまして、先ほどお話ししたように、都心からもう1時間もかからないところでございます。ですので、本当に日帰り撮影をして、何かエキストラの方々を朝6時のバスに乗せて、高速道路で嵐山町に入った、嵐山町でいろいろ撮影して、12時前までには解放しないと、時給が、次の日まで日給が上がってしまうというデメリットがあるということなので、近いところで移動したほうがメリットがあるのだというお話も伺いました。

そういうことから、嵐山町は大変にそういうところではいい場所にあるのではないかなと思いました。

常総市さんのこのフィルムコミッションが今年で10年をお迎えになったということで、10年を迎えてロケは1,000作品に上り、撮影隊の延べ人数は10万人ということになっております。この経済効果なのですけれども、休眠施設の有効活用、市役所を時間貸して収入増、撮影隊そのものがお客様になる、業界には知名度がアップする、こういうメリットがあるのですけれども、観光客誘致には効果はなかったというそういうお話はございました。

先ほど、メリットの中、経済効果の主な内容ということで、市役所を時間貸して収入増とか休眠施設の有効活用というお話をしました。フィルムコミッションによる経済効果で、市民福祉センターを125日間お貸して、収入が680万入りしましたよと。あと、坂野家という建物が国指定の文化財がこちらの常総市さんにはございまして、ここは、「利家とまつ」のときに建物の門が使われたそうなのですけれども、あといろんな大河ドラマなどにもこの門は使われていて、もうプロが手がけると、いろんなこうデザインができるということで、すごくここはいろいろなものに使われているというお話でした。

ぜひそういうことを考えますと、嵐山町でも早くに、こういうシネマップというのが、あとドラマップというのがあるのですけれども、こういうところに、先ほど八幡神社がありますというお話がありましたけれども、マップにもう落としてあるのですね、こういう施設がありますよと。こういうマップをいち早くつくって、そういう方々が来たときには提案をしていただければ、先ほど、今、企業支援課の課長から答弁をいただきましたけれども、私は常総市さんに行ったときに、この産業労働商工観光課という中に、もう既にフィルムコミッション係という担当を10年前に1人つけたそうです。その方を1人つけて窓口になってもらって、いろいろ動いていただいたというお話がございました。現在、2003年からどんどん、どんどん需要が伸びてきておりますので、もう1人では対応できなくて、今職員は4人になったというお話がございました。

企業支援課さんは、本当に小さな世帯でやっていらっしゃるのです、余り負担をかけては大変かなとは思うのですけれども、誰かこういうフィルムコミッション係を担当をつけていただいて、観光協会との窓口になるという方向がいいのか。それとも、観

光協会さんにもう一切合財を任せるのか、その辺は町長としてはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 また、産業振興というか、地域活性化というか、ご提言をいただきまして大変ありがとうございます。

町でも職員に、町の活性化について、それから人口の定着化、人口減少に歯どめをかけるいろんな提言をいただいて、提案をたくさんいただいております。

そういう中ですので、こういうご提言いただくの大変ありがたいわけでございます。それで、職員を1人専門にみたいな感じのお話ですけれども、ご承知のような体制でやっていますので、なかなかそういうわけにはいかないと思うのですが、やっぱりやる、課の中で何かをやるといったときに、1人で何かを張りつけてやるというより、やっぱりチームワークなのですよ。そのほうが大きな仕事ができますから、やるとしたらそういう方向かなと思うのですが、嵐山町のその地域の特性、今おっしゃるとおり、すごいものがあると思うのですよ。それで、散歩というか、よくリュックしょって女性の人なんかが多く歩いていますけれども、嵐山町いいですよというので、何がいいのですかとかこう聞くと、俳句だとか短歌をやる人が、もう嵐山町に来ると全部そろっているというのですよ。山も低いですが、山があり、川があり、田んぼがあり、畑があり、それで四季の里山があり、自然が、いろんなものが全部そろっていて、それで季節が変化がはっきり出てくる。なものだから、いろいろ何かそういうものをつくりやすいというような話がございます。

それで、先日もグラウンドゴルフの大会を女性会館のところでやったわけですが、あそこのところでも絵を描きに来ている人がたくさんいる。そういうようなポテンシャルというか、そういうもうすごいものがあるわけですので、おっしゃるようなことをぜひ生かして、どうやっていったらいいのか。それと、今までもここに答弁に書かせていただいたように、ぼちぼちこう来ていただいてやっていただいているのですね、ですので、それらをいかに定着をして広げていけるかというような先進地の情報収集というか、今ご提言いただいたような茨城の関係だとかというものを勉強して、嵐山町で。前にも、ほかの議員さんからもご提言をいただいてあれなのですが、なかなかうまくいって進んでいけないわけなのですが、また改めて担当と研究をさ

らに進めていただいて、活性化の一つの基盤に起爆剤になるように取り組んでいければというふうに思っております。

ありがとうございます。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先ほど答弁の中にもございましたけれども、一休さんをやったとか、この間観光協会の局長のところに行って、「義仲穴」という来年に多分上映になると思うという、こういうチラシを局長のほうからいただいてきたわけなんですけれども、参加費が1,000円払ってまで50名の方がそろったというお話を伺ってまいりました。

エキストラになるためにお金をもらうのではなくて、自分がその映画のエキストラでしか出ないのに、1,000円を払って、どういう映画なのかというのを勉強会をやったのに、1,000円払ってちゃんと参加してくれたという方が50人というお話を伺ったときに、すごいなって、そういうふうにはやっぱり求めている方はいるのだなというのを確認してまいりました。

先ほどの水海道市さんも、本当に嵐山町とほとんど変わらない、これというもの、自然はあるけれども、これというすばらしい建物があるというわけではないのだけれども、たまたまこの水海道に坂野家という住宅が、100年前だか江戸時代に建っただかちょっとわからないのですけれども、これが残っていたから、ここが国指定の文化財なのだけれども、子供たちの体験の場所として、今もう全然さわらないでくださいではなくて、どんどん使わせているというのですよね。それで、書院づくりもありまして、2階建てになっていまして、そこはある某メーカーのビールのポスター撮りをするための部屋になっていたりとか、だから映画だけではなくて、そういうポスター撮りだとかチラシづくりだとか、ドラマ、映画という形で、どんどん、どんどんいろんなところで結びついていきますので、嵐山町、今、町長から前向きな答弁をいただきましたので、本当にこの常総市さんが年間3,000万の経済効果があるというお話もありましたし、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

やはり、この議場も大変貸していただきたい施設の一つなのだそうです。議場というのは、裁判所としての、裁判をしている風景を撮ったりとか、議場としても使えるし、すごく使い勝手があるので、私たちが議会をやっているときは使わせていただいていますけれども、あいているときが多いではないですか、その使い道がどうかとい

うのがまた検討課題にはなってしまうと思いますけれども、いろんな施設、ふだんは
お金が生み出されない施設までもお金を生み出すというお話がございましたので、ぜ
ひよろしく取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は、11時15分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時15分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、川
口浩史議員。

初めに、質問事項1の防災についてからです。どうぞ。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行いたいと思います。

まず防災についてですが、本年も全国で災害が発生をいたしました。夏には山陰地
方や東北地方での豪雨の災害、また秋には関東地方で発生した竜巻被害であります。
とりわけ滑川町での竜巻被害は、起きた場所から、嵐山町でも起こり得る可能性があ
ると思います。これらを想定した防災が必要であるというふうに考える次第でありま
す。

そこで、4点ほど伺いたいと思います。

(1)として、防災訓練もより実践的に行うため、マニュアルに頼らない訓練を実
施する必要があると思いますが、こうした訓練の実施の考えを伺いたいと思います。

(2)として、大島町は夜間の避難にちゅうちょし、避難指示、勧告を出さなかつ
たということでありました。大きな被害が出たわけでありましたが、このことから夜間
の訓練も今後必要ではないかと思えます。お考えを伺います。

(3)として、竜巻についてはどのような対策があり、また身を守る周知が必要で
はないかと思えます。

(4)として、災害が発生し被災した場合、支援はどのようなものがあるのでしょうか。また、見舞金が出るのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、(1)から(4)までお答えをさせていただきます。

まず、質問項目の1の(1)についてお答えをさせていただきます。ご質問にありますマニュアルに頼らない防災訓練を発災対応型防災訓練と呼んでおりまして、新潟の中越地震や東日本大震災を体験したことで、実施する自治体や防災会が徐々にふえてきているようでございます。

この発災対応型防災訓練は、シナリオのない防災訓練とも呼ばれまして、事前に訓練日時だけを周知し、内容は発表しない防災訓練でございます。

参加する住民の皆さんは、避難場所へ避難する途中で道路の陥没、火災の発生、建物の倒壊、負傷者の発見などの模擬災害に遭遇します。予想できない事態が次々に発生する中で、住民一人一人が何をすべきか、気づき、考え、判断し、行動することを狙いとしております。

また、避難所に集合してからも、あらかじめリーダーとなる役員などの役割を決めていないため、その場に集まった人の中で、どのようにリーダーシップが発揮されていくかなどの検証ができるなどの効果が期待される訓練であります。なお、一般的にこの訓練は少人数で行うほうがより効果的であると言われておりますので、実施する場合は行政区単位程度での訓練が望ましいと考えております。

昨年度、区長会研修で、長岡市の震災アーカイブセンターを訪れた際に、地元の自主防災会の会長さんから、毎年行っている防災訓練の成果と検証を行うために、このようなシナリオのない防災訓練を5年に1度ぐらいの割合で行っているとお聞きしました。

本町でも、各自主防災会で防災訓練を実施していただいておりますので、ご提案の発災対応型防災訓練を今後取り入れていただけるように、町の支援体制を充実させるとともに、防災会のリーダー養成や図上訓練の実施などにも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)についてお答えさせていただきます。ご質問の夜間の避難訓練

でございますが、全国的には東海地震や南海トラフ地震の津波が想定される地域で、夜間の高台避難訓練を行っている自治体及び防災会が見受けられます。そのほかですと、夜間の避難所体験訓練として、停電、断水する真っ暗な中で避難所を設営して、体育館や公民館で一夜を過ごす宿泊訓練も数多く行われております。

防災訓練には、さまざまな状況を設定した各種の訓練がありますが、夜間避難訓練もその一つとして必要であると考えております。昼間の避難訓練、何らかの配慮が必要となる要支援者の避難支援訓練、避難ルートの図上訓練、避難所運営・宿泊訓練、そして夜間避難訓練など少しずつ段階を踏んで実施してまいりたいと考えております。

なお、(1)でご提案いただきましたマニュアルに頼らない防災訓練と同様に、このような夜間避難訓練は、行政区単位あるいは自主防災会単位で行うことが望ましいと思われまますので、支援体制の充実にも努めてまいりたいと考えております。

続いて、小項目(3)についてお答えをさせていただきます。ご質問の竜巻への対策でございますが、町では昨年度改定しました地域防災計画において、新規項目として竜巻突風災害を追加いたしました。この中で、町は気象庁、具体的には熊谷気象台が発表する竜巻注意情報の通知を受けた場合、空の変化を監視し、その危険が覚知された際は、関係機関及び住民等にその情報を伝達することとなっております。この注意情報は、発表後1時間が目安とされておりまして、引き続き注意が必要な場合は改めて発表をされます。

嵐山町を対象とした注意情報は、本年19日間発表がありまして、43回発表されました。しかしながら、危険が覚知された事実は幸いにしてございませんでした。

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生いたしますが、予兆としては真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる、ひやっとした冷たい空気が吹き出す、大粒の雨やひょうが降り出すといったことが前兆現象とされております。

そして、竜巻から身を守るためには、屋外では鉄筋コンクリートづくりなどの頑丈な建物に避難をする。または、頑丈な建物の物陰に入って身を小さくすることで身を守り、また屋内では、一階で窓のない部屋に移動する、建物の真ん中に移動する、シャッター、窓、カーテンを閉めるといったことで身を守っていただくことが必要になります。

竜巻の発生を予測することは非常に難しいとされておりまして、町民一人一人に竜

巻から身を守るための知識を持っていただき、発生した場合には、的確な判断のもとに行動していただくことが重要となります。

町民への周知として、広報やホームページ等を通じて啓発を図るとともに、近年中に作成する予定の土砂災害ハザードマップの中には、竜巻対策編を設けて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、小項目4についてお答えをさせていただきます。ご質問の被災者への支援及び見舞金についてでございますが、まず災害が発生した場合の被災者支援といたしましては、被災者生活再建支援法に基づく支援が挙げられます。

この支援法は市町村ごとに適用され、住宅全壊10世帯以上が条件となっておりません。住宅以外の建物は支援法の対象外であり、店舗、倉庫、事業所などはカウントされません。逆に、世帯換算ですので、2世帯住宅であれば1棟でも2世帯とカウントされます。また、アパートや貸し家も適用になりまして、入居世帯でカウントされることとなります。

支援金が支給されるのは、全壊及び大規模半壊世帯と、半壊であってもその住宅を解体した世帯であります。基礎支給額は全壊及び解体半壊は100万円、大規模半壊は50万円で、それに建て替え、新たに購入、修理といった再建方法によりまして200万円、または100万円が加算されまして、最大300万円が支給されるというものでございます。

続きまして、見舞金につきましてお答えをさせていただきます。町では、嵐山町災害見舞金支給に関する規定を定めて、町独自の見舞金制度を行っております。財源は全て町負担でございます。この規定では、住宅の全壊20万円、大規模半壊10万円、半壊5万円、住宅以外の建物全壊5万円、大規模半壊3万円、半壊1万円と定めております。

また、現在の情報といたしまして、埼玉県では埼玉県独自の支援制度創設に向けた協議が始まっております、今年度中の支援制度創設を検討中とのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。1番、2番、検討していただけるということでもありますので、わかりました。この点については、結構です。

きのうも小林議員さんから大島町の件の質問が出て、夜間に避難指示を出さなかつ

たということで、大きな被害が出たわけですよ、35人が亡くなって、4人がまだ不明なのかな。そういう結果でしたので、一部の週刊誌では、共産党員町長で、出張先で云々などと何かこう書いてありましたけれども、私が大島町の町議会議員であれば、やっぱり一定の責任はある時期でとっていかなければならないというふうには思うし、申したいというふうに思います。同じ党の人間としても、やっぱり結果的にまずいことでありましたので、そういうことは申したいと思います。

ただ、私たちは、この夜間での被害からやっぱりこれを他山の石として学んでいかなければやっぱりいけないというふうに思います。そういうことで、夜間の訓練もぜひ実施をしていただけるようにお話ししていただきたいと思いますというふうに思います。

竜巻であります、竜巻の発生が、嵐山町で発生するのかなというふうに思っていたとか、学者ですか、などもお話ししているわけですよ。山があるような地域というのは起きにくいと、東京も都心では高層ビルが建っているの、あのくらいでも気圧の変化があるので起きにくいのだというふうに話していたので、嵐山町でも、竜巻はそんなに心配は要らないのではないかなというふうに思ったのですが、滑川町のあの福田で起きたのですから、ご存じなのでしょうけれども、場所は。これは、嵐山町でも起きなくはないなというふうに思いました。ぜひ、発生をした場合には、きちんとした防災無線で話ししていただきたいというふうに思います。

この中にも書いてあるのですが、ちょっと気になったのは、气象台から来る、県から来るのかな、町には。空の変化を監視し、その危険が覚知された際、今年19回、19日あったということですから、ちょっとどんな見方をしているのか、それで十分なのか、ちょっとお聞きしたいので、ちょっとそれを確認したいのでお聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 川口浩史議員、再質問は（3）からでよろしいですね。

○9番（川口浩史議員） （3）からです。

○青柳賢治議長 では、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます。

具体的にその気象情報が発表された場合に、町はどのような体制で、その覚知、いわゆる監視をしているかということですが、現実的には、屋上に上って、そして空を見渡しているというようなことはやっておりません。実際には、覚知をする

というのは、基本的には、当然この周辺であれば職員が見るということもできると思いますが、実際的な対応とすると、地域の住民の皆さん、あるいはそういったところからの情報が寄せられないと、覚知をしたということにはなかなかできないというふうに思っております。

ですから、竜巻、この気象情報のこの発表自体も、その確たる基準というものがございませんで、基本的にはこの竜巻が起こる状況というのは、その前に雷注意報、要するに雷が発生するような気象条件であれば、それがさらに実際に積乱雲が発達してきたというような状況の中で、雷注意報から竜巻注意報に変わるというようなケースが非常に多いように聞いております。

ですから、そういった面では、その竜巻情報自体が確たるものではないし、それを覚知するということが、実際に起こってみないと覚知したということにはなりませんから、そこで一番大事なことは、きのう木村議員さんのご質問にもお答えをさせていただいたのですが、今後やはり町が覚知をするということは、地域とのやはり情報、そこからやはりそれを早く知ると、知った段階でそれを防災無線につなげるということしかないのだろうというふうに思っております、こちらからは、きのうお答えをいたしましたとおり、今後地域の区長さん、あるいは自主防災会の会長さんとのいわゆる連絡網、それを災害に関する連絡網をきちっと整備をして、そしてそういった地域の皆様方に、まずはこういった竜巻の情報が注意報が出ておりますよと。もし何かあった場合は、すぐ連絡をしてくださいというような、そういったような体制づくりが今後重要になってくるのではないかと。この辺を、なるべく早くそういった体制をとれるようにして、実態的な覚知というものにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。いろいろな課題がこれからも出てくるのだと思うのですが、やっぱり地域からの、ここにいても、仮に屋上で見えても、鎌形や將軍沢、あるいは吉田、古里、見られませんので、そういうところに住んでいる人からの情報というのが大事になってくるわけですから、わかりました。いろんな課題がこれからも出てくるとは思いますが、よろしくその辺は改善をしていただきたいと思いますというふうに思います。

支援の問題なのですが、全壊等により100万円、そして再建などで200万円、合わせ

て300万円という支援が、一自治体で10件以上の被害があった場合、そういうことですよね。そうならなかったところが、例えば今年竜巻被害を受けた松伏町、ちょっと新聞では千葉県の野田市も出ているのですけれども、そこでは独自の、国と同じものを支援金として出したという記事が載っていたのですよね。

やっぱり同じような方向で行くべきだというふうに思うのですけれども、仮に嵐山町で被害が出た場合にそのようなことをしていただけるのかどうか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

今議員さんからお話がありましたように、今年度ございました竜巻被害でも、この支援法の対象になるかならないかで大きく分かれてしまいました。今お話がありましたように、例えば越谷市ですとか熊谷市、こちらは支援法の対象になりました。しかしながら、松伏町や行田市等については対象にならなかった。

対象になりますと、これは、その支援金300万円、これが国と県の予算によって賄われると。しかしながら、松伏町のように支援法の対象にならなかったところは、一切そういった対象になりませんから、松伏町では独自の町の判断で特別な対策として、その支援法に該当する対策を、支援金としていわゆる助成金、そういった形で出したということでございます。

先ほど申し上げましたように、今、埼玉県の中で、やはりこの今回の問題がございまして、対象になる、ならないで大きく差が出てしまいますので、それでは不公平だという話から、埼玉県独自の施策として、今、支援法の対象にならなかったところについて、支援法の対象になったと同じ補償を支援をしようということで今進んでおります。

具体的にはまだ確定しておりませんが、埼玉県独自の施策として、対象にならなかったところについては独自の支援を行う。その折半として、県が2分の1、そして市町村が2分の1という負担をもって同じ支援を行うというような方向で今検討されているというように聞いております。

ですから、これがまとまりますと、支援法の対象にならなかった場合でも県の支援対策としての対象になってまいると。ただし、町の負担も一定の、2分の1程度の負

担は県と折半で行っていくという全県下統一した支援策が確立されるということになると思いますので、町といたしますと、その方向で全県下が統一的な対策ができればいいのではないかなというふうに考えておる次第でございます。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうしますと、これは、埼玉県はそんなに先にならないで、これは制度が設けられるということなののでしょうか。では、ちょっと、1点。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今の方向では、今年度内にその方向でまとめたということなので協議が進んでいるというふうに聞いております。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりました。余り争うところがなかったの、次に進みます。

2番目、特定健診について。特定健診の健診項目が他町より少ない状況にあります。もっと項目をふやしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをいたします。

現在嵐山町で行っている特定健診の健診項目は、国が定めている基準項目に血清クレアチニンと血清尿酸を追加して実施しております。

比企管内の市町村の状況につきましては、嵐山町の実施項目に川島町が貧血を追加しております。また、東松山市と滑川町につきましては、貧血と心電図、これを加えて、小川町はさらに尿潜血を追加している状況というふうになっております。

ご案内のとおり、こうした追加項目のうち、貧血、心電図、眼底検査につきましては、嵐山町でも医師が必要と判断した場合には行っていただいているところでございます。

特定健診の受診率がなかなか上がらない状況下におきまして、どのようにしたら多くの方に受診していただけるか大変難しいところではございますけれども、個別の受診勧奨通知や小学校4年生の皆さんから保護者の方へ受診勧奨に関するメッセージカードの郵送、また地域の保健推進委員さんに直接声かけをお願いしたり、かかりつ

け医の先生からも勧めていただくなど取り組みを行っているところでございます。

健診項目の追加につきましては、現在町内の医療機関に意見を伺っているところでございまして、その結果を踏まえ、今後について検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私がいろいろと調べたのをお話ししようと思ったのですが、今お話に、今の答弁で出ておりましたので余りお話しすることはないなと思ってしまって。これもまた、これは余り論戦にならないなというふうに思うのですが、ぜひ町内医療機関のご意見も非常に大事なのですけれども、やっぱり他町よりちょっと少ないというのは余り格好のいいことでもないですし、町長はいろんなところで予防接種の関係を他町より進んでこうやってきて、国保の法定外繰り入れが嵐山町はしていない、していないのはちょっとまた後でまた論争はしたいのですけれども、何で嵐山町はしていないでそんなに、保険料も他町と比べて高くなくてやっていけるのだというのがあるらしいのですよ。それで、これ吉見町が出した表なのですけれども、前期高齢者が嵐山町は多いから、その交付金をいっぱいいただいているので、それが嵐山町が繰り入れしなくてもいいし、保険料は他町並みで済んでいるのだという説明をしてるらしいのですよね。これ、きょう表もらったのですが、嵐山より、でも小川町のほうが多いのですよ、もらっている額は。額はというか、1人当たりの額も多いのですよね、この表を見ると。

鳩山町も東秩父村も嵐山よりは多いです。だけれども、小川町など1億以上繰り入れをしていますので、健康推進をやっぱり町長がいろんなところでお話ししていますけれども、そういうものがやっぱり出ているのかなと私は思うのですよね。多分出ているのだと思うのですよ。ですので、この基本健診もやっぱりその一つだというふうにお考えをいただいて、ぜひ実施をしていただきたいと思うのですが、町長のほうがいいかな。

○青柳賢治議長 答弁を求めますか。

○9番(川口浩史議員) ええ、答弁ちょっと。ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○青柳賢治議長 では、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ただいま答弁をさせていただきましたとおり、近隣でも嵐山町の項目に加えて実施をしているというふうな状況でございまして、担当課いたしますと、予算が許せばそういった項目も加えてみたいというふうな考えもございします。ただ、しかしながら、項目を加えたことによって受診率が必ずしも上がっているかという、なかなかそういった結果も得られていないということもありまして、町も段階的に、魅力のある受診をできるような形をとっていききたいなというふうに思っております。

その一つとして、まだこれは決定ではございませんけれども、来年度からは、今は自己負担金を900円という形で実施しておりますけれども、ワンコインでというふうな形も要望してみたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） お金もかかってしまうということですが、例えば尿検査の、嵐山は糖とたんぱくだけですけれども、小川町は糖とたんぱくに加えて潜血をやっているわけですね、先ほど答弁ありましたけれども。これやりますとどのくらい費用がかかるかというのは、これはわかりますか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 はっきりした数字はわかっていないのですけれども、特別にその尿をもう一回とるとかというのではありませんので、尿の部分の検査の中でたんぱく、糖の検査はしておりますので、それほど大きい金額の加算になるというふうには思っておりません。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 町長、お聞きのとおりですので、町長の健康維持志向に合っていると思うのですね、この方向は。どうですか、来年からでは俺が決断しようと、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町民のこの健康維持、元気で毎日明るく楽しく、これが行政の望み、希望、目標であるわけです。ですから、そういう状況をどうやったら維持して、また

できていないとしたらつくっていきけるかということだと思っております。ですので、今お話がありますように、担当課とすると、いろんな形で苦勞してその方向に進めているわけです。そういう中で、市町村によってのいろんな取り組みは、多少ばらつきがこうあります。それで、嵐山町にちょっと足りない部分もあるではないかというのがあるわけですが、それは理由と申しますか、こういう、さっきも一つありましたけれども、検査をしたお医者さんが、これも検査したほうがいいよといったものはどんどん検査してもらうという仕組みになっています。ですから、その点については、それを全部ほかのところと同じような形でやるのが、税の使い方としてお医者さんが必要であるのはやっているわけですので、必要として認めないものも最初からこのところに入れるのはどうなのだろうかという担当なり係の考え方もあります。

ですので、願いは、最初言ったように、健康で元気に毎日明るく楽しく、こういう方向をどう維持していくかということに変わりはありませんので、いろいろやっている内容については係が一生懸命やっていますので、それを変えたほうがいいのかとか、予算がこれだけかかるよ、こういう方向だ、今のワンコインという話もありましたけれども、これも議員さんおっしゃるように、少しでも受診率上げるために、何かの一步がないかということで考えてやっているのだと思うのですね。ですから、そういう状況で町ではしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 潜血だとそんなにかからないのではないかという担当の答弁だったわけですので、その程度はすぐできるのではないかなというふうに思うのですよね。

かかるものについては、これは予算との関係がありますので、それは私もすぐしてほしいですけども、今の方向でとりあえずやっていかなければならないかなと、やっていないわけではないですからね。

いいです。もうわかりました。ぜひ課長のほうがいい答弁でしたので、課長のあれでやっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○9番(川口浩史議員) 学力テストについてです。学力テストの公表が行われる方向であります。学校の序列化や子供たちのさらなる競争が強いられるなど弊害が危惧さ

れております。そのため本町では公表しないようにすべきと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査、通称全国学力調査について、文部科学省が来年度から、都道府県教育委員会による区市町村別や学校別の成績公表を容認する方向を認めたことが報道されていることは周知のとおりでございます。ルール自体を見直したいという考えかと思えます。

区市町村教育委員会の同意を条件とすることが前提にあり、結果の公表が地域の序列化につながらないように慎重な配慮が望まれます。

本町といたしましては、文部科学省より見直される実施要綱というのが出てくると思いますが、それを検討いたしまして、県下の各教育委員会の方向も見定め、慎重に判断してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっとこれではまだ実施をする可能性が残ってしまっていますので、1950年から60年代、こうやったわけですね。そのときに、学校の序列化というのが非常に際立ってしまったと。できない子供は、もろに、学校そのときは休んでくれと、テスト休んでくれというようなことがあったというのですよね。

ちょっとこれ新聞に載っているのは、当時3年連続1番だったところは、テストの成績を上げるために日々7～8枚の模擬テストのような宿題を出して、保護者から千本ノックだというふうに言われたというのです。これ香川なのですけども、その香川の隣の愛媛県では、香川に負けまいと、テスト中に子供の答案に間違いを見つけた場合、二本指で間違っているのだと。これを田植えだというふうに呼んでいて、もうこういうところまでいってしまったのですよね。それで、こういうやめましょうというふうになったということなのですけども、こういう序列化、子供への強度な競争がいかがでしょうか。教育長は、実際に教壇に立って、教鞭をとっていたわけですけども、こういう強度な、さらなる競争に子供がさらされるということはないというふうにお考えになるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

1950年から60年代のことにつきましては、ちょうど私がまだ中学生ぐらいにいかんかったころかなというふうに思いますが、それはそれといたしまして、新聞で今お話のあったようなことを、確認というのでしょうか、経験がございます。

始めたころのこの目的と、今お話のあったように、県によってはいい順番になるように、事前のトライをさせて結果的によかったと、こういうことに一喜一憂する教育そのものが私は間違っていたのではなかったかと。やはり、そういう順位、序列ということを意識することが教育の本質的なものではありませんので、当時の教えていただいた先生方にとってみれば、それぞれの社会状況の中で、そういったことが非常にきつい、どっちかといえば締めつけだったかなと。しかし、埼玉県でそういうことが行われてきたか、また十分それについては承知しておりませんが、私が知る限り、教員になって38年間の中で、そういったことで恣意的に行った経験はございませんし、私も勤めた郡内の中学校でも、もちろんそういったことで意識をしたことはございません。

しかし、できなかつたところはやはり、できなかつたのはできなかつたのですから、やはりそれに対しての改善は教える側、教わる側もしていかななくては行けないと。そういう観点で見れば、やはりそういったことはよくないと、そういった姿勢はよくないと思います。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういう答弁をいただきましたので、基本的にはいいのですけれども、昨日も、吉場議員からOECDが実施をしたPISA、学習到達度調査、ここで日本の子供が成績が上がったということで、きのうもお話があったわけなのですが。ただ、きのうのNHKのラジオ、聞いていましたか、6時台のラジオなのですが、成績は上がったが、学習意欲は低下していると、停滞状況だと。この9位から7位だとか、5位に上がったとかというように挙がっているのですけれども、学習意欲を、ではやる気はあるのですかと、そういう設問もあるのですね。それに答えた順番では、何と日本の子供は、65カ国中65カ国がこのPISAに参加したらしいのですけれども、60位だったということで、成績が上がっても学習意欲がこういう低迷では、

何のための勉強なのですかというふうになってしまうわけですよ。最近、人物評価ということで、大学でもそういう方向に行っているし、国の試験でも、国家公務員試験でも変わりましたですよ。昔は国家公務員上級試験、そしてそれから国家公務員Ⅰ種試験になって、Ⅰ種試験で合格して採用されればもう幹部候補生だと、黙っていてももう課長級からもうなれるという、数年で課長級になれるということで、それはおかしいだろうということで、試験が変わったわけですよ、平成23年から。人物を見ていくのだと、そういうふうに関国はしている中で、テストが大事だと。テストでいい点数をとった子供がいいのだと、これはやっぱりおかしいではないかというふうには思うのですよ。やっぱり子供の生きる力というものを、そこが育っていかないと、それから応用力、そういうものも育っていかないと本当の教育ではないなというふうには思うのです。

もうこれでやめますけれども、序列化が進んで、できの悪い子供に休んでくれというふうには言わなくても、思っただけで教育の敗北ですよ、それは。だから、ぜひそれはやめてほしいというふうには思います。

以上です。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時28分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 一 人 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号1番、森一人議員。

初めに、質問事項1の公園における健康遊具（介護予防遊具）設置についてからです。どうぞ。

〔1番 森 一人議員一般質問席登壇〕

○1番（森 一人議員） 議席番号1番、森一人です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく分けて2点でございます。

まず、1点目、公園における健康遊具（介護予防遊具）設置についてです。

近年、健康志向の高まりにより、高齢者のジョギングや友人と連れ立ってのウォーキングをよく見かけます。そういった方々が運動の途中で立ち寄って健康遊具を利用したり、公園を訪れた人たちが健康遊具を楽しみながら使用すれば、町民の健康づくりに有効ではないかと感じます。

また、少子高齢化が進む現状において、子供だけの公園ではなく、高齢者のさらなる公園利用というのも重要であると思います。

そこで、質問させていただきます。

(1) 町内の公園における健康遊具（介護予防遊具）の設置状況について、過去、現在を含め伺います。

(2) 今後、健康遊具（介護予防遊具）を新設、増設するお考えがあるか、伺います。お願いいたします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、質問項目(1)についてお答えいたします。

町内の公園における健康遊具の設置状況でございますが、フィットネス21パークの整備事業で健康遊具を設置しております。しかし、木製の遊具でございまして、経年劣化等により傷みが進み、危険であるため、広場に設置してありました遊具は撤去いたしました。現在残っております遊具は、かなり傷みが進み、修理が必要でございますが、庁舎に上ってくる坂の右側にスペースがございますけれども、そこに健康遊具が設置されております。

続きまして、質問項目の(2)についてお答えいたします。健康遊具の設置につきましては、最近、高齢者向けの健康遊具を置く公園がふえておりまして、健康づくりと日ごろの健康管理を促進することにより、トータル的に医療費の削減が図られるという考えから推進している自治体がふえてきております。

フィットネス21パークは、高齢者から子供たちまで一緒に遊ぶ世代間交流の場の公園として整備されました。快適な生活を送るための健康づくりや高齢者の介護予防の観点から、この公園を有効的に活用していきたいと考えているところでございます。

現在フィットネス21パークは、子供たちの遊具の整備を始めたところでございます。

今後、幅広い年齢層の方にご利用いただけるように健康遊具も計画に組み入れて整備していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第1番、森一人議員。

○1番（森 一人議員） ご答弁をお聞きいたしまして、大変前向きなご答弁をいただきました。

それでは、議長、(2)から再質問という形でよろしいでしょうか。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○1番（森 一人議員） では、ここで健康遊具について少しお話しさせていただきたいと思います。

平成22年度の国土交通省の調査発表によると、健康遊具は全国の公園に約2万500台ほど設置されており、平成10年から平成22年までの12年間で4倍以上もふえているそうです。遊具にもいろいろな種類がありまして、全身の筋肉がリラックスする背伸ばしチェア、膝の曲げ伸ばし運動を行うゆったりステップ、背中、肩、胸の筋肉の柔軟性の向上に効果があるパラレルハンガーというものがあるそうです。

こういった遊具を利用することで、高齢者の加齢による筋力低下を抑えられるそうです。上手に使えると介護予防につながると思います。

近隣ですと、川越市が健康遊具の設置に力を入れておりまして、百聞は一見にしかずということで、8月ごろだったと思うのですが、子供を連れて、川越市の健康ふれあい広場と、もう一つ隣町に、小川町なのですが、緑が丘中央公園に設置されているということで子供を連れて遊びに行ってきました。

たまたま行ったタイミングがよかったのか、健康遊具を利用されている方々が何人かいらっしゃいまして、お孫さんと一緒に来ている老夫婦の方だったり、お友達と連れ立って来ている高齢者の方だったり、いました。

そこで、実際そこで見て私が思ったことは、もちろん健康遊具を使ってにこやかに運動をしている方を見て、ああこの遊具はいいなと思ったのはもちろんのことなのですが、子供からおじいちゃん、おばあちゃんまで一緒に遊ぶ、先ほど課長の答弁でもございますが、世代を超えて交流できる憩いの場としての公園のよさというものを感しました。

大変雑駁な質問で恐縮なのですが、町長にお伺いしたいと思います。今後の公園の

あり方というか、町長がお考えになる公園というものはどういうものなのか、お聞かせいただければと思うのですが、よろしくをお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんから今後の公園のあり方というようなご質問でございます。

現在公園、子供たち、大人も含めて、地域の公園、児童公園という名前のくくりの中に入っているものが、あちこちのところに、集会所の脇のほうだとか、いろんなところにあるわけですけれども、滑り台の下が草になってしまったり、鉄棒の下がというようなことで、使われていないようなところが、それとまた大勢人が集まってよく使われているようなところと、両極端になっているかなと。

それで、担当とすると、できるだけ使われていないような児童公園と言われる地域のところで人が集まりにくいような形になっているところは閉鎖をしていって、それで拠点、人が集まりやすいようなところをさらに充実をしていったらいいのだろうということで、現在はそんな方向で進んできております。

それで、フィットネスの話も出ましたけれども、フィットネス、今、器具をつけたり、つけかえたりしているわけですけれども、ここのところも最初の計画では健康づくりということで、周りのところにずっと周りをめぐって歩くと、いろんなものが、足を伸ばしたり、かがんだり、背を伸ばしたりというようなものがうまく並べてあって運動ができるような形になっていたわけですが、ここにもあるように経年劣化ということで傷んできて、それでここをどういうふうにやったらいいだろうかという担当の考え方を進めていく中で、町民ホールで、ちびちゃんたちを遊ばせていたりという人たちが、公園がちょっと少ないのではないかという話があって、やっぱり小さい子供たち、小さいといっても、うんと小さい子供たちを中心にあそこのところでやれるゾーン、それでそのほかのところは、また違ったゾーンというのができれば両方あれかな。

ただ、いろんなものを置いてしまうと、勢いよく走る子供と、まだよちよち歩きというのでうまくいかないでしょうから、そういうようなくりをこうやって目的を持った形で器具をつけたりということでやっているわけですけれども、周りはいっているのですよね。ですから、そういうようなところをこれからどうするか。

それと、議員さんの頭の中には、ウォーキングというようなことがあるわけですよ

ね。ですから、あちこちのところをずっと歩いていく中で、ポケットパーク的な小さいところに、何かこう、ちょっと一休みしながら何かというようなこともイメージにあるのかなというような感じも聞いていたのですが、そういうようなことも含めて、地域の中で健康づくりにどういう形に、それと健康づくりとやっぱり介護予防につながるわけですので、そういうような形のもので、地域の限られた嵐山町の地域の中で、どここのところがどういうふうに、それで散歩コースもいろいろつくったり、ハイキングコースもつくったりしているわけですから、そういう中に組み込めていけるのかな。そういうことも含めて、今後しっかり取り組んでいければいいかなという感じは思っております。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番（森 一人議員） ありがとうございます。まさにそうです。イメージどおりに町長がおっしゃられたことが私のイメージどおりで、確かにウォーキングしながら、拠点、拠点にこう物があって、背伸ばしチェアと言いましたか、それもあって、アール型になっているのです。これは反対からもう、つぼ押しになっていましてできますし、反対からは本当に筋肉を伸ばすような形で使えたり、いろんな健康遊具が、メーカーによれば20種類ほどあるそうなので、そういったところで多世代が利用できる公園と、また嵐山町で一体に捉えて、健康づくりのためにそういったものを設置する機会があればぜひお願いしたいと思っております。

この質問の最後に、これから設置を前向きに考えているということなので、質問という形ではなく要望という形をとらせていただきます。

まずハード面として、健康遊具を設置する上で、遊具のそばに使用の手引を明記した看板の設置。これがないと、私が川越行ったときに、その看板が1つだけその遊具についていなくて、ほかのは全部あったのですが、これどうやって使ったらいいのだろうと全然わからなかったのですよ。ただのオブジェみたいになっていました。そういうところはやっぱり避けていただきたいのと、あとそれとソフト面として、広報とかホームページ上でいろいろと募集をかけていただきまして、健康遊具を使った健康教室みたいなものを開設していただいたり、そうすれば、ひきこもり老人ですとか、そういった方々もそういったところに出て、コミュニケーションとりながら健康づくりに進んでいくのではないかなと思っております。

ハードとソフトの両面を充実させていっていただくことをお願い申し上げ、次の大

項目2の質問に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○1番(森 一人議員) 登下校時と学校内の安全対策について。子供たちが安全で安心して学校に通える環境を、家庭、学校、地域、行政が一体となって確保することが大切です。

嵐山町における不審者対策として、平成15年12月より防犯ブザーの配布。また、スクールガードや学校応援団、児童安全見守り隊の方々の常日ごろのご尽力には大変感謝いたすところです。

ですが、ここ数カ月で何件か、当町において不審者が出現したという情報を耳にいたしました。そこで質問させていただきます。

(1) 嵐山町における不審者情報、現状について伺います。

(2) 学校内、登下校時での不審者対応はどのような対策を講じていらっしゃるでしょうか、よろしくお願いします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目2の(1)につきましてお答え申し上げます。

今年の4月からの不審者情報でございますが、菅谷小学校から1件、七郷小学校から1件、菅谷中学校から3件、玉ノ岡中学校から3件ございました。

その内容といたしますと、例えば平沢地内で、30代から40代の男性が下半身を露出していた、後をつけられた、また写真を撮られた等々でございました。

こういった不審者情報が各学校にあった場合には、必ず警察と教育委員会に一報を入れ、その後、学校または教育委員会より他校に情報提供を行っており、警察には巡回を依頼し、教職員は通学路の巡回等を行い警戒をしております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。各学校ともに不審者対応マニュアルを備えつけ、さすまた、ネットランチャー、防犯用カラーボール等を備えてあります。また、不審者対応の避難訓練も行っています。

志賀小学校におきましては、教員対象の不審者対応を警察の方を講師にお願いして行っておりますし、メールにて保護者に不審者の情報を提供しております。なお、小学校におきましては、全校とも学年による集団下校を毎日行っておりますし、中学校

では部活ごとにできるだけ集団で帰るよう指導をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番(森 一人議員) それでは、(1)から順次再質問させていただきます。

先ほどご答弁の中で連絡体制のことをご答弁いただきましたが、確認なのですが、これはもう電話とかファクスとか、そういう感覚の中でやられているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 町民の方、ないしは学校からというのがほとんどでございます。学校を通じてというのが一番多いのだと思います。父兄の方やなんか学校にそういった情報を提供すると、また子供から聞く場合もあるかとは思いますが、そういった流れで私どものほうはキャッチしております。

以上です。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番(森 一人議員) ちょっと質問といいますか、提案という形になってしまうと思うのですが、昨今、核家族化だったり共働きの家庭が多いと思います。

こういった緊急連絡であっても、保護者に、勤務中ですぐに情報がとれなかったりする方も多いと思います。そういった人たちにうってつけな情報ツールがございまして、関係機関や学校からの連絡を、登録した希望者に携帯メールで知らせることができる「まちc o m iメール」という参加型地域コミュニティーサイトがあります。これは、学校関係等で、非営利団体であれば無料で使用できるそうです。

このサイトは、2013年12月現在、全国で参加総数5,147団体と25の教育委員会で導入されているそうです。これについてご検討いただければと思っております。これについてはご答弁は結構です。

では、(2)の質問に移らせていただきます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○1番(森 一人議員) 各学校において、不審者対応マニュアルを備えつけるというご答弁でございました。

そこで、不審者侵入時の教職員の役割、あと、そのときの児童生徒の対応等について少しご説明いただけたらと思うのですが、お願いします。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 不審者侵入時の緊急管理マニュアルということで、不審者かどうかの判定、こういったものに該当するというようなものを抽出してあります。

それから、危険レベル1から3までを位置づけされていまして、一つ、レベル1の場合は、言葉や相手の態度に気をつけながら要件を確認するとか、可能な限り2人で対応するとか、そういった内容になっております。

また、危険レベル2の場合、退去に従わない場合、また危険物の所持が認められた場合ということで、発見した生徒、先生、職員室にまずは連絡をする。それから、職員室にいる職員は無線を持って現場に急行、なるべく2人で行って、管理職にも連絡しながら、110番を通報をする職員というような形になっております。

レベル3、この場合は、退去に従わず、別室にも行かない、危険物を持っているというような、それから教室への侵入等ということでございますけれども、教室に設置された非常ベルを引き廊下に投げるとか、火災報知機を押すとか、現場の教師は身近なもので不審者との距離をとり移動を阻止するとか、そういったことで規定させていただいております。

それから、役割分担として、校長、教頭が全体の指揮をとり、外部との連絡をとるとか、保護者への対応は教諭と教務主任が行うとか、そういったような役割分担を明確にしてあるものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番（森 一人議員） ありがとうございます。

それでは、不審者対応として、このマニュアルに沿って動ける、マニュアルがあれば動けるといえるものではないと思うのですが、教職員の実践的研修と申しますか、訓練と申しますか、そういったものはどのぐらいの頻度でやられているのか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 不審者に対する対処の仕方というのは、その場その

場になるかと思うのですけれども、基本的には避難訓練の中で、大体年3回以上やっていますので、その中で1回は地震、火災、それから不審者というのが中心になって避難訓練を行っておるというような状況でございます。学校によっては、このほかにもされている学校もちろんありますけれども。

以上でございます。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番(森 一人議員) それでは、今度は下校時といいますか、登下校時もそうですが、そちらのほうの質問させていただきます。

子ども110番の家なのですが、緊急時に、子供たちが自分の通学路だけでも、ある程度あの家は子ども110番の家だと、あそこもそうだとわかっていることが重要だと思うのですが、子ども110番の家について、子供たちにはどのように周知徹底されていらっしゃるでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 この110番の設置、看板の設置というのが、文化スポーツ課の子ども会が中心にやっていたかと思うのですけれども、それは各子供たちに、全てそういったところの位置とかそういうのは特に教えてはいないと思うのですけれども、110番の掲示をすることにより、今全てのお宅で110番をしていると誰かいると限らないわけですが、抑止力には十分働いているものかなと思っていますし、また掲示場所につきましては、子供たちが通るところにわかるように掲示をされていると思いますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番(森 一人議員) わかりました。自分の家も子ども110番の家になっておりまして、私もいないときもありますし、妻もいないときもあるので、子ども110番の家をお願いするお宅にも、やっぱりそれなりに、必ずいろとは言いませんが、なるべくいらっしゃる方をメインをお願いするべきではないかなと個人的には思っております。

それと、先ほど、不審者が平沢地内とか、何件か、七郷のほうでもそうですし、玉ノ岡のほうでもというお話がございましたが、そのときに、通学路上の防犯上の危険

箇所というものを、その都度こういうことがあったら調査をして安全マップの見直しとかは行われているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

これは、どこに出るかとか、それは不測の事態という認識でございまして、学校ごとには、その通学路においてこういうことがあったというのは子供たちに十分注意喚起を行っている、このように考えております。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番（森 一人議員） わかりました。

それでは、最後に、教育長に伺いたいのですが、子供たちというのはやっぱり嵐山の宝物だと思っております。安全安心に絶対はないという意識を強く持って、学校内や通学路の安全確保のために、私はもうこれまで以上に、地域住民の方々も一緒に、関係団体と連携して、ご理解とご協力を継続して求めていくことが必要であると思いますが、その点について教育長のお考えを伺いたいのですが、お願いいたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

児童生徒の安心安全の確保、これは学校教育の中で、大きな大切な一つというふうに考えております。ずっと以前に、区長会、またいろんな団体さんのほうで、まず下校から皆で見守り、声をかけて、安心して帰れるようにしていこうということから、町ではそれがずっと広がりまして、今ではいろんな形で、学校応援団のような形になりまして、地域を挙げて子供たちを見守っていただいていることに対して、大変、教育委員会、また学校等も感謝するところでございます。

こういった地域の姿勢というのでしょうか、これは今後も、私たちが場合によればそういった団体さん等とできるだけ会う、またお会いする機会のときに、折に触れてお願いをしていき、一緒になって子供たちを守っていきたいということを伝えていき、またお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 森一人議員。

○1番（森 一人議員） これからも子供たちの安全安心を第一に、地域ぐるみの学校安全対策をお願い申し上げ、質問を終わります。

以上です。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

○1番（森 一人議員） ありがとうございます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○青柳賢治議長 続いて、本日4番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の高齢者の負担軽減についてからです。どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行う前に、昨日、自民党と公明党は、参議院の特別委員会で秘密保護法を強行採決をいたしました。どの世論調査を見ても、8割が慎重審議を求めています。国民多数の声を踏みつけにした暴挙は許されるものではありません。審議をすればするほど、反対の声は今広がっています。与党は、国会の中で多数を持っているからといって何をやっても許されるものではありません。秘密保護法は、憲法の基本理念である国民主権、基本的人権、平和主義をことごとく覆す違憲立法です。委員会に差し戻し、徹底審議をすることを求めたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、高齢者の負担の軽減についてであります。社会保障プログラム法案ですけれども、この法案、医療、年金、子育て等と、日程を決めて図っていくというものであります。このプログラム法案は、自助・自立を基本に制度を見直すものであります。高齢者にとって、医療、介護、年金は、もうこの支給月から減額がされました。こうした高齢者の生活にとって大きな負担を強いるものになっています。

まず、第1に医療費についてお聞きをしたいと思います。70歳から74歳のまず人口をお聞きをしておきたいと思います。この医療費、1割負担から2割負担に引き上げるといった内容が含まれています。この2割負担になった場合の町への影響はどう出てくるのか、お聞きをしておきたいと思います。

もう一点は、介護保険の問題です。前回、介護保険については、課長が介護予防、

介護支援に資する事業となるよう十分検討するという事で、後退はできるだけしないというお話をしていただきました。この介護保険において、介護予防、訪問介護、通所介護については市町村が受け持つという形になりました。同時に、利用料の設定も市町村がやるという方向が出ているかと思えます。

こうした中で、利用料負担、今後どうなっていくのか、また負担軽減の措置をどうとっていくのか、お聞きをしておきたいと思えます。

同時に、利用料の2割負担による町への影響もお聞きをしておきたいと思えます。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、山下町民課長。

○山下次男町民課長 それでは、質問項目1の小項目（1）につきましてお答えいたします。

まず、①の70歳から74歳の人口はということでございますが、平成25年11月1日現在で町の総人口は1万8,365人となっており、そのうち70歳から74歳の人口は1,326人で、男女の内訳としては男667人、女659人であります。なお、この中で国民健康保険の被保険者は1,073人であります。

次に、②の2割負担になった場合の町への影響はにつきましてですが、70歳以上の自己負担金の割合は、平成20年度の医療制度改革により、国民健康保険法が改正され、第42条に2割と規定されており、保険者の負担割合は8割となっております。

しかしながら、これまでは特例措置として被保険者の自己負担割合は1割に据え置かれております。残りの1割相当分は、指定公費として国が毎年予算化し、負担してまいりました。そのため、今後、被保険者の負担割合が2割となった場合は、国が負担している1割相当分が軽減されるだけであり、国民健康保険の保険者である町への直接的な影響はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、小項目（2）について、青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、小項目（2）の①につきましてお答えをさせていただきます。

平成27年度の介護保険制度改革に向けた社会保障制度審議会・介護保険部会の意見書の素案では、要支援1から2の介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護を、全国一律の保険サービスから市町村事業へ移行することとしております。

この市町村事業は、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスを提供することが求められております。

具体的なサービスにつきましては、今後の状況を注視し、利用者の自己負担や軽減措置などについて検討してまいります。

次に、②につきましてお答えをさせていただきます。厚生労働省は、社会保障審議会・介護保険部会に対して、現行で一律1割の利用者負担を、一定以上の所得のある高齢者に限り2割に引き上げる案を提示しています。その所得基準は年間160万円、もしくは170万円以上とされており、被保険者の約20%、5人に1人が2割負担の対象となるものでございます。

ただし、高齢介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度により、自己負担額に上限を設けて負担が重くなり過ぎないようにする制度が設けられてございます。

町への影響につきましては、制度が流動的な状況での推計になりますが、直近の1カ月の利用状況から算出いたしますと、介護サービス利用者のうち、2割負担の対象者は39人、自己負担額は月額75万円程度となり、この金額が給付費の減となるものでございますが、先ほどの軽減措置を適用いたしますと負担増は少なくなります。

なお、国の試算を参考に申し上げますと、利用者負担の見直しにより保険料を月額40円程度抑制することができるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、再質問させていただきますが、①については了解をいたしました。

国民健康保険については、直接的な影響はないというふうに言われました。全国的な問題で言えば、この2割負担になるために、患者負担率が1,900億になるというふうに言われています。同時に、受診抑制が起こるのではないかと、その金額は2,100億円と。同時に、今回のこの2割負担に合わせて、いわゆる入院給食費の自己負担分が5,000億円負担になるという話が出ています。嵐山町ではこうした指標をとってありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 今のご質問でございますが、今のところはまだ特にとってござい

ません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面で、今のところとっていないと。

このことによって、例えば患者負担分が上がることによって受診抑制が起こる、また入院給食費が自己負担分になるために一部負担金も入院も費用がかかってしまう。こうした受診抑制が起こることによって、形にはあらわれない国民健康保険への影響というのは出てくるのだと思うのですね。

そういう面では、では具体的に受診抑制がどのくらい出るか、これはなかなか目に見えない部分はあるのだと思います。しかし、現在、例えば今年入院されている、入院した件数というのは調べてありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 そういった入院件数とか、資料としては来ていると思いますけれども、今現在この手元にはございませんので、申しわけございません。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 私は、これが今後、国民健康保険に与える影響というのは必ず出てくるのではないかなというふうに思うのですね。医療費そのものが上がってくる。受診抑制が起こるということは、重くなってしかかからなくなってしまうということですよ。今はかかれても我慢をする、我慢をすることによって病気が重篤化する、そのことによって医療費というのは必ず上がってくるとは思いませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 もしこの70歳から74歳までの個人負担の割合が2割になった場合でございますけれども、今現在1割負担をされている方については、これがなった場合についても、ずっとそのまま74歳になるまで、後期高齢者医療に移るまでは1割負担のままでという想定でございます。

今後、この施行日以降に70歳になられる方から順次、段階的にこの1割負担ではなく2割負担ということになっていくわけでございます。

ですから、今現在69歳までの方というのは、現在は3割負担をされているわけでござ

ございますので、1割から今度は2割になっても、実質的には1割分は安くなるといいましょうか、低い金額で医療にかかれるというようなことでございますので、その受診抑制といいましょうか、そういったようなことは余り起こってこないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 70歳になる人から2割負担になるということですね。

〔何事か言う人あり〕

○10番（清水正之議員） そのこのところの制度の中身をきちっと、ちょっともう一回お願いします。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 今検討がなされているのは、段階的に引き上げていくということございまして、現在70歳から74歳の方で1割負担の方につきましては、そのままずっと1割でいくということございまして、現在69歳の方が施行日以降ですけれども、来年の26年度の4月からもう2割になるような検討が今されているようございまして、その4月1日以降に70歳になられた方から2割負担ということございまして、制度としてはそういったようございまして。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、3割負担から2割負担に軽減されるということになるわけですか。70歳前は3割負担、それが70歳を超えたときから2割負担になるということですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 はい。そのとおりございまして、ですから今は、69歳までの方は実際3割の負担をしていただいているわけですから、負担の減が、今ですと1割になるわけですけれども、施行日以降については2割の負担をしていただくということになるというものでございまして。

以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） この法律が施行されなければ、要するに施行されなければですよ、3割負担から1割負担になるわけです。1割負担になるわけです。それが今度の法改正によって、その1割負担ではなくて2割負担になる、これが今度の法律の中身ですよ。

そういう面では、今まで1割負担で70歳から受けられたものが、今度は2割負担でなければ受けられないということになるわけですね。その分、今度の改正というのは、そういう中身を持っているということではないですか。被保険者にすれば、今のまま推移をすれば1割負担だったのですよ。それが2割負担になってしまうということは、これから70歳になる人は、今までは1割負担で医者にかかれたものが、2割分払わなければ医者にはかかれないと、この施行によってそういう形に変わってきてしまうということですよ。そういう面では、今、お年寄りの中で何が起きているか。この医療費が、今までと比べて上がる。年金はさっき言ったように、この支給月から減額がされる。これから後期医療に移る人に対しても、後期医療の医療費が上がってくる。その上、消費税がかぶってくる。そういう面では、高齢者にとっては何ひとついいことはないわけですね。

この2割負担の1割分、町は軽減措置を持っていくという考え方はありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現在ではありません。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 同時に、そのことによって今、郡内をはじめとしてどういう状況が起きているかという、小川町では今回国保税の引き上げをしました。4方式から2方式に変える。これは国民健康保険、この問題の裏には広域化の問題が出てきています。前の議会でも言いましたように、毛呂山町はもう既に2方式になりました。川島町もそういう動きをしていこうという考え方があるそうです。

午前中の話ではないですけども、嵐山町は一般会計からの繰り入れをやっていない数少ない自治体です。そういう面では、広域化になったときに、ほかの自治体は一般会計の繰り入れをかなりしています。それは、保険税を抑えるためにやっているわけです。私は、広域化になったときに、嵐山町の国民健康保険というのは、保険税

というのがかなり上がってくるというふうに思っています。その辺の査定はしてありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えします。

まず、前のときの議会のときの質問にもお答えしているかと思えますけれども、その付加税率等の関係が、まだ正式に決まってもいませんし、広域化についての問題につきましても、まだ正式に決まっているということでもございませんので、その辺の検討といいたいまいでしょうか、上がった場合幾らかというようなことはまだしておりません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 各県内の実質の保険料が、繰り入れをしない実質の保険料が幾らになっているかというのがなかなか推計としては難しい部分もあるのでしょうか、嵐山町はそういう状況の中で広域化になったときに、保険税というのは上がりますか、下がりますか。または、同じぐらいで推移しますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えします。

今現在、広域化ということでは言われまして、国民会議のほうの答申においても都道府県のほうに保険者を移しているというようなことで出されました。

そのほかに、それで全部が都道府県に移るというようなことではなくて、税の賦課徴収関係ですとか、あとは健康診断とかの保健事業、そういったものについては市町村に残るといような方向性が出されております。

それで、今言われているのは、税のほうは分金方式というように形で、嵐山町には、これだけの県のほうから税として納めてくださいというようなことで、出されるというように方向で検討がされているようでございまして、一律にしてというように考えではないというように聞いております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、後期高齢者の課税方法とは違うということに

なるわけですね。そういう面では、医療費によって各市町村の分担金というか、その部分が決まってくるということになるのだと思うのですね。そういう面では、市町村に対する裁量は全くなってしまうということになるのだと思うのですよ。医療費によって分担金が決まる。その分担金は、いわゆる保険者から集める保険税になるのだと思うのですね。中心は。

〔何事か言う人あり〕

○10番（清水正之議員） 黙って聞いているよ、うるさいな。そういう点では、2割負担の話なのだからいいのだよ。ぐずぐず言うなよ。

〔何事か言う人あり〕

○10番（清水正之議員） そういう面では、そういう部分での保険税の裁量というものは、市町村にはなくなるわけですね。

○青柳賢治議長 答弁求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 先ほど申しましたけれども、税の賦課徴収については、ですから町のほうに残るといようなことではございますので、先ほど2方式のほうの話も出ましたけれども、以前の県のほうの考え方としましては、統一的に、埼玉県が全部同じにするということで、2方式にしてくださいといようなことではございましたけれども、今の県の考えですと、そのまま4方式においても、その市町村の考え方によっていいといような考えになってきてございますので、その辺については今後また、そういったお話もあるのかなといふふうに思いますが。

だから、全然裁量がないということではなくて、逆に市町村にお任せしますよと。ただ、県から言っているこれだけの税を納めていただければ、徴収方法等については市町村の考え方でいいですといような形で今はなっているようではございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、広域化になったにしても、税の課税の方法については4方式のままでもいい、それは市町村の裁量だとい考え方だといことでいいわけですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 今私のほうで聞いているのはそのような方向でございまして、必ず2方式にしなければいけないというようなことは、今県のほうも言っておりません。以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） わかりました。

それでは、介護保険のほうに移りたいと思います。まず、介護保険ですけども、今回の改正については、訪問介護と通所介護、いわゆるホームヘルプサービスとデイサービスの事業を市町村に移す、これが1つですね。それは、要支援の1と2の人になると。この部分は、市町村が行う事業として実施をしていくと。

もう一つは、利用者の負担割合についてはどうなってくるのか、これはまだはっきりしていないのかな。もしその辺がわかればお聞きをしておきたいと思います。

それで、町の事業をする部分については、上限が設けられているというふうになっていると思います。これは、この上限は、75歳以上の人口の伸びを勘案して決めるのだというふうになっていると思うのですね。

同時に、市町村は、国はこのこうしたものを通じて介護保険事業そのものの費用を抑えようとしています。そういう点では、市町村は費用の低減目標、要するにどれだけ削れるか、そういう目標と計画をつくりなさいというのが提起をされていると思いますが、その辺は間違いないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。質問は3点ほどあったかと思えます。

まず1点目の利用料を市町村で設定するので間違いないかというようなお話でございます。ご案内のとおり、今回の介護保険制度の改正につきましては、今、社会保障審議会の介護保険部会の中で検討している最中でございます。11月の27日の日に素案がホームページにアップをされまして、それを確認をさせていただきました。

その中に記載をされていることで申し上げますと、まず、その利用料の負担割合、これについては要介護者の利用者負担割合を勘案し、決定をしてくださいということでございます。ですから、現行で言えば、要介護者1割負担ですから、そういったものを勘案して決定しなさいと。また、その利用料の加減ですね、これについては要介

護者の利用者負担割合を下回らないような形で設定をしてください、こういったことが記載をさせていただきます。

こういったことについては、今後国ではガイドラインを出します。この事業の、どういった形でやるのか。それは、利用料の設定も含めて事業の実施方法等々について詳しいガイドラインを出しますというように言っておりますので、今後そういったものを参考に町としては考えていきたいというふうに思っています。

それと、2点目が、町の総事業の事業実施の割合ということでございます。これは、議員さん、地域支援事業の総額が2%というところをおっしゃっているのかなというふうに思いますが、基本的には2%だというふうに言っていますが、今議員さんがお話しになったように、今後の75歳以上の人口の推移、こういった伸びをまず勘案してくださいと。それと同時に、今回給付から地域支援事業に、その要支援部分の一部が移るわけですが、その移る部分についても2%に加算をしてもいいですよというような記載がされているというふうに思っております。

それと、3点目なのですけれども、今後、削減の目標とというようなお話をされました。私が覚えているのは、今回のこの改正に伴って検証しなさいと。それは、27年度から始まる第6期の介護保険事業の計画期間内でどうだったかと、どういう実績があったかと、そういったものを検証するシステムをつくっていきましょうというようなことが、たしか素案の中にはあったと思います。

以上でございます。

- 青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開時間は2時40分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時40分

- 青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水議員の一般質問を続行します。

再質問からです。どうぞ。

- 10番（清水正之議員） 介護保険も、これからやる子ども・子育ても、制度そのものが非常に動いている状況ではあるのです。そういう面では、きちっと両方つかみながら、事前にいろいろ対策を考えてほしいなというふうに思うのです。介護保険ですけ

れども、要するに要支援の1、2を今度は市町村が行うのだと、介護保険から外して行うのだということになっているわけです。ただし、その市町村の事業費には上限を設けるのだということになっているというのは、間違いないですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

事業費の上限のことでございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、これは現在でもです。地域支援事業には、総額の上限というものが2%、給付費の2%ということが決まっております。それを踏襲をするという考え方でございます。くどいようですが、現在要支援の方の訪問介護と通所介護については、介護給付費から、地域支援事業の中に移行すると、ですから、その事業の中に組み込まれて、その1つとして実施する。ですから、その現在で言えば、2%という上限の、これが当てはまるということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 地域支援事業については、国、県の補助金はありますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

この事業についても、国、県並びに2号被保険者の保険料、こういったものが財源として入っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） この事業費によって、利用者そのものの利用料金というのはどういうふうに変わりますか。現在町の単独事業として、例えばホームヘルプサービスを実施をしています。同時に、介護保険では1割負担というふうになっていますから、要支援の人たちも利用すれば1割負担で済むと。しかし、今度は町の事業になることによって、この事業費との関係で利用料金というのはどういうふうに変わりますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、利用者負担割合については、要介護者の利用者負担割合を勘案し、決定をするように今国は考えています。ということは、基本的には1割だというふうに、現行で言えばです、というふうに思っています。ですから、今と同じ、例えばこの事業をどこかの事業所に委託をします。その事業者には委託料として支払う金額が、今の介護報酬の金額と全く同額の委託料ということでお支払いをすれば、負担割合は1割ですから同じということになるかと思えます。ただ、先ほど議員さんのほうもお話をされましたが、その事業費、委託をする事業費、こういったものについては、国の考えは、地域のボランティアさんだとか、NPOだとか、いろんな地域の資源を活用して、効果的、効率的に実施をなさいたいというふうに言っています。これは、言いかえれば、その事業費自体を現状よりも圧縮しなさいというようなことを国は言っておるのだというふうに思っています。同程度のサービスが受けられるとして、事業費が仮に減ったとすれば、利用者負担は1割ですから、利用者にとっては、若干負担は減少することもあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、町の事業費については、国、県からの補助金がある。事業費によって利用料金が上がるということはないというふうに考えていいわけですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

基本的には、今私が答弁をさせていただいたような形で、今後は事業を設定をしていくこととなると思います。ただ、あくまでも、これは今示されている素案から申し上げたものであって、今後、この要支援の移行自体が当初示されたものと変わってきている部分もございます。今後どのようになっていくのか。また、最初に答弁をさせていただきましたガイドラインが示されることになっておりますので、そのガイドラインの内容を検証しながら、今後町の事業を設定をしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 一部、国は所得制限を導入しようと。同時に、施設に入っている人、補足給付の部分、それについても資産や預貯金や、そういったものを使って制限を加えようという、そういった方向があるとは思いますが、そういう方向というのは今通知として来ていますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

今回の介護保険制度改正について、例えば国から直接こうですという通知はございません。ただ、12月3日の日に県で会議がございまして、そのときには国が県に示した内容を市町村に説明をいただいております。それが唯一でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） よくわからないのですが、国や県のほうから、利用料について2割に引き上げる。それは、一部所得制限を導入をして、2割に引き上げる人もつくるとい方向が出ているか、出ていないか。あるいは、もう一つの点として、特養ホームの食事やホテルコスト、補足給付があると思いがたりますが、そういう補足給付に対して、預貯金や資産の状況によって対象外にするという動きもあるやに聞いているのですが、そういう連絡というものは入っていますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

先日の県の会議の中では、国の今検討している内容を説明をいただきました。その中では、今議員さんがお話をされたように、所得に応じて2割負担をしていただく。あるいは、補足給付について、一定の預貯金がある方については対象外とする。ただし、資産部分については、今の検討されている部会の中では、資産は時期尚早ではないかというような検討がなされているというような話は、県のほうから説明がございました。

以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、最後にしますけれども、町長にお聞きしたいというふうに思います。いずれにしても、今課長が答弁していただいたように、町の事業として今度は実施をしなければならない。そういう面での条件整備そのものもやっていかなければいけないというふうに思うのですが、国のほうは、民間を使ってそのサービスをという動きもあるのですけれども、そういう点では、そのサービスを充実するマンパワー、それから保険料そのものにもかかわってくる町の事業費用、こういうものもきちっと確保していかなければ、先ほど言われましたように、2割負担がどれだけ広がるかわからない。そういう面では、そうした諸整備を含めた充実を求めたいと思うのですが、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 考え方ということですが、先ほど来担当のほうから話をしていますが、まだ係のほうからも決まった話として情報がおりてきていませんし、レクチャーもしっかり受けていませんので、全くわからない状況です。

しかし、基本として持続可能な社会福祉政策、これを国として続けていくために、今度大きく変えるということというのは負担、これを若い人は高齢者の分を負担するというのではなくて、負担ができる人が負担をする。そして、給付は受ける人たちに、年齢に関係なくやっていく。こういう大筋はできたわけですから、それに沿った形の内容で変わっていくのだろうというふうに私は思っています。

そして、その中でもう一つ、これは確実にそうなるだろうと思うのは、国保もそうですけれども、ハードランディングというのはできませんから、ソフトランディングでいきりない。ですから、さっきも話が出ているように、これだけ一般会計をつぎ込むだけつぎ込んでいるところと、そうでないところで、特別会計の制度をしっかり守っているところと、全く両極端になっているのを1つに合わせるということもできっこないわけですから、ですからそういうのは、何らかの形で知恵を絞ったソフトランディングにいくだろう。ですから、一律な形にいかないのではないかという形のさっき答弁がありましたけれども、そんな形でいくだろうと。だけれども、議員さんからおっしゃった内容については私のほうでまだ承知していませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 介護保険ができたときに、高齢者の老後や人権、そうしたものをこの介護保険で救っていくのだということで介護保険制度はできたのですね。私たちは、この介護保険そのものは、保険あって給付なしという話を設立のときに話をしました。いずれにしても、要支援の1、2の人たちも介護保険料というのは納めるのです。介護保険から対象外になったから納めなくていいというものではないのです。今の課長の話ですと、利用料そのものはそれほど変わらないだろうと、1割負担で推移をする。ただ、国はさっき言ったように、2割負担にする、あるいは制限を加える、そういう動きをしています。町長が言われるように、この介護保険そのものは、もう既にそうした面からすれば、つくったときの状況とは相当変わってきています。介護保険そのものの私は破綻だと思います。これがサービスも市町村の裁量で決まる。利用料も市町村で決めて、上げざるを得ないような状況になったときに、保険料だけ払って、サービスは少なくなる、利用料は上がるということにならないように、ぜひしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 少子化問題についてです。

国は、高校生の授業料を所得制限によって、高校生の授業料を切るというか、そういう方向に進んでいます。一体、町の高校への進学率というのは、どの程度になっているのか。直近のもので結構です。お聞かせいただきたいというふうに思います。同時に、所得制限の導入によって、試算が出ていたら結構ですけども、どの程度影響が出てくるのでしょうか。

2つ目は、子ども・子育ての支援制度です。国は、導入に先立ってニーズ調査を行うというふうになっていたと思います。嵐山でも、このニーズ調査を行ったと思いますが、調査の内容と結果についてお聞きをしておきたいというふうに思います。同時に、このニーズ調査をどう計画に反映させていくかということが問われてくると思うのですが、どう反映していくのか、あわせてお聞きしておきたいと。

それから、嵐山の場合は公立ではないですから、全て保育園については私立になってくると思います。そういう点で、利用制限がかかってくる。同時に、保育料の父母負担がどうなるのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）（２）の答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目２の（１）①につきましてお答えをさせていただきます。

平成25年３月の卒業生の進路状況でございますが、菅谷中学校生徒108人中、全日制高校に107人、就職した生徒１人でございます。続きまして、玉ノ岡中学校生徒では67人中、全日制高校に64人、定時制高校１人、通信制高校１人、家事手伝い１人ということでございます。前年度の状況も同様で、就職や家事手伝い等々、各校１人から２人ということでございますので、ほとんどの生徒が高校生になっているという状況になるかと思えます。

続きまして、②につきましてお答えを申し上げます。高校授業料無償化は、平成22年度から開始されましたが、所得制限を設ける法律が11月27日、参議院本会議で可決され、平成26年度から公立高校の授業料不徴収の制度を改め、私立高校と同様に、国が高校生に対して就学支援金を交付する仕組みに一本化し、同時に世帯年収910万円以上の高所得層は、就学支援金の対象から除外し、授業料を全額負担していただくようにするものでございます。

ただし、混乱を避けるため、現在の高校在籍者は現行制度のままとし、新制度は来春の高校入学者から適用されるとのことでございます。現時点では、世帯年収250万円未満程度の家庭の高校生を対象に、返済の必要のない給付型奨学金、公立につきましては年額13万円、私立につきましては14万円を支給、590万円未満程度の家庭の私立高校生への就学支援金の増額ということも言われておりますが、詳細につきましては今後決定していくとのことでございます。

このような状況でございますので、埼玉県公立高校では、来年２月18日から願書を受け付け、３月３日に受験という予定になっておりますので、受験生や保護者にとっては、具体的にどうなっていくのかわからないという不安、また県においては、授業料徴収システムの再構築する時間、条例の整備等が必要になってくると思われるので、大変タイトなスケジュールになるかと、このように考えております。

続きまして、質問項目２の（２）①につきましてお答え申し上げます。幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の利用状況及び利用希望の把握をすることを目的とし、国及び県から示された調査票のイメージをもとに、30問から成る利用希望把握調

査を、10月1日を基準日といたしまして、就学前の子供、ゼロ歳から5歳児744人を対象に実施いたしました。また、地域の子育て支援ということで、学童保育室を利用している児童、小学生1年生から3年生128人を対象に利用状況及び利用希望についての調査も実施いたしました。そして、幼稚園に通園している保護者にも、就労状況等に関するアンケートを135人を対象に実施いたしました。実施方法につきましては、基本的には対象年齢の子供がいる世帯への郵送によるものとし、保育所、幼稚園及び学童保育室につきましては、配布依頼を行い実施いたしました。

実施期間につきましては、平成25年11月8日から28日の間で実施いたしました。また、集計結果につきましては、これから国及び県から示される集計内容に基づき、今年度内を期限に報告の予定でございます。なお、具体的な調査項目につきましては、お子さんとご家族の状況について、子育て環境について、保護者の就労状況について、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、地域の子育て支援事業の利用状況について、土曜、休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について、病気の際の対応について、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について、小学校就学後の放課後の過ごし方について、県・町の保育事業等サービスの利用状況及び満足度について等々でございます。

続きまして、質問項目2の(2)②につきましてお答え申し上げます。今回実施したニーズ調査により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況並びにニーズの把握を行い、これらを踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことにより、地域の子供が必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、事業計画策定の中で反映させてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、質問項目2の(2)③につきましてお答え申し上げます。利用制限につきましては、国の子ども・子育て会議の中で、保育の必要性の認定に係る事由についての議論で、保育標準時間・保育短時間の区分を設けるに当たり、新制度の施行を境に保育の利用可能な時間数が減る。いわゆる不利益がないよう、新制度への切りかえ時に、就労・保育短時間と認定され得る子供については、現在の保育の時間数を経過的に保障しながら、必要に応じて保育短時間の選択も可能とするような措置について検討する必要があるのではないかとされております。町といたしましても、現在利用されております保護者の方に不利益が生じないよう、十分留意し、新制

度実施に向け検討をしております。

利用料負担につきましても、国の子ども・子育て会議の中で、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準をもとに、両者の整合性の確保に十分配慮するものとされ、具体的な金額等につきましては今後国から示されるものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 進学率そのものは、ほとんど進学と、100%近く進学というふうになっていると。先ほど課長の話にありましたように、一部所得制限を導入するというのが今言われて、一部導入するというふうになっています。それに伴って、所得証明を全部添付をしなければならないというふうになっていると思うのです。

実際にこの所得制限に該当するような世帯がどのぐらいあるのかというのは、調査がされていますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 私どものほうでは、把握してございません。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） いずれにしても、全ての人が先ほど言いましたように所得証明を出さなければならないというふうになっています。そういう面では、保護者の人たちも、その部分を非常に心配されているというふうな話もありましたけれども、今、進路指導も含めて、この辺の徹底というのは、どういうふうに各学校でやられていますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

進路指導につきましても、今現在、細かい内容が決まっていないということでございまして、実際にはしていないのが現状だと思いますけれども、どういう所得の把握をするか。それから、給付をどういう形にするか。今後決まってくるのだとは思いますが、その辺が今後の決定というような内容であったかと思っておりますので、は

っきりした段階で、学校の今の3年生につきましては、情報提供ということのできるかと思えますけれども、現在の時点では決まっていないというのが現状でございますので、お話ししていないと、このように考えております。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 年が明けると非常に忙しくなるのかなというふうには思うのですが、この辺の徹底をきちっとしておかないと、要するに所得証明がないと給付は受けられないというふうになっていると思うのです。そういう面では、税務課のほうの仕事も非常に大変になってくるとは思うのですが、いずれにしても、それは入学前にその辺の徹底をきちっとしておかないと、不安というのはなかなか解消しないのだと思うのです。いずれにしても、税務課のほうから所得証明を、全ての子どもたちとか、がとらなければならない。そのことによって判断をするわけですから、その辺の徹底というのは、まだ教育長、考えてはいませんか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

現在のところ、県教育局の高校教育課でしょうか、そちらのほうで来年高校に入学される生徒に対してのこの制度は、徹底できるように今準備をしているということは聞いております。具体的なものについては、多分緊急に会議を持つということは不可能ですので、文書にて西部教育事務所を通して各市町村の教育委員会に来るのではないかなと。今議員さんをご質問のように、子供に不安を与えないと同時に、保護者にも十分理解していただくには、いろんな方法はあるのかと思うのですが、具体的なものについて、まだ資料を見ておりませんので、私どもも回答しようがないのですが、学校側との連携につきましては、早い時期に何らかの対応をしていかなければいけないかなということについては、現在承知しております。いずれにいたしましても、不確実な情報を与えるわけにはいきませんので、この辺については慎重に対応していきたい。しかし、待てない状況もありますので、その辺のところについては、今後検討していきながら、各学校と、特に現3年生の保護者に一番影響を及ぼすわけですので、その辺についてはまた連絡をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと税務課長にお聞きしたいのですが、所得証明をとるときに納税指導というのはやりますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 証明をとりに来る場合には、申請をしてもらって出すわけですが、そのときに納税相談というのは一切行っていません。

以上です。

○青柳賢治議長 清水議員。

○10番（清水正之議員） 全国的に心配されているのは、その納税指導をされるのが嫌で所得証明をとらないということが出てこないだろうかというふうな心配もされている部分もあるそうです。そういう面では、今税務課長が納税指導はしないのだということですから、一つは、ぜひこれは受けられるかどうかの基準になるわけですから、早く情報をつかんで徹底をしてほしいというふうに思います。

次に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 保育園の問題です。保育園の問題については、アンケートをとっていただいたということで、事業計画そのものをつくり上げると。この子ども・子育てのシステムで、心配されるのは、嵐山の場合は全部私立ですから、私立の場合はこういうことはないのだというふうに思うのですけれども、ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

1つは、契約について、今までですと、役場に申請書を出して、役場が措置が必要かどうかを判断をし、入所を決めると。保育料についても、役場が徴収をして、委託費として各事業所に渡すというシステムになっていると思うのですけれども、今度直接契約、直接補助というのが導入をされる。これは、私立の保育園について、こうした方法がとられるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、ニーズ調査の中で、どのくらいの保育料が必要なのかというのを把握すると

というのが調査の項目の主たるものでありますけれども、今言われているのは、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき認定した上で給付を行う仕組みということになっておまして、3つの認定区分ということで、3歳児以上のお子さんで、保育が必要があるかないか。それから、3歳未満のお子さんで、保育の必要性があるかないかということ、保護者の労働、または疾病その他の理由が認定基準の一つ。2つ目として、保育必要量を保育標準時間または保育短時間に区分、それから3番目として優先利用ということで、ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子供等ということの中で、必要かどうかというものを、まず先に市町村が決めるということでございますので、一番心配されているのは、認定こども園になるという前提の話とは違いまして、嵐山町の場合は、きのうのご質問にもお答えしたと思うのですが、現行のままでいくと。認定保育園に移行はないということでございますので、現行のままでいけるとも考えております。変更はしないで、現行の手続という形にはなるかと思えます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 公立ではないから、多分現行のままの方法というふうになるのだと思えます。

時間もないので端的に答えていただきたいというふうに思うのですが、保育時間の問題です。先ほどちょっと触れましたけれども、長時間保育、基本8時間、短時間保育、6時間。今嵐山町は、延長保育もやっていますけれども、その就労時間によって、短時間6時間になるのか、長時間になるのかによって、保育時間が変わってくる。そうなった場合に、もし仮に短時間保育ということになると、6時間以上が延長保育ということになってくるといふ考え方になるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 そのような形になるのかなとは思っております。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 現在パートで働いている人たちも、恐らくかなり長い時間預けられる状況に嵐山町はあると思うのです。要するに基本的な時間になってくる。今度は、それを保護者の終了時間で短時間にするか、長時間にするかが決められる。そういうことになってくると、希望の時間というか、時間が非常に制限をされてしまう。

延長保育になると、また追加料金がかかってくる。そういう状況が出てくる。すると、今現状の嵐山町の保育体制、保育時間の問題よりも、かなり制限がされてくる人たちがふえてくるという状況はあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

先ほどご回答を申し上げましたように、現在利用されている保護者の方に不利益が生じないように、十分留意し、検討していきたいと、このようには考えております。以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 教育長、今、課長が不利益にならないような体制をつくり上げるのだというふうに言われました。この新しい制度は、そういう形で就労時間で保育時間が決められるのだというのが一つの大きな問題点というか、そういうふうになってくるわけです。

それは、さっき言いましたように、基本、長時間として、基本時間は8時間、短時間は6時間と。今の課長の話ですと、仮に短時間として、認定というか、された場合には、6時間以上の場合、預けたいという形でやった場合は長時間保育になって、料金がまた別にとられると。現在の嵐山町は、長時間の場合、今私はこれしか持っていないので、これによると、6時15分から6時50分までが、東昌第一、第二、若草、それから、しらこぼとは7時から7時30分というのが載っているわけですが、6時間で認定をされてしまった人たちは、また別料金を払って預けている。今、6時間の人たちというのは、ほとんどいないのだと思うのです。そういう面では、現状を後退させることはしないのだという課長の答弁がありましたけれども、その部分については、少なくとも後退させないということであれば、町がその分は延長保育として認めるのか、町の保育時間そのものを変えるのか。そういうことを考えていかなければならないのだと思うのです。そういうことでよろしいのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

いずれにいたしましても、27年度から新しい制度が発足するというので、こども

課といたしましても、いろいろな情報をできるだけ早くキャッチしながら、検討を始めたところなのですけれども、検討委員会等でも、まだいろいろと試行錯誤しております、特に料金にかかわることについては、やはり一番、課といたしましても、どういう形が一番いいかというのについては全く今のところ結論は出せない状況です。それぞれの保育園におきましても、何名程度がどっちを希望しているとか、アンケートの結果はまだ十分出ておりませんので、私も見ておりませんが、そういうような状況を見て、保護者とやはり話し合いをする。そういう期間も、時間も設けて検討していかなくてはいけないと。現実的に、まだどっちかというふうなことが非常に難しい時期でございますので、時間をかけて、それらについて保護者の方に不利益にならないように、現状維持で続けられるものであれば、それにこしたことはございませんので、ぎりぎりの線まで検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 時間をかけてという話もあるのですが、もう1年切ってしまったのです。通常だと、今年でも9月か10月には申請を受け付けをしていると思うのです。そうすると、来年には計画書の作成をやらなければならないと。その計画書の中には、こうしたものを盛り込まないと計画書ってできないのだと思うのです。そういう形で逆算していくと、時間的にはそんなにもう余裕がないというふうに私は思っているのですが、その辺の町の考え方というのをきちっと示していく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

この問題につきましては、利用者負担の話もちろん絡んでくるのだと思うのですが、いずれにしても国が価格を決定するというところでございますので、今現在国は8階層でやっているかと思うのですが、嵐山町は11階層、こういった問題も含めまして、国が出した金額に基づいて検討を重ねていきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） さっきスケジュールの話をしましたけれども、いずれにして

も条例制定も、あるいは来年の9月議会には上程をしなくてはならないというようなスケジュールになるのだと思うのです。だから、そういう面では、早く外郭を出していただきたいというふうに思います。

時間がなくなってきましたので、最後に移ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○10番（清水正之議員） 駅東口のトイレ設置の問題です。今、東口の利用者というのは、花見台の工業団地ができて、かなりの送迎のバスが止まっているのです。そういう面では、駅西にはトイレがあるわけです。駅のホームにもあるのですが、東口にはないというのが今の東口の状況だと思います。花見台や、それこそ太陽インキのバス、凸版のバス、それから広域バスも止まるということで、駅西の利用客というのは非常にふえてきているというか、実感的には、子供たちが減っていますから、また退職者も減っていますから、乗降客そのものは以前よりも減っていると思います。しかし、トイレの設置についての要望というのは、まだ引き続き出ているわけです。そういう点では、駅西にトイレを設置してほしいという要望がある中で、町はどういうふうに考えているのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

質問項目3番でございますが、近隣の駅のトイレの設置状況について、高坂駅から武蔵嵐山駅まで調べてみました。高坂駅は、西口はあるが、東口にはありません。東松山駅は、東西両口にあります。森林公園駅は、北口はありますが、南口にはありません。つきのわの駅は、南、北、両口にありません。現在嵐山駅では、東西連絡通路を利用して、駅西口トイレを利用していただいております。また、アイプラザ内のトイレも、開館している時間帯には利用ができます。武蔵嵐山駅の東口にもトイレがあれば大変便利だと思いますので、設置に向けた検討も今後検討してみたいと思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 一般質問の中でいろいろ調べていただいたのだと思うのですが、なかなか上がって行ってトイレを利用するというのは、そういう人は少な

いです。先ほど言いましたように、花見台の工業団地の送迎のバスが、6時半ごろから8時過ぎまでかなり止まっています。そういう点では、先ほど言ったように、凸版のバスも花見台だけではなくて止まっているのですけれども、それを利用する人たちというのがかなりおります。それこそ列をなしてバスを待っているという状況が駅の東口には見られます。そういう面では、私は夜は余り行っていないのでわかりませんが、夕方にもそういう状況があるのかなというふうに思うのですけれども、設置に向けた検討をしてみたいという答弁ですけれども、これは東武との関係はなかなか望めない部分はあるのだとは思いますが、ぜひそういう人たちの声が、実際の声として私聞いていますので、ぜひ早急につくっていただきたいというふうには思うのですが、これから検討という段階、見通しとしてはどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 トイレですから、ないと困るのです。それで、ちょこちょこあればなお便利なのですが、あちこちのところにトイレを嵐山町の中でも必要とされているところがあるのです。例えば嵐山の一番メーンのところの細原の入り口のところのパイプが細くて並んでしまうところですよ。それで、この秋のシーズンなんかは、もうあれだけの人があそここのところに集まって、ですからどっちが先にといたら、向こうのほうを先につくったほうが嵐山町のためには評判がよくなるかもしれない。

それと、今大きな声で言わせていただきましたけれども、東松山駅には両方ある。高坂駅には東口にはありません。それで、嵐山の場合には、嵐山というか、この駅の中には、全部駅のホームにはあるのです。それと、嵐山ではアイプラザが余計にあるということですので、そういう嵐山町全体の中のことを考えて検討していきたいというふうに考えていますけれども。

○青柳賢治議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 優先順位等の関係もあるのでしょうけれども、実際としてこういう要望をいろんな人から直接聞いています。設置に向けて検討してもらおうということになりますから、ぜひ設置に向けて検討していただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○青柳賢治議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は3時50分といたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時49分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 安 藤 欣 男 議 員

○青柳賢治議長 本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号11番、安藤欣男議員。

初めに、質問事項1の道路行政についてからです。どうぞ。

〔11番 安藤欣男議員一般質問席登壇〕

○11番（安藤欣男議員） 第11番議員、安藤欣男でございますが、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。私は、3点到りましてお聞きをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、道路行政についてということで、課題が大きいわけですが、嵐山町では、まちづくり整備事業交付金制度というのを使いまして、中部地区といいましょうか、市街区域に当たりましては24年度で終了と。北部地区の関係につきましては、今年度25年度で終了ということで、いろいろ懸案だった道路、あるいは施設等の建て替え等々もできたわけでございますが、これが今年度で終了するわけですが、今後道路行政を展開する上で、どんな手法をとって取り組むのか。財源的なものがございまして、今後の課題とすると大変大きな課題になると思うのですが、次の点についてお聞きをしておきたいと思えます。

（1）財源対策を含め、新たな制度の導入は検討されているのかどうかをお聞きいたします。

それから（2）ですが、町道の改良要望というのは、あちこちから出ているわけですが、それに対する取り組み方、年度的に計画がされているのかどうか。それから、この改良に当たっての方向性といいましょうか、全て国の事業でやりますと一定の規格があったりしてあれですが、町の独自で考えるような、そういう町道の改良方法、もちろん一般財源でそれはやらなくてはなりません、そういうものが検討されているのか。この方向性についてお伺いいたします。

それから、3番目ですが、生活道の整備の要望というのはかなり出ていると思うの

ですが、これに対する取り組みをどうしていくのか。要望の現状も踏まえて、お聞きをしていきたいと思います。

以上、3点お願いします。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目の1の（1）についてお答えいたします。

旧まちづくり交付金事業でございますけれども、嵐山中央地区が平成19年度から23年度まで5カ年で終了しました。これにつきましては、繰り越しはしております。それと、嵐山北部地区が平成20年度から平成24年度までの5カ年で終了しました。これにつきましても繰越事業で行っております。この交付金事業によりまして、長年の懸案でございました道路整備を推進することができました。今後の道路整備につきましては、財源をどのように確保していくのが課題でございます。国の動向を見ながら、町の貴重な財源の中で、有効な交付金制度等を導入して整備を推進していきたいと考えております。

続きまして、（2）についてお答えいたします。町道の改築予定でございますが、継続中の路線につきましては、予算の確保ができる範囲内で継続して整備を推進していきたいと考えております。また、新たに改築を計画している路線及び継続中の路線につきましても、交付金制度等の対象になるか十分精査し、有利な制度を活用しながら道路整備を推進していきたいと考えております。

続きまして、（3）についてお答えいたします。生活道路の整備の要望の状況でございますが、町内全体から多くの要望が出ており、整備の内容といたしましては、拡幅の要望、側溝整備等でございます。

現在整備済みの道路で、経年劣化等によりまして、路面等の破損による事故がふえている状況でございます。このようなことが今後の課題となっておりまして、維持管理に要する費用がふえていく傾向にございます。このような状況を踏まえた上で、要望の対応につきましては、事業効果等を十分検討しながら整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 国の動向を見ながら有利な交付金制度を導入しとありますが、

国が大型補正を組むなりしながら、特に今年度も補正で9月にも道路改良が出されたわけですが、今後大きな道路改良という中で想定されるのが、都計道と言われる川島地内の延長が長いわけですが、この延長する道路の造成とか、そうしたものについて、財源的には大変かかるわけですが、そうしたものがやらなければならないことが起こってきた場合、この後まだ出てきますが、そうした場合には、それに合ったような国の補助制度とか、そういうものが現在でもあるのかどうか、お聞きしておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 都市計画道路につきましては、国の補助金等がございますので、心配ないと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 都市計画道路ですから、起債も可能だという捉え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えします。

そういうことで結構でございます。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 財源が厳しい中で、道路行政は放っておけない部分があったりします。したがって、今後交付金制度を導入しということで、研究しながらやるということでございますので、鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。交付金制度、そうした制度を導入したことによって計画的な町道の改良というものも行われるのではないかというふうに思っておりますが、具体的には川島を出しましたが、將軍沢のほうとか、笛吹峠に向かう道路のような、あれも大きな改良のことになると思うのですが、そうしたものについては、都市計画道路ではありませんが、どういう財源対策がとられるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

今年度、第1号補正で舗装の修繕工事の関係につきまして補正させていただきました。これにつきまして交付金の事業で、昨年の24年度の補正予算で創出された事業でございまして、その事業を使わせてもらって整備するということで、交付金事業でございまして、この路線につきましては、7路線考えておりました。それで、その一路線として笛吹峠でございまして、その舗装の打ちかえ等を考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 財源対策については、十分活用しながら対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に参ります。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○11番（安藤欣男議員） 町道の改良予定の取り組み方向ということに入っているわけですが、町道の中で橋の老朽化の調査もしているわけですが、これについての橋を含めた改良をするところも当然あるのだと思うのですが、これについてはどんな取り組みをされていくのか、お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

橋梁の関係でございますけれども、橋梁につきましては、橋梁の修繕計画というものをつくらせていただきました。その計画に基づいて修繕していくという考え方でございます。ただ、それはあくまでも修繕でございまして、橋梁につきましては耐震の関係がまだ整備されておられません。その耐震の関係につきましては、国の補助金等をいただきながら調査し、その後整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 町道改良も含めて、今課長からは補修をしていくというようなことも出ているわけですが、町道の補修箇所は、かなり傷んでいるところがあちこち出ているわけですが、この改良の中でどういうふうな基準で取り組んでいくのか。

お聞きをしておきたいと思っております。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

先ほど1号補正で補正させていただいたという事業がございますけれども、これにつきましては、舗装の路面が40%以上のひび割れがいつている箇所については交付金の対象にしましょうということで行ってございます。これにつきましては、先ほど7路線ということで、今年度やりたいということで予算計上させていただいております。これにつきましては、その事業の中で性状調査というものをやらせていただいております。30キロでございますけれども、要するに路面の状態を調べる調査です。その7路線のほかにやっております、その中でそういう40%を超えるような道路があれば、今後もその事業に手を挙げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今後手を挙げていきたいなというのは、この7路線以外で40%に近いところがどのくらいあるのですか。かなり傷んでいるようなふうには。ただ、なかなか予算がないのでできないで来てしまっているわけですから、その辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 先ほど、路面の性状調査をやらせていただきましたけれども、この中で全部成果が上がってこないのです、実際には。その中には、まだ何キロか40%を超えるようなところがあると思います。それについては、どのくらいあるかと今言われても、ちょっとわからないのですけれども、調査が上がってこないで、上がってきた段階でその辺については要望していきたい。また、これにつきましては幹線道路を対象としておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) ただ、上がってきた段階というのは、要望が出てきた段階なのか、町として都市整備課が調査をした数字が上がってきた段階なのか、その辺はどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 これは、幹線道路でございまして、これは町として整備していきたいというふうに考えています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 改良のほかに、修理、補修の話が入っているわけですが、それとあわせて舗装、この1―何号線なのでしょうか。玉ノ岡中学校の下の越畑へ抜ける道路、拡幅しましたよね、歩道の整備で。ここの路線が改良していただいたところはあるのですが、随分傷んでしまっているのですが、これはこの7路線の中に入っているのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 多分杉山の集会所から越畑のほうへ向かってということだと思えるのですけれども、この路線についても入っています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） それから、もう一点です。これは、私がかつて、おとしあたりですか、大字勝田地内の交差点の改良は必要ではないかというような提言をしたのですが、質問しましたが、そのときに「重要路線であるということはわかっています」と。「ただ、費用も大分かかるので、交通量の調査をしながら対応を考えていきたい」というふうな答弁をいただきましたが、その後、この交通量の調査、あるいは改良の方法等について検討されたのでしょうか。それだけ1点お聞きしておきます。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

これは、1―2号線の勝田地区でございまして、1―5号線との交差点でございまして、1―2号線から1―5号線に入るところに右折帯をとということで多分お話があったのかと思います。これにつきましては、交通量等調べて検討していきたいという話をさせていただきました。この事業につきましては、国の補助事業を入れていこうという考え方で今いるわけなのですけれども、実際に21年度の工事、22年度に繰り越した工事なのですけれども、きめ細やかな交付金事業というのですか、その事業を入

れて、1-2号線の交差点の部分の東側について舗装の打ちかえをやっています。そういう関係があったので、一回補助事業が入っていますので、これはちょっと断念したという面があります。

それと、今回の6月の補正の舗装の打ちかえの中で、交差点からカムス、エコ計画のほうに向かっていく路線でございますけれども、このカムス付近までの舗装の打ちかえ、これも交付金の中でやっていこうということで考えていますので、ちょっとこれについては、しばらくの間ちょっとご容赦いただきたいと思います。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 状況はわかりました。それでは、次、(3)に移らせていただきますが、多くの要望が出ており、整備の内容といたしまして、拡幅の要望、側溝整備が想定されるということです。この多くの要望というのは、どの程度なのでしょう。生活道ですので、かなり今回の改良計画といいましょうか、まち交でもこの生活道の整備はしていただいたわけですが、それは市外区域内も含めて整備がされたというふうに思っていますが、生活に密着した。これの改良について、正規な4メートル以上に改良しなければならぬ要望があるのかどうか。それ以外で、簡易舗装、現道のままで直したものでいいですよというようなことも出ているのか。あるいは、側溝だけはぜひ入れてくださいというような、そういう内容的にはどんなふうな内容なのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 区のほうから要望が出ている関係でございますけれども、生活道路でございます。生活道路の拡幅、それと舗装関係が出ております。実際には、平成8年から平成24年までの間で出ている件数というのですか、これが113件ございます。そのうちの実際に実施済みの箇所が30カ所、30件ということでございます。この生活道路の要望の中には、本当に個人的な街道というか、要するに入口的なものもございます。実際そういうものを精査しながら、今後整備していく路線であるかどうかというものを図りながら検討していかなくてはならないかと思えます。

それと、そういう先ほど言いましたように4メートル、要するに町でする場合については、4メートル以上で通り抜けのできる道路ということで考えております。そうすると、その道路に該当しないような道路も多分出てくるのかなと思います。そうい

うものも今後もどういふふうに整備していったらいいかというものも考えていく必要があるのかなと思います。

それと、生活道路の関係で、要するに先ほど言ったような4メートルに満たないような道路で、実際にはもう中心後退しながら4メートル広げていきたいというような道路がありますけれども、これにつきましては、平成21年から25年までの狹隘道路の整備事業ということで交付金事業がございました。この事業で5カ年の事業で大蔵と志賀と吉田の道路を3本整備するというので、今年もやっているのですけれども、進めています。この事業につきましては、25年度で終わりますよということになっています。実際にこの事業が継続されるかどうかというのが、国のほうの動向がわかりません。この事業が継続されるのであれば、何路線かは要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 国の制度が使えるものについては、極力活用しながらお願いをしたいというふうに思いますが、今課長のほうからちょっとありました、生活道でも個人の街道的なものもあるということもありました。地域によっては、うちのほうの大字古里にもあるのですが、2軒が使っている道路で、車はもちろん街道ですから入れますが、砂利道です。そうしたものについては、4メートルに広げなくも、現道で改良、あるいは簡易舗装とか、そうしたものをしておけば、十分それでも間に合うのかなと思うのです。しかしながら、町とすれば、そうしたものは要望があってもなかなか手をつけられないと、放置せざるを得ないというのが実態ですが、この生活道については、私はずっと前からこれ言っているのですが、地域でどうしてもやっぱり改良したほうがいいよというところで、地域全体で、全体というか、ある程度部落、部落というか、隣近所の方々が改良したほうがいいということで区を通して要望が出るようなところは、何か一つの基準を設けて、資材費を一定の割合で出しますよと、そういう制度的なものの構築というのが私は必要ではないかなというふうに、財源がなかなか厳しくなればなるほどそういうものが必要ではないかなと思うのですが、そうした捉え方というのはどうなのでしょう。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 先ほど言いましたように、かなりの件数の要望が出ています。実際に街道的なもので困っているような道もございます。実際に個人的にやられている、要するに整備、舗装、側溝整備をして利用している方もいらっしゃるかもしれませんが、いずれにしても、砂利敷きだとかそういうものについては、町のほうでもお手伝いしなくてはならない部分はございます。ですから、この辺についても、簡易舗装したいとか、そういった場合に、どれだけ今後お手伝いできるかどうかという部分を含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今、担当課長からは今後検討していきたいということですが、このことに対して答弁を求めるように書いてありませんが、副町長なり、町長なり、何か考え方がございましたら、道路行政についてお願いしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 たしか総延長400キロぐらい。400キロ台でしょうか、町の町道の。その中で、嵐山町は道路の改良率というのがかなり進んでいるのだと思うのです。先輩たちがご苦労されて、地域振興道路ですとか、いろんな形で道路改良、舗装を行って、現在はそれが大分古くなっているというような状況だと思います。これからの人口減社会に向かっていく中で、こういった道路も含めてインフラをどう集約し、どういうふうに残すべきものを残すか、その辺が今後のまちづくりの重要な部分だというふうに思っています。道路につきましても維持補修の時代に入っているわけでございまして、これを優先順位をつけながらどういうふうな形で整備していくか。これからこの辺をしっかりと町のほうでは検討し、取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 車社会の中で、ただ車も減っていくということも想定されるわけですが、とはいいいながら、道路それぞれ住民は同じように税を負担しているわけです。したがって、生活道の中で改良されたうちはいいけれども、取り残されてしまったうちはずっとそのままということでも、申しわけないのかなというふうな思いもいたしますが、一定の生活道、地域で重要な道路というのは、地域でやっていく

ような一つの考え方を変えていくということも打ち出すときに来ているのかなど。道路改良は、全部が4メートルではなくてはだめですよということではなくてもいいような気はするのですが、一つ新たな基準等を設ける方法もあるかと思うのですが、検討していただければよろしいかなと思います、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行きます。

○青柳賢治議長 どうぞ。

○11番（安藤欣男議員） 2番目の企業誘致についてお伺いをしたいと思います。

企業誘致、これは人口減が、いかに減少を食い止めるかということも、この企業誘致の問題、大きな課題、一つの要素になっております。嵐山町でも、この明星食品の移転の問題が大きな課題となっていたわけですが、改築により新工場を建設するというので、既に新しい工場の建設が始まりました。従業員ももちろんですが、我々もいたしましてもほっとするところでもありまして、まことに喜ばしいわけですが、ただそのときに川島地区においては、工場をそちらにというような案があったときに、用途指定を変えるなりしながら検討してきた経緯もございます。企業誘致は、極めて重要な課題です。もちろんこの埼玉県も県内への企業誘致というのに熱心に取り組んでいるようでございますので、県との連携、これも極めて大事だというふうに思います。聞くところによりますと、寄居町に今ホンダが操業を始めましたが、ホンダの誘致につきましては、町を挙げて大変な努力をしたと。もちろん県にも働きかけながら、県の協力も得ながら、この誘致に成功して、今この近辺で一番元気なのは寄居町かなというふうな気がいたしますが、そういう観点からいたしますと、県との連携というものを踏まえながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

お聞きいたしますが、現在嵐山町の企業立地計画がどのような状況になっているのか。どういうふうは今町として対応しているのか。嵐山町として企業を誘致しているという地区があるわけですが、それぞれの地区ごとに立地計画の状況がありましたら、お聞きをしたいと思います。（川島地区、杉山地区、越畑地内、その他）というふうに挙げてありますが、その他の中には、花見台工業団地の中であいているところもあるわけでございますので、この辺についてもお聞きできればよろしいかなと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、(2)に行きます。企業の立地支援の取り組み方ということで、これはたし

か平成22年だと思うのですが、総務経済委員会で企業と税というところで検討したこともございます。そのときに、条例をつくる必要があるということが委員会でもあったわけですが、しかしながら、町のほうも考えていますよということですので、条例づくりについては、そのとき町にげたを預けたという形になっておりますが、その後新たな動きはありません。何年か経過をしているわけですが、この状況について、なぜおくれてしまったのかということも含めてお伺いできればというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○青柳賢治議長　それでは、小項目（１）（２）の答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　質問項目の２の（１）につきましてお答えをいたします。

まず、川島地区であります。明星食品が当地区に進出しない状況となり、今後の当地区の工業系の開発手法等について、県当局とこれまで数回の打ち合わせを実施させていただいているところであります。その中で、都市計画道路、地権者の意向、緑地等についてクリアしなければならない課題があるわけでありましたが、今後とも県当局並びに地権者と協議連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、杉山地区であります。嵐山・小川インターが平成16年３月に開通し、９年が過ぎています。地権者には、開発のお話が幾つかあったようですが、まとまらず正式なお話は町にはありませんでした。新たな動きとして、先月の28日に町民ホールにおいて関係地権者の集まりがありました。今後は、杉山地区並びに関係地権者と連携を図りながら進めてまいりたいと考えています。

最後に、越畑地区であります。平成22年１月に町内の不動産業者が開発許可をとり、工事着手し、造成工事は完了しています。お聞きしましたところによりますと、企業からの引き合いはあるようですが、具体的な企業の立地には至っておりません。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。これまで、企業立地条例の対象となる業種、敷地と建物の規模、優遇措置の内容、新規雇用等の助成制度について検討してまいりました。現在、３月議会に企業誘致条例を上程すべく条例案を作成しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　川島地区においては、関係では開発手法等についても県当局

と打ち合わせて実施してきているということですが、これは、嵐山町の意向がどうなのだというものを県当局に話しているのだと思うのですが、感触的にはどんな感触なのでしょう。こういう企業が来ていますので、どうですかというようなことがあるのか。あるいは、造成等も含めて、こういうやり方がいいのではないですかとか、そうしたものがあるという捉え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 現在、県当局とお話をさせていただいていますのは、川島地区がどのような形がクリアできたら、ある程度方向が出るのかなということも含めて相談をさせてもらっています。その中で、今この中に入れましたけれども、都市計画道路の問題や地権者の意向、あるいは緑地、さらには排水の問題とか、あるいは下水の問題とか、河川の問題、いろいろ県のほうからご指摘をいただきました。それらを町として、どういうふうな形で整備を考えるのかということの中で、ある程度の方向性で今協議を進めていまして、その辺がある程度整ってくれば一定の方向が出るのかなというふうな感触でいます。ですから、確定しているわけではありませんけれども、その辺も話として今詰めさせていただいていますので、具体的にもう少したてば、もうちょっとその辺町として詰めてお話ができていくのかなとは思っています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 幾らか明かりが見えてきているのかなというふうに捉えたわけですが、地権者協議会というようなものも立ち上げて、強かに推進しないと、花見台の工業団地をつくったときも、あんな山の中に何ができるのかというようなこともあったわけですが、当時内田課長もその仕事に携わったというふうに思いますが、地権者等の意思の疎通がきちっとしていないと、県との話し合いについても、そんなことかいというので、県が逆に途中で足踏みするようなことであっても困るわけですので、その辺の連携については、今後どういうふうに進めていくつもりなのでしょう。お伺いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 平成22年、この明星のお話があったときに、地権者を集めて

お話をさせてもらって、こういう方向で行くというふうな話をさせていただいて、地権者からその当時100%同意をいただいています。今回こういった話になったときに、すぐに地権者を全部集めてというまだ確定はしていませんので、一定の方にお集まりをいただいて、その当時の関係というのでしょうか、その辺も含めてお話をさせていただきました。そうしましたら、当然地元とすれば、当然そういうのを進めると、一刻も早く進めてもらいたいというふうな意向をお聞きしまして、当然これが進むのであれば、全員の方にお集まりをいただいて、一定の方向もお話をしていくようかなというふうには考えています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） そうした状況が起こってきたときに、議会としてどういうふうな協力体制がとられたらいいのか、議会も研究しなければいけないと思うのですが、先ほどこの冒頭寄居の話も出しましたが、寄居町が当然議会も強力な体制の中で推進したというようなこともあるわけですが、その辺の捉え方については、町長さんいかがですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今、川島地区の現時点での進捗について、今課長から申し上げたとおりでございます。

これから将来を予測をする中で、先ほどから申し上げていますように、財源を確保する、あるいは働く場所を確保する。これは、今苦しいけれども、嵐山町として進めておかなければならない大変大きな課題だろうというふうに思っております、今申し上げましたような、嵐山町としてクリアしなければならない課題が非常にあるわけございまして、それを一つ一つクリアすべく県と話し合いを始めた。県の基本的な考えは、5年程度で工事が完了するようなものだったらば手を出しますと。ただ、それは、町の本気度もありますよということなのですね。ですから、今議員さんおっしゃられるように、町を挙げての取り組み、それから地権者の意向の確認、それからかなりあそこの地区は長い間放置しておきましたので、ご承知のとおり、農地が埋め立てを過去から繰り返されてきたと。この埋め立てをしている中に、宝物があるのか、何があるのか。その辺についてももしっかり把握しなくてははいけません。これは、これ

からお願いをしなければならないことですが、それから市野川沿いに下水本管が入っている。この下水の本管は、もう入れて20年もたつわけなのですね。これが民地に入っている。これもクリアしなければならない課題があります。それから、農地なのですが、あそこは16ヘクタールありますけれども、ほとんど農地ですけれども、先ほど課長から地権者は全員が賛成の意向、仮同意をもらっているということで、その辺は安心なのですけれども、県のご承知のとおり、農林部が非常にハードルが高いわけなのです。この辺のこともございますし、町も本気で取り組んでまいりますけれども、議会のぜひ皆様方にも絶大な応援をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 本気で取り組んでいくという答えでございますので、町を挙げて、議会もそうですが、協力できるところは協力していくという態勢が必要ではないかなというふうに思っております。長年の懸案の地域でございますので、幾らかめどが立ってくるということで期待をし、また積極的に取り組んでいかなければならないというふうに改めて思います。

次に、杉山地区でございますが、これにつきましても実は私のところ、私が畑で働いていましたら、杉山の方が、「今度は、安藤議員大丈夫だよ」と言うので寄ったのですが、それが28日のこの町民ホールにおいての集まりの前でございます。その後、この集まりに参加した方が、どうもまた前と同じだという捉え方なのです。だから、このあれが間違っていたらごめんなさいですが、エム・ケー（株）という会社の関係で推進しているわけですが、地権者、そのほかの地権者との信頼関係が低下しているわけです。あれでは、もう信用できないからというので、なかなか地権者同士の信頼関係ができていないというふうな感触を持ちました。それだけに、町がもっとリーダーシップをとっていかないと、ここの地域は企業誘致はできないというような感じを私は持ってしまったのですが、開発のやり方がいろいろあって、この間も、例に出しますが、滑川町にワタミという会社が来ました。これは、私は誘致にある企業が努力したのだと思ったのですが、そうではなくて、その企業が全部会社をつくって、工場をつくって、それで入ってもらって貸しているのですということなのです。だから、企業が今、製造業でも何でも形態が変わってきて、建物までつくって貸して、違う業者が動いているというような形態になってきているようです。要するに立地の仕方が

前と変わってきている。

したがって、この杉山地域についても、きちっとしたディベロッパーが入って、それによって開発の許可をとっていただいて開発を進めていかないと、ここはいつまでたっても農地ですから、計画が立っても時間がかかりますから、企業の誘致がどうしてもおこなわれてしまうというふうに思うのですが、課長は話し合いの場に出たということですが、内容的なものを話していただければお願いしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 11月28日に町民ホールで、地主さんが9名、発起人という方で1名、それと私で参加させていただきました。内容的な話となりますと、発起人の方が地権者協議会を立てたいというふうな話が出ました。質問としますと、まず地権者協議会に対して、何の目的ですか。15年前、物流の計画があったが、今はどうなったのかとか、発起人の立場はどうなのかとか、事業計画はないのかとか、その辺の話が先だろうという話で、いろいろご批判の話が出ました。極端な話が、今の話でいくと、15年前と同じだねという話になってしまいました。地権者のそういった質問に対して、内容的に答えとすると、先ほど出ましたエム・ケーに全部、目的については、地権者協議会を立ち上げてエム・ケーにお願いをするというふうな形で発起をしたと。ただ、実際に事業計画そのものについてはエム・ケーにしてもらうのですというふうな話で、逆でしょうというふうな意見も出まして、結果的にそういった中で、細かい話はあれですけれども、事業計画がわからないのに、そのための地権者協議会なのか。要するに意味がないと。エム・ケーに事業計画を説明していただいて、それで地権者協議会を立ち上げるのは、すぐ立ち上がるのではないかという中で、お話がそこで止まって終わりにになりました。

先ほど回答でもさせていただきましたように、平成16年3月から開通して9年たつて、以前地権者の中にも書かせていただきましたけれども、開発のお話はかなりあったと、うまくいくようなものもあったという話はお聞きしました。ただ、正式に町に来て、町のほうから県にお話という段階には至らなかったと。今回もそんなような感じが、今聞いたお話ですと多分そういうことだったのかなというふうに、私もそういうふうな認識にはなってしまったのですが、今後、多分エム・ケーを呼んで、またお話をするのかなとは思っているのですが、本来川島地区につきましては地元地権者が町のほ

うにお願いをしたいということで川島地区は進んでいるわけですが、この地区については、以前から地権者協議会のほうで探すのだというふうな形で動いていましたので、動き方が違うわけなのです。その辺の違いから今の状況まで至ったのかなというものが、この間の会議で、私も初めて参加させていただいたのですが、そんな感じを受けました。ちょっと雑駁で申しわけないです。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今、状況を説明していただきましておわかりかと思いますが、ただ地権者協議会というか、そのときかつてできた会は、何か既に今は解散しているのだというふうなことが聞こえたのですが、その状況はどうか、把握しているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 お話を聞きますと、当時の地権者協議会というのは、あのランプ内にあった方の中でお集まりして、その中で決めていたそうなのです。そうすると、町外の人については、地権者協議会という話はなかったみたいなのです。実際にそういう地権者協議会として集まってやったということはないというお話を聞きました。一回つくったらしいのですけれども、ではその要綱はどうかと私もお聞きしたのですけれども、それは1枚あるよと。ただ、当時つくったもので、そういった中で実際にお話したのは、その移動中の方々だけで、実際にはもうそういうのはないのだよねというお話で「実際にその要綱もありますか」と言ったら「ない」というお話なのです。ですから、当時、地権者協議会と私も聞いていたのですが、現状からするとそういう形で、本当に皆さんを集めてやったということはないというお話を聞きました。ですから、今回は地権者を本当に全員の方にお集まりをしてもらってお話を集めたのです。そうしたら、そのときのお話ですけれども、地権者からすると、今回はいいお話があったのかなということで先ほどの話になるのかなとは思いますが、そういう具体的な話として来るのかなということになりましたら、15年前と同じお話になったのでという話になるわけですが、地権者協議会についてはそういった形で、当時はそういったことで、正式な形、全員の方ということではなかったそうです。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 私の認識とはちょっと違った。よく聞いてみると、今課長から答弁があったような形での地権者協議会だったということでございまして、したがって、新たな、前の地権者協議会というのはあやふやなものなのです。それだけに、ここで町が新たな段階に入る手だてを考えると、要するにリーダーシップをとっていけるのではないかと思うのですが、そうした踏み込みをしていかないと、このところは、ただ農地ですから、1つの企業が入るといっても、なかなか時間がかかったり、今の時代ですから、それでは進出できませんねというような、開発の期間がかかってしまうから。そういう状況になってくる中で、今ホンダの関係で、こちらのほうも、寄居町は随分、立地といいましようか、不動産業者が動いているのを私も耳にしておるのですが、それだけに単価もずっとどんどん、どんどん上がったりなんかしているのです。したがって、この企業の立地が今までとまた変わって、今まで景気がどっと起こってきた中で、低迷してきたわけですが、景気が幾らか上向いてきている中で、企業の新たな設備計画というものがまた新しい段階に入るような気がするのですが、この杉山地区については、新たな捉え方をしながら取り組んでいただけないかというふうには私は思います。町のほうでも積極的な取り組みをされたらいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 杉山地区につきましては、今回私も初めて行かせていただいて、状況もある程度わかってきました。そういった点では、やはり地元地権者の意向、その辺をいろいろお聞きして、ある程度いこうという形でいかないと難しいのかなと思っていますので、ここですぐスタートということではなくて、かかわりを持たせていただいて進めていくしかないのかなということで、ちょっと時間については何とも言いませんけれども、そういった形でかかわっていく必要があるのかなと思いますので、考えとしては以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） ひとつ企業の立地の支援というものが大事ですので、一層の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、越畑の関係については、不動産業者が開発をして止まってしまっているわけ

ですが、新たな、あそこは倉庫ということで許可をとっているのだと思うのですが、倉庫以外のものが出たいということになった場合には、それはどうなのですか。ゆとりが今は出てくるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 当時、流通系ということで県のほうに出していました。現在は、県のほうが要綱を見直しをされて、流通系、工業系、商業系と3つに分かれているわけなのですが、昨年見直しをされて、流通系、工業系が一緒という形の捉え方をされました。それなので、今現在、変更の手続という形で、工業系も入るような形で、いずれにしてもその辺の動きというのでしょうか、両方できるような形で今進んでいます。その辺につきましては、事業主のほうにも、一応決まってはいるのですが、確定はしていないと。方向はそういう形で、県のほうの手続を今しているところなので、その辺の話は業者のほうにもお話をさせていただいています。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 止まっている理由が、社長そのものが体調を崩したものがあつたりするものですから止まってしまったのかなと思いますが、新しいやり方を考えなくてはいけないのかなというふうに感じておったのですが、このゆとりがあるということですので、新しい立地がされることを願っております。

それから、花見台の関係については、いかがなのでしょう。あいているところがあるのですが、それについては何かつかんでいますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 すみません。花見台につきましては、現在、事情によって会社が倒産してしまった箇所が2カ所、それから当然会社の事情によってまだ会社を建てていない場所が1カ所ということで、3カ所ございます。その中で、2区画目の化研という会社、この場所につきまして、実は武蔵野フーズのほうから事前のお話があって、このところを買って活用したいというふうなお話が来しました。これは、まだ事前のお話で来ているものですから、正式なものとしては来ていません。ですから、土地利用とすると、この化研があつたところについてはそういった形で動くのかなと。あと2カ所については、動きは今のところない状況です。

以上です。

◎会議時間の延長

○青柳賢治議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 先ほど内田課長のほうから化研の話が出ましたが、化研はもう武蔵野フーズに登記が変わっております。

それで、この間、化研の車を差し押さえで引き揚げてきたのですけれども、それもネット公売にかけようと思ったのですが、その前に事前に弁護士からお話がありまして、全額納税していただきました。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) ありがとうございます。花見台については、まだほかにも大きな武蔵野フーズの奥りのところが、大きなところが残っているわけですが、これから企業誘致については、いろんな手法で今までも取り組んでいただいているのだと思いますが、新たな思いの中で取り組んでいただけるとありがたいというふうに思っております。

次に、(2)の条例の関係でございますが、3月議会には、企業誘致条例を上程すべく今条例案を作成しているところですので、検討されているようですので、早目につくっていただきたいというふうに思っております。近隣町村でも、この条例がないところはないのではないかなというふうに思うのですが、嵐山町では止まってしまってここまで来ています。実際のところ、嵐山町はつくるということで目鼻はついていますが、この郡内の設置状況というのはどうなのですか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 私のほうでわかっている県にお問い合わせしている状況で、県内で32市町がつくっています。郡内を見ますと、つくっているところですが、

東松山、滑川、吉見、鳩山、ときがわでしょうか。あと、県のほうからいただいた情報では、それです。ほかにもあるのかもしれませんが、県のほうの情報ですとそういう状況で、郡内ではそういった形で、県の情報ではそういう形で認識しています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） この条例の設置が3月にはするということです。この条例の原案について、どこかで全協を開くなりして説明をする機会を持てるのでしょうか。というのは、総務委員会でも前に議論したことがあったり、また近隣町村の条例の状況、内容の状況というのも調べたり、お聞きしたりしなければなりませんし、嵐山町には嵐山町に合った条例を設置しなければなりません。できるだけ、3月に条例が設置できるように、この手順とするとどういふふうに町のほうは考えているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんから、22年当時この誘致条例について検討して、町のほうでつくるからということで、ここまでおけているというふうなお話だったのですが、先ほど課長が県内32市町でつくっていると。最近ですけれども、ご承知のとおり国内から海外にどんどん企業が移転をし、そして国内の中でも、今まであった工場が外に行ってしまったと、そういう状況が起きておるわけでございまして、最近ここ新しく条例の改正とかできている市の状況を見ますと、その市内の企業が、市内に残ってもらう対策、市内で工場を建て替えたり、あるいは敷地を買い増したり、そういったものまで優遇措置を講じて、何とか市内に企業が残っていただく、海外に移転しないで残っていただく、そういうことまで考えている。ちょっと時代が変わってきたわけなのですね。そんなこともありまして、町のほうでは、ここまで条例案の検討を重ねてきたというふうなことでございます。まだ条例案が完成しておるわけではございませんけれども、全体の構成につきましては先般の政策会議で決定をしていただきましたので、それに沿って規則等も整備しながら、しかるべき時期に説明ができるように準備を整えたいというふうを考えています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 3月には出すということでございます。今、副町長からもありましたが、町内企業の町内への新設についても、その条例の中に適用するというのは、かつて私どもが視察したところの町なんかにもそういうものが入っていますので、よそへ出ていかない、企業が逃げていかないというようなことも視野に入れる必要が当然あるかなというふうに思いますが、ほかの町村も条例が制定されているわけですので、グレードの高い条例案が提示され、条例が制定されれば、なおよろしいかなというふうに思います。

○青柳賢治議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開時間は5時10分といたします。

休 憩 午後 4時59分

再 開 午後 5時09分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項3、農政についてから、どうぞ。

○11番（安藤欣男議員） 3番目の農政についてお伺いをしたいと思います。

国が今まで長年進めてきた水田農業、特に主食ということで、米が農政の柱だったわけですが、大きく変えるということが新聞報道で出てきまして、その後、私が大変なことだと思いう中で通告をさせていただきましたが、新聞等であれから11月末です。いろんな報道がされております。途中で1万5,000円の転作減反政策の補償を7,500円に決めるとか、いろいろ変わってきております。したがって、ただこの減反政策が嵐山町にとっては大きな影響が出てくるわけですので、お聞かせさせていただきますが、国は米の減反政策を見直し、水田農業政策を大きく転換するとの報道があります。このことは、大きな問題が予想されます。今後町はどのような農政推進をするのか、お聞きをします。

(1) 国、県の農政推進の動向について、(2) として町の農政推進の方向性について、(3) 今、町内には、水利組合、あるいは土地改良区があるわけですが、これへの変化が起こってくるのではないかなというような心配がされます。特に土地持ち非農家というものがふえてきておりまして、今、水利組合あるいは土地改良区は、土

地の所有者から賦課金をいただいているわけでもございまして、この辺について意識が大きく変わってしまうのではないかなというような思いがありますので、この土地持ち非農家について、町がどういうふうな捉え方をされているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○青柳賢治議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、初めに質問項目３の（１）につきましてお答えいたします。

政府は、米政策を大きく転換し、昭和45年に始めた生産調整を５年後の平成30年をめどに廃止することや、補助金を見直す新たな政策を決定いたしました。現在の制度では、減反に参加した農家には、10アール当たり1万5,000円の定額補助金が支給されておりますが、平成26年からは7,500円に減額になり、平成30年には減反廃止に伴って定額補助金の支給がなくなります。また、平成26年度から転作支援で、飼料米、米粉用米に転作した場合の補助金を10アール当たり8万円から最大10万5,000円に増額になります。

また、農地を維持するための新しい補助金として、10アール当たり田3,000円、畑2,000円の直接支払い制度を新たに創設し、耕作条件の悪い中山間地の農地、農道、水路など集落を守るための活動を支援する政策を決定しました。今後も、国、県の動向、情報収集に努めてまいります。

続いて、質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。嵐山町では、減反政策に対し、町内の水田を3ブロックに分けたブロックローテーションが確立しており、毎年交付金を受けており、平成23年度は5,860万5,000円、平成24年度には6,330万円の交付金を受けております。農家数は、2010年農業センサスでは、専業農家41戸、兼業農家491戸、総数532戸ですが、平成24年度戸別補償制度の対象件数は120件であります。

本町の水田のほぼ全域が土地改良区や土地改良組合の区域であり、圃場整備が完了しておりますが、規模の小さい農家は水田経営をやめてしまい、担い手農家や法人へ農地を貸す状況が進んでおります。

農業、農村には、減反政策の見直しや高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題があり、今後の農業の展望が描けない状況があります。このような問題を地域

の皆様の話し合いによって、プランをつくり問題解決を図る、人・農地プランの策定を進めております。今後、人・農地プランの推進を図ってまいります。

次に、質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。嵐山町の土地改良区は、七郷北部土地改良区、嵐山南部土地改良区、嵐山中部土地改良区の3改良区あります。土地改良組合は、北田土地改良組合、遠山土地改良組合、馬内土地改良組合、勝田土地改良組合、千手堂土地改良組合、志賀土地改良組合、杉山越畑土地改良組合の7土地改良組合であり、土地改良区、土地改良組合の区域内の田は234ヘクタール、畑は127ヘクタールであります。

水田農業は、トラクター、田植え機、コンバイン等が非常に高額であり、大型機械が壊れてしまうと農業をやめてしまい、担い手農家に農地を貸してしまう土地持ち非農家が増加しています。また、担い手農家も高齢であり、体調を崩したりすると農業をやめてしまうような状況であります。

農村地域では、地域住民が一体となって農村地域の環境を保全していくことが重要であり、そうしないと農村地域の環境保全ができなくなってしまうものと考えられます。

平成19年度から始まった農地水環境保全事業1期対策を町内8地区で、農業施設の点検、ため池や水路の草刈り、景観作物としてヒメイワダレソウや菜の花の栽培を行い、農村地域の環境保全に努めております。平成24年度からは、2期対策として6地区で実施しております。今後も、国、県の動向を注視し、土地改良区や土地改良組合への情報提供をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 国も減反政策をやめるけれども、当面は、5年間は今の減反のやり方を継続はすると、5年後からは減反政策をやめますよという捉え方だと思っております。今それに合わせて、10アール当たり、直接払い方式というものが出てまいりました。水田10アール当たり3,000円、畑についても今度は対象にするということですが、この新たな創設するというものが、どういうふうな基準でカウントされるのか、その辺がちょっと不明確なのですが、畑にしても作物をつくっている畑、あるいはただうなっている畑とか、要するにつくっても、なかなか農産物として売りに出せないというものがあって、耕作放棄地ではないけれども、ただ耕しているとい

う、草刈りはしていますよという畑なんかも、これはカウントされるのかどうか。その辺については、直接払いの基準となるものはどうなのか。田んぼについても、3条資格者のほうに行くのか、あるいは土地の所有者に行くのか。その辺については、つかんでおりますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 いずれにしましても、まだ国、県から正式な通知等来ておりません。新聞報道が情報源でございますので、そういったところからで話になってしまいますが、新聞等によりますと、対象になるのは、全水田、それから畑、草原というふうな形で対象になるというふうな形で聞いております。それは、先ほど議員さんがおっしゃられた水田の3,000円の部分につきましては、農地の管理や水路の管理、これが新しく創設された農地の維持支払い部分に当たるというふうな形で新聞等では出ております。

それから、以前の農地、水の関係が、これは景観の保全だとか、環境の保全ということで、田んぼですと2,400円、合わせて5,400円というような報道が出ております。畑につきましては、環境維持の支払いの部分が2,000円、資源向上の支払いの部分が1,440円、草原につきましては環境維持の支払いの部分が250円、資源向上の支払いの部分が240円というふうな新聞報道でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 確かに決まっているのは26年度から7,500円にしますよということだけが、これは明確になっているので、そのほかのことについては、まだ新聞報道があるだけのことは承知をしております。はっきりしたものが出次第、これは農家にわかりやすい説明をしていただきたいというふうに思いますが、特に今、直接払いの関係については新しい補助制度です。これが、担い手農家が、畦畔、田なんかを刈ったり、道路の、農家がやっているのですが、これを地権者にも支払うということになれば、もっと広く農道の草刈りとか、そうしたものはお願いしていく必要が出てくるのかなというふうに思います。今度のこの転作が、今一生懸命担い手が努力して、骨折ってくれているわけですが、その方々が得ているものが半分になってくるということなのです、半分に。ですから、一番大変なのは、今担い手として頑張ってくれて

いる方々に一番ダメージが出てくるかな、そんな心配が今あります。そういうことで、この3番目のほうの関係も出てくるわけですが、ひとつ情報を早く知らせていただくようお願いしたいと思います。この関係については、結構です。

ただ、このブロックローテーションを今進めているわけですが、このブロックローテーションによって水田が守られていると。守られているというか、稲がつくられているわけですが、この転作がなくなったときにブロックローテーションはしないで別にいいわけですが、その辺の町の農政として、このブロックローテーションをどう捉えていくのか。全部の田んぼには、稲をつくってもいいですよといっても、これは水利が間に合いませんから全部だめになってしまうというふうに思います。ブロックローテーションの進め方については、今後どういうふうなお考えなのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 減反政策につきましては、2018年度から廃止ということでございます。この嵐山町のブロックローテーションは、非常にいい制度でございます。昨今の異常気象等ありますと、稲の作付におきまして水不足が生じるようなこともございます。今年度なんかは、特に水不足が心配されましたが、完全にブロックローテーションがなされているということで、作付が3分の1について休みになっております。そういったことで、今年の稲の作付等にも大きな影響もなく、ほとんど全ての水田で植えつけることができました。そういった意味では、いい役割を果たしていたのですけれども、2018年度からそういった減反政策が全て廃止になりますと、誰もが自由につくっていいということになりますので、仮に全田んぼを作付するというふうなことになりますと、昨今の水不足というふうなことも影響されますので、そういったこともちょっと懸念されるところかなというふうに感じております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) そういうことなのですね。ですから、全部の水田に作付はできないですよ。ですから、新たに町としてブロックローテーションの推進について踏み込んでいかないとだめなのではないかなというふうに思うのです。幸い、この人・農地プランを今年度作成していく中で、総合農政推進委員会、そうしたものが発足をして諮問をされているわけですが、そうした推進委員会で、今後の町の農政について、

人・農地プランの、それを審議すれば、ある程度のことは出てくるのかと思うのですが、この人・農地プランを見ると、ここで確立しなければ補助金ももらえませんよとか、そうしたことのための農地プランのような気がするのですが、そうではなくて、これは人・農地プランは国でつくりなさいということで、この策定するための委員会があるわけですが、つくっているわけですが、総合農政の審議会というのを継続的に開きながら、今後の町の農政の推進に、いろいろ減反政策に合わせた農政推進を考えていく諮問機関として活用する必要があるのではないかと思うのですが、それについては、課長答弁できますか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 今回の総合農政審議会につきましては、11月7日に開催されて、町長のほうから人・農地プランの策定についてということで諮問したところでございます。

人・農地プランにつきましては、我が国の農村や農業が抱えている問題、高齢化の問題、それから後継者不足の問題、それから耕作放棄地の増加の問題など、さまざまな問題があるわけですが、こういった問題について、5年後、10年後の展望が描けないような状況になっております。そういったものにつきまして、地域の皆様で話し合っただけでプランをつくるということで実行していくプランでございます。そういったプランを、そういった地区の人で話し合った結果に基づいて実行していくプランということで、プランのほうの策定を今進めているところでございます。現在このプランの策定に当たりますと、いろいろ担い手の農家さんにヒアリングをしたりだとか、あるいは認定農業者さんにヒアリングをしたりしております。

それから、1月の下旬にかけては、地域に出向きまして、実際地域の方々の意見を聞きまして、そういった意見を取り入れて、プランのほうに位置づけるというふうな形で進めているところです。総合農政審議会に大変こういったプラン、それから今後の農政につきましても、審議、検討していただく必要があるかなというふうに感じております。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 人・農地プランを作成をする中で、嵐山町の今後の農政につ

いての位置づけが進んでくるかなというふうには感じました。大きく期待をしていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に進みますが、土地改良区の関係につきましては、大変な状況になっているということは、課長もおわかりのことだと思いますが、この土地が、担い手農家が、今、土地の所有者には小作料といいましょうか、地代を払っていただいております。地代が払えなくなってくるような想定もされるのですが、こうした状況になってきた場合には、改良組合あるいは改良区も、大変賦課金の問題で苦慮する状況が想定されます。町が将来的には、水利組合あるいは改良区等々の統合、あるいは整理というようなことが起こってくるのかどうか。これらについて、将来的には統合していくというようなことが考えられるのでしょうか。それは、なかなか難しいことだと思いますが、何かありましたら。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 改良区におきましても、土地改良区が成立しましてから20年、30年というふうな形で経過しておりますと、いろいろ施設のほうも維持とか修繕等の必要も出て、大きな修理費等もかかるような状況もあります。そういった中で、またこれからそういった土地改良区だとか水利組合、大きい負担がかかったときに、どういうふうにやっていくかというふうな問題もあると思いますので、今後そういったことも考えられるかなと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 特にこの土地改良区については、全国的に大変な課題を抱えるような時代になってくると思います。したがって、国、県の動向を注視ということで情報提供するという答弁でございまして、国、県の動向を我々も注視しながら取り組んでまいりたいというふうに思いますが、引き続きこの農家に対する支援をぜひともお願いを申し上げたいなというふうに思っていて、私からの質問を終わります。

以上です。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日は休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、12月9日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○青柳賢治議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時36分)

平成25年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

12月10日（火）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 8号 専決処分の報告について
- 日程第 2 議案第 50号 嵐山町地域福祉人材育成基金条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第 51号 嵐山町税条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第 52号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第 53号 嵐山町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第 54号 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第 55号 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合における公平委員会の共同設置について
- 日程第 8 議案第 56号 嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 57号 嵐山町公平委員会条例を廃止することについて
- 日程第 10 議案第 58号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第 11 議案第 59号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 12 議案第 60号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 13 議案第 61号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 14 陳情第 8号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願（陳情）
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 閉会中の継続調査の申し出について

追加

- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 土地の取得について（杉山城跡用地）
- 日程第 1 8 発委第 3 号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて
- 日程第 1 9 発委第 4 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について
- 日程第 2 0 発議第 1 1 号 小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書の提出について
- 日程第 2 1 発議第 1 2 号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について

○出席議員（13名）

1番 森 一人 議員	2番 大野敏行 議員
3番 佐久間孝光 議員	4番 長島邦夫 議員
5番 小林朝光 議員	6番 畠山美幸 議員
7番 吉場道雄 議員	8番 河井勝久 議員
9番 川口浩史 議員	11番 安藤欣男 議員
12番 松本美子 議員	13番 渋谷登美子 議員
14番 青柳賢治 議員	

○欠席議員（1名）

10番 清水正之 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
山 下 次 男 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長
田 邊 淑 宏 ま ち づ くり 整 備 課 長

新	井	益	男	上下水道課長	
内	田		勝	会計管理者兼会計課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長	
大	塚		晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務	

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年嵐山町議会第4回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました陳情第8号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願についての審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○青柳賢治議長 日程第1、報告第8号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第8号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきまして議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第8号の細部につきましてご説明申し上げます。

別紙をごらんください。損害賠償額の決定についての件でございます。3の事故概要でございますが、平成25年6月21日午前2時ごろ、相手方野村智也氏所有の普通乗用自動車、嵐山町大字將軍沢891番地1付近の町道を走行中、当該町道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものでございます。

相手方でございますが、埼玉県川越市大字古谷本郷913番地1、野村智也氏でございます。損害賠償の額でございますが、乗用車のタイヤとアルミホイール1本分、車のレッカー代金、代車料金等の7割相当額といたしまして32万4,170円でございます。

当該案件につきましては、議会からの専決処分事項といたしまして指定をいただいておりますので、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、11月18日に専決処分をいたしました。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で全額措置されるものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

第9番、川口議員。

○9番（川口浩史議員） 7割とした理由を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 これは、先ほどの総合賠償補償保険に加入していると申しましたが、そこへ保険会社の査定でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口議員。

○9番（川口浩史議員） その理由は聞いていないのでしょうか。通常100%のような気がするのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 一般的なこういう事故の場合には過失割合というのがありまして、一方的にその道路管理者が悪いということではなくて、運転者も安全運転をする注意義務があるということでございます。そういうようなことで、今までの判例からして7割相当額ということでございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第2、議案第50号 嵐山町地域福祉人材育成基金条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町地域福祉人材育成基金条例を制定することについての件でございます。

高齢化の進展や障害者ニーズの多様化により、地域福祉の重要性が高まっている中、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

〔岩澤浩子健康いきいき課長登壇〕

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、議案第50号の細部につきましてご説明を申し上げます。

条例の説明をさせていただく前に、基金創設の経緯につきまして若干触れさせていただきます。

町では、平成24年6月に、町民の方から障害者等の福祉のためにということで1,000万円の寄附をいただいております。ただし、目的を特定しないので町の都合で使ってもらってよいということでしたので、一般寄附としてその年の9月に福祉基金に積み立てをしております。

また、その前の年、平成23年7月にも、町民の方で介護等で町に大変お世話になったということで、その方が亡くなられた後、故人の遺志として遺族の方から1,000万円の寄附がありまして、こちらにつきましても一時福祉基金へ積み立てをさせていただいておりました。

こうした貴重な寄附を有効かつ適切に活用させていただくために、新たな基金を創設することといたしました。そして、検討の結果、今後ますます進展する高齢化や障害者ニーズの多様化等に対応するため、高齢者福祉や障害者福祉を担う人材を育成するための基金という形が寄附をしていただいた方の思いに応えられるのではないかとということで、このたびの嵐山町地域福祉人材育成基金条例の制定となったわけでございます。

それでは、条例をごらんいただきたいと思います。

第1条は設置でございます。町は、町民の方々により暮らしやすく、嵐山町に住んでよかったと思っただけのまちづくりを目指すために、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図ることといたしまして、嵐山町地域福祉人材育成基金を設置するものでございます。

第2条は積み立てでございます。当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額を積立額とするものでございます。

第3条は管理、第4条の運用益金の処理、第5条の繰替運用につきましては、ごらんいただいているとおりでございます。

第6条の処分につきましては、第1条の設置の目的に該当する場合に限定し、全部又は一部を処分することができることとしております。

第7条は委任規定となっております。

最後に、附則ですが、施行期日は公布の日からとするものでございます。

なお、この条例の運用につきましては、第7条の規定に基づきまして、別途嵐山町地域福祉人材育成助成金交付要綱を平成26年4月1日からの施行に向けて検討をしております。助成制度の細部につきましては検討中でございますけれども、現在予定し

ておりますのは、福祉の分野での社会貢献に意欲のある方で、介護施設や障害者施設等で今後需要が見込まれる人材の資格を平成26年4月1日以降に取得し、比企管内の施設等に勤務する方に対し、助成金を交付してまいりたいというふうに考えております。また、結婚や出産、病気、介護等でやむなくこうした施設等の勤務を一旦離れ、再度勤務をする方に対しましても、助成対象にしていければと考えております。

助成対象の主な資格といたしましては、社会福祉士、介護福祉士、看護師といった福祉系の国家資格や、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですとかホームヘルパーなどを予定しているところでございます。いずれにいたしましても、なるべく早い時期に要綱の内容を固めていきたいというふうに考えております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 社会福祉士や介護福祉士になるのにお金がかかると。その人に貸与するよという考えでよろしいのでしょうか。

それと、比企管内の社会福祉施設という条件ですよね、嵐山町でなくても構わないという。ちょっと確認なのですが、その2点、ちょっと伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 資格を取得した方で施設等に勤務をした方に、貸与というのではなくて支給というふうな形でございます。

それから、勤務先でございますけれども、町内に限らず、実態がやはり障害者の方、高齢者の方につきましてもいろんな施設のほうにお世話になるというふうな考えもございまして、余り町内に限定しないで少し広げて考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） なるほど、そうですか。

それで、貸与のほうなのですが、支給ということは返還はもうなしということですよ。例えば1年ぐらい働いて、もうやめてしまったということもあり得るわけですよ。そういうときの何かペナルティーとか、そういうのは何か今後考えていくのか、

ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 先ほども申しあげましたようにただいま検討中ということとございまして、まだ細部につきましてはこれから詰めていきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、余り周りから批判のないような形で決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町地域福祉人材育成基金条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第3、議案第51号 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町税条例の一部を改正することについての件でございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、年金特別徴収制度及び金融所得課税の見直し等

を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 議案第51号の細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表及び参考資料をご参照いただきたいと思います。参考資料に基づき、説明させていただきます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うものです。

主な改正点は次のとおりです。

1 といしまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し。下記の表の現行、これが改正前になりますけれども、これを見ていただきたいと思います。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、4月、6月及び8月に徴収する仮徴収については、前年度2月の本徴収と同額をそれぞれ徴収し、10月、12月及び2月に徴収する本徴収額については、特別徴収税額、年税額から仮徴収額を控除した額の3分の1ずつの額をそれぞれ徴収していますが、年税額が前年から大きく変動した場合に仮徴収額と本徴収額に乖離が生じるため、見直しを行うものです。

具体的には、これも下記の表の改正後を見ていただきたいと思います。年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額、年税額の2分の1に相当する額とするものです。また、特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や、賦課期日、1月1日以後に当該市町村の区域外に転出した場合に、特別徴収から普通徴収に切りかえる仕組みとなっておりますが、一定の要件のもと特別徴収を継続すること等の見直しを行うものです。これらの改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用するものです。

関係税条例ですが、嵐山町税条例第47条の2、47条の5となっております。

次のページをお開きください。2 といしまして、金融所得課税の一体化の見直し。公社債等に対する課税方式を見直した上で、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の損益通算、繰り越し控除の特例対象範囲に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等

を加え、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等々、上場株式等の譲渡所得及び配当所得との間で損益通算、繰り越し控除を可能とするものです。これらの改正は、平成29年1月1日から施行し、平成29年度以後の住民税に適用するものです。

関係条例ですが、嵐山町税条例附則第16条の3、附則第18条の2、附則第18条の2の2になっております。

改正の主な概要ですが、(1) 公社債等に、すみません、次に「等に」と入っていますが、これは削除してください。すみません。公社債等に対する課税の方法の見直し。下記の表のとおり改正になりますが、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る利子、譲渡所得について、申告分離課税方式が導入されます。

①公社債等は、特定公社債等と一般公社債等に区分され、特定公社債等の利子、譲渡所得については、申告分離課税方式が適用されます。

②一般公社債等については、利子所得は現行どおり源泉分離課税、譲渡所得は現行非課税から申告分離課税方式へ変更になります。

③一般公社債等のうち同族会社が発行した社債の利子、譲渡所得等で、その同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となります。

続きまして、(2)に行きます。株式に係る譲渡所得等の分離課税の階層（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）になります。

次のページの表のとおりになりますけれども、①上場株式等に係る譲渡所得と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度とされ、両者間の損益通算が不可能になります。その上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得の分離課税と、一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されます。

②特定公社債等の利子、譲渡所得が、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算、繰り越し控除の特例の対象範囲に追加されます。

③特定公社債を特定口座へ組み入れることができるようにし、金融機関等における取り扱いが整備されます。

③のその他といたしまして、条例の削除、その他の所要の規定の整備を行うものです。嵐山町税条例の第33条、附則第6条、第6条の2、第7条の4、第18条の2の3から第18条の6の1までとなっております。

附則ですが、第1条、施行期日を定めたもので、平成28年1月1日から施行するものと、定められた期日から施行するものがあります。

第2条、経過措置を定めたものです。

以上、細部を終わります。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まず、年金の件なのですが、この表から見まして現行ではNプラス1というところで、医療費等の控除があった場合、仮徴収、本徴収、1万円ずつ、それと、10、12、2の本徴収が2,000円ずつであったと。Nプラス2のほうは、医療費控除がなかったのもたまたま6万円に戻って、そのときは仮徴収は2,000円ずつ3回、本徴収は1万8,000円ずつ3回と。前年度から極端にふえてしまうということですよね。それが、改正後はNプラス2のほうでは、仮徴収は6,000円ずつ、本徴収は1万4,000円ずつ3回と。こういう理解でよろしいのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、金融所得の関係ですが、これ来年の4月から株式等の所得に係る税率が、今まで10%だったものが20%になるわけですよね。それ自体を我々求めてきたものでありますので大変歓迎です。あわせて、今回は申告の分離ができるようになったという、そういうことでよろしいのでしょうか。この金融所得の関係で1点伺いたいのですが、税金増はどのくらいになるのか計算してありましたら伺わせていただきたいと思います。

それから、附則の第1条で、これは平成28年1月1日からだと。この後、国保のほうも出るのですが、こちらは平成29年の1月1日だと。まだ2年も先。今審議しているのが2年先。国保は3年先だと。なぜこんな先のことまで今やるのか、忘れてしまうからですか。まだ先でもいいのではないかとこのように思うのですけれども、ちょっとこれ理由がありましたら伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、この年金の平準化ですけれども、先ほど申しましたようにこの仮徴収については、今までは前年の2月、前年というか年度は2月なのですけれども、その年の2月の年金の額を仮徴収するようになっていきます。そうすると、税が次の年度、税が減ったりだとかそのまた2年後にはまた税がふえたという、それが多かたり

少なかったりする場合があるのです。それを平準化するために、前年度の年税額の2分の1、それを3で割ったやつを仮徴収額にするということで、そうすると税額が多くなったりとか少なくなったりとかが平準化されますので、納税者にとっては有利になってくると思います。

それと、金融所得課税の一体化ですけれども、今株式の譲渡等は軽減税率10%、所得税が7%、町民税が1.8%、県民税が1.2%、それで10%です。その軽減税率が切れるのが今月です。26年1月1日からは本則税率、所得税15%、町民税3%、県民税2%になります。ただし、税率が上がるのですけれども、そのかわりに少額投資非課税制度、これが2014年の来年の1月1日からこの非課税制度というのが始まります。多分投資家はこちらのほうに流れていくのかなと思っています。この制度というのが毎年100万円まで投資ができて、期間が5年間ということで、いずれにしても、20%かかるのが非課税ということはもうわかりませんので、こっちにちょっと流れていくのかなということで、税収がちょっとふえるというのが期待もできないのかなと思っているのですけれども、いずれにしても1.8%から今度3%になりますので、25年の今のペースでやりますと40万円ちょっとぐらい税収がふえるような形になっております。

それと、施行期日の関係ですけれども、この条例等が通った後に、電算会社はシステム改修をしなければならないです。というのは、市町村は町で申告を受けるときには、所得税の控除関係の申告システム、住民税の申告のシステム、電算会社は所得税も住民税も対応できるようなシステムをしなくてはいけないので、それに時間がかかるという形で施行期日が長くなっているということです。

以上です。

○青柳賢治議長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を採決いた

します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第4、議案第52号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、年金特別徴収制度及び金融所得課税の見直し等を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

[中西敏雄税務課長登壇]

○中西敏雄税務課長 議案第52号の細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表及び参考資料をご参照いただきたいと思います。参考資料に基づき、説明させていただきます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正点は次のとおりです。

1 といたしまして、金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直し。下記の表のとおり改正されます。所得税及び住民税において、金融商品に係る損益通算

範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式が変更されることに伴い、これに準じて国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すとともに、所要の規定の整備を行うものです。これらの改正は、平成29年1月1日から施行し、平成29年度以後の国民健康保険税に適用するものです。

関係条例ですけれども、附則第4項、附則第7項、附則第8項、附則第15項になっております。

2のその他ですが、項の削除、その他の所要の規定の整備をするものです。附則第5項、第9項から第14項まで、第16項となっております。

附則ですが、第1条、施行期日を定めたもので、平成29年1月1日から施行するものと定められた期日から施行するものがあります。

第2条、適用区分を定めたものです。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第5、議案第53号 嵐山町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、嵐山町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについての件でございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の名称の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 嵐山町犯罪被害者等支援条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第6、議案第54号 嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

子供の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、受給資格者の権利を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤こども課長。

〔簾藤賢治教育委員会こども課長登壇〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、議案第54号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の細部説明を申し上げます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。第8条の後に、第9条譲渡又は担保の禁止として、この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができないという条文を加え、附則としてこの条例は公布の日から施行するというものでございます。この趣旨といたしますと、こども医療費に対する支給であり、他に使われることのないよう制限と保護を明確にするということでございます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 具体的にこの過去の中で、譲渡したというふうな形の例があったのかどうか伺いたしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

この条文がなかったために何らかの影響とかトラブルがあったということは、かつてございません。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第7、議案第55号 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合における公平委員会の共同設置についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合における公平委員会の共同設置についての件でございます。

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合において公平委員会を共同設置することについて協議するため、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋地域支援課長。

[中嶋秀雄地域支援課長登壇]

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、議案第55号の細部について説明をさせていただきます。

ます。

本議案は、地方自治法第252条の7第1項の規定により公平委員会を共同設置するため、提案理由にあります1市6町1村及び2組合を構成団体とする規約を定め、共同設置に関する必要事項を定めることについて、議決をお願いするものでございます。

この公平委員会の共同設置につきましては、平成24年11月より担当職員による比企広域公平委員会共同設置研究会において、公平審査の中立性、公平性及び事務の効率化を目的に研究をしております。その報告がまとまり、先般の10月16日に開催されました正副管理者会議において、平成26年4月1日から共同設置をすることで協議が整ったところでございます。

では、規約についてご説明をさせていただきます。

第1条は共同設置をする団体に関する規定で、1市6町1村及び2組合の10団体を構成団体とするものでございます。

次に、第2条は名称に関する規定でございます。名称を比企広域公平委員会とするものでございます。

第3条は執務場所に関する規定で、比企広域市町村圏組合事務局内とするものでございます。

第4条は、委員の選任方法に関する規定でございます。第1項で、委員は関係市町村長等が協議により定めた委員の候補者について、比企広域市町村圏組合管理者が比企広域市町村圏組合議会の同意を得て選任するものと定めております。2項は第1項の議案書の添付書類を、3項につきましては議会の同意が得られない場合の手続を、そして4項は欠員が生じた場合の手続を定めているところでございます。

次に、第5条は委員会の事務を補助する職員に関する規定でございます。補助する比企広域市町村圏組合の職員の定数は、関係市町村の長等が協議して定めるものとして、補助する職員は比企広域市町村圏組合の職員を充てることを明文化したものでございます。

第6条は負担金に関する規定で、負担金の額は関係市町村の長等の協議により決定することと規定しております。これは、共同設置した公平委員会の運営については加入した各団体からの負担金をもって運営することを前提としたものでございます。

第7条は、公平委員会に関する予算は特別会計として設置するための規定でございます。

第8条は、公平委員会に関する予算及び決算の報告等に関する規定でございまして、比企広域市町村圏組合管理者が予算及び決算の議案を組合議会に提出する場合は、関係市町村の長等と調整を行うこと、及び第2項では、組合議会で議決または認定された場合は、当該予算及び決算を報告しなければならないことと定めております。

第9条は、公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程に関する規定でございまして、これに該当する条例等について関係市町村等はこれを相互に調整するように努めなければならないとするもので、関係市町村等が適宜必要に応じて調整し、円滑に事務が行えるようにするものでございます。

次に、第10条は、公平委員会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する規定でございまして、第1項で、比企広域市町村圏組合は委員の報酬、費用弁償の額及び支給方法に関する条例等を制定または改廃する場合は、あらかじめ関係市町村等と協議しなければならない旨を定めております。また、2項では、関係市町村の長等は、1項で制定、改廃された条例等を公表しなければならないとしたものでございます。現在の公平委員会の委員の報酬等は各団体等の条例で定めているところでございますが、共同設置となった場合には比企広域市町村圏組合の条例に基づいて報酬等が支給されることとなりますので、比企広域市町村圏組合が報酬等の条例、あるいは規則等を制定、改廃する場合の関係市町村等との対応について規定をしたものでございます。

第11条は、委員の退職に関する規定でございまして、委員の退職につきましては、任期満了以外で委員の都合による場合も考えられますので、その場合の手段方法を定めたものでございます。

第12条は、補足に関する規定でございまして。

続きまして、附則でございまして。附則の第1項は、施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。また、附則第2項につきましては、経過措置としてこの規約施行の際に現に比企広域市町村圏組合公平委員会の委員の職にある者を、それぞれの任期までの間、この規約により選任された公平委員会の委員とみなすものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 地方自治法の改正によってこのようなことが行われてくるわけですが、今回公平委員会の共同設置です。そのほかに監査委員会の共同設置、監査委員の共同設置、議会事務局の共同設置ということも当然考えられてくるわけですが、現在は公平委員会の共同設置、そのほかには考えられているものはあるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 現在、共同設置については具体化しているのは公平委員会ということでございまして、ただ、渋谷議員さんがおっしゃるように、今後共同設置というものはさまざまな分野で考えられるかなというふうには思っております。しかしながら、現在比企広域のほうで少し研究はされているというのは、税の徴収です。この関係については、共同化ができないかということで研究が進んでいるというふう聞いております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 事務の共同設置などはこれからも進んでいくと思うのですが、その提案というのは各市町村の長から出てくるのか、職員から出てくるのか、それとも、国のほうからそのような形での通達的なものが出てくるのか、それを伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず1点は、国のほうからは、やはりそういったことについて今後の方向性として、共同設置、いろんな機関の共同設置もありますし、組合としての設置もありますし、そういったことでは方向的には考えていくべきだろうというようなことでの通知といいましか、そういったあれは送られてきております。

また、この比企広域の関係につきましては、その管理者あるいは副管理者会議の中でもこういったものが出される場合もありますし、またその前に幹事会という我々担当者、担当課長の会議があります。そういった中でも、具体的に研究がなされていくか、あるいはというところまで行くかどうかはあれなのですが、いろんな議論の中でそういった話が出てくる場合もあるということでございます。

○青柳賢治議長 ほか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 共同設置であります、地方公務員法でありますと公平委員は3人をもって組織するというふうになっているわけです。現在のこの2万足らずの人口でも3人ということでありまして、今度は20万人をたしか超えるのだと思うのですが、そうしますと3人でやっていけるのか、ほかのところは20万都市、30万都市もありますからやっていけるわけなのですが、それでもちょっと心配になるわけです。会議が何回ぐらいやられていたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、公平委員は第4条で関係市町村等の長及び管理者が協議により定めた者を組合のほうで議会のほうで同意をしていくということですが、知識人がその中に何人とかと、1人は入るのだろうとは思いますが、ちょっとその辺あたりを伺いたいと思います。

それから、共同設置によるメリットをちょっとお話ししていただけないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 まず、公平委員の人数の関係でございます。議員さんが今お話ししていただいたとおりでございます、地方公務員法で公平委員の委員の定数が決まっております。3人ということでございまして、この人数については法で定められた人数ということになっております。

それから、会議の回数がどの程度開かれているかということでございます。ちょっと調べたものがございます。まず、平成23年の実績から言いますと、嵐山町と滑川町、これが公平委員会が2回ずつ開かれておりまして、東松山市は別として、それ以外の町村については1回という会議の回数になっております。

それから、公平委員会では、審議をする内容が大きく言いますと3点ほどございます。それは、1つは職員の勤務条件等に関する措置の要求、それが第1点。それから、職員への不利益処分への不服申し立てに関する事例。それから、もう一つは職員の苦情処理というのも公平委員会の案件になっております。こういった中で、過去3年間、今回構成をいたします市町村のこういったものに関する件数を調べましたところが、まず1点、勤務条件、それから不利益処分については、構成する市町村で過去3年間開かれたことはございません。ただ、職員のいわゆる苦情処理という部分では、東松

山市のみが平成23年に5件、それから平成25年度に1件というふうにかかっているようでございます。それ以外の市町村ではこの件についてもございません。

嵐山町で2回開かれておりますのは、これは職員団体の登録に関するものでございまして、組合員、執行部体制が変わりますと、その役員についての届け出がなされます。それが嵐山町の場合ですと職員組合、それから教職員組合、これがそれぞれ出てまいりまして、その役員の関係で2回開かれているということでございます。

それから、共同化のメリットでございます。共同化のメリットにつきましては、先ほどの議案の冒頭でも申し上げましたように、公平審査の中立性ということがございます。それから、これは公平委員のそれぞれの独立の、独立といいましたか、市町村でやっている場合よりも広く人材が求められるといいましょうか、そういったことでの公平性がより広まると。それから、専門性というのが、むしろその委員さんの専門性もありますけれども、職員の専門性、いわゆるいろんな資料を集めたり、あるいは、その公平委員さんに対する研修ですとか職員の充実というものを考えても、共同化のほうがいいだろうというような研究結果になっております。それから、もう一つは財政的な効果ということで、やはり人件費分、これはなかなか算定できませんが、こういったものが効率化されるのではないかとということで、研究結果の中では出ております。

それから、知識人の関係でございます。公平委員会の人選に関しましては、議員さんが今お話をいただきましたように、地方公務員法の中に公平委員さんの選任のもものがございます。これは9条の2の第2項にあるのですけれども、委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するというのがこの委員さんの条件ということになっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そんなに会議は開かれていないというのが実情なのです。そうすると、私が心配するような、3人であっても十分大丈夫だというふうに言えるのでしょうか。ちょっとその確認をしたいと思います。

それから、知識人の関係ですが、そうしますと、特別この知識人が1人だとか、あとは精通した人だとか、そういう条件はない中で選ばれると、そういうことでよろし

いわけなのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今、議員さんにお話をいただいたとおりでございまして、人数的には基本的に法で定められた人数ということになっておりますので、それでやっていただくということになると思います。

それから、委員さんの条件としては、これまたこの法の定められたこの条件しかございませんので、特にこういった資格を有するとか、そういった条件にはなっておりません。この法の趣旨にのっとって、それぞれの選任がなされるというふうに考えております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合における公平委員会の共同設置についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開の時間は11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第8、議案第56号 嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについての件でございます。

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合において公平委員会を共同設置することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋地域支援課長。

〔中嶋秀雄地域支援課長登壇〕

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、議案第56号の細部についてご説明をさせていただきます。

今回提案させていただきます本議案は、議案第55号により公平委員会の共同設置に関連し、当町における公平委員会に関する条例の一部改正を行うものでございます。

第1条は、嵐山町職員定数条例の一部改正でございます。議案第55号でも説明させていただきましたが、公平委員会の共同設置に伴い事務に当たる職員が比企広域市町村圏組合の職員となることから、当町において事務局職員を置く必要がなくなりますことから、これを削るための改正でございます。

続きまして、第2条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。これも議案第55号の規約第10条で説明させていただきましたとおり、共同設置する公平委員会の委員の報酬、費用弁償等は比企広域市町

村圏組合への規約により支給されることとなりますことから、当町の条例に規定しておく必要がなくなりますことにより、改正するものでございます。

次に、第3条は、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法第8条第5項では、公平委員会が法律、条例に基づいて証人を喚問できる旨の規定がされておりまして、その際の費用弁償の支給は共同設置により比企広域市町村圏組合の条例を適用することとなるため、当町の条例から削るための改正でございます。

最後に、附則であります。この条例の施行を平成26年4月1日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 嵐山町職員定数条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第9、議案第57号 嵐山町公平委員会条例を廃止することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、嵐山町公平委員会条例を廃止することについての件でございます。

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合において公平委員会を共同設置することに伴い、本条例を廃止するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 嵐山町公平委員会条例を廃止することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第10、議案第58号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第58号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,917万2,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を59億6,568万7,000円とするものでございます。このほか、繰越明許費の設定

が1件、債務負担行為の追加が1件、地方債の変更が1件あります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第58号の細部につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございますが、住民・税情報システム運用管理事業の電算委託料810万円でございます。

次のページ、第3表債務負担行為補正につきましては追加1件ございまして、小川赤十字病院に対する建設負担金、期間は平成25年度から27年度まで、限度額は7,416万9,000円でございます。

8ページをお願いします。第4表地方債補正でございますが、変更1件ございまして、学校教育施設等整備事業、限度額1,380万円を260万円増額いたしまして、補正後の限度額を1,640万円とするものでございます。

14、15ページをお願いします。歳入でございますが、第12款分担金及び負担金、児童福祉費負担金の保育料負担金、現年度分189万8,000円の増額につきましては、扶養義務者からの保育料負担金の確定に伴いまして増額するものでございます。延べ人数で139人増加したものでございます。

第14款国庫支出金、民生費国庫負担金につきましては、歳入概要にありますようにそれぞれの事業の実績見込みに伴います国庫負担分の増減でございます。民生費国庫補助金の子育て支援交付金695万3,000円の増額につきましては、国の制度改正に伴いまして国庫補助から県費補助へ組み替えるものでございます。

第15款民生費県負担金につきましても、歳入概要にありますようにそれぞれの事業の実績見込みに伴います県負担分の増減でございます。

第2項県補助金でございますが、16、17ページをお願いします。特別保育事業費補助金1,180万8,000円につきましては、国の制度改正に伴いまして子育て支援交付金分を県費の子育て支援特別対策事業分とするもの、及び拡大分といたしまして、保育士等処遇改善臨時特例事業分742万9,000円の増額でございます。子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業補助金として350万円でございます。健康長寿サポータ

一事業補助金30万円につきましては、生活習慣改善に取り組むためのリーダーを養成するための事業に対して補助されるものでございます。

第16款財産収入の土地売払収入1,827万8,000円につきましては、川島と菅谷地区の町有地、これを処分した代金でございます。

第18款繰入金の福祉基金繰入金2,000万円につきましては、地域福祉人材育成基金に積み立てるため繰り入れを行うものでございます。

第20款諸収入のゴルフ緑化促進会委託事業交付金150万円でございますが、駅西口公園650平米の芝生化工事に対しましてゴルフ緑化促進会委託事業として交付されるものでございまして、10割補助でございます。

18、19ページをお願いします。第21款町債の学校教育施設等整備事業債260万円の増額につきましては、菅谷中学校の舗装及び駐輪場の新築工事の事業債の充当率の変更に伴うものでございます。

20、21ページをお願いします。歳出でございますが、第2款総務費一般管理費、住民・税情報システムの運用管理事業の電算委託料810万円でございますが、クラウド化に対応するための子ども・子育て支援新制度システム委託料でございます。財産管理費のふるさとづくり基金管理事業のふるさとづくり基金積立金1,040万円でございますが、菅谷124番地の3、183.92平米をJ Aへ売却した1,007万8,816円が主なものでございます。

22、23ページをお願いします。第3款民生費、社会福祉総務費の障害者福祉施設等支援事業の10万円の増額、介護給付・訓練等給付事業の3,160万1,000円の増額、自立支援医療給付事業816万円の減額、重度心身障害者医療費支給事業517万5,000円の増額につきましては、各事業の実績見込みに伴うものでございます。

24、25ページをお願いします。地域福祉人材育成基金管理事業の地域福祉人材育成基金積立金2,000万円でございますが、地域福祉に資する人材育成を目的とした人材育成基金に積み立てるものでございまして、平成23、24年度に2人の方から各1,000万円ずつご寄附をいただいた2,000万円が原資でございます。後期高齢者医療保険事業3,155万9,000円の減額につきましては、実績見込みでございます。

第2項の児童福祉費の児童遊園地管理事業の工事請負費100万円につきましては、鬼鎮神社裏の児童公園のブランコやU字溝の撤去費用でございます。

26、27ページをお願いします。障害児通所支援事業につきましては、通所者の利用

日数の増加により252万円の増額、児童手当・特例給付支給事業の1,627万円の減額につきましては、対象児童生徒の減少に伴うものでございます。保育所保育事業の保育所保育実施委託料につきましては、ゼロ歳児、2歳から4歳児の人数の増加等によりまして、1,011万1,000円の増額でございます。特別保育対策等促進事業費をはじめ、各補助金につきましては実績見込みに伴います増額でございます。

28、29ページをお願いします。第4款衛生費の空き地等管理事業の空き家所有者等アンケート調査業務委託料30万円でございますが、空き家の所有者等292件に対する意向調査及び分析に要する経費でございます。その下の太陽光発電・高効率給湯器の設置補助金50万円でございますが、太陽光発電及び高効率の給湯器の設置補助の実績見込みに伴いまして、5万円の10件分を増額させていただくものでございます。

第6款農林水産業費の農業用施設整備事業の修繕料35万円につきましては、將軍沢の前川の護岸の12メートルの修繕でございます。

第7款商工費でございますが、工業総務事業の土壌分析委託料200万円につきましては、市野川沿いの5カ所についての36項目の土壌分析調査を実施する経費でございます。住宅リフォーム補助事業の住宅リフォーム補助金280万円でございますが、実績見込みに伴いまして20万円の14件分を増額させていただくものでございます。

30、31ページをお願いします。第8款土木費の都市公園等管理事業の工事請負費160万円でございますが、駅西口公園650平米の芝生化工事に対する経費でございます。

第9款消防費の消防団活動助成事業の消防施設整備費等補助金52万6,000円につきましては、廣野1区、千手堂1区、勝田、それぞれ各火の見やぐら等の撤去費用でございます。補助率は3分の2でございます。

第10款教育費の小学校施設改修事業の270万円、32、33ページをお願いします、中学校施設改修事業の160万円、幼稚園施設改修事業の30万円の増額につきましては、各小中学校幼稚園の空調整備設計委託料でございます。

第12款公債費でございますが、長期債元金償還事業14万円及び、34、35ページをお願いします、長期債利子の償還事業417万2,000円の減額につきましては、平成24年度実績に基づく増減でございます。

第13款予備費でございますが、239万6,000円増額し、補正後の額を1,893万8,000円とするものでございます。

36ページ以降につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 2つお伺いします。

まず、19ページの菅谷中学校舗装及び駐輪場新築工事とございます。新築ということとは、今まで駐輪場があったところとは別に新たにつくるのか、どういう内容なのかお伺いしたいと思います。

それと、31ページの消防費でございます。先ほど、廣野1区、千手堂1区、勝田の火の見やぐらを撤去というお話がございましたけれども、こちらは何年ごろに建てられたものなのか、また、あともう一基、太郎丸にあったと思うのですが、それも何年ごろに設置をされたのか、4カ所の設置時期を教えてくださいたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 19ページの菅谷中学校の舗装及び駐輪場の新築工事、この関係でお答えいたします。

このことに関しましては、平成25年度の当初予算に既にこの予算は載っております、ここでお願いしているのは、起債の充当率が変わったということで、8ページで起債の充当率が変わりました、最終的に当初の起債の充当率を75%で見えておりましたものが90%になりました。その差額を見させていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 次に、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 火の見やぐらの建築からどのくらいたっているかというご質問でございます。

大変申しわけございません、正式に何年というのをちょっと今資料を持っておりません。しかしながら、私が役場へ入りましてから火の見やぐらが新規に建ったというのは、余りなかったように記憶しております。修繕というのはございましたけれども、相当な期間たっているのではないかなということで、大変申しわけございませんが、何年というのをちょっと把握しておりません。よろしくお願いをいたします。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 19ページのほうはわかりました。

31ページのほうの3基撤去は、前回に大蔵と將軍沢、あとどこだっけ、とにかく前回3基もう撤去をされて、そういう時期に来ているのかなというのは存じ上げるのですけれども、太郎丸に関しましては、今回はなぜできないのかお伺いをしたいと思います。

○青柳賢治議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今回お願いをいたしますところにつきましては、申請が既にもう出ている、地区のほうから撤去の申請が出ているところでございます。太郎丸につきましては、区長さんのお話ですと、今現在撤去に向けて地元の調整も、3分の1地元負担がございまして、その辺の説明と、今見積もりといたしまして、予算をとっているということで、また申請を出させてもらいたいということでお話をいただいておりますので、近々出てまいるのかなというふうに思っております。

○青柳賢治議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

31ページなのですが、最初に、一番下の学校の管理費、その中に空調設備の設計の委託料ということで小中学校とも載っております。中学校については10ページで出ているわけですが、設計委託ということでございますから、空調の、ある程度の考えを持って設計委託をしているというふうに思います。学校の中を全館をするのか、それとも部分的に教室をするのか、そこら辺のところをちょっとお聞かせしていただきたいかなというふうに思います。

それと、同じく31ページの道路照明灯の関係でございまして、修繕費の中に200万円というふうに載っております。道路照明灯の耐用年数というものは大体どのくらいを考えているのか。球が切れたとかそういうことは別として、その支柱を含めてどのくらいを考えているのか、また修繕するのに何基ぐらいを予定しているのか、この2点だけお願いしたいというふうに思います。

○青柳賢治議長 それでは、田邊まちづくり整備課長、答弁を求めます。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 照明灯の耐用年数ということでございまして、今この場で耐用年数と言われてもちょっと実際わかりません。蛍光灯もございまして、水銀灯もございまして、今現在つけているLEDにつきましては、かなりの年数で対応はしているということで考えております。

それと、設置基数でございますけれども、全体では1,876灯の電気がついております。その中のうちの年間の修理としましては、その時期によって違ってきます。蛍光灯につきましては、一時期大量につけた時期がございます。そういう時期もありますので、一概にその年がこれだけの球切れだとか、そういうものということではございません。それにつきましては、実際に修繕の関係でどのくらいの修繕が出ているかということでございますけれども、これにつきましては、平成23年につきましては165万円ぐらいの修繕が出ておりました。それと、平成22年には320万円ぐらいの費用が出ていました。それと、24年度につきましては324万円ということでございますので、今年も約300万円ぐらいの修繕が出てくるということで予想しております。実際に今現在予算として持っているのは100万円ということで、今回200万円を補正していただくということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

方向性とする、私ども担当課といたしますと、来年度工事に着手していきたいと、このような考え方のもとに現在来年度予算にはお願いをしているところでございます。

なお、この空調設備の設計でございますけれども、基本的には普通教室が基本でございます。あと学校によって多少の違いはあるのですが、基本的には図書室、音楽室、学習室、特別支援教室とか、そういったものがそれぞれ設置するというところで委託料を組ませていただいております。幼稚園につきましては、現在入っていない遊戯室に2基を想定した設計という内容になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 最初で空調の関係からお聞きしますけれども、個別に教室にするのだというふうな考え方というふうに取りました。個別の教室そのものにエアコンを設置していくというふうな考え方だというふうに取りました。そうすると、非常に教室数が多いと思うのですが、各学校、今言った音楽室だとか図書室だとか、普通の教室はもちろんのことだと思うのですが、相当な部屋数になるというふうにするのですが、それを全部ということではよろしいのかというふうにするので

すが、改めてもう一度お伺いいたします。

それと、道路照明灯の関係なのですけれども、特別悪いところが出て修繕をするのかなというふうに思ったものですから、何基を予定しているのですかというふうな感じにお聞きしたわけなのです。だから、細かいところを聞いているわけではないのですけれども、だから、大体耐用年数が大まかこのくらいを考えていますよ、その範囲においていろいろなところを検査、または見て回った結果、修繕するのが一部ありましたということでここに修繕費が載っているのかなというふうに思ったものですから、そんなところをちょっと詳しく聞きたかったということです。

では、よろしくをお願いします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 照明灯の関係について、ちょっと先にお答えさせていただきます。

照明灯の修繕の関係なのですけれども、今年に入って4月から9月までなのですが、この間に129件の修繕が出ています。球切れが大半でございまして、蛍光灯につきましては本当に2～3年が耐用年数なのかなというふうに考えております。それが、球が切れたり何かしてご連絡いただきまして、その都度修繕しているということでございます。

それで、そのほかに道路照明灯の器具とかポールとか、そういうものが腐食とかということで出てくる場合もございまして、それにつきましては一概にそれは言えません。実際に通行していただいた方がここは大分傷んでいるよとか、そういう連絡があったり、私ども現場へ出た途中でそういうところを見かければ修繕が出てくるという形でございますので、はっきり決まった基数ということではございません。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

基本的には、個別の教室に設置するというところでございます。例えば菅谷小学校に例をとりますと、普通教室が16室、16基というのですか。それから、特別支援教室に3基、学習室に2基、図書室に2基、音楽室に4基、計27基を予定して設計をお願いするものでございまして、議員さんご案内のとおり、学校によっては、これキュービ

クル、電気の容量の関係も生じてくる場合がありますので、そういった設計も含んで
お願いするというような内容になっております。

以上です。

○青柳賢治議長 長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） では、1点だけお聞きします。照明灯の関係は了解しました
ので、わかりました。

空調の関係なのですけれども、今ここで補正が出てくるわけですから、もちろん3
月いっぱいには設計書が出てくるのだというふうに思うのですが、それでよろしいわ
けですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 はい、そのとおりでございます。

○青柳賢治議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 初めに、6ページの繰越明許費なのですが、子ども・子育て
新システムの関係で繰越明許費をするということですが、この条例をつくるというわ
けですよ。その条例が来年の6月議会、最終的には9月議会くらいまでにつくると
いうことで、そのために繰越明許費になっているのだろうというふうに思うのですけ
れども、何でこの12月議会に出したのか。先ほどの税条例の件でもいろいろソフト開
発にはかなり大変なのだなどというのはわかったのですが、やっぱり同じような理由で
今議会に出してきたのか、伺いたいと思います。

それから、29ページの川島地区の土壌分析調査なのですが、これ一般質問でも出て
いましたけれども、何かこう埋められているということでまずは調査をして、不適切
なものがあったら処理を今後していくということでの調査というふうに理解してよろ
しいのでしょうか。どんな項目を調査するのか、ダイオキシン等の項目も調査するの
か伺いたいと思います。

それから、31ページの学校の空調の関係なのですが、先ほどキュービクルとおっし
ゃったのですか。そうすると、電気を考えているわけですか。ガスが安いというふう
に聞いているのですけれども、唯一、玉中はガスでの冷暖房ができるのだと思うので
すけれども、少し検討したほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺検討の

余地があるのか伺いたいと思います。

それから、33ページの給食センターの修繕というのは、何を修繕するのか。もうでも5年ぐらいたつのかな、壊れてしまったというのはちょっと早いような気がするのですけれども、エコキュートにつきましても、この程度で壊れてしまうものなのか。ちょっと調査内容等々を伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 それでは、順次答弁を求めたいと思います。

まず最初に。井上総務課長。

○井上裕美総務課長 6ページの関係でお答えいたします。

繰越明許費の関係でございますが、この電算委託料につきましては、子ども・子育て支援の新制度の電子システムの構築費の関係でございます。補助金につきましては、国のほうから25年度中に歳入で見てもらいますと、17ページでございますけれども、350万円入ってくるようになっております。そして、そのシステムの構築の関係が26年の4月以降になるということでございまして、もうそのことがはっきりわかっていることのでございましたので、12月議会で繰越明許させていただいたものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 次、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 土壌分析委託料の関係でございますけれども、議員さんおっしゃるとおり昨日の関係で県との協議の中で調べることの一つになっております。

それから、内容ですけれども、分析につきましては第1種特定有害物質11項目、それから第2種特定有害物質10項目、それから第3種特定有害物質5項目、それからダイオキシン類でございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

最初に、31ページの学校の空調整備の委託の関係でございます。これは、先ほど長島議員さんのご質問にお答えしたのは、キュービクルも必要になる学校もあると、それも含んでいる設計ということでございます。キュービクルの設計だけというのではなくて、空調設備を設置するに当たった設計プラス、必要によっては学校にキュービクルの改修も含んだ設計をしていると、考えているということでございます。

それから、ガスではできないかというようなご質問でございますけれども、ガスの

場合はこれだけの教室に全部配管をし直すという物すごく莫大な工事費になるかと思しますので、現在のところ電気で賄うという考え方でおります。

それから、33ページの給食調理場の件でございます。まず、修繕費につきましては、真空冷却機の修繕ということでございまして、内容といたしまして、これは2台あるのですけれども、そのうちの1台のイオン交換樹脂、イプストン・スパーサーというものの交換ということになるかと思えます。この施設は平成22年の1月から運転を始めたところでございますけれども、このパーツにつきましてはおおむね3年ぐらいという業者の指摘もございます。

それから、続いて、エコキュートの調査委託料でございますけれども、親機と子機という2つが稼働しておりまして、現在子機のほうがふぐあいが生じてエラーが出てしまうということで、今回その調査を、原因を究明して直していきたいということで委託をお願いするものでございます。

以上でございます。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 子ども・子育ての関係ですが、ソフトの開発とは関係なく、国からの補助金が来たから今議会でもう繰り越しにする予算をとったと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、学校の空調なのですが、ガス管を配管したら大変な予算がかかってしまうだろうということですが、これ町長詳しいと思うのですが、ガス管は通常ガス会社側が配管を無料でしていますよね。一般家庭はそうですけれども。あれだけの施設となるとちょっとあれですが。ちょっと調査をしたほうがいいのではないですか。一遍に買ったほうが安いのか、その後の維持費が安くなるのか、ちょっとガスのほうがその後の維持費が安いというふうに聞いたのですけれども、ちょっと私のほうも聞いただけです。でも検討はしてみたほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。ちょっとその点だけ。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

国の補助金は25年度350万円入ってまいります。総額で810万円かかるわけでございますけれども、電子システムの構築が平成26年の4月以降になるということが決まっ

ておりますので、ここで繰越明許をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 ガスでの検討ということでございます。基本的には電気で行きたいと、このように考えておりますけれども、情報として検討はさせていただきたいと、このように考えております。

○青柳賢治議長 ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 2点ほど、お尋ねさせていただきます。

まず、25ページですけれども、下のほうなのですが、遊園地の遊具の関係ですけれども、川島地内で児童公園のほうのブランコあるいはU字溝を撤去するというように100万円ということですが、これはブランコにつきましてはどのくらいのものを、何カ所あるのかちょっと私も把握はしてありませんけれども、幾つぐらいか。あるいは、U字溝につきましては、どのくらいのメーターのものを撤去するのでしょうか。まず、そこをお尋ねします。

それから、もう一点、31ページになりますけれども、自治消防の関係で先ほど畠山議員さんのほうが質問をされておりましたけれども、この廣野、あるいは千手堂、勝田ということで、今回は3カ所ということですが、このほかにもまだ撤去するところが残っていて、調整中というふうにも伺っておりますけれども、これの助成金につきましては25年度で終わるのでしょうか、あるいは26年度まで有効というふうになるのでしょうか。その辺をお尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 児童遊園地の関係でお話しさせていただきます。

工事費として100万円計上してございます。これにつきましては、先ほど鬼鎮神社の脇のグラウンド部分について、土地の地権者、それと川島地区から違った土地利用をしたいということで、今回この部分について遊具だとかU字溝だとか撤去するわけでございます。

遊具につきましては、3連のブランコ、それにシーソー、鉄棒、置き物、砂場等でございます。それと、先ほどU字溝の関係も周りに伏せていまして、それで撤去する

わけでございますけれども、これについては95メートルのU字溝を撤去するという
ことでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

火の見やぐらの撤去の関係、自治消防団に対する活動費の補助金等も含めてなので
すけれども、今現在、自治消防団で継続がされているところは、吉田の自治消防団の
みでございます。それ以外のところにつきましては、既に解散をいたしております。
その火の見やぐらの残っているところは、その吉田の自治消防団と、それから既に解
散をいたしました太郎丸でございます。太郎丸については、先ほど畠山議員さんにお
答えしましたように、今現在撤去に向けての地元の協議が進んでいるというふうにお
聞きしております。吉田の自治消防団につきましては、今それを今後どうするかとい
うことが、1月にそういった総会がある、その中で決まってくるというふうにお聞き
しております。その辺の動向を見た上で、この補助制度についてどこまで継続するか、
それを決めていきたいというふうに考えております。今すぐこの25年度で切るとい
うふうには考えておりません。その辺の自治消防団の今後の活動状況、その辺を見き
わめた上で、一定のところでは切りをつけていきたいかなというふうに考えてはおりま
すが、今決まっているところではございません。

以上です。

○青柳賢治議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それでは、今自治消防の関係をお尋ねしましたけれども、再
質問はありませんけれども、よろしくすみません。吉田といたしましても、この1月
の5日の日が総会というふうに伺っていますから、そこで決定するというふうに区長
のほうからも聞いておりますので、大至急連絡が入ってくるのかなというふうに思っ
ています。よろしく申し上げます。

それと、戻りますけれども、川島の遊園地の関係なのですけれども、これを撤去し、
あるいはU字溝も撤去するということになりますと、その後はどのような形でこの公
園はお使いになるのでしょうか。更地になるということですか、ブランコや何かも、
全部鉄棒も撤去するということになると。どんなふうな形の遊園地というか、児童公
園というか、にしていくのか。あるいは、これは伏せかえを95メートルをとってしま

ったら、そのまま何かを伏せかえるのですか。その辺の細部についてちょっとお尋ねします。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 川島の児童遊園地の関係でございますけれども、今現在グラウンドの脇に遊園地がついているのですけれども、その部分について、全体の面積の約35%ぐらいの部分をお占めているわけでございますけれども、これについては先ほど申し上げましたように、地権者が違った土地利用、要するにその遊園地でお貸ししている部分について返してくださいねということでは言われましたので、その部分について遊具だとかそういうものを撤去してしまうということではございまして、児童遊園地の機能としてはなくなってくるということではございます。

以上です。

○青柳賢治議長 この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時28分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補正予算の質疑を続行いたします。

質疑のある方。

渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 幾つか質問させていただくのですけれども、まず光熱水費の増額についてですけれども……

○青柳賢治議長 ページ数をお願いします。

○13番（渋谷登美子議員） ページ数は21、22で、当初が1,492万3,000円が光熱水費でした。そして、今回450万円の増額になりまして、菅谷小になりますけれども、菅谷小が30、31になります。当初予算が540万円でした、光熱水費が、81万円の増額です。道路照明灯ですけれども、先ほどもありました道路照明灯が当初予算が1,660万円でした。そして、増額が600万円となっています。確かに9月1日から値上げしたわけですが、これだけの金額が増額になる理由、そして節電や電力料金に対してのいかに少なくするかというふうなことがあってこれだけのものがあったのかどうか、

それを町側の努力というのはどの程度のものがあったのか伺いたいと思います。

それと、次に、23ページになりますけれども、介護給付・訓練等給付の実施が実績で3,160万1,000円増額になっています。この理由なのですが、これは障害を持っている方がより使いやすくなってこれだけの増額になったのか、それとも別の理由になっているのか伺いたいと思います。

あと、21ページに子ども・子育て支援システムの委託で810万円電算委託料があります。これ子ども課になるわけですが、具体的には何がどのような情報が子ども・子育て支援システムのクラウド化になっていくのか、それを伺いたいと思います。どのような情報がここにクラウド化されていくのか、よくわからないなと思います。

それから、17ページになります。17ページの健康長寿サポーター事業補助金ですが、これ30万円、これは具体的にはどういう形で支出に反映されてきているのか、ちょっと見た限りではわからないのですが、伺いたいと思います。

これは、また29ページになりますが、これは質問の仕方が難しいかなと思って考えていたのですが、商工費の中の川島地区工業系用地の利用により土壌分析調査を実施するための費用として200万円が計上されました。この土壌分析だけのほかにどのような形をやっていくのか、前回の安藤欣男さんの一般質問ではほかのことも言われていましたけれども、これだけで済ませるのか、そのほかのこともあってこれに加わってきているのか。工業団地の新たな川島地区のことに関して。それを伺いたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 順次答弁を求めたいと思います。

まず、1点目の光熱水費の関係から答弁を求めたいと思います。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

21ページの関係の庁舎管理事業の高熱水費、今回450万円の補正をお願いするものでございます。ご指摘いただきましたように、この補正をいたしますと平成25年度は約1,940万円ということで電気料になります。昨年とは申しますと、1,750万円でございます。そうすると、約190万円ほど前年比ふえてしまうかなというような予想でございます。これは電気料も上がるということもございましたし、月で申し上げますと、4月、5月、9月、10月については前年比下がっておりますが、6、7、8月、

これがやはり猛暑ということもございまして上がってしまった、こういった影響が大きいというふうに思います。24年度につきましては大震災の影響もありまして、大分節電をいたしました。今年ももちろんクールビズ、あるいはウォームビズで節電をしていくということでやってまいりましたが、どうしても値上げ等もこの中にはあるわけでございますけれども、諸事情ございましてこういうような状況になった次第でございます。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 続いて、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 菅谷小学校の光熱費につきましては、6月に体育館のトイレの配管が破損をしまして、それが大きな原因となっております。連絡を受けてからすぐ対応に行ったのですけれども、随分もう老朽化してまして、これ以上締めると割れてしまうというような状況でございましたので、極力止めることにしたのですけれども、若干流れていたということも原因かなとは思いますが、大きな原因は配管の破損による漏水ということになるかと思えます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 道路照明灯の光熱費の関係でございますけれども、これにつきましては、昨年度が1,790万円近く使っております。今年度の予算として1,560万円でした。それで、去年と比較すると今年につきましては月に約30万円ぐらい電気料がふえています。そういう関係で、合計しますと2,160万円の予算になってくるということになります。

それで、電力量の関係でございますけれども、工夫しているということは、LEDの電気、23年度から切りかえて設置しているということで、今までの水銀灯だとか蛍光灯ではなくて、LEDの照明灯にかえているということでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 続いて、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、私のほうからは、23ページの介護給付・訓練等給付事業の増額の関係でございますけれども、使いやすくなったのかどうかというふうなお話でございますけれども、今までの自立支援法から相互支援法のほうに変わります。利用のほうは月単価でやっていたものが日割り単価になったというふうなこともありまして、事業主のほうもなるべく参加していただくような形の方針に変わ

ったというのが一つにはあるかと思えます。それから、障害者の方の就労支援というものをやっております、この就労支援B型というふうな形の事業所が大分ふえてまいりまして、ここのところの人数もふえたというふうな理由がございます。全体的に利用者のほうがふえているというふうな状況でございます。

それから、17ページの健康長寿サポーターの補助金の関係でございますけれども、支出のほうは改めてこの事業を立ち上げたというふうなことではございませんで、歳出のページで言いますと24ページの介護保険特別会計の繰出事業、ここのほうに29万円、そして26ページの下のほうなのですけれども、健康づくり事業、こちらのほうに1万円ということで充当させていただいております。介護保険のほうについては、ボールボランティアの養成を行っております、こちらの講習会のほうの費用に29万円ほど充てさせていただいております。それから、健康づくり事業では、健康づくりの啓発事業としてポケットティッシュの啓発用のものをつくってございますけれども、6月補正で組ませていただいたのですけれども、こちらに1万円を充当させていただいております。

以上です。

○青柳賢治議長 続きまして、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうからは、21ページの電算委託料で子ども・子育て支援制度システムに関するシステムの新設、改修、この関係の中身についてお答えをさせていただきます。

今回施設型の給付費の創設が予定されております。これに伴いまして、システム上、市町村が行う事務として施設事業者の確認、認可、幼稚園、保育園、認可こども園入園希望者の支給認定、あるいは施設事業者への給付費の審査、支払い、それから国のシステムでのデータの連携、こういったものが新たにシステム上必要になってまいります。こういったものに関するシステムの構築費用、こういったものが委託の内容になっております。

以上でございます。

○青柳賢治議長 続きまして、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 29ページの商工費の工業総務事業の土壌分析委託料の内容でございますけれども、第1種特定有害物質から第3種有害物質、またダイオキシン類を含んでいますので、全体を含んでおります。

以上です。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、庁舎の光熱費に関してですけれども、庁舎に関しましては私もかなりしつこく節電に関しては一般質問しています。それについては、全くそのことに関して蛍光灯をかえていくとかいろいろなことを話しています。それなしでこれだけの金額が出てきて、一切節電に関して温度が上がればという形で、電気料と、それから業務量、そういうふうな形の事業費としては電気料、照明、それから空調が一番多くなって来るわけですが、それについての考え方を変えていくとか、その方向性というのはなくて、このまま450万円、前年度に比べると170万円の増加ということになっていきますけれども、ということになってくるのでしょうか。そこのところはちょっと、こちらも一般質問をするときにはそれなりのことを考えて一般質問をしているわけで、電気料が値上がりになったらどうなるかということを考えながらやっているわけなので、それが反映されてこないとなると、やはり一般質問をしても余り効果がないというふうなことになってきますので、その点はどのように考えたのか伺いたいと思うのです。

道路照明灯については、わかりました。

それから、あとのことは大体いいとして、川島地区の工業団地の話ですが、私が伺っているのは土壤汚染の問題だけではないだろうという形で考えていまして、その地内を歩いてみました。地内を歩いてみたときに、まず排水などが余りきちっとしていないこと。排水施設ですよ。排水施設というか、農業用水と排水とがある程度混同されているというのですか、そういうふうな形になっていること。そのために、造成事業をしようとしても恐らくかなり難しいだろうなというふうな感じを私自身は感じました。そして、土壤汚染については、それはかなり前から言われていて、明星食品の排水液があそこに流れ込んだのではないかというふうに言われています。それについての土壤の検査であろうということは推測がつくわけなのですが、だから、土壤検査のほかにどのようなことを川島地区に工場を誘致しようとする場合にやっていくのかということをお中で伺っているわけなのですが。

以上です。

○青柳賢治議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えをいたします。

照明、空調につきましても、経年劣化をいたしてまいりました。昨年、今年と空調、照明については中央監視盤も含めて改修をお願いしているところでございます。照明に関しましても今ご指摘をいただきましたが、LED化、レンタルにするかリースにするかということもございますけれども、その辺の提案を業者のほうに依頼はしているのですけれども、なかなかその答えが、答えというか、見積もりと申しますか、まだ返してもらっていない状況でございます。最終的には、電気につきましてもNTTだけではなくて小中学校、外の公共施設についてはPPSとの契約もしておりますので、そういったことも含めてトータルの今後考えてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 今回の土壌分析の内容につきましては、地権者の中からお話を聞きまして、現状からしますと当時田んぼとして使っていた場所が現在は畑、あるいは実際の雑種地、資材置き場等、あるいはそういった形で使われております。というのは、田んぼからそういう形が変わっていますので、その部分に埋め立てをしているわけなのです。実際に現地を見ていただくと、当時からすると全体がかなり盛られているというのが現状なのです。そうしますと、この川島地区が今後工場なり、そういった商品になっていくわけですけれども、実際の工事を始めたときに、その中に埋められたものの中にお宝が出てきては困りますということになりますから、当然その全体的なところで、全部を全部できませんので、アンケート等も実施をしながら、実際にやはり5つのポイントでそういった場所を選定して、危険と思われるところも含めて、いろいろ地元の人たちもお聞きしながら場所を決めてやっていきたいということ考えているものでありまして、明星食品の排水という考えでやっているものではなくて、計画しているものです。ですから、実際にお聞きしますと、川島地区につきましてはほとんどが埋められているというのが現状です。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第11、議案第59号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,520万円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億4,364万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長 議案第59号の細部についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の52、53ページをごらんください。2の歳入ですが、7款1項1目共同事業交付金の1節現年度分共同事業交付金を2,520万円増額し、補正後の額を4,003万1,000円とさせていただきます。増額理由といたしましては、平成25年度の当初予算額は平成23年度の決算額及び平成24年度9期分までの実績額をもとに見込

み額を計上いたしました。平成24年度の決算額は10期から12期分の交付額が予想以上に多かったため、約4,615万円でした。また、今年度の交付額も既に当初予算額を上回っていることから、今後の見込み額として増額補正をお願いするものであります。

54、55ページをごらんください。3の歳出ですが、6款介護納付金につきましては、本年度分の納付金額の確定に伴い、54万6,000円の減額補正をさせていただくものであります。

次に、7款1項1目共同事業医療費拠出金につきましては、歳入の補正に伴い、財源内訳の補正をさせていただくものであります。

次に、4目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、国保連合会から現在示されている拠出金の予定額に対し現在の予算額では不足となるため、前年度の確定額を考慮し、今後の見込み額として2,582万4,000円増額し、補正後の額を1億8,000万円とさせていただくものであります。

次に、12款予備費ですが、今回の補正に伴い不足することとなる7万8,000円を予備費で対応するため減額補正し、補正後の額を333万4,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第12、議案第60号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予

算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第60号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,218万1,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を6億8,294万8,000円とするものであります。このほか、地方債の変更が2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第60号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の細部説明をさせていただきます。

61ページをごらんください。第2表の地方債の補正ですが、公共下水道事業債は1,520万円の減額をし、限度額を1,300万円とするものです。起債の方法等については変わりません。浄化槽市町村整備事業債は780万円の増額をし、限度額を7,700万円とするものです。起債の方法等については変わりません。

補正予算書68、69ページをごらんください。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金ですが、浄化槽設置者が浄化槽事業費の一部10%を負担するものですが、このうち転換分は処理人槽の変更により増額となるものと、新築・増改築分は予定していた基数増加見込みにより増額補正を行うものであります。

第2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は、下水道使用料の今年度見込み額の減少により減額補正をお願いするものです。

第3款国庫支出金ですが、1項1目公共下水道事業費国庫補助金は、水の安全・安心基盤整備総合交付金を使い、下水道管渠長寿命化実施設計委託を実施する予定でございましたが、今年10月以降、県との協議において下水道管渠長寿命化実施設計委託が

補助対象とならないとの指導を受けたことから、減額をお願いするものです。補正後の額を561万5,000円とするものです。

第8款町債ですが、町債のうち公共下水道事業債につきましては国庫補助金を活用し、予定していた下水道管渠長寿命化実施設計委託を実施できないことに伴い、減額を行うものです。また、浄化槽市町村整備事業債につきましては、町管理型浄化槽事業の変更により780万円の増額を行い、1目下水道事業債としては、740万円の減額を行い、補正後の額を1億250万円とするものです。

補正予算書70ページ、71ページをごらんください。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項1目建設事業費の委託料は、今年度下水道管渠長寿命化実施設計委託について県との協議において補助対象外とすることから、減額させていただきます。

第2款浄化槽費、2項1目建設事業費は、町が購入する浄化槽の基数が増加する見込みなどにより431万5,000円の増額をお願いするものです。

第4款予備費につきましては、不足する一般財源に予備費から2,408万4,000円の充当を行い、補正後の額を488万8,000円とするものです。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 71ページの長寿命化の件なのですが、そうしますと、事業は今年度はもう進まない。来年度以降の見通しというのはどういうふうになるのか、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長、お願いします。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

国の補助金を使って長寿命化の委託を行おうとしたわけですが、実質的な協議の中で国が示した指針として管渠の耐用年数の問題がありまして、管渠の耐用年数が50年というのが国が示している中にあります。町のほうで今年度委託事業を使って設計委託をお願いしようとしたものについての耐用年数、今現在43年程度しかたっておらず、国の示している基準のまだ中に入っていないということで、見送ったほうがいいのではないかとこの県の指導のもとに、ちょっと見送りをさせていただくものでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうしますと、この長寿命化の工事というのは7年先にならないと始められないということになるのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

現在、県との調整の中で他の市町村の長寿命化の申請なども見た中で、やはりそういう形になるかと、議員さんのおっしゃるとおりになるかと、今の状況では思っています。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 長寿命化計画なのですが、これは実際に漏れてきたりとか、それが壊れてしまったら、それは本当に大変なことになってくるわけなのですけれども、嵐山町のほうで独自財源でやっていくというか、国の補助金を待たないでやっていくという方向も考えていかないとというふうには私自身は感じているのですけれども、今回の話を聞きますと。そうすると、それについては全く、補助金の対応が出てくるまでは町が待っているという方向になっていくのか。それとも、そうではなく、やはり今の市野川の下水道事業の負担金の問題で志賀2区の下水管の問題があったと思うのです。それに対応するために、これはかなりよい方法であると考えていたのですが、その点については町長はどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今説明があったような状況で、将来的な改修工事についての早目の改修というのは下水道においては厳しい状況になってきているということなのです。それで、どういうふうにしていくかということですが、国のほうの状況はそういうようなことになってしまったわけですので、現場、現状というものをしっかり把握をしながら、補助制度が適用できるような状況まで延ばせばいいですけれども、そのところは現状ではどういう状況か、まだしっかりした確認がとれておりませんが、そ

ういう状況だと思うのです。早くできればいいですけども、そういう状況がどこまで先に延ばせるか、それと国の状況というのは今のままそのまま移っていくというふうにも思いませんので、もっと早くなるのではないか、短くなるのではないかということも考えられますので、それらをもうちょっと見ていきたいというふうに思っています。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 以前ですけれども、公共下水道に関しましては、企業会計にするために下水道のものを全て整備していくというふうな形になっていたと思うのです。その中で、どこまで整備されているかというのがわからないのですけれども、そうすると、ある程度どこまでのものを長寿命化の改修していかなくてはいけないかというのを、ある程度わかっているのかなと思うのですけれども、そこら辺についてはどのような把握になっているのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

渋谷議員さんのおっしゃるのは、非適用、法適用という形で進んでいくかということの中で、公共下水道の管渠の把握がどのくらいできているかということかなというふうに思います。町が整備を始めた公共下水道については、平成になってから主に公共下水道の埋設をして進めたわけですけれども、志賀2区地内の公共施設については以前はコミュニティー施設というのですか、民間で宅地開発した中に下水道管が埋設してあった中で、志賀2区だけのところで独自に処理場を持っていたというところが、その後、町が公共下水道を実施するに当たって、民間施設も取り組んだ形でコミュニティープラントだったものも公共施設というような形に位置づけされた。それから、市野川の流域の処理場ができたところに接続し直したということでございまして、町が公共下水道を始めてまだ20年ちょっとたっているところかと思えますけれども、志賀2区についてはそれよりもかなりの経過年数がたっているというところで、実際的には内部に接続の不完全な場所等ができてきているというのがわかっている実態の中で、できるだけ早目に対応したいというのが町の考え方がありましたものですから、長寿命化という事業があるということで何年か前から調査委託費をいただきながら実施してきたわけですけれども、ここへ来て県から50年という1つの目安というものを改めて

示されてしまったというところで、ちょっと次の方法をどうにしていくかというのも今検討中でございます、町としましては傷んでいるところについてはなるだけ早く直していきたいという計画はこれからも変わっていないというところでございます。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 1点お聞きしておきたいのですが、68、69、下水道使用料が実績見込みで減額をせざるを得ないということなのですが、この4月から6月まで、ここまでの中で、使用料というか、料金の料ではなくて、量がかなり落ち込んできているという捉え方の中でこの見込みをはじき出しているのでしょうか。その辺、1点。要するに下水道の使用する量が減ってきているという捉え方でよろしいのでしょうか。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 下水道使用量についてお答えいたします。

下水道の接続件数につきましては、平成24年度が年間で117件の接続がありました。平成25年度につきましては、11月の中旬までですけれども、90件の接続があったわけですけれども、今年度です。下水道の接続につきましては、それなりの件数かなというふうに思ったのですけれども、ただ1戸当たりの個人の水道の使用量につきましては、電気料を含めた値上げも含めて13ミリとかそういう契約をしている家庭については極力水道料金も含めた、控えているのかなという感触も多少持っています。

以上です。

○青柳賢治議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 新たに下水道区域に指定したところの中で、接続の啓蒙というのは実績的にはどうなのですか、予定とこの実績の関係は。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

毎年、広報等を通じて下水道への接続の啓蒙はさせていただいているところですが、アパートの接続が依然としてなかなか思うようにしていただけないというの

が実態としてあります。

以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

今、川口議員が退席しておりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時10分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第60号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第13、議案第61号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第61号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を70万5,000円増額をし、

総額を4億8,327万7,000円とし、事業費用を661万9,000円増額をし、総額を4億4,804万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を269万円増額をし、総額を3億1,872万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第61号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書84ページ、85ページをお開きください。最後のページになるかなと思います。平成25年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第3号）により、ご説明させていただきます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款事業収益2項営業外収益3目消費税還付金70万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、支出ですが、第1款事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費ですが、395万円の増額をお願いするものです。内容は、共済組合負担金及び電気料金の支出に対応するため、それぞれ増額をする内容であります。2目配水及び給水費ですが、193万4,000円の増額をお願いするものです。内容は、時間外勤務手当、共済組合負担金、消耗品及び電気料金、緊急用資材の購入等のための支出であります。3目総掛費ですが、109万7,000円の増額をお願いするものです。内容は、共済組合負担金、事務用消耗品及び電話料金、電気料金などの支出に対応するものであります。2項営業外費用3目消費税及び地方消費税につきましては、36万2,000円の減額とするものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、第1款資本的支出1項建設改良費1目事務費は、269万円の増額をお願いするものです。内容は、共済組合負担金及び委託料の増額をお願いするものです。委託料の内容ですが、当初、第2浄水場に紫外線照射設備の基本設計及び変更認可設計業務を計画予定しておりましたが、第1浄水場及び第2浄水場それぞれの場所にあります管理棟及び第2浄水場にありますが配水池の耐震診断がされておりませんので、耐震診断のための調査設計業務委託をお願いしたく、ここに変更をお願いするものであります。

78ページ、79ページ、それから80ページにあります給与費等明細の説明等は、省略とさせていただきます。

82ページ、83ページをお開きください。平成25年度嵐山町水道事業予定貸借対照表の説明ですが、資産の部、1、固定資産の（1）有形固定資産及び（2）無形固定資産の合計額は39億2,017万4,187円となります。2、流動資産ですが、（1）現金預金から（6）前払金までの流動資産の合計は11億6,669万9,854円となり、固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は50億8,687万4,041円となります。

続きまして、83ページ、負債の部ですが、3、固定負債及び4、流動負債の合計であります負債合計は3億1,875万1,110円となります。

次に、資本の部ですが、5の資本金合計が、（1）自己資本金及び（2）借入資本金を合わせ25億537万3,318円となります。6の剰余金ですが、（1）資本剰余金合計額及び（2）利益剰余金合計額を合わせた剰余金合計が22億6,274万9,613円となります。5の資本金合計と6の剰余金合計を合わせた資本合計は47億6,812万2,931円となりまして、負債資本合計が50億8,687万4,041円となりまして資産合計と一致するものです。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより、議案第61号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第14、陳情第8号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願（陳情）についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

川口文教厚生常任委員長。

〔「ちょっと休憩して」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 体調悪いの。

〔何事か言う人あり〕

○青柳賢治議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時22分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川口文教厚生常任委員長、体調不良のために、かわりまして、森一人文教厚生常任委員会副委員長から報告を求めます。

〔森 一人文教厚生常任副委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任副委員長 では、委員長の川口さんに成りかわりまして、副委員長の森が報告させていただきます。

平成25年12月10日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。

文教厚生常任委員長、川口浩史。

陳情審査報告書

本委員会に平成25年12月4日付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

陳情第8号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願（陳情）。審査の結果、採択すべきもの。措置、国へ要望する。

「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情が、文教厚生常任委員会に付託になりました。よって、本委員会は12月4日午後2時から、202会議室において陳情の審査を行います。

した。本陳情には、安達美代子さん、野原智子さん及び江口慶子さんが説明員として来て、次のような説明を行いました。

容器包装リサイクル法は1995年に成立し、1997年から施行になっている法律である。現在のやり法の問題点は、市町村が分別収集・選別保管をしないと、事業者の再商品化の義務が発生しないという点にある。これでは、リサイクル費用の9割（全国では3,000億円）を市町村が負担することになり、事業者の負担（1割、400億円）が余りに軽過ぎるというものである。そのため、全国の自治体の6割しかプラスチックの分別収集に取り組んでいない事態だということである。そこで、事業者は製品価格の内部化を進め、事業者の負担の拡大が必要だということであった。

その後、質疑に移りました。問い、デポジットイコール空き缶などを返すと一定のお金が返ってくることと、価格の内部化が進まない要因は。答え、飲料メーカーが反対。ペットボトルのリユースはきれいでないと、日本人はだめだと言ってやろうとしない。また、デポジットは場所をとるので、それを挙げるスーパーなどもある。

次の質問です。問い、8割が内部化されていないというが、海外ではどうか。答え、ドイツは全部内部化していると聞いている、などの質疑があった。

その後の意見交換では、ごみを減らしていかないといけないので賛成。やり法の強化が必要なので賛成。自治体の費用負担軽減になるので賛成というものであり、採決の結果、全員賛成で採択されたものです。

以上、報告といたします。

○青柳賢治議長 報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

これより、委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

◎議員派遣の件について

○青柳賢治議長 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 異議なしと認め、よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○青柳賢治議長 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。開始の時刻は午後2時40分といたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時43分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。ただいま出席議員は12名であります。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第62号 土地の取得について（杉山城跡用地）についての件、発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することに

ついでに、発委第4号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についての件、発議第11号 小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書の提出についての件、及び発議第12号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第17、議案第62号 土地の取得について（杉山城跡用地）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第62号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、土地の取得についての件でございます。杉山城跡用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木文化スポーツ課長。

〔植木 弘文化スポーツ課長登壇〕

○植木 弘文化スポーツ課長 議案第62号 土地の取得について（杉山城跡用地）の細部の説明をさせていただきます。

まず、この議案を追加議案とさせていただきました経緯について、一言申し上げます。購入を予定しておりました土地の地権者の都合によりまして土地の分筆がなされました。その分筆登記の事務手続が12月3日に確定するのを待って、購入する土地の面積を確認いたしました。さらに、その土地が共有となっておりますので、売買の

仮契約が12月5日及び12月8日となりました。ご迷惑をおかけいたしますが、追加議案とさせていただきます経緯について、ご了承を賜りたいと存じます。

さて、土地購入の目的であります。平成20年3月に比企城館跡群として国の指定文化財となったのを受け、平成22年3月に策定されました杉山城跡保存管理計画に基づきまして、国庫補助金を得て公有化をするものでございます。補助率は事業費の8割となっております。土地の購入は、今年度よりの4カ年計画であります。

次に、今回購入する土地の所在場所は、嵐山町大字杉山地内の3筆で、面積は5万800平方メートル、地目は山林であります。取得価格は5,080万円、平米当たりの単価1,000円につきましては、不動産鑑定評価に基づくものでございます。契約の相手方は、初雁貴之氏、初雁栄氏の2名でございます。

なお、参考資料といたしまして、土地売買に関する仮契約書と公有地化計画図を添付をさせていただきますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○青柳賢治議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより、議案第62号 土地の取得について（杉山城跡用地）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第18、発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 発委第3号の内容を説明いたします。

平成25年12月10日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。

提出者、嵐山町議会総務経済常任委員会委員長、吉場道雄。

常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて。

上記の議案を別紙のとおり、嵐山町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

提案理由ですが、総務経済常任委員会において、閉会中の継続調査の申し出を行った所管事務等の調査として、「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」の事項中、文化財の観光資源としての活用のため、歴史的背景、城跡、国指定史跡の詳細及び保存活動について把握したいので、嵐山町議会委員会条例（昭和62年条例第22号）第2条第2項の規定に基づき、議会に諮るものであります。

裏面をごらんください。別紙として、常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについて。

総務経済常任委員会において調査中の「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」は、その事務事業が委員会の所管の範囲にとどまらない場合もあり、観光資源としての活用の観点から、次のとおり本委員会の所管を超えた事務事業の現況と課題等を調査する。

1として、所管を超えて調査する事項。文教厚生常任委員会の所管する範囲における「文化スポーツ課」の文化財の調査、研究、保存、管理、活用及び情報提供に関する事項と課題。

2番目として、目的。観光資源としての活用を図るための調査。

3番目として、方法。本委員会に文化スポーツ課長の出席による説明。

4番目として、期間ですが、本会の特定事件である「観光の推進とそれに付随するインフラ整備について」の調査が終了するまでといたします。

以上です。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより、発委第3号 常任委員会における所管事務等の調査過程に係る所管を超えた事務等を調査することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第19、発委第4号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

森一人文教厚生常任副委員長。

[森 一人文教厚生常任副委員長登壇]

○森 一人文教厚生常任副委員長 それでは、発委第4号について説明させていただきます。

平成25年12月10日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。

提出者、嵐山町議会文教厚生常任委員会委員長、川口浩史。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由、一日も早い持続可能な社会への転換を目指し、発生抑制と再使用を促進するため、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙の意見書を国の関係機関に提出することを求めるものです。

意見書を読み上げます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進する

ための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）はリサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、嵐山町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、下記のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長 様

参議院議長 様
内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
環境大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様
農林水産大臣 様
財務大臣 様
消費者庁担当大臣 様

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 討論を終結いたします。

これより、発委第4号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○青柳賢治議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○青柳賢治議長 日程第20、発議第11号 小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書の提出について、提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書案について、ご説明いたします。

昨日の議会運営委員会の協議で、財政的な費用を伴うので、今回、意見書の提出に

政友会の皆さんは反対するというご意見がありましたので、どの程度の経費と効果についてがあるのか、ざっくりと計算いたしました。2011年3月11日から3月30日までの20日間のヨウ素131の沈着量が1平方メートル1万ベクレル以上の都道府県は、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県になります。そのゼロ歳から20歳までの人口は、総務省統計で957万8,000人です。日本国全体でのゼロ歳から19歳の人口は2,278万人ですから、その人口の20歳未満の人の42%になります。ゼロ歳から19歳の人は総人口の17%で、そのうちの42%ですから、総人口の7.5%が子宮頸がん、甲状腺がんの疑いのある子供たちの対象と計算できます。

比企郡内で甲状腺超音波検査をなさった方の話では、幼児の場合は個人負担が1,496円、小学生の場合は1,860円の個人負担であったと聞きます。診察等を含めると、甲状腺超音波検査料7,000円として計算すると670億4,000万円となります。一昨年からはまった子宮頸がんワクチンの接種経費ですが、12歳の女子は全国で57万6,000人でした。子宮頸がんワクチンを12歳の女子全員が予防接種すると、年間259億2,000万円になります。甲状腺超音波検査は、2年から3年に1度経過観察をしながら実施すると、ちょうど毎年子宮頸がんワクチンを実施する経費とほぼ同額の経費となります。

福島県では、現在のところ2年8カ月で、甲状腺超音波検査では82.4%の実施率です。超音波検査を実施した結果、緊急避難地域に指定されていない郡山市、会津若松市、福島市などでも甲状腺がんの子供が見つかり、2年8カ月のうちに、既に甲状腺がん及び疑いの子供が59人、10万人に28.9人の割合という数字が出ています。放射能による安全の閾値はありません。ヨウ素131が、2011年3月の沈着量1平方メートル1万ベクレル沈着した地域で、この10万人28.9人の割合を計算すると、2,765人の子供が将来、甲状腺がん、あるいはその疑いになります。

甲状腺がんの摘出の手術の経費は、レセプトでは7,500点から3万点でした。検査費並びに入院費、食事代は、個人負担を含めると10万円から30万円ということですから……。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） 3割負担として医療費は、総額33万円から100万円ということ。2,765人の子供に30万円から100万円の甲状腺がんの治療を行うと、総額で

9億円から28億円になります。

ところで、この2,765人の1人当たりのGDP、1年400万円として40年間を計算すると、甲状腺がんになって治療をしても4,424億円の総生産高になります。治療費2,765人の総生産高4,424億円のうち、9億円から28億円が0.2%から0.6%の値になります。

甲状腺がんは、転移して肺がんになると死に至るといえるものです。生産年齢の人口が少なくなる日本では、子供のうちの甲状腺がんの早期発見・早期治療で、日本の持続可能な発展を守る必要があります。子宮頸がんは、10代で10万人に0.2人の罹患率。現在まで、福島の子供の甲状腺がんは10万人に28.9人。国の健康政策として何に国費を使うか、自治体から発信していく時代になっています。

がん対策基本法は、平成18年制定しました。がん対策推進計画は、早期発見・早期治療と子供のがん対策、がんと診断されたときから精神的・心理的苦痛を取り除くためのケア、就労に関する問題への対応、緩和ケアなどを重点として、平成19年から29年までの計画としています。

この意見書は、がん対策基本法の趣旨を現日本の状況から推進するために必要な意見書です。チェルノブイリの原発事故、ベラルーシの状況により、子供の甲状腺がんが原発事故発生から5年で急激にふえていくことが当然予測されます。がんは遺伝子を傷つけ、細胞が異形成の状態になることから始まります。異型化した細胞を見つけ、取り除く、その後、細胞を異型化しないことで、この子供の健康を守ることが出来ます。このための対応策を国がとることは、当然財政を伴うものです。

しかし、日本の持続可能性を求めるとき、子供たちの健康を財政問題から考えるのではなく、全ての子供の健康を求めて、どのようにして政策を選択していくかを決定して、持続可能な社会の展望が初めてできます。福島原発事故による健康への被害があったとしても、希望を持って長寿化社会を支える子供たちを健康に育てることが責務であり、本意見書の提出を皆さんにお諮りしたいと思います。

意見書案を朗読いたします。

小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書

福島の子どもたち59人が小児甲状腺がんおよびがん疑いと11月12日の第13回県民健康管理調査検討委員会で発表されました。これは2次検査が終了していない子どもたちもいるので、終了した子どもたちの割合から予想される小児甲状腺がんおよびがん

疑いの発症率は10万人あたり28.9人になります。実に原発事故前の10万人あたり0.2人の145倍になります。甲状腺がんがすでにリンパ節に転移して、片方または両方のリンパ節を郭清した子どもも複数います。

福島原発事故後2年8ヶ月を経過し、子ども達の健康リスクが現れてきました。子ども達の健康のために下記のとおり求めます。

記

- 1 福島県のみならず東日本の子どもたちに小児甲状腺がんのスクリーニング検査として甲状腺超音波検査を実施すること
- 2 手術を受けた子どもたちの保護者に将来のリスクを説明し、子どもたちの心理面でのサポート体制を構築し、生涯にわたる医療の保障
- 3 医師だけでなく、疫学者、児童心理学者、公害問題を追求する環境学者も含めた専門家の調査・研究組織を設立し、現在起きている事態の分析と今後起きうる健康被害予測と対応策提言の要請

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

文部科学大臣 様

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣となっております。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 反対。

〔「賛成」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 賛成。

それでは、反対討論を行います。

第3番議員、佐久間孝光議員。

〔3番 佐久間孝光議員登壇〕

○3番（佐久間孝光議員） 小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書提出に反対をさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故による放射線の影響を懸念する声の高まりは、当然のことと考えます。そのような状況を踏まえ、国としても、その処理に全力を挙げ支援していく決意を安倍総理みずからが表明しておられます。福島県においては、先行検査として、平成23年3月11日時点でゼロ歳から18歳までの福島県民を対象に、無料にて甲状腺超音波検査を実施し、放射線の影響が考えにくい時期に甲状腺の現状確認を進めている段階であります。その検査は平成26年3月末に終わり、その後は本格検査を20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して甲状腺超音波検査を行い、長期的に見守っていくことになっております。また、同様の検査を青森県弘前市、山梨県甲府市、長崎県長崎市でも実施し、その結果の妥当について情報提供することとしております。

先ほど述べましたとおり、福島県では既に甲状腺超音波検査を実施、継続中であり、現状把握すら正確にできていない今の時点で意見書を提出するということは、十分な科学的根拠のない不要な不安をあおり、また、全ての小児甲状腺がんの原因が福島第一原発事故によるものとの誤解を招きかねません。

以上の理由から、この意見書の提出には反対をさせていただきます。

先ほど提案説明の中で、「政友会がお金を出すのが嫌だから、そういうことはしない」というような趣旨の発言がありましたけれども、私は、その委員会に出席しておりましたが、そのような意見は全く出ていないものと認識をいたしております。

〔何事か言う人あり〕

○3番（佐久間孝光議員） こういった発言が記録にとどめられるというようなシステムを逆手にとって、全ての過程をきちっと見ていない町民を誤解の方向性に導いていくような発言は、厳に慎んでいただきたいと思います。

以上です。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

続いて、第8番、河井勝久議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○8番（河井勝久議員） 小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書に賛成いたします。

福島原発事故から2年9カ月、11月の12日の福島の子供たちが小児甲状腺がん及びがん疑い59人と、福島県の第13回県民健康管理調査検討委員会は発表いたしました。医学的にも甲状腺がんはまれな病気ですから、発症したのがたとえ一人でも注目すべきことで、発症率の値は原発事故前の何と145倍となります。チェルノブイリの甲状腺がんの発病増加は、5年目から急激に増加し、因果関係も原発事故がその理由とされてきました。放射能による健康障害は甲状腺ばかりではなく、白血病もあります。国は、これからの健康被害が出ることの予測に対し、医療補償はもとより生活補償までが問題となります。

2012年6月に、議員立法で子ども被災者支援法が全会一致でできましたが、子供放射能被害の検査について、今年、復興庁は福島県内23市町村に限るという提起に対し、状況を知りたいとする親の不安は福島県内はもとより、東日本全体からも大きな反発、取り消しの意見が出たことは明らかであります。東日本全域の子供たちの甲状腺検査の実施が求められます。放射能の被害は福島県だけでなく、県外に避難した子供たちも含む、広く拡大して診断を行うべきであります。放射能被害のリスクを負った子供たちのサポート体制を構築し、子ども被災者支援法のフォローアップの取り組みを強化するためにも、繰り返し検査や健康診断が求められるものです。26年4月から実施する本格検査の対象者38万5,000人とあわせ、県内外の一次検査実施体制、二次検査実施体制の拡大強化に努め、子供たちの健康を救うためにも意見書の提出に賛成します。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより、発議第11号 小児甲状腺がんの子どもたちを救うことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○青柳賢治議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 青柳賢治議長 日程第21、発議第12号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

- 6番（畠山美幸議員） 発議第12号。

平成25年12月10日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障の税と一体改革」関連8法案が昨年8月に成立しました。そして、安倍総理は法律どおり、明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をしました。法律では、さらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっています。

消費税の引き上げは、国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、10%の引き上げ時に、消費税の軽減税率制度導入を求める意見書の提出を提案するものでございます。

裏面をごらんください。

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立しました。そして、安倍総理は法律通り明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引上げ段階では「簡素な給付措置」が実施されます。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求

められております。食料品など生活必需品と新聞等出版物に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいます。

与党の平成25年度税制改正大綱では「消費税10%への引上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されています。よって、政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求めます。

記

- 1 消費税10%の引き上げ時に、「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象品目と中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

以上です。

- 青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

- 13番（渋谷登美子議員） まず、この意見書の最初の8%引き上げ時の簡素な給付措置ですけれども、具体的にはどのようなことを指し、そして、その簡素な給付措置によって、どの程度の人がこの消費税の引き上げによる影響をどのくらい受けなくて済むのかということと、それと、次に具体的な記の中ですけれども、軽減税率を適用する対象品目と中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮、この中小・小規模事業者に対する事務負担の配慮というのは具体的にはどのようなことを指すのか。私は、8%に上げる時点で、もう既にこれが行われていなければならないと思っているのですけれども、その8%になるときはもう、中小・小規模事業者に対してのこの配慮はなされていないということですよ、現在では。ということと考えますけれども、

それについてはどのような考え方を持ってこの意見書を出すのか、伺いたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 簡素な給付措置でございますけれども、こちらは市町村民税非課税世帯1人当たり1万円と伺っております。どれだけの方が影響されないのかということは、ちょっとそれは把握しておりません。

それと、品目、中小・小規模事業者等に対する対策ということですが、やはり中小企業さんは事務負担が大変になるということで、請求書の発行などのシステムを導入していかなくてはいけないということがあります。請求書の発行側の事務負担について、システムを導入している場合は、手間がかかるのはシステム改修時のみであり、事業者の日常的な事務負担の増加は考えにくい。請求書の発行側がシステムを導入していない場合に事務負担が増加するのは、手書きで請求書などを作成している場合であり、税率ごとの取引額を計算して、記載内容を1行追加する点と考えられる。そもそも、軽減税率対象の食料品を扱い、かつシステムを導入しない事業者は、主にBTO、顧客が最終消費者の形態であり、請求書などの発行を求められる頻度自体が少ないと考えられるということで、8%のときには、5%から8%というシステムをやるのはいいのですけれども、そこからまた、8%から10%という段階的にやっていくというのがすごく手間がかかるということです。事務負担は今説明したとおりのことと、あとシステム導入、改修についてということで、納税環境の整備の観点から、いわゆる白色申告から青色申告コンピューター会計への移行奨励は、軽減税率導入論議とは関係なくこれまでも行われており、むしろ軽減税率の導入によって環境整備が一層進むものと見込まれますということでもあります。

以上です。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 全国の市町村民税非課税世帯というのは、どの程度いらっしゃるのか、それに対して1万円ということですよ。各世帯に対して1万円ということで、どのくらいの金額を国は負担する予定なのか、それを伺いたいと思います。それがまず最初に必要なことですよ。それで、そのほかの中堅の市町村民税の非課税者以外の人は、皆これを影響を受けるわけですよ。その影響に対しては、その人

たちは、影響を受ける人たちは、それぞれ食べたり、新聞を読んだり、それ日常生活品を購入したりしています。その中で、3%の値上げが出てくるわけですね。それに対しての対応策というのは、この簡素な給付措置では対応できないということになります。その点はいかがなものでしょうか。

それから、小規模事業者の事務負担のことなのですが、消費税の納税しております納税者は、かなり計算をするのは大変なのですね。それはやっているものですからわかるのです。それで、事務負担の配慮というのは、5%から8%に変わったときに、では具体的にどの程度、その事務負担が変わってくるかということ、単純に3%ふえたということで済むのでしょうか。その10%になったときに、それができるということであって、私は、消費税率を上げるのならば、そここのところで行っていかねば皆さんの合意はとれないだろうと考えていますけれども、消費税10%になった段階でそれを行う、8%になった段階でそれを行うとでは、全く消費税の納税者にとって負担が違ってきますが、それについてのお考えというのはどのようになっているのでしょうか。

それから、そのことについてですけれども、今のご説明ではさっぱりわかりませんでした。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 市町村民税非課税世帯の人数ですけれども、申しわけないのですけれども、私、その部分は把握しておりません。

〔何事か言う人あり〕

○6番(畠山美幸議員) それと、中小企業の事務的な処理のことも、先ほど申し上げたとおりです。

○青柳賢治議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、8%の引き上げ段階では簡素な給付措置を行うということで、では国は、消費税3%値上げしたことに対して、それについて、1万円を非課税世帯の人たちに配布するわけですね。その配布する金額はどの程度になって、3%に対してどのくらいのものがあるかということは把握していないで、今現在の意見書を出しているということと、それから引き上げ時の軽減税率制度の事務負担、中小事業者の事務負担に関しては、具体的にどのような形になっていくかと

いうことも把握していないで、この意見書を出されたということですね。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 人数のほうは、先ほども言ったとおり把握はしておりませんが、1万円の給付をするということは伺っておりましたので、それだけを述べさせていただきます。

それと、事務負担の件ですけれども、請求書の書き方が複雑になってくるというところは、先ほどもお話ししましたとおり、システムの導入をしている場合は手間がかかるのはシステム改修時のみであるということと、請求書の発行側がシステム導入をしていない場合には1行追加をするということで、税率ごとの取引額を計算して、記載内容を1行追加するという点が考えられるということですので、以上です。

○青柳賢治議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 質問します。

10%に引き上げたら軽減をするということで、今のありますけれども、軽減が食料品、日常生活必需品等々の中で、ある人によれば、これらを軽減することによって大幅な税収減になるということが言われているわけですね。そうすると、10%に税をいわゆる引き上げたとしても、その収入的に、総収入、税は極めて8%を割ってしまうだろうぐらいのことがあると言われているのですね。

そうすると、この日常生活必需品というのが一番、低所得者、あるいは生活困窮者等も含めて必要としているわけでありましてけれども、そういう面でいきますと、極めて税収が低くなるということになると、10%以上、さらには40%ぐらいまで引き上げていかないと、いわゆる10%までの引き上げも何の意味もなくなるのではないかと、いうふうに言われているのですね。その辺のところをどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 1%を軽減税率やることによって、4,900億から5,000億という試算が出ておりますけれども、しかしながら、やはり軽減税率をやっておかないと、8%のときは国民の方々も納得、もう本当に社会保障が危ないのだということを皆さ

んも覚悟していらっしゃるので、3%上がる時点では、そんなに経済が下がるということはないと思うのですが、またその翌年の10月に、来年の4月、その翌年の10月から、またそこから2%が税金が上がってしまうといったときの消費の冷え込みのことを考えてしまいますと、やはりここでこの軽減税率の制度を入れておかないと、もっと冷え込んでしまうと思いますので、やはりここで、そのときの税率がどこまで軽減税率をするかわかりませんよ、国のことですから。

しかしながら、そういうふう提案しておかないとどんどん冷え込んでしまうと思いますので、その点はやはり入れておくべきだと思いますし、試算では5,000億と言われております、1%が。

○青柳賢治議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 3%から5%、3%の引き上げのときも、5%の引き上げのときも、消費というのは冷え込むということは言われていました。現実には、一時的なものですが、それは。

我々が日常生活をするために、食料品なり、あるいは生活必需品、その他いろいろなものもありますけれども、これについてはどうすることもできないわけですね。一時的には、それは使わないという形であるかもしれないけれども、経済的な冷え込みというのは本当に一時的なものであって、実質的には、その後はもとに戻るわけですね。だけれども、税収というのは下げてしまうと戻らないわけですよ。何らかの形で引き上げをしない限りは。

そうすると、8%、このときにもやっておかなければ、もう10%になってから下げましようと言ったって、それはもう税収が今度落ちてくれば、当然引き上げなければならぬという声は出てくるわけですね。そこら辺を考えると、例えば生活必需品目あるいは日用品目、それらについてはどのくらいあると思いますか。

○青柳賢治議長 もう一度、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) いわゆる、この引き上げに、引き下げ、軽減する品目、これらについてどのくらいあるというふうに計算しているのでしょうか。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 8%になるときに何でやらないのかというお話ですがけれども、やはり8%の時点でやってしまったら、5%、五五、二十五、2兆5,000億も軽減税率をするというのは、それはやはり大変なことになってしまいますので、何の効果も。

消費税を上げたけれども、社会保障の部分で使えるお金が本当に減ってしまいますから、やはり8%のところまでは、もう国民の方々も、社会保障と税の一体改革というところで何らかの保障の部分がなくてはならないというのは、もう理解してくださっていると思いますので、です。で次の段階が、もう1年半先には来ているわけですよ。そういうところで、やはり何らかの手を打ってあげなければ、ましてや国民が日ごろ使う日常生活必需品と言われるものところで手当てをしておかなければ、もっと冷え込んでしまうということで、やはりそのところが一番大事なところではないかということで、低所得者のところは簡素な給付を5%から8%に上がるところでやりますということをやっているわけです。それで、今言った効果、何でしたっけ、最後のところに言った……。

〔何事か言う人あり〕

○6番（畠山美幸議員） 何、申しわけございません、最後のところのもう一回お願いします。

○青柳賢治議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） その軽減する品目については、どのくらいあるのか、それによって変わってきますからね。

○青柳賢治議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 品目ですけれども、これは私もここに書いたとおり、食料品、生活必需品、あと出版物、新聞ということで書かせていただきましたけれども、これはあとは国でどこまで品目をふやすか減らすか、それは国で判断していただくところでありますので、私はここに書いたものが最低限必要ではないかというところで書かせていただきました。

○青柳賢治議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） なかなか計算されていないというふうに思っているのですけれども、一つ一つのものが、この消費税は軽減するとき、すべきかすべきではないかというのが変わってくるのですよね。

それで、一応私たちも調べてみました。何が一番消費税で、いわゆる税を上げるのかといたら、品目によって上げるのかといたら、日用品あるいは生活必需品、これが国民生活に欠かせないものですから、その税収というのは極めて高いわけですよ。ここを軽減していくということになると、極めて税収というのは落ちるというの

は、私が先ほどから言っているとおりなのですよ。

そうすると、今後、いわゆる最高40%ぐらいまで、ヨーロッパではそういうところまで来ているわけですね。そこまで引き上げるといふふうな気持ちがあるのかどうか、そここのところをお聞きしておきたいと思います。

○青柳賢治議長 答弁を求めます。

畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） それは、私はわかりません。申しわけございません。

○青柳賢治議長 ほかに、ご苦勞さまでした。

〔発言する人なし〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 反対。賛成。

〔「賛成」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 反対討論。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 原稿をつくっていないのですけれども、基本的に消費税を上げることに関しては、ある程度、一定程度の理解はしていますけれども、消費税を上げる際には必ず軽減税率を決定してから消費税を上げる、それが国民合意を得た段階での消費税の上げ方であると思います。

8%のときはしない、そして10%になって行方。後出しじゃんけんですよ。この後出しじゃんけん、きょうも新聞報道で出ておりましたけれども、このような形で今、意見書を出すということに問題を感じます。

軽減税率を行うのであるのならば、消費税を上げるときに必ずやって、国民合意を上げてから行方。そのために、このように8%のときには簡素な給付措置、そして10%になった段階で軽減税率を考えていく、そういったことの見解書の提出には反対いたします。

○青柳賢治議長 ご苦勞さまでした。

第5番、小林朝光議員。

〔5番 小林朝光議員登壇〕

○5番（小林朝光議員） 消費税の軽減税率の導入を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

消費税が引き上げられることを手放しで喜ぶ人はいないと思います。誰も増税は望みません。しかし、社会保障費が年々増大し、その財政運営は極めて厳しいものがあります。さらに、今後の見通しも厳しさを増すことが推測される中、安定財源が見込める消費税率の引き上げは避けられないものと考えます。

しかしながら、消費税は逆進性という問題があり、低所得者には大きな打撃でもあります。それを補うため、8%引き上げ時に給付措置が行われます。8%引き上げ時から軽減税率を求める声も聞かれます。が、将来を見据えた責任ある政策の実施、財政再建、社会保障制度の維持、そして低所得者への配慮等を総合的に鑑みると、消費税10%への引き上げ時こそ、軽減税率導入の時期として適切であると考えます。

よって、軽減税率制度導入の意見書に賛成いたします。

○青柳賢治議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより、発議第12号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○青柳賢治議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長 本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成25年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月4日に開会をされ、本日まで7日間にわたり、極めて熱心なご審

議を賜り、提案をいたしました平成25年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、12月1日から冬の交通事故防止運動が始まりましたが、交通事故による死亡者は全国で3,900人を超え、埼玉県では12月4日現在168人で、ワースト5位となっています。

しかしながら、皆様もご存じのとおり、嵐山町では死亡事故ゼロが平成23年2月9日から1,000日以上続いております。これほど長期間ゼロが続いたことは今までになく、これは町民の皆様をはじめ、小川警察署、関係各位の日ごろからの交通安全に対するご協力と、交通事故防止に積極的に取り組んでいただいている成果と思っております。年末は、飲酒の機会が増加するとともに、交通事故の多発が懸念されます。今後も高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交差点事故の防止の4点を重点目標に、交通事故と犯罪の防止活動を強力に推進してまいりますので、議員各位におかれましても引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

結びに当たり、議員各位にはご健勝にて越年をされまして、新しい年におかれましても引き続きご活躍されますように心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○青柳賢治議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

平成25年第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。去る12月4日開会以来、本日まで7日間にわたり、補正予算をはじめ当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣なる審議により、提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の協力のたまものと深く感謝申し上げますとともに、衷心より厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただき、そのご労苦に対しまして厚くお礼申し上げます。そして、今期定例会、議員各位からの一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきま

しては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますようよろしく要望するところでございます。

雨が多く台風が多かったこの今年も、本年余すところわずかになりました。寒さもますます厳しくなっておりまいます。くれぐれもご自愛いただき、ご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長 これをもちまして、平成25年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員